

学生便覧

2025

【令和7年度】

HANDBOOK

UNIVERSITY OF YAMANASHI

Faculty of
Education
Medicine
Engineering
Life & Environmental Sciences

学 生 便 覧

令和 7 年度 (2025)

山梨大学

『学生便覧』 について

1. この『学生便覧』は、令和7年度入学生を対象に、修学上の基本事項、大学の諸規程、各学部履修規程等を掲載したものです。
2. 令和7年度入学生は、卒業するまでこの『学生便覧』に従って履修等を行わなければなりませんので、大切に保管してください。

目 次

I 授業・総括評価・成績等に関する基本事項

1	大学生活はキャンパス・ネットワーキング・サービス (CNS) から	1
2	学期について	1
3	単位について	1
4	授業に関する基本事項	1
5	履修申告について	3
6	総括評価について	3
7	成績について	3
8	単位互換について	4

II 沿 革

1	山梨大学の沿革	5
2	旧・山梨大学の沿革	5
3	旧・山梨医科大学の沿革	5

III 組 織

1	学 部	6
2	大 学 院	7
3	専 攻 科	7
4	学部等附属の園学校及び教育研究施設	7
5	学 生 の 定 員	8

IV 学則・諸規程

1	山梨大学学則	9
2	山梨大学専攻科細則	17
3	山梨大学学位細則	19
4	山梨大学学生交流細則	24
5	山梨大学外国人留学生細則	26
6	山梨大学研究生細則	27
7	山梨大学科目等履修生細則	28
8	GPA 制度及び履修登録単位数の上限制度に関する要項	29
9	GPT 制度に関する要項	32

V 全学共通教育科目

1	全学共通教育科目履修案内	35
2	山梨大学全学共通教育科目等履修規程	39

VI 教育学部

1	教育学部履修規程	53
細則1	キャリア形成活動（インターンシップを含む。）に関する細則	81
細則2	教育実習に関する細則	81
細則3	卒業論文等に関する細則	84
細則4	履修申告に関する細則	85
細則5	追試験に関する細則	85
	卒業要件の単位に含めることが可能な他学部の専門科目・履修方法（教育学部履修規程 14 条関係）	85
2	教育学部組織	86
3	卒業に要する最低修得単位数	87
4	取得できる学位及び教育職員免許状	90
5	履修規程と開講授業科目との関係	90
6	教育学部履修申告手続	91
7	教育学部教育職員免許状履修基準	92
8	その他の取得可能な教育職員免許状及び資格	115

9 参 考 法 規	118
教育職員免許法（抄）	118
教育職員免許法施行規則（抄）	121
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律	128
小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則	129
 Ⅶ 特別支援教育特別専攻科	
特別支援教育特別専攻科履修規程	133
 Ⅷ 医 学 部	
1 医学部医学科授業科目履修規程	137
2 医学部看護学科授業科目履修規程	143
3 医学部専門科目における欠席等の取扱いに関する申合せ	150
4 参考法規等	152
保健師免許取得に伴う養護教諭二種免許について	152
医師法（抄）	152
保健師助産師看護師法（抄）	154
5 その他	
研究医養成プログラムの概要	156
 Ⅸ 工 学 部	
1 工学部履修規程	161
細則1 履修申告に関する細則	174
細則2 再試験に関する細則	175
細則3 卒業研究に関する細則	175
細則4 再入学に関する細則	176
細則5 特別試験に関する細則	176
細則6 教育実習に関する細則	177
地域産業リーダー養成教育プログラム	178
工学の社会実践プログラム	179
特別教育プログラム	180
 Ⅹ 生命環境学部	
1 生命環境学部履修規程	183
細則1 履修申告に関する細則	193
細則2 追試験に関する細則	193
細則3 卒業論文に関する細則	194
生命環境学部履修申告手続	195
成績の通知	196
生命環境学部履修規程解説表	196
環境科学の社会実践プログラム	197
地域課題解決実践プログラム	198

I 授業・総括評価・成績等に関する基本事項

1 大学生活はキャンパス・ネットワーキング・サービス(CNS)から

本学では、学生へのお知らせ、休講、時間割変更、各種行事案内等の連絡はすべてキャンパス・ネットワーク・サービス（CNS）により伝達しますので、必ず、毎日 CNS を見る習慣をつけてください。CNS を見ていなかったために、授業の履修や成績、経済的なことなどに関し
て不利益が生じた場合も、すべて学生個人の責任となります。

CNSは、情報処理教室、学内オープンスペース端末、インターネットに接続されたパソコン及びスマートフォン等から見るすることができます。

CNS <https://cns.yamanashi.ac.jp/>

2 学期について

- ① 1 年は前期と後期の 2 つに分かれています。

前期：4月1日～9月30日 後期：10月1日～3月31日

なお、全学共通教育科目の一部では、各学期を2つの期間（クォーター）に分けて、「前期」を「第1クォーター」と「第2クォーター」、後期を「第3クォーター」と「第4クォーター」とする運用を行います。

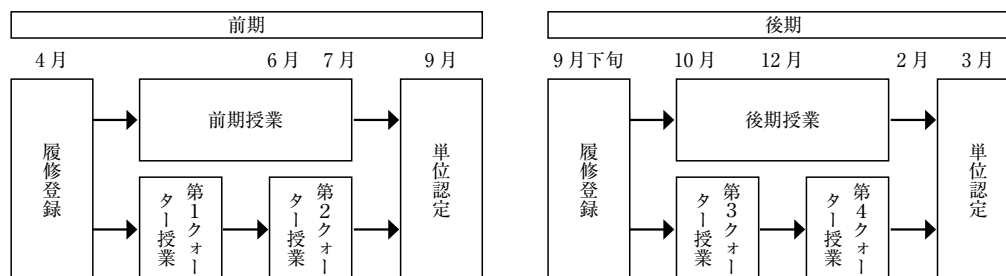
- ② 授業は、学期又はクォーターごとに完結し、各期末に総括評価を実施し、成績評価及び単位認定を行います。

(ただし、医学部の専門科目は、通年の授業科目があるため、授業担当教員の定めた日程により試験等を実施します。)

- ③ 授業は総括評価を含み、原則 15 週（クォーターの授業にあつては、原則 8 週）行います。

- ④ 履修登録は、年2回、4月初旬と9月下旬に行います。

- ⑤ 1年間のながれ



※各学期又はクォーターの授業には、総括評価を含む。

3 単位について

卒業するためには、所定の修業年限を満たすとともに、以下の定められた時間を学修し、試験等に合格して得られる単位数が学部・課程・学科の定めた単位数を満たす必要があります。

授業の時間数と単位数については、次のとおり定められています。

- ① 講義・演習……………15 時間から 30 時間の授業で 1 単位
② 実験・実習・実技……………30 時間から 45 時間の授業で 1 単位

さらに、学修の時間数と単位数については、大学設置基準第 21 条及び本学の学則第 24 条において、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業時間外に必要な学修等を考慮して定めています。

具体的には、1単位を修得するためには

- ① 講義・演習科目……………15時間の授業＋30時間の授業時間外学修
② “ “ ……………30時間の授業＋15時間の授業時間外学修
③ 実験・実習・実技科目……30時間の授業＋15時間の授業時間外学修

が要求されることになります。これらのことを理解し、しっかり勉学に励んでください。

4 授業に関する基本事項

- (1) 授業時間

時 限	時 間
I	9 : 0 0 ~ 1 0 : 3 0
II	1 0 : 4 0 ~ 1 2 : 1 0
	(昼休み)
III	1 3 : 1 0 ~ 1 4 : 4 0
IV	1 4 : 5 0 ~ 1 6 : 2 0
V	1 6 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0
VI	1 8 : 1 0 ~ 1 9 : 4 0

(注) 上記によらない特別の時限の時間は授業時間割表に掲載。

(2) 授業時間割表

授業時間割表は、学部、学科、課程（コース）ごとに作成し、各年度はじめのガイダンス時に配付します。

(3) シラバス

各授業科目の目的、概要、授業方法、成績評価の方法、教科書、授業計画についての情報は、本学のホームページに「電子シラバス」として掲載されていますので各自で確認の上、授業を申告・履修してください。 電子シラバス <https://syllabus.yamanashi.ac.jp/>

(4) 欠席の取扱い

○ 全学共通教育科目の授業・総括評価における欠席の取扱い

① 授業の欠席

学生は別表の左欄に掲げる理由により授業を欠席する場合は、同表右欄に掲げる所定の手続きを行ってください。これにより、欠席した日数は授業の開講日数（分母）にカウントされません。

ただし、授業担当教員が、受講生の欠席の期間が長期に渡るため当該授業科目の履修が不可能と判断したときは、この限りではありません。

② 試験の欠席

受験資格を有している学生が別表左欄に掲げる理由により試験を欠席する場合は、別表右欄に掲げる所定の手続きを行ってください。これにより、代替の試験又はレポート等による結果、あるいは出席状況等による評価を行い、これをもって試験に代えることがあります。授業担当教員から試験の取り扱いに関する指示を受けてください。

③ 欠席届の配付場所

教学支援部教務企画課又は各学部の教務窓口で配付しています。

別表

欠 席 理 由	所 定 の 手 続
病気（学校保健安全法第 19 条による出席停止の措置が必要な感染症を除く）、けが	授業担当教員あて、所定の欠席届に医師の診断書（コピー可）を添付して提出（代理の者の提出可）
親族（父母、兄弟姉妹、祖父母）の葬儀	授業担当教員あて、所定の欠席届に訃報のコピー等を添付して提出
災害又は公共交通機関の途絶	授業担当教員あて、所定の欠席届に災害等の発生を証明する書類（駅発行の遅延証明書や新聞のコピー等）を添付して提出
裁判員制度に基づく裁判所への出頭	授業担当教員あて、所定の欠席届に裁判所からの通知書等のコピー等を添付して提出
骨髄移植のための骨髄液等提供	授業担当教員あて、所定の欠席届に当該事実を証明する書類（コピー可）を添付して提出
集中講義、大学の授業科目として行われる実習（教育実習、介護実習、学外での調査・見学等）（＊１）	授業担当教員あて、所定の欠席届に講座主任若しくは指導教員又は当該集中講義等担当教員の署名捺印を受けたものを提出
課外活動（＊２） （公式戦等に出場する場合、又は大学の行事に参加する場合等） １ 公式戦等 （１） 本学又は部局等が構成員である組織において実施されるスポーツ大会等に参加する場合 例）関東甲信越大学体育大会 東日本医科学生総合体育大会 全日本医科学生総合体育大会 （２） 国又は地方公共団体等からの依頼によりスポーツ大会等に参加する場合 例）国民体育大会 オリンピック ２ 各種コンクール等 ３ 大学行事 （１） 学年暦における行事において、何らかの役割を持って参加する場合 例）大学祭実行委員会委員の大学祭準備 （２） その他、大学又は学部が主催する行事等に、何らかの役割を持って参加する場合	授業担当教員あて、所定の欠席届に顧問教員の承認書（コピー可）を添付して提出 （公式戦等、大学行事において左記の（例）以外及び各種コンクール等で判断がつかない場合は、教学支援部教務企画課に相談すること。）
その他就職活動等授業担当教員が相当と認める理由（＊３）	授業担当教員あて、所定の欠席届に欠席理由を証明する書類を添付して提出
感染症（学校保健安全法第 19 条による出席停止の措置が必要な感染症）	「登校許可証明書」を保健管理センター（甲府）または医学域学務課（医学部）へ提出 様式のダウンロードと詳細は保健管理センターホームページを確認のこと

（＊１）教育実習には、任意に行う教育実習も含まれる。

（＊２）上記表中課外活動において、集中講義、学外での実習等は対象外とする。

（＊３）就職活動による授業の欠席は認められません。ただし、試験等については、卒業予定年次に当たる者で、当該科目の単位が卒業に不可欠であり、かつ、採用試験・面接等の日程を明示する当該企業等からの通知のコピー等就職活動の事実を証明する書類を提出した者に限っては、代替の試験又はレポート等による結果等により総括評価に代えることがあります。

- 専門科目の授業・総括評価における欠席の取扱い

教育学部においては、以下を除き「全学共通教育科目の授業・総括評価における欠席の取扱い」と同様に扱います。
欠席理由が集中講義による欠席は、相当な理由によるものとは認められません。

医学部においては、「医学部専門科目における欠席等の取扱いに関する申合せ」(p.150)によります。

工学部においては、学生が相当な理由により授業及び試験等を欠席する場合は、「全学共通教育科目の授業・総括評価における欠席の取扱い」と同等に扱うことを原則として、事情を考慮の上、当該学生にとって不利益とならないように配慮し、当該授業担当教員が判断します。

なお、その場合でも工学部履修規程等は遵守しなければなりません。また、集中講義、学外での実習等においては、課外活動は上記の相当な理由とはならないので注意してください。

欠席の取扱いが考慮される例：学会発表、全国大会レベル以上の各種競技会出場、公的機関による各種会合への出席

生命環境学部においては、学生が相当な理由により授業及び試験等を欠席する場合は、事情を考慮の上、当該学生にとって不利益とならないよう配慮し、当該授業担当教員が判断をします。

- (5) 気象警報・特別警報及び公共交通機関途絶に伴う授業等の措置について

- ① 気象警報

山梨県下に気象警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪）又は特別警報が発令された際、学生の登校、下校に際し危険を回避するため休講措置を講じる場合には、安否確認メール等によりこの旨をお知らせします。

また、試験等が中止された場合には、当該日の試験等の日程を速やかに決定し、お知らせします。

- ② 公共交通機関途絶

公共交通機関の途絶により、授業（試験等を含む）に欠席または遅刻した学生は、その旨を授業担当教員に届け出てください。授業担当教員が、当該学生の不利益にならないよう配慮します。

5 履修申告について

授業を受講するためには、決められた申告期間、申告場所において履修申告の手続きを行わなければなりません。この手続きを行わないとたとえ授業に出席しても総括評価を受けることはできず、当然単位を修得することもできません。学生にとって、最も重要な手続きです。

各学部の履修規程等の中にも手続きが定められていますので必ず確認してください。

履修申告の期間、申告場所等については、その都度、CNS 等によりお知らせします。

6 総括評価について

- (1) 実施時期

総括評価は、原則として学期又はクォーターの各期末に実施します。

（ただし、医学部の専門科目については、授業担当教員の定めた日程により試験等を実施します。）

- (2) 被評価資格

総括評価は、当該授業科目の授業に3分の2以上（小数点以下は切り上げ）出席していなければ行われません。

従って、単位の認定が行われず、無資格となります。

- (3) 総括評価における不正行為の取扱い

総括評価の不正行為については、停学のほか、当該学期の履修科目が無効となる処分などが講じられます。

従って、卒業に必要な単位が不足するため、卒業は延期されることになります。

7 成績について

- (1) 成績評価

授業科目の成績評価は、原則として総括評価の結果によりますが、それぞれの授業科目により複数回行われる試験、出席状況、レポートなどを総合的に評価します。

評価の方法、基準については、シラバスに掲載されていますので確認してください。

- (2) 本人への成績通知

各学期はじめのガイダンス時に「修得単位通知書」により通知します。

なお、ガイダンスの実施日、実施場所及び後期のガイダンスを行わない場合の配付方法等については、その都度 CNS によりお知らせします。

- (3) 答案用紙・レポートの返却

総括評価終了後、各自の答案用紙、レポートを返却します。

返却期間、返却場所等については、その都度 CNS によりお知らせします。

ただし、教育学部、生命環境学部及び医学部の専門科目については、各学部教育委員会等が試験内容により返却することが困難と判断した

場合はこの限りではありません。

(4) 異議申し立て

通知された成績について、返却された答案用紙及びレポート等を確認した上で、異議がある場合は、異議申立期間中に教務企画課へ申し出ることができます。

異議申立期間は、その都度 CNS によりお知らせします。

ただし、医学部の専門科目の成績について異議がある場合は、随時、医学域学務課窓口に申し出てください。（異議申立期間は設定しません。）

(5) 保護者への成績通知

学生への充実した修学指導の一環として、大学が保護者と連携して学生への指導助言を行うため、各学年の前期は9月、後期は3月に、当該期までの修学状況（「修得単位通知書」）を保護者あてに郵送します。ただし、医学部2年次生以上については通年の授業科目となるため、翌年度の5月に、前年度までの修学状況を保護者あてに郵送します。

保護者または学生が「修得単位通知書」の送付を希望しない場合は、「保護者への修得単位通知書送付辞退届」を教学支援部教務企画課又は医学域学務課の各窓口に提出してください。詳細については、CNS によりお知らせします。

8 単位互換について

本学では、教育課程の充実及び学生の幅広い視野の育成と学習意欲の活性化を目的として、以下の大学等と単位互換協定を結んでいます。単位互換とは、単位互換協定を結んだ大学等の授業科目を履修し、そこで修得した単位を、本学の単位として認定するものです。

- (1) 大学コンソーシアムやまなし
- (2) 放送大学
- (3) イースタン・ケンタッキー大学
- (4) シドニー工科大学
- (5) ドレスデン工科大学
- (6) オックスフォード・ブルックス大学
- (7) コンケン大学
- (8) リヨン第三大学
- (9) 杭州電子科技大学
- (10) リュブリャナ大学
- (11) 中華人民共和国外交学院
- (12) 西南交通大学
- (13) 国立陽明交通大学
- (14) ゲオルグ・ジモン・オーム工科大学ニュールンベルク

なお、履修できる授業科目及び募集等詳細については、大学ホームページ、CNS などによりお知らせします。

Ⅱ 沿 革

1 山梨大学の沿革

平成 14 年 10 月	旧・山梨大学と旧・山梨医科大学を統合し、山梨大学が開学
平成 15 年 4 月	大学院医学系研究科および工学研究科を廃止し、大学院医学工学総合研究部・教育部設置 留学生センター設置
平成 16 年 4 月	国立大学法人山梨大学 発足
平成 17 年 4 月	大学教育研究開発センター設置
平成 19 年 4 月	キャリアセンター設置 国際流域環境研究センター設置
平成 20 年 4 月	燃料電池ナノ材料研究センター設置
平成 22 年 4 月	教職大学院（教育実践創成専攻）設置
平成 24 年 4 月	生命環境学部設置 教育人間科学部および工学部を改組
平成 26 年 4 月	教育国際化推進機構設置 留学生センターおよび大学教育研究開発センターを廃止し、 大学教育センター、教養教育センターおよび国際交流センター設置
平成 26 年 8 月	発生工学研究センター設置
平成 26 年 10 月	大学院総合研究部設置
平成 28 年 4 月	大学院医学工学総合教育部を廃止し、大学院医工農学総合教育部設置 教育人間科学部を教育学部に改組
平成 28 年 7 月	アドミッションセンター設置
平成 30 年 4 月	学生サポートセンター設置
平成 31 年 4 月	教育学研究科改組
令和 元 年 10 月	学際的脳－免疫研究センター設置
令和 3 年 2 月	地域人材養成センター設置
令和 3 年 4 月	学際的脳－免疫研究センターを山梨GLIAセンターに発展的改組
令和 4 年 6 月	燃料電池ナノ材料研究センターを水素・燃料電池ナノ材料研究センターに改称
令和 5 年 1 月	教育国際化推進機構を教育統括機構に改編 大学教育センター及び教養教育センターを廃止し、大学教育・DX推進センターに改編 国際交流センターを国際化推進センターに改称
令和 5 年 10 月	国際流域環境研究センターおよび山梨 GLIA センターの設置形態変更
令和 6 年 4 月	工学部改組
令和 7 年 1 月	全学共通教育センター設置

2 旧・山梨大学の沿革

昭和 24 年 5 月	学芸学部及び工学部の 2 学部で山梨大学設置
昭和 32 年 4 月	工学専攻科設置
昭和 40 年 4 月	大学院工学研究科修士課程設置
昭和 41 年 4 月	学芸学部を教育学部に改称
昭和 42 年 4 月	教育専攻科設置
昭和 44 年 4 月	保健管理センター設置
平成 2 年 6 月	地域共同開発研究センター設置
平成 4 年 4 月	大学院工学研究科博士課程設置
平成 7 年 4 月	大学院教育学研究科修士課程設置
平成 7 年 4 月	機器分析センター設置
平成 9 年 4 月	総合情報処理センター設置
平成 10 年 4 月	教育学部を教育人間科学部に改組
平成 13 年 4 月	クリーンエネルギー研究センター設置

3 旧・山梨医科大学の沿革

昭和 53 年 10 月	山梨医科大学開学
昭和 55 年 4 月	学生受け入れ開始
昭和 58 年 4 月	医学部附属病院開設
昭和 61 年 4 月	大学院医学研究科博士課程設置
平成 2 年 6 月	医学部附属実験実習機器センター設置
平成 4 年 4 月	医学部附属動物実験施設設置
平成 7 年 4 月	医学部看護学科設置
平成 10 年 4 月	保健管理センター設置
平成 11 年 4 月	大学院医学系研究科（修士課程）看護学専攻設置
平成 14 年 4 月	総合分析実験センター設置

Ⅲ 組 織

1 学 部

(1) 教育学部

学 部	課 程・コース		備 考
教 育 学 部	学 校 教 育 課 程	幼 小 発 達 教 育 コ ー ス	
		障 害 児 教 育 コ ー ス	
		言 語 教 育 コ ー ス	
		生 活 社 会 教 育 コ ー ス	
		科 学 教 育 コ ー ス	
		芸 術 身 体 教 育 コ ー ス	
		や ま な し 小 学 校 教 育 コ ー ス	

(2) 医学部

学 部	学 科	備 考
医 学 部	医 学 科	
	看 護 学 科	

(3) 工学部

学 部	学 科	クラス（１年次）	コース（２年次以降）	備 考
工 学 部	工 学 科	化 学 系 ク ラ ス	クリーンエネルギー化学コース	
			応用化学コース	
		土 木 環 境 系 ク ラ ス	土木環境工学コース	
		情 報 系 ク ラ ス	コンピュータ理工学コース	
		機 械 電 気 系 ク ラ ス	機械工学コース	
			メカトロニクスコース	
			電気電子工学コース	
		総 合 工 学 ク ラ ス	（上記各コースへ所属）	

(4) 生命環境学部

学 部	学 科	備 考
生 命 環 境 学 部	生 命 工 学 科	※バイオ・メディカルデータサイエンス特別コースは、２年次以降の配属となります。
	バイオ・メディカルデータサイエンス特別コース※	
	地 域 食 物 科 学 科	
	ワ イ ン 科 学 特 別 コ ー ス	
	環 境 科 学 科	
	地 域 社 会 シ ス テ ム 学 科	
	観 光 政 策 科 学 特 別 コ ー ス	

2 大 学 院

研究科・教育部名	課 程	専 攻 名	
教 育 学 研 究 科	教 職 大 学 院 の 課 程	教 育 実 践 創 成 専 攻	
医 工 農 学 総 合 教 育 部	修 士 課 程	生 命 医 科 学 専 攻	
		看 護 学 専 攻	
		工 学 専 攻	機 械 工 学 コ ー ス
			電 気 電 子 工 学 コ ー ス
			コ ン ピ ュ ー タ 理 工 学 コ ー ス
			メ カ ト ロ ニ ク ス 工 学 コ ー ス
			土 木 環 境 工 学 コ ー ス
			応 用 化 学 コ ー ス
			先 端 材 料 理 工 学 コ ー ス
			流 域 環 境 科 学 特 別 教 育 プ ロ グ ラ ム
			グ リ ー ン エ ネ ル ギ ー 変 換 工 学 特 別 教 育 プ ロ グ ラ ム
		生 命 環 境 学 専 攻	バ イ オ サ イ エ ン ス コ ー ス
			食 物 ・ ワ イ ン 科 学 コ ー ス
			地 域 環 境 マ ネ ジ メ ン ト コ ー ス
	4 年 博 士 課 程	医 学 専 攻	
	3 年 博 士 課 程	ヒ ュ ー マ ン ヘ ル ス ケ ア 学 専 攻	
		工 学 専 攻	シ ス テ ム 統 合 工 学 コ ー ス
			エ ネ ル ギ ー 物 質 科 学 コ ー ス
			環 境 社 会 シ ス テ ム 学 コ ー ス
		統 合 応 用 生 命 科 学 専 攻	生 命 農 学 コ ー ス
			生 命 医 科 学 コ ー ス
			生 命 工 学 コ ー ス

3 専 攻 科

専 攻 科 名	専 攻 名	備 考
特別支援教育特別専攻科	障 害 児 教 育 専 攻	

4 学部等附属の園学校及び教育研究施設

学 部	園 学 校 及 び 教 育 研 究 施 設
教 育 学 部	幼 稚 園 校 小 学 校 中 学 校 特 別 支 援 学 校 教 育 実 践 総 合 セ ン タ ー
医 学 部	医 学 部 附 属 病 院 C S T セ ン タ ー
工 学 部	も の づ く り 教 育 実 践 セ ン タ ー 工 学 部 附 属 基 礎 教 育 セ ン タ ー
生 命 環 境 学 部	生 命 環 境 学 部 附 属 農 場 生 命 環 境 学 部 附 属 基 礎 教 育 セ ン タ ー
総 合 研 究 部	ワ イ ン 科 学 研 究 セ ン タ ー ク リ ス タ ル 科 学 研 究 セ ン タ ー 出 生 コ ホ ー ト 研 究 セ ン タ ー 地 域 防 災 ・ マ ネ ジ メ ン ト 研 究 セ ン タ ー 高 度 生 殖 補 助 技 術 セ ン タ ー 統 合 オ ミ ク ス 研 究 セ ン タ ー

5 学生の定員（令和7年度）

（単位：人）

区 分			入学定員	収容定員	
教 育 学 部	学校教育課程	幼 小 発 達 教 育 コ ー ス	[13]	470	
		障 害 児 教 育 コ ー ス	[18]		
		言 語 教 育 コ ー ス	[11]		
		生 活 社 会 教 育 コ ー ス	[16]		
		科 学 教 育 コ ー ス	[22]		
		芸 術 身 体 教 育 コ ー ス	[16]		
		や ま な し 小 学 校 教 育 コ ー ス	[14]		
医 学 部	医 学 科	125	750		
	看 護 学 科	60	240		
	計	185	990		
工 学 部	工 学 科	クリーンエネルギー化学コース(化学系クラス)	365 (20)	1,460 (40)	
		応 用 化 学 コ ー ス (化 学 系 ク ラ ス)			
		土木環境工学コース(土木環境系クラス)			
		コンピュータ理工学コース(情報系クラス)			
		機 械 工 学 コ ー ス (機 械 電 気 系 ク ラ ス)			
		メカトロニクスコース(機械電気系クラス)			
		電気電子工学コース(機械電気系クラス)			
総 合 工 学 ク ラ ス					
生 命 環 境 学 部	生命工学科(バイオ・メディカルデータサイエンス特別コース)		50	170	
	地 域 食 物 科 学 科 (ワ イ ン 科 学 特 別 コ ー ス)		37	148	
	環 境 科 学 科		30	120	
	地 域 社 会 シ ス テ ム 学 科 (観 光 政 策 科 学 特 別 コ ー ス)		48	192	
	計		165	630	
教 育 学 研 究 科	教職大学院の課程	教 育 実 践 創 成 専 攻	38	76	
医 工 農 学 総 合 教 育 部	修 士 課 程	生 命 医 科 学 専 攻		10	20
		看 護 学 専 攻		7	21
		工学専攻	機 械 工 学 コ ー ス	[23]	362
			電 気 電 子 工 学 コ ー ス	[23]	
			コンピュータ理工学コース	[23]	
			メカトロニクス工学コース	[23]	
			土 木 環 境 工 学 コ ー ス	[15]	
			応 用 化 学 コ ー ス	[36]	
			先 端 材 料 理 工 学 コ ー ス	[23]	
			流域環境科学特別教育プログラム	[10]	
			グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム	[5]	
		生命環境学専攻	バイオサイエンスコース	45	90
			食 物・ワ イ ン 科 学 コ ー ス		
			地 域 環 境 マ ネ ジ メ ン ト コ ー ス		
		計		243	493
	4 年 博 士 課 程	医 学 専 攻		20	80
	3 年 博 士 課 程	ヒ ュ ー マ ン ヘ ル ス ケ ア 学 専 攻		4	12
		工学専攻	シ ス テ ム 統 合 工 学 コ ー ス	23	69
			エ ネ ル ギ ー 物 質 科 学 コ ー ス		
			環 境 社 会 シ ス テ ム 学 コ ー ス		
		統合応用生命科学専攻	生 命 農 学 コ ー ス	10	30
			生 命 医 科 学 コ ー ス		
			生 命 工 学 コ ー ス		
	計		57	191	
専 攻 科	特別支援教育特別専攻科	A	コ ー ス	18 [14]	18
		B	コ ー ス	[4]	
合 計			1,181 (20)	4,328 (40)	

注 1. () は、編入学定員（外数）を示す。

2. [] は、募集人員（内数）を示す。

Ⅳ 学則・諸規程

1 山梨大学学則

制 定 平成 16 年 4 月 1 日
最終改正 令和 7 年 1 月 27 日

第1節 総 則

(目的及び使命)

第1条 山梨大学(以下「本学」という。)は、学術文化を担う開かれた教育研究機関として、それぞれの専門領域での教育研究を推進するとともに、広く諸学の融合による学際領域を創造することを目的とし、豊かな教養と専門知識・技術を備え、倫理性、独創性に富み、自主独立の精神を尊ぶ人材を育成することを使命とする。教育と研究はそのいずれかに偏ることなく、大学全体として相互の調和を図る。

本学は地域社会との連携によって地域の知の中核となり、その知の集積を地域をこえて世界に発信し、国際社会に貢献する。

(学部等)

第2条 本学に、次の学部及び課程・学科を置く。

教育学部	学校教育課程
医学部	医学科 看護学科
工学部	工学科
生命環境学部	生命工学科 地域食物科学科 環境科学科 地域社会システム学科

2 前項の各学部に置く課程・学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

3 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第2条の規定に基づく、第1項の各学部、各課程、各学科の人材養成上の目的、及び教育目標は、別表第2のとおりとする。

4 学部に置く学科目等については、別に定める。

5 本条に定めるもののほか、学部に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期に2つの期間(以下「クォーター」という。)を置くことができる。

3 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

第5条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(但し、甲府キャンパスにおいては、学年暦で定めた休日授業日を除く)

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、別に定める。

3 臨時の休業日については、その都度定める。

第3節 入 学

(入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第7条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したものの
(入学出願の手続)

第8条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

(入学者の選考)

第9条 入学志願者については、選考の上、当該学部教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第10条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学誓約書その他指定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。

ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納入については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(再入学)

第11条 本学を退学し、又は本学から除籍された者が再入学を願い出たときは、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

(転入学)

第12条 他の大学から、本学へ転入学を志願する者については、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を志願する者は、現に在籍する大学の学長又は学部長の許可証を提出しなければならない。

(編入学)

第13条 本学に編入学を志願する者（次条に規定する者を除く。）については、選考の上、入学を許可することがある。

2 編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学卒業者
 - (2) 短期大学卒業者
 - (3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (4) 高等専門学校卒業者
 - (5) 高等学校等の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第7条に規定する入学資格を有する者に限る。）
 - (7) その他本学において、これらと同等以上の学力があると認められた者
- 3 前項各号に掲げる者のほか、医学進学課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者の編入学については、医学部が別に定める。

第14条 削除

第15条 削除

(入学前の既修得単位等の取扱)

第16条 第11条から前条までの規定により入学を許可された者の入学前の修得単位の取扱い及び修学すべき年数並びに在学年限については、当該学部が定めるものとする。

(転学部、転課程、転学科等)

第17条 本学の学生で、他の学部転学部を志願する者がある場合は、当該教授会の意見を聴いて、相当年次に転学部を許可することがある。

2 学部の学生で、その所属する学部の課程、学科及びそれらに設置されるコース・専修から、同一学部の他の課程、学科、コース・専修を志願する者については、当該学部教授会の意見を聴いて、許可することがある。

3 本条に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては6年とする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第19条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する大学入学資格を有する者が、第42条に規定する科目等履修生として一定の単位を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数等を勘案して当該学部の定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えることはできない。

(在学年限)

第20条 在学年限は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 医学部医学科においては、1年次及び2年次、3年次及び4年次並びに5年次及び6年次の各2学年における在学年数はそれぞれ4年を超えることはできない。

3 医学部看護学科においては、1年次及び2年次並びに3年次及び4年次の各2学年における在学年数はそれぞれ4年を超えることはできない。

第5節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第21条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の知識・技能を修得させるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養できるよう適切に配慮するものとする。

(教育課程及び履修方法)

第22条 教育課程及び履修方法については、山梨大学全学共通教育科目等履修規程及び各学部の定めるところによる。

(授業の方法)

第23条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定める授業の方法により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 卒業に必要な所定の単位数のうち、前項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、卒業に必要な所定の単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第1項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは、第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

5 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(1単位当たりの授業時間)

第24条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業について、講義と実習など二以上の方法の併用により行う場合は、第1号及び第2号の規定を考慮の上、大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定に関わらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第25条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第26条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(連携開設科目における授業科目の履修等)

第26条の2 大学設置基準第19条の2に規定する連携開設科目において修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第27条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第28条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に次の各号のいずれかに該当する単位を有する場合において、その単位を本学入学後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 大学又は短期大学(外国の大学及び短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位

(2) 大学設置基準第31条に規定する科目等履修生として修得した単位

2 本学が教育上有益と認められるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修について、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第29条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の審査(以下「試験等」という。)の上、単位を与えるものとする。

2 試験等及び単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 教育職員免許状

(教育職員免許の取得)

第30条 学生が、教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする場合は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部学科又は課程において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第3のとおりとする。

第7節 留学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(留学)

第31条 学生が、第26条第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学において修学しようとするときは、所定の手続を経て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第18条に規定する修学年限及び第20条に規定する在学年限の期間に算入する。

(休学)

第32条 学生が、病気その他特別の理由により2か月以上修学することができないときは、所定の手続を経て、休学することができる。

2 病気等の理由により修学することが適当でないと認める学生に対しては、学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第33条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、通算3年（医学部医学科にあっては4年）まで休学を許可することがある。

2 休学した期間は、第18条に規定する修業年限及び第20条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第34条 学生が休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、復学することができる。

(転学)

第35条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第36条 学生が退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。

2 学生が、学業成績不振により成業の見込みがないと認められたときには、所属学部教授会の意見を聴いて、学長は退学を命ずることができる。

(除籍)

第37条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所定の手続を経て、学長は当該学生を除籍する。

- (1) 第20条の期間在学してなお所定の単位を修得しない者
- (2) 第33条第1項の期間を超えてなお復学できない者
- (3) 入学科の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学科料を納入しない者
- (4) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者

第8節 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第38条 第18条に規定する期間（第16条の規定により在学すべき年数を定められた者については、当該年数）以上在学し、卒業要件単位を修得した者については、所属学部教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

2 学士の学位に附記する専攻分野の名称は、別に定める。

第9節 賞 罰

(表彰)

第39条 学生として表彰に値する行為があった場合は、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第40条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、所属学部教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第18条に規定する修業年限には算入せず、第20条に規定する在学年限には算入する。

第10節 研究生等

(研究生)

第41条 本学において特定の事項について研究することを志願する者に対しては、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 42 条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者に対しては、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 43 条 他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者に対しては、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 44 条 外国人で、学部学生、研究生、科目等履修生又は特別聴講学生として本学に入学を志願する者に対しては、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 節 その他

(検定料、入学料及び授業料)

第 45 条 本学の検定料、入学料及び授業料に関する規程は、別に定める。

(寄宿舎)

第 46 条 学生は、希望により本学の寄宿舎に入舎することができる。

2 寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 47 条 本学に公開講座を設けることがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 48 条 この学則の改正については、教育研究評議会において、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

別表第1（第2条第2項関係）

（単位：人）

学 部	学 科 又 は 課 程	入学定員	編入学定員	収容定員
教 育 学 部	学 校 教 育 課 程	110		440
	計	110		440
医 学 部	医 学 科	105		630
	看 護 学 科	60		240
	計	165		870
工 学 部	工 学 科	365	20	1,500
	計	365	20	1,500
生 命 環 境 学 部	生 命 工 学 科	50		200
	地 域 食 物 科 学 科	37		148
	環 境 科 学 科	30		120
	地 域 社 会 シ ス テ ム 学 科	48		192
	計	165		660
合 計		815	20	3,510

別表第2（第2条第3項関係）

学 部	人材養成上の目的	教 育 目 標
教育学部	人間と文化・社会に関する幅広い視野と教養をもち、人間の生涯発達と学習についての専門的な知識を備え、豊かな人間生活の構築に寄与する人材の養成	人間の生涯発達を視野に収め、教育に対する情熱と課題を解決する高い実践力を備え、豊かな人間生活の構築に寄与する教育人の養成を目指します。
医学部	深い人間愛と広い視野を持ち、医の倫理を身に付け、科学的根拠に基づいた医学的知識、技術を備え、地域医療や国際医療に貢献できる医療人や国際的に活躍できる優れた研究者の養成	病める人の苦痛を自らの苦痛と感ずることができ、生涯にわたって医学的知識、技術の修得に努め、地域社会・国際社会の保健医療・福祉に貢献する人材及び疾患の原因解明や治療法の開発に寄与できる研究者の養成を目指します。
工学部	広い教養と深い専門知識を身につけ、豊かな想像力と優れた判断力を備えた、将来を担う工学系技術者の養成	基礎的・専門的学力、論理的な表現力やコミュニケーション能力を修得するとともに、工学技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に負っている責任を理解し、科学的知見と技術を総合して社会的課題を解決する能力、すなわちエンジニアリングデザイン能力を身につけた人材の養成を目指します。
生命環境学部	自然と社会の共生科学に基づき、広い視野と深い専門知識を身につけ、持続可能な地域社会の繁栄を担う人材の養成	生命科学・食物生産・環境科学・社会科学に関する実践教育により、広範な知識を統合し、問題を発見し解決する能力を身につけ、自然と社会の共生科学の観点から持続可能で豊かな地域社会を実現できる人材の養成を目指します。

学科、課程	人材養成上の目的	教 育 目 標
学校教育課程	子どもの発達と教育の道筋を学び、新しい時代の教育文化と学校教育を担い切り拓く人材の養成	人間の生涯発達・生涯学習のなかで学校教育の課題を捉え、教育文化・教科の広がりを見通すことのできる豊かな教養を基盤に、 ① 子どもの発達と教育の過程を長期スパンで把握するとともに、個々の内面と可能性を深く洞察することができ、 ② 学校教育の特定の教科、あるいは幼小連携、特別支援、学校運営といった特定の課題に関して、得意分野を持ち、 ③ 教室の内外における実践活動を計画・実行し、その結果を評価・省察して、次の教育活動に活かすことのできる、実践的指導力の高い教育者の養成を目指します。
医学科	現代医療・医学を担う、優れた臨床医・医学研究者の養成	幅広い知識と高度な技能の獲得とともに、人格の涵養にも重点を置いた教育プログラムを実施し、21世紀の医療を担う優れた医師及び医学研究者の養成を目指します。
看護学科	深い人間愛と広い視野を持つ、人間性豊かな看護専門職の養成	社会的ニーズを的確に捉え、急速に進展する保健・医療・福祉の動向にも目を向けつつ、創造と実践による教育・研究を行い、質の高い看護サービスを提供できる優れた看護専門職と、将来指導の立場で活躍できる人材の養成を目指します。
工学科	広い教養と深い専門知識を身につけ、豊かな想像力と優れた判断力を備えた、将来を担う工学系技術者の養成（再掲）	基礎的・専門的学力、論理的な表現力やコミュニケーション能力を修得するとともに、工学技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に負っている責任を理解し、科学的知見と技術を総合して社会的課題を解決する能力、すなわちエンジニアリングデザイン能力を身につけた人材の養成を目指します。（再掲）
生命工学科	最先端のバイオテクノロジーで人類の未来を切り拓く人材の養成	生命工学は生物が持つ多様な機能を解明し、それらの応用を目指す学問分野です。生命工学が生み出す先端のバイオテクノロジーは、様々な分野に大きな変革をもたらしています。バイオテクノロジーによって解決すべき課題を自らの力で見だし、それらの課題を高い創造性をもって解決できる能力を備えた研究者、技術者の養成を目指します。 「バイオ・メディカルデータサイエンス特別コース」では、さらにデータサイエンスを用いて解決できる能力を備えた研究者、技術者の養成を目指しています。
地域食物科学科	食の美味しさや豊かさを探求し、人類が直面する食料問題の解決を目指す人材の養成	食物科学や農学に関する専門知識・技術を基礎として、果樹・野菜生産や食品製造、資源・環境などの多角的な視点から、人類が直面する食料問題に取り組める人材の養成を目指します。 「ワイン科学特別コース」 ブドウやワインに関する高度な専門知識と実践的な技術力を備え、ワイン製造に熱意を持った技術者・研究者の養成を目指します。
環境科学科	人類の生存基盤である地球環境の理解を通じ、自然と共生した持続可能な社会の形成に貢献できる人材を養成	人と自然との関わりを理解し、自然環境の現状や人間活動の影響を分析・評価するための環境計測技術と環境保全施策に関する専門知識を兼ね備え、さらに多様な立場・分野・考えをもつ人々と協働しながら環境課題の解決に取り組むことのできる人材の養成を目指します。
地域社会システム学科	持続可能な社会の繁栄という観点から新たな発展モデルの確立を目指し、社会経営に関わる理論的知識と実践力をバランスよく身につけた人材の養成	社会経営すなわち企業や社会のマネジメントに関連の深い経済学、経営学、法律学、政治学の4分野の基礎的知識および、実務能力の基盤となる数理的手法と調査手法を修得するとともに、グローバル系科目やローカル系実習科目を用意し、国際的な視座を獲得することにより、地域の持続的発展に向けて社会を経営する能力を持つ人材の養成を目指します。 「観光政策科学特別コース」 インバウンド型の観光振興を念頭に置いた地域志向型教育を実践し、地域資源の観光への活用、地域資源の保全・保護と景観形成、観光プロモーション、地域の歴史・文化、異文化コミュニケーションなどに関する知識と実践力を身につけ、地域のリーダーとして活躍し、地方創生に寄与する人材の養成を目指します。

別表第3（第30条第2項関係）

学 部	学 科 又 は 課 程	教員免許状の種類及び免許教科又は領域	
教 育 学 部	学 校 教 育 課 程	小 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	
		中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、 保健体育、技術、家庭、英語
		高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、 音楽、美術、書道、保健体育、家庭、 情報、工業、英語
		特別支援学校教諭 一 種 免 許 状	(知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)
		幼 稚 園 教 諭 一 種 免 許 状	
工 学 部	工 学 科	高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	理科、工業

2 山梨大学専攻科細則

制 定 平成 29 年 1 月 31 日

最終改正 令和 7 年 1 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人山梨大学基本規則第 34 条第 2 項の規定に基づき、山梨大学特別支援教育特別専攻科（以下「専攻科」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 専攻科は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力であると認められた者に対して、精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(組織及び収容定員)

第 3 条 専攻科に、次の専攻及びコースを置く。

障害児教育専攻

A コース（特別支援学校教諭一種免許状取得コース）

B コース（特別支援学校教諭専修免許状取得コース）

2 専攻科の収容定員は、18 人とする。

3 専攻科の基礎となり、その運営にあたる学部は、教育学部（以下「学部」という。）とする。

(修業年限及び在学年限)

第 4 条 専攻科の修業年限は、1 年とする。

2 専攻科には、2 年を超えて在学することはできない。

(授業科目及び単位数)

第 5 条 専攻科で開講する授業科目及び単位数は、別に定める。

(履修方法等)

第 6 条 学生は、在学期間中に前条の授業科目を履修し、A コースにあつては 35 単位以上を、B コースにあつては 30 単位以上を修得しなければならない。

2 前項の履修の方法は、別に定める。

第 6 条の 2 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則で定める所要の単位を修得しなければならない。

2 専攻科において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

障害児教育専攻 A コース 特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）

障害児教育専攻 B コース 特別支援学校教諭専修免許状（知・肢・病）

(修了証書の授与)

第 7 条 専攻科に 1 年以上在学し、第 6 条第 1 項に規定する単位を修得した者については、修了証書を授与する。

2 修了証書の様式は、別記様式のとおりとする。

(学年、学期及び休業日)

第 8 条 学年、学期及び学年中の休業日は、山梨大学学則（以下「学則」という。）で定めるところによる。

(入学時期)

第 9 条 学生を入学させる時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 10 条 障害児教育専攻 A コースに入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者とする。ただし、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者は、第 4 号の適用を受けたものとして入学資格を有するものと認める。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

2 障害児教育専攻 B コースに入学することのできる者は、特別支援学校教諭の知的障害者に関する教育の領域若しくは肢体不自由者に関する教育の領域の一種免許状を有する者、又は養護学校教諭一種免許状を有する者とする。

(入学出願の手続)

第 11 条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

(入学者の選考及び入学手続)

第 12 条 入学志願者については、選考の上、学部教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考及び入学の手続については、別に定める。

(休学)

第 13 条 学生が病気その他特別の理由により 2 月以上修学することができないときは、所定の手続を経て、休学することができる。

2 病気等の理由により修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第14条 休学の期間は、1年以内とする。

2 休学した期間は、第4条第2項に規定する在学年限及び第7条第1項に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第15条 学生が休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願出、復学することができる。

(退学)

第16条 学生が退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願出、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第17条 除籍については、学則の規定を準用する。

(表彰及び懲戒)

第18条 表彰及び懲戒については、学則の規定を準用する。

(検定料等)

第19条 検定料、入学科及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。

(他の規定の準用)

第20条 この細則に定めるもののほか、本学の諸規則中學生に関する規定は、専攻科の學生に準用する。

(改正)

第21条 この細則の改正については、教育研究評議会において、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

(専攻科・修了)

第		号	
修了証書			
氏		名	
年		月	日生
本学特別支援教育特別専攻科障害児教育 専攻の課程を修了したことを証する			
年		月	日
大学印		山梨大学長印	

3 山梨大学学位細則

制 定 平成 27 年 11 月 26 日

最終改正 令和 4 年 11 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号。以下「省令」という。）第 13 条、山梨大学学則（以下「学則」という。）第 38 条第 2 項及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 40 条第 5 項の規定に基づき、山梨大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本学が授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学部	学士（教育）
医学部	学士（医学）
〃	学士（看護学）
工学部	学士（工学）
生命環境学部	学士（生命工学）
〃	学士（農学）
〃	学士（環境科学）
〃	学士（社会科学）

3 修士の学位に付記する専攻分野等の名称は、次のとおりとする。

医工農学総合教育部修士課程	
生命医科学専攻	修士（医科学）
看護学専攻	修士（看護学）
工学専攻	修士（工学）
生命環境学専攻	修士（農学）
〃	修士（学術）

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医工農学総合教育部博士課程	
4 年博士課程	
医 学 専 攻	博士（医学）
3 年博士課程	
ヒューマンヘルスケア学専攻	博士（看護学）
工 学 専 攻	博士（工学）
〃	博士（学術）
統合応用生命科学専攻	博士（農学）
〃	博士（生命医科学）
〃	博士（生命工学）

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に対し授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に対し授与する。

4 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院教職大学院の課程を修了した者に対し授与する。

5 第 3 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

(学位論文の中間審査)

第 4 条 本学大学院博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合において、専攻により、学位論文の提出に先立って、別に定める学位論文の中間審査を行うことがある。

(修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文の提出)

第 5 条 本学大学院修士課程又は博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するものとする。

(修士課程を修了しようとする者の研究成果の提出)

第 5 条の 2 本学大学院修士課程を修了しようとする者が、前条に規定する学位論文に代え、山梨大学大学院学則第 37 条第 1 項に規定する特定の課題についての研究成果（以下「研究成果」という。）の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、研究成果審査願に研究成果及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第6条 第3条第5項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するとともに、国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程第8条に規定する学位論文審査手数料を納入しなければならない。

2 前項の場合において、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。

(学位論文又は研究成果の提出)

第7条 提出する学位論文又は研究成果は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 学位論文又は研究成果の審査のため必要があると認めるときは、提出者に対して、当該論文の訳文、模型、標本等の資料の提出を求めることができる。

(学位論文、研究成果及び学位論文審査手数料の返付)

第8条 受理した学位論文、研究成果及び既納の学位論文審査手数料は、返付しない。

(審査の付託)

第9条 医工農学総合教育部長は、第5条及び第6条第1項により提出された学位論文又は研究成果を受理したときは、その審査及び最終試験又は専攻分野に関する学力の確認を医工農学総合教育部教授会に付託するものとする。

(審査委員)

第10条 医工農学総合教育部教授会は、前条の付託を受けたときは、審査する学位論文又は研究成果ごとに、審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、論文等審査委員会を設置する。

2 論文等審査委員会の委員の選出等については、別に定める。

(最終試験)

第11条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者に対する最終試験は、学位論文又は研究成果の審査が終わった後、その関連分野について、口答又は筆答により行うものとする。

(学力の確認)

第12条 第3条第5項の規定により、学位論文を提出して学位の授与を申請した者に対する学力の確認は、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するか否かについて、口頭又は筆答試問により行うものとする。

(学力確認の特例)

第13条 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者が、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者であるときは、医工農学総合教育部教授会で定める年限内に限り、前条の学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第14条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文又は研究成果の審査及び最終試験は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。

2 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者の審査期間は、医工農学総合教育部長が当該学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由が生じ、医工農学総合教育部教授会が承認したときは、その期間を更に1年以内に限り延長することができる。

(審査結果の報告)

第15条 論文審査委員会は、学位論文又は研究成果の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を、文書をもって医工農学総合教育部教授会に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第16条 医工農学総合教育部教授会は、前条の報告に基づき学位授与の可否を審議し、議決するものとする。

2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第17条 医工農学総合教育部長は、前条第1項の議決をしたときは、議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与等)

第18条 学長は卒業を認定した者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき、学位の授与を決定した者には所定の学位記を授与し、学位を授与することが適当でないとされた者には、その旨を通知するものとする。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

第19条 学長は、修士又は博士の学位を授与したときは、本学の学位簿に登録する。

2 第18条第2項の規定により、博士の学位を授与したときは、学長は省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第21条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて関

覧に供しなければならない。

3 前2項の規定により博士の学位論文を公表する場合には、「山梨大学審査学位論文（博士）」又は「山梨大学審査学位論文（博士）要旨」と明記しなければならない。

（学位の名称）

第22条 本学の修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「山梨大学」と付記するものとする。

（学位授与の取消）

第23条 本学において修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は教育学研究科委員会又は医工農学総合教育部教授会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 前項の議決をする場合には、第16条第2項の規定を準用する。

（学位記の様式）

第24条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

（雑則）

第25条 この細則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

(教育学部学校教育課程・学士)

教育学第	号
学 位 記	
氏	名
年 月	日生
本学教育学部学校教育課程〇〇教育 コースにおいて所定の単位を修めて本学 を卒業したことを認め学士(教育)の学位 を授与する	
年 月 日	
大学印	山梨大学長 印

(医学部医学科・学士)

医学第	号
学 位 記	
氏	名
年 月	日生
本学医学部医学科において所定の課程 を修めて本学を卒業したことを認め学 士(医学)の学位を授与する	
年 月 日	
大学印	山梨大学長 印

(医学部看護学科・学士)

医学第	号
学 位 記	
氏	名
年 月	日生
本学医学部看護学科において所定の課 程を修めて本学を卒業したことを認め 学士(看護学)の学位を授与する	
年 月 日	
大学印	山梨大学長 印

(工学部・学士)

工学第	号
学 位 記	
氏	名
年 月	日生
本学工学部工学科〇〇コースにおいて所 定の課程を修めて本学を卒業したことを 認め学士(工学)の学位を授与する	
年 月 日	
大学印	山梨大学長 印

(生命環境学部生命工学科・学士)

生環学第	号
学 位 記	
氏	名
年 月	日生
本学生命環境学部生命工学科において 所定の課程を修めて本学を卒業したこ とを認め学士(生命工学)の学位を授与 する	
年 月 日	
大学印	山梨大学長 印

(生命環境学部生命工学科(バイオ・メディカ
ルデータサイエンス特別コース)・学士)

生環学第	号
学 位 記	
氏	名
年 月	日生
本学生命環境学部生命工学科(バイオ・メ ディカルデータサイエンス特別コース) において所定の課程を修めて本学を卒業 したことを認め学士(生命工学)の学位を 授与する	
年 月 日	
大学印	山梨大学長 印

(生命環境学部地域食物科学科・学士)

生環学第 号	
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学生命環境学部地域食物科学科において所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(農学)の学位を授与する	
年 月 日	
大学印	山梨大学長 印

(生命環境学部地域食物科学科
(ワイン科学特別コース)・学士)

生環学第 号	
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学生命環境学部地域食物科学科(ワイン科学特別コース)において所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(農学)の学位を授与する	
年 月 日	
大学印	山梨大学長 印

(生命環境学部環境科学科・学士)

生環学第 号	
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学生命環境学部環境科学科において所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(環境科学)の学位を授与する	
年 月 日	
大学印	山梨大学長 印

(生命環境学部地域社会システム学科・学士)

生環学第 号	
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学生命環境学部地域社会システム学科において所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(社会科学)の学位を授与する	
年 月 日	
大学印	山梨大学長 印

(生命環境学部地域社会システム学科
(観光政策科学特別コース)・学士)

生環学第 号	
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学生命環境学部地域社会システム学科(観光政策科学特別コース)において所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(社会科学)の学位を授与する	
年 月 日	
大学印	山梨大学長 印

4 山梨大学学生交流細則

制定 平成 28 年 2 月 24 日

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第 26 条及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 23 条の規定に基づき、本学の学生で、他の大学（大学院を含む。以下同じ。）又は短期大学（外国の大学又は外国の短期大学を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに学則第 43 条及び大学院学則第 46 条の規定に基づき、他大学等の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者（以下「特別聴講学生」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(他大学等との協議)

第 2 条 学則第 26 条及び第 43 条並びに大学院学則第 23 条及び第 46 条の規定に基づく本学と他大学等との協議は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ当該学部教授会、教育学研究科委員会、又は医工農学総合教育部教授会（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて、学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 履修期間
- (3) 学生数
- (4) 単位の認定方法
- (5) 授業料等の費用の取扱方法
- (6) その他必要な事項

2 派遣学生の派遣及び特別聴講学生の入学の許可は、前項の協議の結果に基づいて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は外国の短期大学（以下「外国の大学等」という。）と事前の協議を行うことが困難な場合には、この限りでない。

第 2 章 派遣学生

(出願手続)

第 3 条 派遣学生として、他大学等の授業科目を履修しようとする者は、所定の願書により、所属の学部、教育学研究科、又は医工農学総合教育部の長（以下、「学部等の長」という。）を経て、学長に願出しなければならない。

(派遣の許可)

第 4 条 学長は、前条の願出があったときは、他大学等の長に依頼し、その承認を得て派遣を許可する。

(履修期間)

第 5 条 派遣学生の他大学等における履修期間は、1 年以内とする。ただし、やむを得ない事情により、履修期間を延長する場合は、学部等の長の承認を経て、学長が当該他大学等の長と協議の上、許可することができる。

2 前項の履修期間は、通算して 2 年を超えることができない。

(修業年限及び在学年限の取扱い)

第 6 条 派遣学生としての他大学等における履修期間は、学則第 18 条及び大学院学則第 18 条に規定する修業年限並びに学則第 20 条及び大学院学則第 19 条に規定する在学年限に算入する。

(履修報告書等の提出)

第 7 条 派遣学生は、履修が終了したときは、速やかに（外国の大学等で履修した派遣学生にあっては、帰国の日から原則として 1 月以内に）学部等の長を経て、学長に所定の履修報告書及び当該他大学等の長の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第 8 条 派遣学生が、他大学等において修得した単位は、学業成績証明書に基づき、学部の学生にあっては 60 単位を、大学院の学生にあっては 10 単位を超えない範囲で学部等の長の承認を経て、本学において修得したものとみなすことができる。

(派遣許可の取消し)

第 9 条 学長は、派遣学生が次の各号の一に該当する場合は、教授会等の意見を聴いて、当該他大学等の長と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。

- (1) 履修の見込みがないと認められるとき
- (2) 派遣学生として、当該他大学等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき
- (3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき

第 3 章 特別聴講学生

(出願手続)

第 10 条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を履修を希望する学期の始まる 2 月前（外国の大学等の学生の場合は原則として 6 月前）までに当該他大学等の長を通じて、本学の学長に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生入学願
- (2) 学業成績証明書
- (3) 当該他大学等の長の推薦書
- (4) 健康診断書

(入学の許可)

第11条 特別聴講学生の入学の許可は、当該他大学等の長からの依頼に基づき、教授会等の意見を聴いて学長が行う。

(授業科目の履修の範囲)

第12条 特別聴講学生が、履修することのできる授業科目の範囲は、第2条第1項の規定による他大学等との協議により定められた範囲とする。

(学業成績証明書)

第13条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を修了したときは、学部等の長の報告に基づき、学長は学業成績証明書を交付するものとする。

(検定料、入学科及び授業料)

第14条 特別聴講学生の検定料及び入学科は、徴収しない。

2 次の各号の一に該当する特別聴講学生の授業料は、徴収しない。

(1) 国立の大学及び短期大学の学生である場合

(2) 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月1日文部省高等教育局長裁定）」に基づき協定を締結した公立又は私立の大学（短期大学を含む。）の学生である場合

(3) 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定）に基づき協定を締結した大学からの外国人留学生である場合

3 既納の授業料は返還しない。

(実験、実習等の費用)

第15条 実験、実習等に要する費用は、特別聴講学生の負担とすることがある。

(準用)

第16条 第5条及び第9条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において第5条及び第9条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「他大学等における」とあるのは「本学における」と、第9条中「派遣」とあるのは「入学」と、第9条第2号中「当該他大学等」とあるのは「本学」と読み替えるものとする。

2 学則及び大学院学則は、特別聴講学生に準用する。

第4章 雑 則

(細則)

第17条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、学部等の長が定める。

5 山梨大学外国人留学生細則

制定 平成 28 年 2 月 24 日

改正 令和 3 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第 44 条第 2 項及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 47 条第 3 項の規程に基づき、外国人留学生に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 に定める「留学」の在留資格を有する外国人学生をいう。

(区分)

第 3 条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院学生
- (3) 専攻科学生
- (4) 研究生
- (5) 科目等履修生
- (6) 特別聴講学生
- (7) 特別研究学生

(入学の時期)

第 4 条 外国人留学生の入学の時期は、原則として学年又は学期の初めとする。ただし、研究生については、月の始めとすることができる。

(入学資格)

第 5 条 外国人留学生の入学資格は、第 3 条の区分に応じ、それぞれ学則、大学院学則、山梨大学専攻科規則、山梨大学研究生細則、山梨大学大学院研究生細則、山梨大学科目等履修生細則、山梨大学大学院科目等履修生細則の定めるところによる。

(入学出願の手続)

第 6 条 外国人留学生として入学を志願する者は、所定の書類に検定料を添え、学長に願い出なければならない。

(合格者の選考)

第 7 条 合格者の選考は、学力、人物、健康等のほか、修学に必要な語学力について行う。

2 前項の選考結果による合格者の決定は、当該学部の教授会、又は研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

(国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生の受入れ)

第 8 条 国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生の受入れについては、第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず、文部科学省からの依頼に基づき、当該学部、又は研究科委員会の意見を聴いて学長が決定する。

(特別聴講学生及び特別研究学生の受入れ)

第 9 条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れについては、第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず、それぞれ山梨大学学生交流細則、山梨大学大学院特別研究学生交流細則の定めるところによる。

(入学手続)

第 10 条 第 7 条の選考に合格した者、第 8 条及び第 9 条の規定により受入を許可された者は、所定の期日までに入学科及び授業料を納入するとともに、所定の書類を提出しなければならない。

(入学許可)

第 11 条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(検定料等の特例)

第 12 条 国費外国人留学生の検定料、入学科及び授業料（以下「検定料等」という。）は徴収しない。

2 前項のほか、授業料を不徴収とする旨の大学間交流協定、学部間交流協定を締結した外国の大学からの外国人留学生の検定料等は徴収しない。

(学則等の準用)

第 13 条 この細則に定めるもののほか、外国人留学生に関して必要な事項は、学則、大学院学則及びその他学内規程等の学生に関する規定を準用する。

6 山梨大学研究生細則

制定 平成 28 年 2 月 24 日

改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第 41 条第 2 項の規定に基づき、山梨大学の研究生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第 2 条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、医学部については、月の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第 3 条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 前号以外の者で、学部において大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めた者

(入学の出願)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、指導を受けようとする教員（以下「指導教員」という。）の承諾を得て、所定の期間内に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、当該学部の長に願い出るものとする。

- (1) 入学願書（所定の様式）
- (2) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (3) 最終学校の成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 学校、企業等に勤務している者にあつては、所属長の承認書
- (6) その他本学が必要と認める書類

2 外国人は、前項に掲げる書類のほか、在留資格を証明できる書類を提出するものとする。ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。

(入学者の選考)

第 5 条 研究生の選考は、入学を希望する学部の教授会が行う。

(入学手続及び入学許可)

第 6 条 前条の規定により、研究生として選考された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、入学に必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

第 7 条 研究生の研究期間は、1 年以内とする。ただし、医学部については、入学年度を超えないものとする。

2 研究期間が満了しても、なお引き続き研究に従事することを希望する者は、指導教員の承諾を得て、当該学部の長を経由し学長に願い出るものとする。

(退学)

第 8 条 研究生は、途中で退学しようとするときは、指導教員の承諾、及び学部長の確認を経て、学長の許可を受けなければならない。

(検定料等)

第 9 条 検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。

2 納入した検定料、入学料及び授業料は返還しない。

3 研究に要する経費は、研究生の負担とすることがある。

(証明書の交付)

第 10 条 学部の長は、指導教員の認定により研究証明書を交付することができる。

(除籍)

第 11 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は指定した日をもって該当学生を除籍することができる。

- (1) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 長期にわたり行方不明の者
- (3) その他指導教員が研究生として適当でないと判断し、これを学部長が認めた者

(諸規則の準用)

第 12 条 この細則に定めるもののほか、学則その他学内諸規則の学生に関する規程は、研究生にこれを準用する。

7 山梨大学科目等履修生細則

制定 平成 28 年 2 月 24 日

改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第 42 条第 2 項の規定に基づき、山梨大学（以下「本学」という。）の科目等履修生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第 2 条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 前号以外の者で、学部において高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めた者

(入学の出願)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者は、あらかじめ履修しようとする授業科目担当教員（以下「授業科目担当教員」という。）の承諾を得て、所定の期間内に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、当該学部の長に願出するものとする。

- (1) 入学願書（所定の様式）
- (2) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (3) 健康診断書
- (4) 学校、企業等に勤務している者にあつては、所属長の承認書
- (5) その他本学が必要と認める書類

2 外国人は、前項に掲げる書類のほか、在留資格を証明できる書類を提出するものとする。ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。

(入学者の選考)

第 5 条 科目等履修生の選考は、入学を希望する学部の教授会が行う。

(入学手続及び入学許可)

第 6 条 前条の規定により、科目等履修生として選考された者は、所定の期日までに入学科及び授業料を納入するとともに、入学に必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間)

第 7 条 科目等履修生の履修期間は、入学日の属する年度内とする。

(履修科目の制限)

第 8 条 科目等履修生が修得できる単位数は、履修期間 6 月の場合は 16 単位以内、1 年の場合は 32 単位以内とする。ただし、教育学部においては、各学期で 10 単位以内、1 年で合計 20 単位以内とし、医学部においては 1 年以内で修得できる単位数は、14 単位以内とする。

2 教育学部においては、実験、実技、実習など履修を許可されない科目がある。ただし、教育学部卒業生に限り、別に定める基準を満たせば、教育実習、介護等体験実習は履修することができる。

3 医学部の専門科目にあつては、原則として認めない。

(検定料等)

第 9 条 検定料、入学科及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。

2 納入した検定料、入学科及び授業料は返還しない。

(証明書の交付)

第 10 条 学部の長は、科目等履修生が所定の期間履修し、試験その他の審査により合格した履修科目について、単位修得証明書を交付する。

(除籍)

第 11 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は指定した日をもって該当学生を除籍することができる。

- (1) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 長期にわたり行方不明の者
- (3) その他授業科目担当教員が科目等履修生として適当でないと判断し、これを学部長が認めた者

(諸規則の準用)

第 12 条 この細則に定めるもののほか、学則、その他学内諸規則の学生に関する規程は、科目等履修生にこれを準用する。

8 GPA制度及び履修登録単位数の上限制度に関する要項

制 定 平成20年 3月18日

最終改正 令和 7年 3月 6日

(目的)

第1条 この要項は、山梨大学（以下「本学」という。）におけるグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）及び履修登録単位数の上限制度について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目11段階の成績評価に対応して4～0のグレードポイント（以下「GP」という。）を付与して算出する1単位当たりのGP平均値をいう。

2 GPA対象授業科目は、次の各号に掲げる授業科目とする。

- (1) 100点を満点として成績評価されるすべての授業科目
- (2) 本学在学中に、他の大学において履修した授業科目又は外国の大学（短期大学を含む。）において学修した成果・履修した授業科目であって、第1号の要件を満たす授業科目
- (3) 本学入学前及び他の大学（短期大学、高等専門学校を含む。）において履修した授業科目又は外国の大学（短期大学を含む。）において学修した成果若しくは履修した授業科目であって、本学における授業科目の履修により修得したものとみなされた授業科目であり、かつ第1号の要件を満たす授業科目
- (4) 短期大学・高等専門学校等及び文部科学大臣が別に定める学修を本学の定める授業科目の履修とみなし、単位を与えられた授業科目であって、第1号の要件を満たす授業科目

3 成績評価が点数によらない以下の科目及び未入力又は保留の授業科目については、GPAの対象から除く。

- (1) 合格か不合格だけを判定する授業科目
- (2) 編入学又は転入学した際の単位認定科目
- (3) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (4) 他大学等との単位互換等で修得した科目

(成績評価基準およびGP)

第3条 各学部等で定める成績評価の成績評価基準は、以下のとおりとする。

	評価	評価基準
合格	S	到達目標を達成し、卓越した学習成果をあげた
	A	到達目標を達成し、優秀な学習成果をあげた
	B	おおむね到達目標を達成した
	C	最低限の到達目標を達成した
不合格	F	到達目標を達成していない

- | | | | |
|------|----------------|-------------|----------|
| (1) | S | (95～100) | GP = 4.0 |
| (2) | S ⁻ | (90～94) | GP = 3.7 |
| (3) | A ⁺ | (87～89) | GP = 3.3 |
| (4) | A | (83～86) | GP = 3.0 |
| (5) | A ⁻ | (80～82) | GP = 2.7 |
| (6) | B ⁺ | (77～79) | GP = 2.3 |
| (7) | B | (73～76) | GP = 2.0 |
| (8) | B ⁻ | (70～72) | GP = 1.7 |
| (9) | C ⁺ | (66～69) | GP = 1.3 |
| (10) | C | (60～65) | GP = 1.0 |
| (11) | F | (0～59及び未受験) | GP = 0.0 |
| (12) | N | (無資格) | GP = 0.0 |
| (13) | T | (認定) | GP = 対象外 |
| (14) | I | (未入力、保留) | GP = 対象外 |

(GPAの種類及び計算方法)

第4条 GPAは、当該学期に履修した第2条第2項各号に定めるGPA対象科目について、学期GPA及び通算GPAに区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点以下第2位を四捨五入して表記するものとする。

- (1) 学期GPAは、当該学期の授業科目ごとに得たGPに当該授業科目の単位数を乗じる計算を、当該学期に成績評価を受けた授業科目分を行い、その合計を当該学期に成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

学期GPA = (当該授業科目のGP × 当該学期に履修登録した授業科目の単位数) の合計 ÷ 当該学期の成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

(2) 通算GPAは、入学時からの現在の学期までの授業科目ごとに得たGPに、当該授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目分を行い、その合計を入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

通算GPA = (入学時からの当該授業科目のGP × 履修登録した授業科目の単位数) の合計 / 入学時から成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

(GPA計算期日)

第5条 GPAの計算は、学期ごとに指定された期日（以下「GPA計算期日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

2 第3条第14号に規定する成績の保留又は追試験等のため期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして取扱う。

3 GPA計算期日は、原則として前期にあつては9月1日、後期にあつては3月10日とする。

(履修の取り消し)

第6条 一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

2 履修の取り消しは、別に定める履修取り消し期間に行うことができる。ただし、履修取り消し期間内に手続を行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。

3 前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取り消し期間以降においても履修を取り消すことができる。

4 履修登録修正期限までに履修登録を取り消した場合及び学部長等による履修登録の変更措置が行われた場合を除き、履修を放棄した科目の成績は第3条第12号に規定する無資格として扱う。

(履修登録単位数の上限 (CAP 制))

第7条 学部学生が、各学期に履修登録できる科目の単位数の上限 (CAP 制) は、別表のとおりとする。

2 全学共通教育科目のうち、以下の科目は履修登録単位数の上限科目から除く。

- (1) ライフスキル科目群の科目
- (2) 外国語科目群のうち2単位以外の科目並びに実用英語1及び実用英語2
- (3) 創発PBL科目群の科目
- (4) 展開科目群のうち自発的科目
- (5) 外部試験・単位互換で全学共通教育科目に認定する科目
- (6) 集中講義

3 全学共通教育科目のうち学術科目については、1クォーターに3科目3単位までを履修上限とする。

4 通年科目については、CAP 制の適用上、その単位数の2分の1を前期及び後期にそれぞれ履修したものとみなす。

(転学部・転学科・転コース生の取り扱い)

第8条 学生が転学部・転学科・転コースを行った直後の学期における履修登録単位数の上限は、当該学籍異動の前の所属における前学期の学期GPAと、当該学籍異動の前の所属における履修登録単位数の上限に基づいて適用するものとする。また、適用除外科目は、当該学籍異動の後の所属における適用除外科目を適用するものとする。

(再履修等における授業科目の取扱い)

第9条 不合格 (F 又は N GPA = 0) と評価され、後に再履修等によって合格となった場合は、不合格の学習成績と新たな学習成績を併記して記録する。

(GPAの通知及び記載)

第10条 GPAの学生及び保護者への通知は、学期GPA及び通算GPAを記載した修得単位通知書により行う。

2 通算GPAは、成績証明書及び成績原簿に記載する。

(GPAデータの提供及び活用)

第11条 本学職員が、教育活動の改善等を目的として行なう調査研究等においてGPAデータの提供を希望する場合は、別紙申請書により、大学教育・DX推進センター長に申請するものとする。

2 大学教育・DX推進センター長は、前項の申請理由が適当であると判断したときは、GPAに係る各種資料を提供するものとする。

(経過措置)

第12条 平成20年3月31日において現に在籍する者（以下「在籍者」という。）及び在籍者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者についての成績証明書及び成績原簿の成績評価の取扱いについては、各学部の履修規程によるものとし、全学共通教育科目における履修登録単位数の上限は適用しない。また、成績証明書には、学期GPA及び通算GPAの記載は行わないものとする。

(準用規定)

第13条 第1条～第8条（第2条2項（4）は除く）は、山梨大学大学院教育学研究科に準用する。この場合において、「大学」・「大学（短期大学を含む。）」・「大学（短期大学、高等専門学校を含む。）」は「大学院教育学研究科」に、「学部長等」は「教育学研究科長」に読み替えるものとする。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、GPAおよび履修登録単位数の上限の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

別表

学 部	前学期の 学期 GPA * 1	履修登録 単位数の上限	適用除外科目	備 考
教 育 学 部	3.0 以上	32	・学部共通の科目部門の科目のうち、資格取得に必要とされる科目（ただし、教員免許取得の科目及び同一授業科目で資格取得と教員免許取得の両方に係る授業科目は、CAP 制を適用する。） ・コース専門科目のうち要求単位数に含まれない科目（中学校教諭普通免許状の教科に関する科目として使用できない科目及び特別支援学校教諭普通免許状に関する科目として使用できない科目については、全て CAP 制を適用しない。） ・教育実習・卒業論文等、通常の履修申告と申告形式を異にする科目 ・集中講義	特別な理由があると認められる場合は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。
	2.9 ～ 2.5	30		
	2.4 ～ 1.6	28		
	1.5 以下	26		
	新入生等 * 2	30		
医 学 部	3.0 以上	34	・専門科目のうち、複数年度にわたり開講する科目	特別な理由があると認められる場合は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。
	2.9 ～ 2.5	32		
	2.4 ～ 1.6	30		
	1.5 以下	28		
	新入生等 * 2	38		
工 学 部	3.0 以上	32	・集中講義 ・専門科目のうち、工学特殊科目部門及びその他の科目 ・卒業要件に修得単位が含まれない科目	特別な理由があると認められる場合は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。
	2.9 ～ 2.5	30		
	2.4 ～ 1.6	28		
	1.5 以下	26		
	新入生等 * 2	30		
生命環境学部	3.0 以上	32	・集中講義 ・卒業論文 ・卒業要件に修得単位が含まれない科目	特別な理由があると認められる場合は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。
	2.9 ～ 2.5	30		
	2.4 ～ 1.6	28		
	1.5 以下	26		
	新入生等 * 2	30		

* 1 前学期が休学等の場合には、その直前の学期 GPA を参照する。

* 2 入学、編入学、再入学する学生

9 GPT制度に関する要項

制 定 令和5年 12月 7日

(目的)

第1条 この要項は、山梨大学（以下「本学」という。）におけるグレードポイントトータル（以下「GPT」という。）制度について必要な事項を定め、学生の意欲に基づく幅広い知識や素養の修得状況を評価する指標として活用することを目的とする。

(定義)

第2条 「GPT」とは、「GPA制度及び履修登録単位数の上限制度に関する要項」（以下「GPA制度要項」という。）第3条及び「山梨大学大学院医工農学総合教育部GPA制度に関する要項」（以下「教育部GPA制度要項」という。）第3条の2に定める各授業科目11段階の成績評価に対応して付与される4～0のグレードポイント（以下「GP」という。）と単位数の積の総和をいう。

2 GPの取扱いについては、GPA制度要項又は教育部GPA制度要項の規定を適用する。

(対象授業科目)

第3条 GPTの対象授業科目は、次の各号に掲げる授業科目とする。

- (1) GPA制度要項第2条第2項各号の授業科目
- (2) 教育部GPA制度要項第2条第2項各号の授業科目

2 成績評価が点数によらない以下の科目及び未入力又は保留の授業科目については、GPTの対象から除く。

- (1) 合格か不合格かだけを判定する授業科目
- (2) 編入学又は転入学した際の単位認定科目
- (3) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (4) 他の大学等又は大学院等との単位互換等で修得した科目

(GPTの計算方法)

第4条 GPTは、前条第1項に定める対象授業科目について、次の計算式により通算GPTとして計算するものとする。

- (1) 通算GPTは、入学時からの現在の学期までの授業科目ごとに得たGPに、当該授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目分を行い、その合計により算出する。

通算GPT = (当該授業科目のGP × 当該授業科目の単位数) の入学時からの合計

(GPTの活用及び運用)

第5条 GPTについては、各学部等及び大学院において活用することができる。

2 GPTの対象学生や計算期日など、運用に必要な事項は、活用する各学部等及び大学院ごとに定めるものとする。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、GPTに関する取扱いに関し必要な事項は、活用する各学部等及び大学院において別に定める。

V 全学共通教育科目

1 全学共通教育科目履修案内

全学共通教育科目は、「ライフスキル科目群」、「外国語科目群」、「情報・数理科目群」、「学術科目群」、「創発 PBL 科目群」及び「展開科目群」にそれぞれ区分して開設しています。

I ライフスキル科目群

- 1 ライフスキル科目群は、学位授与方針に掲げられる「より良く生きるための力（福利）」に対応する科目群であり、社会における自己の位置づけを理解し、健康で充実した生活を送るための基礎力を身につけることを目的とします。

以下の科目を開設します。（全学共通教育科目等履修規程 別表2参照）

「心身ウェルネスⅠ」 1年次前期 1単位必修

「心身ウェルネスⅡ」 1年次後期 1単位必修

「ライフデザイン」 1年次第1クォーターから第4クォーターの指定の曜日・時限 1単位必修

「消費者市民社会を生きる」 1年次前期期間中 1単位必修

- 2 全学部共通で上記の合計4科目4単位を修得しなければなりません。

- 3 「心身ウェルネスⅠ」「心身ウェルネスⅡ」について

- ① 各1単位計2単位必修とし、各々1年次の前期・後期に履修します。原則としてⅠ、Ⅱの順序で履修します。
- ② 生涯にわたり自立した健康的な生活を送り、大学における勉学や社会における活動を円滑にスタート及び持続させるための基礎的知識やスキルを身につけることを目的とします。また、身体活動プログラムを通して、良好な人間関係の構築を促すと共に、生涯スポーツの実践に繋げることを目指します。
- ③ 所属する学部、学科、コースにより決められた曜日・時限で履修します。実技・演習・講義を組み合わせで15コマの授業を完了します。

- 4 「ライフデザイン」について

- ① この科目は、学生生活から卒業後の生涯にわたるこれからのライフステージとキャリアに対する意識を醸成し、今後の将来設計を描いていくために、自己を理解した上で社会人として活躍できる基本的な資質や能力を身に付けることを目指します。
- ② 1単位必修で、所属する学部、学科、コースにより決められた曜日・時限で履修します。
- ③ 指定のテキストを持参していない場合、授業中に行われる各種のワークに参加できなくなります。

- 5 「消費者市民社会を生きる」について

- ① この科目は、生涯にわたって生活を営む上で、倫理、社会、経済、環境のことを熟慮して意思決定できる個人として、公正で持続可能な社会の形成に資するよう適切に行動するために必要な知識を身につけることを目指します。
- ② 1単位必修です。オンデマンドで開講される科目です。動画教材を含むすべての教材・テストなどが山梨大学の学習管理システムである Moodle(ムードル)の「消費者市民社会を生きる」のコースに準備されています。コースの説明に従って計画的に学修を進めてください。
- ③ 大学生活にも関わる事柄が多く含まれますので、必ず第1クォーターから学修を開始し、第2クォーター終了までにすべての学修を終えてください。
- ④ 第2クォーターまで（前期期間中）に学修を完了できなかった場合は、後期にあらためて履修登録を行ない、第1回の授業からあらためて学修することになります。必ず第2クォーターまでに学修を終えるよう、計画的に学修を進めてください。

II 外国語科目群

- 1 外国語科目群では、英語及び選択外国語（ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語）を開講し、国際社会で活躍できる能力の育成を目的とします。英語では個々の能力にあった習熟度別クラスにおいて技能教育を行い、それぞれの向上を目的とします。

- 2 「英語」（全学共通教育科目等履修規程 別表3参照）

- ① 1年次の必修科目は、入学時における学力に応じたレベル（初級、中級、上級）のクラスで履修する「英語A」になります。医学科については前期・後期とも学力に応じたレベルのクラス区分はしません。看護学科については「英語B」も必修科目となります。
- ② 1年次の選択必修科目は、「実用英語1」になります。「実用英語1」は全1年生が履修登録します。
- ③ 1、2年次の選択科目は、それぞれのシラバスに記載されている受講要件等に即して履修登録をしてください。
- ④ 「e-ラーニングⅠ」、「e-ラーニングⅡ」の履修方法は当該シラバス及び配付資料を参照してください。
- ⑤ 必修科目は必ず受講しなければなりません。授業に3分の2以上出席したうえで必修科目の単位を修得できなかった場合には、指定された期間に単位認定を申請することもできます。

これについては、全学共通教育科目等履修規程 別表4に定める外部試験の結果に従い、必修科目の2～6単位を認めます。ただし、認定の対象は2年以内の外部試験結果とします。

- ⑥ 他大学で修得した単位は、指定された期間に申請すれば、審査の上、認定されることがあります。ただし、英語 MA・英語 MB・英語 MC・英語 MD・英語 Mリーディング・ライティングの5科目については、医学科生用に開講される科目であるため、原則として単位認定は行いません。

- ⑦ 放送大学で修得した科目は、必修科目に振り替えることができます。ただし、必修科目を修得している場合は、全学共通教育科目の単位としては認めません。
- ⑧ 交流協定大学での語学研修を修了した場合は、選択科目として2単位を認めます。
- 3 選択外国語〔ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語〕(全学共通教育科目等履修規程 別表5参照)
- ① 初級は4カ国語のうち、1カ国語を選択し、教育学部、医学部(医学科)、生命環境学部ではⅠ、Ⅱ合計4単位、工学部ではⅠの2単位を修得しなければなりません。
- ② 初級Ⅰ、初級Ⅱはこの順序で修得しなければなりません。
- ③ 外国語をさらに学びたい方は、演習Ⅰ、Ⅱ(ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語)を履修することができます。ただし、演習Ⅰは初級Ⅰと、演習Ⅱは初級Ⅱと同時に履修することを推奨します。
- ④ 中級は初級で履修したものと同一言語でなくてはなりません。中級Ⅰ、中級Ⅱはこの順序で修得することを推奨します。
- ⑤ 授業に3分の2以上出席したうえで必修科目を修得できなかった場合には、特定の外部試験による単位認定を必修単位の上限まで認めます。(全学共通教育科目等履修規程 別表6参照)
- ただし、認定の対象は2年以内の外部試験結果とします。
- ⑥ 他大学で修得した単位は、指定された期間に申請すれば、審査の上、認定されることがあります。
- ⑦ 放送大学で修得した科目は必修科目に振り替えることができます。ただし、必修科目を修得している場合は、全学共通教育科目の単位としては認めません。
- ⑧ 交流協定大学での語学研修を修了した場合は、選択科目として2単位を認めます。
- ⑨ 連携開設科目の外国語は全学共通教育科目の外国語の単位としては認められません。ただし、全学共通教育科目の選択科目の単位としては認められます。
- 4 教育学部では、英語を含む2カ国語を選択し、英語から8単位以上、選択外国語から4単位以上、合計12単位以上を修得しなければなりません。(全学共通教育科目等履修規程 別表7-1参照)
- 5 医学部(医学科)では、英語を含む2カ国語を選択し、英語から12単位以上、選択外国語から4単位以上、計16単位以上を修得しなければなりません。(全学共通教育科目等履修規程 別表7-2参照)
- 6 医学部(看護学科)では、英語から8単位以上を修得しなければなりません。(全学共通教育科目等履修規程 別表7-3参照)
- 7 工学部では、英語を含む2カ国語を選択し、英語から8単位以上、選択外国語から2単位以上を履修し合計10単位以上を修得しなければなりません。(全学共通教育科目等履修規程 別表7-4参照)
- 8 生命環境学部では、英語を含む2カ国語を選択し、英語から8単位以上、選択外国語から4単位以上を履修し合計12単位以上を修得しなければなりません。(全学共通教育科目等履修規程 別表7-5参照)
- 9 外国人留学生用に日本語科目を開設します。(全学共通教育科目等履修規程 別表8参照)
- 外国人留学生は母語以外の2カ国語を選択し、各学部の履修規程に沿って履修してください。
- 個々の能力にあう履修可能な日本語科目がある場合は、2カ国語のうちの1つとして日本語を選択することが望ましいです。

Ⅲ 情報・数理科目群

情報・数理科目群では、データを用いて有益な知見を引き出す手法である「データサイエンス」に関する科目を開講します。(全学共通教育科目等履修規程 別表9参照) 本科目群では、数理・データサイエンスについての初歩的事項を学び、データ分析の知識、データ処理技能、及びデータ分析に基づく課題解決策の提案により、身近な問題や各自の学問分野にデータサイエンスを活用する力を育成することを目的とします。

情報・数理科目は、全学生が2単位必修で、所属する学科、コースにより決められた時間割で履修します。(全学共通教育科目等履修規程 別表9参照)

Ⅳ 学術科目群

1 学術科目の目的および概要

学術科目は、文理分野を横断する4つのテーマに分かれており、各テーマから少なくとも1つの科目を履修することで、特定のテーマについて深く学びつつ、学びの幅を広げることを目指しています。また、学術科目は創発PBL科目と連携して学ぶことで、現代の複雑な問題に対処するための基礎知識や能力を養うことを目的としています。

4つのテーマは以下の通りです。

<人間と文化>

このテーマでは、経済的格差、食料安全保障、健康的な生活、音楽・美術・文学など他者と共感し意思疎通を密にする文化、将来のための教育の享受など、人間相互の理解と共感を深めるための知識を学びます。文化への理解の欠如や貧困、失業、食料・住居・医療などの生活基盤の欠如は、人としての尊厳に直結する重大な問題です。従って、経済的側面の理解、政策や社会プログラムの開発・運営、豊

かで健康的な社会生活を享受するための方策、文化理解、教育プログラムの設計・開発が求められます。「人間と文化」では、地域や世界の「共に生きる」ための諸問題の理解と解決策の探求に資する知識を目指します。

<環境と人間>

このテーマでは、地球の生態系と資源、気候変動、環境への人間活動の影響などの環境問題や、それらが人々の生活や健康に与える諸問題の解決に必要な事項について学びます。地球環境を適切に維持しつつ、人のウェルビーイングを向上させるためには、国際協力、地域コミュニティの強化、革新的な技術開発などの多角的なアプローチが必要です。また、先進国と途上国で異なる資源の効率的利用・廃棄物管理の最適化・環境教育や意識の向上などの持続可能な戦略と同時に、医療、看護、福祉、健康づくりを含めたグローバルヘルスの課題、そしてそれらが個々のウェルビーイングに与える影響についての知識・理解が求められます。「環境と人間」では、環境保全と活用のバランス、及び人のウェルビーイングに配慮した持続可能な社会の実現に資する知識を目指します。

<産業と社会>

このテーマでは、社会や産業の歴史、社会現象の実態と現象の解明、働く人の権利や労働環境、持続可能で環境にやさしい生産・消費・エネルギー使用、防災と安全なまちづくり、技術開発支援、新しい科学技術などについて学びます。人の生活は、農業、工業、商業などの産業の発達とそれにとまなう都市の整備などにより向上してきました。その一方で、使用エネルギーや二酸化炭素の増大をはじめとする環境問題、グローバル化や急激な産業構造の変化、都市化による心理的不安増大や孤独化、急速なデジタル化の進展による仕事の減少への不安、高齢化による高齢者介護、都市と農村や先進国と開発途上国との格差、グローバルな社会基盤整備などの諸問題への取り組みと、これらに資する新しい科学技術の開発が求められます。「産業と社会」では、現代社会が抱える産業と社会の諸問題を解決するために必要な知識の獲得を目指します。

<平等と公正>

このテーマでは、差別や格差の解消、平和で包摂的な社会の構築など、公正な社会の実現に関する問題について学びます。平等で公正な世界を実現するためには、世界の国と地域の行政機関による取り組みだけではなく、個人の行動変容と社会の変革が求められます。これには、教育を通じて公正な社会を実現する知識・スキル・態度の涵養や、メディアと文化の影響力を利用した平和で包摂的な社会の構築、さらに行政機関のみならず民間企業やNGOなどの非営利組織および学術機関などの間で連携が求められます。「平等と公正」では、価値観の違いによる分断や対立を乗り越え、多様性を尊重し寛容で包摂的な社会制度を構築していく主体として、他者と協力しながら行動していくことができるようになるために必要な知識の獲得を目指します。

2 学術科目の履修方法（全学共通教育科目等履修規程 別表10-1～10-2参照）

- ① 学術科目は、1に記した4テーマから1単位以上、全体として8単位以上を修得しなければなりません。
- ② 学術科目は1クォーターに3科目3単位までしか履修申請ができません。
- ③ クォーターによって履修できるテーマが学部ごとに決まっています（別表10-1～10-2参照）

V 創発PBL科目群

1 創発PBL科目群の目的および概要

創発PBL科目は、学術科目群をはじめとする他の科目群で得た知識やスキルを統合する場として、ワークショップ形式で行うクォーター単位の授業です。これまでの知識伝授に重きを置いた受動的な学習から、能動的で主体性を持った「自分事」としての学習に意識改革し、2年次以降の専門科目も「真に自分を高める科目」として取り組む姿勢を身につけることを目的としています。「知識やスキルを統合」し、「自分事にする」ために、他の科目群で得る知識を本授業に還元できないか、常に考えることを心がけてください。授業では、学部学科混成のチームでワークショップを行うことで、自ら問題を見出して解決計画を策定する過程を繰り返し経験するとともに、他者と協働してイノベーションを生み出すための基礎力を養い、2年次以降、さらには本学卒業以降に社会で活躍できる力を高めます。

2 創発PBL科目群の履修方法（全学共通教育科目等履修規程 別表11参照）

創発PBL科目の要求単位数（卒業要件）は4単位です。創発PBL入門（第1クォーター）、創発PBL2（第2クォーター）、創発PBL3（第3クォーター）、創発PBL4（第4クォーター）の各1単位（必修）を履修してください。1クォーターあたり1単位しか履修することはできません。

クォーター毎に1単位ずつが割り当てられていますが、単位認定は「創発PBL入門」と「創発PBL2」をセットとして2単位、「創発PBL3」と「創発PBL4」をセットとして2単位で行います。セットになっている科目のどちらかの単位が修得できないとセット科目の両方の単位（計2単位）が認定されないので注意してください。

VI 展開科目群

1 展開科目群の目的および概要

展開科目群は、自発的な学びを促す科目や海外研修や留学に向けての準備を行う科目など、他の科目群での学びを柔軟に幅広く深めることを目指す科目で構成されています。また、その中には、教育学部で必修となっている「日本国憲法」など、学部によって必修科目と指定されている科目も含まれています。さらに、集中講義やセメスターで開講される科目も、展開科目群として提供します。（全学共通教育科目等履修規程 別表12参照）

以下の科目を開設します。

2 『教職科目』

「日本国憲法」教育学部は2単位必修とします。他学部部の学生については、教育職員免許状の取得を希望する場合に限り、履修することができます。

3 『啓発科目』

- ① 医学部看護学科は「社会における看護と介護（1単位）」を必修とします。
- ② 工学部は指定された1科目2単位を選択必修とします。ただしクラス・コースの推奨科目があるため、ガイダンス等で確認してください。
- ③ 集中講義の科目やセメスター科目（他の科目群に属さないもの）を開講します。年度によって開講する科目が異なるため、履修申告時の案内や授業時間割表を確認してください。

4 『国際理解科目』

- ① 海外研修・留学に向けての事前学習や海外職場文化体験を通して、異文化理解やコミュニケーション能力の習得をめざします。
- ② 1～4年次に履修します。選択科目です。以下の4科目とも集中講義で開講します。
「海外で学ぼう - 海外職場文化体験Ⅰ」：前期開講 1単位
「海外で学ぼう - 海外職場文化体験Ⅱ」：後期開講 1単位
「海外で学ぼう - 海外研修・交換留学 GatewayⅠ」：前期開講 1単位
「海外で学ぼう - 海外研修・交換留学 GatewayⅡ」：後期開講 1単位

5 『自発的科目』

- ① 「自発的学習（ボランティア活動）」、「自発的学習（実践的研究活動）」、「自発的学習（地域課題実践活動）」、「自発的学習（実践的キャリア形成活動）」の4科目があります。いずれも、学内の教員の指導の下で、あらかじめ定められた活動（それぞれ「ボランティア活動」、「実践的研究活動」、「地域課題実践活動」、「実践的キャリア形成活動」）もしくは、定められた活動以外の自発的活動（専攻分野外の研究など）を行い、その活動実績が要件を満たせば単位が認定されます。
- ② 自発的科目の修得単位の上限は、各科目2単位（ただし「自発的学習（実践的キャリア形成活動）」は1単位）の合計7単位とし、単位認定の目安は、30時間程度の活動を2単位、15時間程度の活動を1単位とします。ただし、個々の活動に応じて単位認定に必要な活動時間は異なることがあります。
- ③ その他、それぞれの活動を行うにあたっては、いくつかの条件があるので注意をしてください。
- ④ 履修方法、単位認定の方法等、必要な事項は別に定めます。CNSでお知らせしますので確認してください。活動については、各年度の電子シラバスに掲載されます。

2 山梨大学全学共通教育科目等履修規程

制 定 平成 24 年 1 月 23 日

最終改正 令和 7 年 2 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山梨大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 22 条の規定に基づき、全学共通教育科目に関し、必要な事項を定めるものとする。

(全学共通教育科目の区分)

第 2 条 全学共通教育科目は、以下のとおり区分して開設する。

ライフスキル科目群

外国語科目群

情報・数理科目群

学術科目群

創発 PBL 科目群

展開科目群

(全学共通教育科目等及び単位数)

第 3 条 全学共通教育科目の授業科目及び単位数等は、別表 2、別表 3、別表 5、別表 8、別表 9、別表 10、別表 11 及び別表 12 のとおりとする。

2 外国語科目群の「英語」で当該必修科目の授業に 3 分の 2 以上出席した学生が、単位を修得できなかった場合、別表 4 に定める外部試験の結果に基づき、必修単位の上限まで認めることができる。ただし、認定の対象は 2 年以内の外部試験結果とする。

3 外国語科目群の選択外国語「ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語」で当該科目の授業に 3 分の 2 以上出席した学生が、単位を修得できなかった場合、特定の外部試験による単位認定を別表 6 のとおり必修単位の上限まで認めることができる。ただし、認定の対象は 2 年以内の外部試験結果とする。

4 外国人留学生のために、別表 8 のとおり日本語科目に関する授業科目を開設する。

(授業時間数)

第 4 条 全学共通教育科目の 1 単位あたりの授業時間数等は、次のとおりとする。

(1) 講義・演習による授業科目については、15 時間又は 30 時間

(2) 実験・実技・実習等による授業科目については、30 時間又は 45 時間

(全学共通教育科目の要求単位数)

第 5 条 全学共通教育科目の要求単位数は、別表 1 のとおりとする。

(全学共通教育科目の各科目群の履修方法)

第 6 条 ライフスキル科目群は、別表 2 に指定する単位を修得しなければならない。

2 外国語科目群は、別表 7－1 から別表 7－5 に指定する単位を修得しなければならない。

また、外国人留学生は、別表 3、別表 5 及び別表 8 から母語以外の 2 カ国語を選択し、別表 7－1 から別表 7－5 に指定する単位を修得しなければならない。英語以外の 2 カ国語を選択した場合は、2 カ国語の内 1 カ国語を英語、もう 1 カ国語を選択外国語とみなすものとする。

3 情報・数理科目群は、別表 9 に指定する単位を修得しなければならない。

4 学術科目群は、別表 10－1 から別表 10－2 に指定する単位を修得しなければならない。

なお、1 クォーターに 3 科目 3 単位までを履修上限とする。

5 創発 PBL 科目群は、別表 11 に指定する単位を修得しなければならない。

6 展開科目群は、学部、学科で指定がある場合には別表 12 に指定する単位を修得しなければならない。

なお、自発的科目については、別に定める履修方法、単位認定の方法により履修し、単位を修得することができる。履修方法、単位認定の方法等に関し必要な事項は別に定める。

(履修申告)

第 7 条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の方法により期日までに届け出なければならない。

(成績評価及び単位認定)

第 8 条 全学共通教育科目の成績評価は、総括評価の結果による。

2 成績は 100 点を満点とする点数により表示する。

3 成績が 60 点以上の授業科目について所定の単位を認定する。

4 成績を評語により表示する場合は、次のとおりとする。

- | | | |
|------|----------------|-----------------|
| (1) | S | (95 ~ 100) |
| (2) | S ⁻ | (90 ~ 94) |
| (3) | A ⁺ | (87 ~ 89) |
| (4) | A | (83 ~ 86) |
| (5) | A ⁻ | (80 ~ 82) |
| (6) | B ⁺ | (77 ~ 79) |
| (7) | B | (73 ~ 76) |
| (8) | B ⁻ | (70 ~ 72) |
| (9) | C ⁺ | (66 ~ 69) |
| (10) | C | (60 ~ 65) |
| (11) | F | (0 ~ 59 及び未受験) |

(総括評価の被評価資格)

第9条 総括評価は、当該授業科目の授業に3分の2以上（小数点以下は切り上げ）出席していなければ行われない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、全学共通教育科目等に関し必要な事項は、別に定める。

別表1 全学共通教育科目要求単位数

学 部		全 学 共 通 教 育 科 目							
		ライフスキル 科目群	外国語科目群		情報・数理 科目群	学術科目群	創発 PBL 科目群	展開科目群	選択科目
			英語	選択外国語					
教 育 学 部		4	8	4	2	8	4	2	
		32							
医 学 部	医 学 科	4	12	4	2	8	4		
		34							
	看 護 学 科	4	8		2	8	4	1	3
		30							
工 学 部		4	8	2	2	8	4	2	2
		32							
生 命 環 境 学 部		4	8	4	2	8	4		2
		32							

（注）1 選択科目は、各科目群のいずれかから各学部、学科で指定された単位数を取得すること（医学部看護学科、工学部及び生命環境学部）。

（注）2 各科目群の単位修得方法の詳細は、各科目群の履修案内を参照すること。

（注）3 各学部・学科で定める必修科目は、各別表で確認すること。

別表2 ライフスキル科目群

学部	要求 単位数	授 業 科 目 名	単位	毎週時間数		履修年次	必修	備 考
				前期	後期			
全学部	4	心身ウェルネスⅠ	1	2		1	必修	学部学科で指定された曜日・時限の科目を選択し履修する。
		心身ウェルネスⅡ	1		2	1	必修	学部学科で指定された曜日・時限の科目を選択し履修する。
		ライフデザイン	1	1	1	1	必修	クォーター科目 学部学科で指定された曜日・時限の科目を履修する。
		消費者市民社会を生きる	1	1	1	1	必修	クォーター科目 履修方法はガイダンスで案内する。

別表3 外国語科目群（英語）

授 業 科 目 名	単位	毎週時間数		備 考
		前期	後期	
英語A初級	2	2		
英語A中級	2	2		
英語A上級	2	2		
英語B初級	2		2	
英語B中級	2		2	
英語B上級	2		2	
英語MA	2	2		
英語MB	2		2	
英語MC	2	2		
英語MD	2		2	
英語Mリーディング・ライティング	2		2	
実用英語1	2～6			履修方法はガイダンスで案内する。
実用英語2	2			履修方法はガイダンスで案内する。
英語TC	2	2		
英語TD	2		2	
総合英語	2	2	2	
英語リーディング・ライティング	2	2	2	
英語リーディング・ライティング（上級）	2	2	2	
英語オーラルコミュニケーション	2	2	2	
英語オーラルコミュニケーション（上級）	2	2	2	
English for Studying Abroad I	4	4		
English for Studying Abroad II	4		4	
e－ラーニングI	1	1		
e－ラーニングII	1		1	
Intensive 60－I（英語）	4	4		
Intensive 60－II（英語）	4		4	

別表4 外部試験による単位認定

英語外部試験認定単位数	TOEFL I T P	TOEFL i B T	I E L T S	英 検
認定単位〔2単位〕	450－529	45－71	4.5－5	2級
認定単位〔4単位〕	530－599	72－94	5.5－6	準1級
認定単位〔6単位〕	600以上	95以上	6.5以上	1級

（注）1 外部検定試験の点数結果によって得られる単位は、修得できなかった英語の必修科目の単位を上限とする。

別表5 外国語科目群（選択外国語）

授 業 科 目 名	単位	毎週時間数		備 考
		前期	後期	
ドイツ語初級Ⅰ	2	2	2	
ドイツ語初級Ⅱ	2		2	
フランス語初級Ⅰ	2	2	2	
フランス語初級Ⅱ	2		2	
中国語初級Ⅰ	2	2	2	
中国語初級Ⅱ	2		2	
スペイン語初級Ⅰ	2	2	2	
スペイン語初級Ⅱ	2		2	
ドイツ語演習Ⅰ	2	2		
ドイツ語演習Ⅱ	2		2	
フランス語演習Ⅰ	2	2		
フランス語演習Ⅱ	2		2	
中国語演習Ⅰ	2	2		
中国語演習Ⅱ	2		2	
スペイン語演習Ⅰ	2	2		
スペイン語演習Ⅱ	2		2	
ドイツ語中級Ⅰ	2	2		
ドイツ語中級Ⅱ	2		2	
フランス語中級Ⅰ	2	2		
フランス語中級Ⅱ	2		2	
中国語中級Ⅰ	2	2		
中国語中級Ⅱ	2		2	
スペイン語中級Ⅰ	2	2		
スペイン語中級Ⅱ	2		2	

（注）1 初級はⅠ、Ⅱの順序で修得すること。

（注）2 演習を履修する場合は初級と同時履修が望ましい。

（注）3 中級の履修には、同一言語の『初級Ⅱ』の修得を必要とする。

（注）4 演習、中級はⅠ、Ⅱの順序で履修することが望ましい。

（注）5 交流協定大学での語学研修を修了した場合は、選択科目として2単位分を認める。

（注）6 演習と中級は、全学共通教育科目の選択科目の単位として認める。

（注）7 異なる言語の初級を複数修得した場合も、全学共通教育科目の選択科目の単位として認める（別表1参照）。

別表6 外部試験による単位認定

教育学部、医学部医学科、生命環境学部：初級

科 目	外部試験	合格基準	授業科目
ドイツ語	独検*	4級以上	ドイツ語初級Ⅰ、Ⅱ
フランス語	仏検**	4級以上	フランス語初級Ⅰ、Ⅱ
中国語	中検***	4級以上	中国語初級Ⅰ、Ⅱ
スペイン語	西検****	4級以上	スペイン語初級Ⅰ、Ⅱ

工学部：初級

科 目	外部試験	合格基準	授業科目
ドイツ語	独検*	4級以上	ドイツ語初級Ⅰ
フランス語	仏検**	4級以上	フランス語初級Ⅰ
中国語	中検***	4級以上	中国語初級Ⅰ
スペイン語	西検****	4級以上	スペイン語初級Ⅰ

*ドイツ語技能検定試験

**実用フランス語技能検定試験

***日本中国語検定協会中国語検定試験

****スペイン語技能検定試験

別表7-1 外国語科目群（教育学部）

	要求 単位数	授 業 科 目 名	単位	履修 年次	必選	備 考
英 語	8	英語A初級、A中級、A上級	2	1	必修	指定クラスで履修
		英語B初級、B中級、B上級	2	1	選択	指定クラスで履修
		実用英語1	2～6	1	選択 必修	1年次前期に履修し、2年次前期に単位認定する。 履修方法はガイダンスで案内する。
		実用英語2	2	2～4	選択 必修	実用英語1の単位未修得者が履修する。 履修方法はガイダンスで案内する。
		総合英語	2	2	選択	
		英語リーディング・ライティング	2	2	選択	
		英語リーディング・ライティング（上級）	2	2	選択	
		英語オーラルコミュニケーション	2	2	選択	
		英語オーラルコミュニケーション（上級）	2	2	選択	
		English for Studying AbroadⅠ	4	2～4	選択	受講要件に従い履修可能
		English for Studying AbroadⅡ	4	2～4	選択	受講要件に従い履修可能
		e-ラーニングⅠ	1	1～4	選択	
		e-ラーニングⅡ	1	1～4	選択	
		Intensive 60-Ⅰ（英語）	4	1～4	選択	
		Intensive 60-Ⅱ（英語）	4	1～4	選択	
選 択 外 国 語	4	初級Ⅰ（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	1	必修	同一言語の初級Ⅰ、Ⅱ4単位必修
		初級Ⅱ（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	1	必修	同一言語の初級Ⅰ、Ⅱ4単位必修
		演習Ⅰ（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	1～4	選択	
		演習Ⅱ（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	1～4	選択	
		中級Ⅰ（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	2～4	選択	
		中級Ⅱ（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	2～4	選択	

別表 7-2 外国語科目群 (医学部医学科)

	要求 単位数	授 業 科 目 名	単位	履修 年次	必選	備 考
英 語	12	英語MA	2	1	必修	指定クラスで履修
		英語MB	2	1	必修	指定クラスで履修
		英語MC	2	2	必修	(医学部キャンパス)
		英語MD	2	2	必修	(医学部キャンパス)
		英語Mリーディング・ライティング	2	1	必修	指定クラスで履修
		実用英語 1	2～6	1	選択 必修	1 年次前期に履修し、2 年次前期に単位認定する 履修方法はガイダンスで案内する。
		実用英語 2	2	2	選択 必修	実用英語 1 の単位未修得者が履修する。 履修方法はガイダンスで案内する。
		* English for Studying Abroad I	4	2	選択	受講要件に従い履修可能
		* English for Studying Abroad II	4	2	選択	受講要件に従い履修可能
		* e-ラーニング I	1	1～2	選択	
		* e-ラーニング II	1	1～2	選択	
		* Intensive 60 - I (英語)	4	1～2	選択	
		* Intensive 60 - II (英語)	4	1～2	選択	
選 択 外 国 語	4	初級 I (ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語)	2	1	必修	1 年次で同一言語の初級 I、II 4 単位必修
		初級 II (ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語)	2	1	必修	1 年次で同一言語の初級 I、II 4 単位必修
		演習 I (ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語)	2	1	選択	
		演習 II (ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語)	2	1	選択	

(注) 1 *印の科目は、専門科目の履修に支障のない場合に限り、履修可能

別表 7-3 外国語科目群 (医学部看護学科)

	要求 単位数	授 業 科 目 名	単位	履修 年次	必選	備 考
英 語	8	英語 A 初級、A 中級、A 上級	2	1	必修	指定クラスで履修
		英語 B 初級、B 中級、B 上級	2	1	必修	指定クラスで履修
		実用英語 1	2～6	1	選択 必修	1 年次前期に履修し、2 年次前期に単位認定する 履修方法はガイダンスで案内する。
		実用英語 2	2	2	選択 必修	実用英語 1 の単位未修得者が履修する。 履修方法はガイダンスで案内する。
		英語リーディング・ライティング	2	2	選択	(医学部キャンパス)
		英語オーラルコミュニケーション	2	2	選択	(医学部キャンパス)
		* English for Studying Abroad I	4	2	選択	受講要件に従い履修可能
		* English for Studying Abroad II	4	2	選択	受講要件に従い履修可能
		* e-ラーニング I	1	1～2	選択	
		* e-ラーニング II	1	1～2	選択	
		* Intensive 60 - I (英語)	4	1～2	選択	
		* Intensive 60 - II (英語)	4	1～2	選択	
選 択 外 国 語		初級 I (ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語)	2	1	選択	
		初級 II (ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語)	2	1	選択	
		演習 I (ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語)	2	1	選択	
		演習 II (ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語)	2	1	選択	

(注) 1 *印の科目は、専門科目の履修に支障のない場合に限り、履修可能

別表7-4 外国語科目群（工学部）

	要求 単位数	授 業 科 目 名	単位	履修 年次	必選	備 考
英 語	8	英語A初級、A中級、A上級	2	1	必修	指定クラスで履修
		英語B初級、B中級、B上級	2	1	選択	指定クラスで履修
		実用英語1	2～6	1	選択必修	1年次前期に履修し、2年次前期に単位認定する 履修方法はガイダンスで案内する。
		実用英語2	2	2～4	選択必修	実用英語1の単位未修得者が履修する。 履修方法はガイダンスで案内する。
		英語TC	2	2	必修	指定クラスで履修
		英語TD	2	2	必修	指定クラスで履修
		総合英語	2	2	選択	
		英語リーディング・ライティング	2	2	選択	
		英語リーディング・ライティング（上級）	2	2	選択	
		英語オーラルコミュニケーション	2	2	選択	
		英語オーラルコミュニケーション（上級）	2	2	選択	
		English for Studying Abroad I	4	2～4	選択	受講要件に従い履修可能
		English for Studying Abroad II	4	2～4	選択	受講要件に従い履修可能
		e-ラーニングI	1	1～4	選択	
		e-ラーニングII	1	1～4	選択	
		Intensive 60-I（英語）	4	1～4	選択	
		Intensive 60-II（英語）	4	1～4	選択	
選 択 外 国 語	2	初級I（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	1	必修	初級I必修
		初級II（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	1	選択	
		演習I（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	1～4	選択	
		演習II（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	1～4	選択	
		中級I（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	2～4	選択	
		中級II（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	2～4	選択	

別表 7-5 外国語科目群（生命環境学部）

	要求 単位数	授 業 科 目 名	単位	履修 年次	必選	備 考
英 語	8	英語 A 初級、A 中級、A 上級	2	1	必修	指定クラスで履修
		英語 B 初級、B 中級、B 上級	2	1	選択	指定クラスで履修
		実用英語 1	2～6	1	選択 必修	1 年次前期に履修し、2 年次前期に単位認定する 履修方法はガイダンスで案内する。
		実用英語 2	2	2～4	選択 必修	実用英語 1 の単位未修得者が履修する。 履修方法はガイダンスで案内する。
		総合英語	2	2	選択	
		英語リーディング・ライティング	2	2	選択	
		英語リーディング・ライティング（上級）	2	2	選択	
		英語オーラルコミュニケーション	2	2	選択	
		英語オーラルコミュニケーション（上級）	2	2	選択	
		English for Studying Abroad I	4	2～4	選択	受講要件に従い履修可能
		English for Studying Abroad II	4	2～4	選択	受講要件に従い履修可能
		e－ラーニング I	1	1～4	選択	
		e－ラーニング II	1	1～4	選択	
		Intensive 60－I（英語）	4	1～4	選択	
		Intensive 60－II（英語）	4	1～4	選択	
選 択 外 国 語	4	初級 I（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	1	必修	同一言語の初級 I、II 4 単位必修
		初級 II（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	1	必修	同一言語の初級 I、II 4 単位必修
		演習 I（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	1～4	選択	
		演習 II（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	1～4	選択	
		中級 I（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	2～4	選択	
		中級 II（ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語）	2	2～4	選択	

別表8 外国語科目群（日本語）※外国人留学生向け

学 部	授 業 科 目 名	単位	毎週時間数		履修年次	備 考
			前期	後期		
全学部 (外国人留学生 が履修可能)	日本語初中級ⅠA、ⅠB	2	2		1～4	
	日本語初中級ⅡA、ⅡB	2		2	1～4	
	日本語中級ⅠA、ⅠB	2	2		1～4	
	日本語中級ⅡA、ⅡB	2		2	1～4	
	日本語中上級Ⅰ	2	2		1～4	
	日本語中上級Ⅱ	2		2	1～4	
	日本語上級Ⅰ	2	2		1～4	
	日本語上級Ⅱ	2		2	1～4	
	日本語演習A	2	2		1～4	
	ビジネス日本語	2	2		1～4	
	日本語LR	2		2	1～4	
	日本語 Intensive 入門Ⅰ	6	12	12	1～4	Intensive 科目は受講要件に従い履修可能
	日本語 Intensive 入門Ⅱ	6	12	12	1～4	Intensive 科目は受講要件に従い履修可能
	日本語 Intensive 初級	6	10	10	1～4	Intensive 科目は受講要件に従い履修可能

別表9 情報・数理科目群

学部	要求 単位数	授 業 科 目 名	単位	毎週時間数		履修年次	必修	備 考
				前期	後期			
全学部	2	データサイエンス入門	2	2	2	1	必修	学部・学科の指定クラスを履修する。

別表10-1 学術科目群（教育学部・医学部）

学部	要求 単位数	テ ー マ	単位	毎週時間数		履修年次	必修	備 考
				前期	後期			
教育学部 医学部	8	人間と文化	1	1	1	1～4	必修	クォーター科目 第1・第3クォーターで開講する 授業を履修する。
		環境と人間	1	1	1	1～4	必修	クォーター科目 第2・第4クォーターで開講する 授業を履修する。
		産業と社会	1	1	1	1～4	必修	クォーター科目 第2・第4クォーターで開講する 授業を履修する。
		平等と公正	1	1	1	1～4	必修	クォーター科目 第1・第3クォーターで開講する 授業を履修する。

（注）1 各テーマから1単位以上、全体として8単位以上を修得すること。

（注）2 1年生は1クォーターあたり1科目の学術科目を履修することが望ましい。

（注）3 1クォーターに3科目3単位までを履修上限とする。

別表 10 - 2 学術科目群（工学部・生命環境学部）

学部	要求 単位数	テ ー マ	単位	毎週時間数		履修年次	必修	備 考
				前期	後期			
工学部 生命環境 学部	8	人間と文化	1	1	1	1～4	必修	クォーター科目 第2・第4クォーターで開講する 授業を履修する。
		環境と人間	1	1	1	1～4	必修	クォーター科目 第1・第3クォーターで開講する 授業を履修する。
		産業と社会	1	1	1	1～4	必修	クォーター科目 第1・第3クォーターで開講する 授業を履修する。
		平等と公正	1	1	1	1～4	必修	クォーター科目 第2・第4クォーターで開講する 授業を履修する。

（注）1 各テーマから1単位以上、全体として8単位以上を修得すること。

（注）2 1年生は1クォーターあたり1科目の学術科目を履修することが望ましい。

（注）3 1クォーターに3科目3単位までを履修上限とする。

別表 11 創発 PBL 科目群

学部	要求 単位数	授業科目名	単位	毎週時間数		履修年次	必修	備 考
				前期	後期			
全学部	4	創発 PBL 入門	1	1		1	必修	クォーター科目
		創発 PBL 2	1	1		1	必修	クォーター科目
		創発 PBL 3	1		1	1	必修	クォーター科目
		創発 PBL 4	1		1	1	必修	クォーター科目

（注）1 指定クラスを履修する。

別表 12 展開科目群

	対象学部	授業科目名	単位	毎 週 時 数		履修年次	備 考
				前期	後期		
教職科目	教育学部 医学部看護学科 工学部	日本国憲法	2	2	2	1～4	教育学部は必修 他学部の学生については、教育職員免許状の取得を希望する場合に限り、履修することができる。
啓発科目	医学部看護学科	社会における看護と介護	1		1	1	クォーター科目 必修
	工学部	地球環境化学とエネルギー	2		2	2	1科目選択必修 (ただしクラス・コースの推奨科目があるため、ガイダンス等で確認すること)
		土木環境のコミュニケーション	2		2	1	
		ソフトウェアプロジェクト管理	2	2		2	
		これからの機械技術	2	2		2	
		メカトロニクス入門	2		2	2	
		電気系エンジニアのための日本語リテラシ	2	2		2	
	全学部					1～4	集中講義の科目やセメスター科目(他の科目群に属さないもの)を開講する。年度によって開講する科目が異なるため、履修申告時の案内や授業時間割表を確認すること。
国際理解科目	全学部	海外で学ぼう－海外職場文化体験Ⅰ	1	1		1～4	海外研修プログラム、海外インターンシップまたは交換留学に参加する学生が対象である
		海外で学ぼう－海外職場文化体験Ⅱ	1		1	1～4	
		海外で学ぼう－海外研修・交換留学 Gateway Ⅰ	1	1		1～4	
		海外で学ぼう－海外研修・交換留学 Gateway Ⅱ	1		1	1～4	
自発的科目	全学部	自発的学習（ボランティア活動）				1～4	履修方法、単位認定の方法等、必要な事項は別に定める。
		自発的学習（実践的研究活動）				1～4	
		自発的学習（地域課題実践活動）				1～4	
		自発的学習（実践的キャリア形成活動）				1～4	

VI 教育学部

1 教育学部履修規程

制 定 平成 28 年 4 月 1 日
改 正 令和 6 年 4 月 1 日
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日

(総 則)

第 1 条 本学部の授業科目及び履修の方法等については、この規程の定めるところによる。

(授業科目)

第 2 条 授業科目は、全学共通教育科目、専門科目に大別する。

- 1 全学共通教育科目は、ライフスキル科目群、外国語科目群、情報・数理科目群、学術科目群、創発 PBL 科目群及び展開科目群に区分して開設する。
- 2 専門科目は、学部共通科目部門、教職基礎等科目部門、教科指導法科目部門、教科専門科目部門、コース専門科目部門、やまなし小学校教育専門科目部門及び資格に関する科目部門にそれぞれ区分して開設する。
- 3 各部門で開設する授業科目、単位数及び標準的な履修年次・毎週時間数等は、第 1 表から第 16 表に示すとおりとする。
- 4 前項に定める授業科目のほか、山梨大学学則（以下「学則」という。）第 25 条の規定に基づき、他学部の専門科目を履修することができる。
- 5 前項に定める授業科目のほか、学則第 26 条及び第 27 条の規定に基づき、教育上有益と認めるときは、他の大学等の授業科目を履修することができる。

(授業時間数)

第 3 条 各授業科目の 1 単位当たりの授業時間数等については、次のとおりとする。

- (1) 講義・演習による授業科目については、15 時間
- (2) 実験・実技・実習等による授業科目については、30 時間又は 45 時間
- (3) キャリア形成活動（インターンシップを含む。）については、1 週間以上
- (4) 教育実習・卒業論文等の授業科目については、別に定める。

(履修方法)

第 4 条 授業科目の各科目における履修方法は、次条以下に定めるとおりとする。

(全学共通教育科目の各部門における履修)

第 5 条 全学共通教育科目のライフスキル科目群、外国語科目群、情報・数理科目群、学術科目群、創発 PBL 科目群、展開科目群においては、次のとおり履修するものとする。なお、詳細な履修方法については「山梨大学全学共通教育科目等履修規程」の定めるところによるものとする。

- (1) ライフスキル科目群においては、4 単位以上を修得しなければならない。
- (2) 外国語科目群においては、12 単位以上を修得しなければならない。
- (3) 情報・数理科目群においては、2 単位を修得しなければならない。
- (4) 学術科目群においては、8 単位以上を修得しなければならない。
- (5) 創発 PBL 科目群においては、4 単位以上を修得しなければならない。
- (6) 展開科目群においては、2 単位以上を修得しなければならない。また、日本国憲法は必修とする。

(専門科目の修得単位数)

第 6 条 コース・系列の専門科目の修得単位数は第 1 表のとおりとする。

(専門科目の各部門における履修)

第 7 条 学部共通科目部門においては、第 2 表の 6 単位を修得しなければならない。

第 8 条 教職基礎等科目部門においては、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目及び教育実践に関する科目について次のとおり履修するものとする。

- (1) 幼小発達教育コース「小 1 種・幼 2 種免許を取得する者」においては、第 3 表－1 から必修単位を含めた 38 単位を修得しなければならない。
- (2) 幼小発達教育コース「幼 1 種・小 2 種免許を取得する者」においては、第 3 表－2 から必修単位を含めた 40 単位を修得しなければならない。
- (3) 障害児教育コースにおいては、第 4 表から必修単位を含めた 35 単位を修得しなければならない。
- (4) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「小 1 種・中 2 種免許を取得する者」においては、第 5 表－1 から必修単位を含めた 38 単位を修得しなければならない。
- (5) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「中 1 種・小 2 種免許を取得する者」においては、第 5 表－2 から必修単位を含めた 40 単位を修得しなければならない。
- (6) やまなし小学校教育コースにおいては、小学校教員免許状と取得をしようとする免許状の種類（特別支援学校又は中学校の各教科）毎に、特別支援学校については(3)の障害児教育コースの、中学校については(4)の各教科の該当するコース「やま小」の指定する単位を修得しなければならない。

第 9 条 教科指導法科目部門においては、各教科の指導法に関する科目について次のとおり履修するものとする。

- (1) 幼小発達教育コース「小 1 種・幼 2 種免許を取得する者」及び障害児教育コースにおいては、第 6 表－1 の 20 単位を修得しなければならない。
- (2) 幼小発達教育コース「幼 1 種・小 2 種免許を取得する者」においては、第 6 表－2 から必修単位を含めた 12 単位を修得しなければならない。
- (3) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「小 1 種・中 2 種免許を取得する者」においては、第 7 表－1 から必修単位を含めた 22 単位を修得しなければならない。
- (4) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「中 1 種・小 2 種免許を取得する者」においては、第 7 表－2 から必修単位を含めた 20 単位を修得しなければならない。

- (5) やまなし小学校教育コースにおいては、小学校教員免許状と取得をしようとする免許状の種類（特別支援学校又は中学校の各教科）毎に、特別支援学校については(1)の障害児教育コースの、中学校については(3)の各教科の該当するコース「やま小」の指定する単位を修得しなければならない。

第10条 教科専門科目部門においては、小学校の教科に関する専門的事項に関する科目について次のとおり履修するものとする。

- (1) 幼小発達教育コース「小1種・幼2種免許を取得する者」においては、第8表から10単位を修得しなければならない。
- (2) 幼小発達教育コース「幼1種・小2種免許を取得する者」においては、第8表から4単位を修得しなければならない。
- (3) 障害児教育コースにおいては、第8表から10単位を修得しなければならない。
- (4) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「小1種・中2種免許を取得する者」においては、第8表から10単位を修得しなければならない。
- (5) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「中1種・小2種免許を取得する者」においては、第8表から4単位を修得しなければならない。
- (6) やまなし小学校教育コースにおいては、第8表から「やま小」の指定する10単位を修得しなければならない。

第11条 コース専門科目部門においては、次のとおり履修するものとする。

- (1) 幼小発達教育コース「小1種・幼2種免許を取得する者」においては、第9表-1から必修単位を含めた24単位を修得しなければならない。
- (2) 幼小発達教育コース「幼1種・小2種免許を取得する者」においては、第9表-2から必修単位を含めた30単位を修得しなければならない。
- (3) 障害児教育コースにおいては、第10表から必修単位を含めた26単位を修得しなければならない。
- (4) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コースにおいては、取得しようとする中学校教員免許状の種類に従い、当該教科の免許状取得のための「系」を所属コースの中からひとつ選択しなければならない。
- (5) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コースにおいては、系ごとに第11表～第14表から指定単位を含めて修得しなければならない。
- (6) やまなし小学校教育コースにおいては、小学校教員免許状と取得をしようとする免許状の種類（特別支援学校又は中学校の各教科）毎に、特別支援学校については(3)の障害児教育コース「やま小」の、中学校については(5)の各教科の該当するコース・系「やま小」の指定する単位を修得しなければならない。

第12条 やまなし小学校教育コース専門科目部門においては、次のとおり履修するものとする。

- (1) やまなし小学校教育コースにおいては、第15表から必修単位を含めた15単位を修得しなければならない。

第13条 本学部の学生は、第16表に定める資格に関する科目を履修することができる。なお、第16表で修得した単位は、自由選択科目の単位数に含めることができる。

（他学部専門科目の履修）

第14条 第2条第5項の規定に基づき、他学部の専門科目を履修する場合、開設科目、履修方法については別に定める。なお、修得できる単位数は8単位までとし、第1表に定める自由選択単位に充てるものとする。

2 前項に定めるものの他、担当教員が認めた場合、他学部の専門科目を履修することができる。ただし、第20条に挙げた単位に含めることはできない。

（大学院教育学研究科の授業科目の履修）

第15条 本学部の学生は、大学院教育学研究科の授業科目を履修することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

（キャリア形成活動（インターンシップを含む。）の履修）

第16条 キャリア形成活動（インターンシップを含む。）の履修に関する細則は、別に定める。

（教育実習の履修）

第17条 教育実習の履修に関する細則は、別に定める。

（教職実践演習（幼・小・中・高）の履修）

第18条 教職実践演習（幼・小・中・高）の履修申告をするためには、卒業に必要な教育実習の単位を全て修得していることを原則とする。

2 外国の大学への留学等、修学上の理由により教育実習を履修中の者は、学部長の承認を受けて、履修することができる。

（卒業論文等の履修）

第19条 卒業論文等は4年次に履修することとする。なお、卒業論文等の履修に関する細則は、別に定める。

（履修申告）

第20条 履修しようとする授業科目は申告して、その授業科目担当教員の承認を受けなければならない。

2 履修申告に関する細則は、別に定める。

（教育職員免許状）

第21条 教育職員免許状の取得に関する授業科目の履修方法等については、別に定める。なお、幼小発達教育コースについては、小学校1種及び幼稚園2種又は幼稚園1種及び小学校2種のいずれかを、言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コースについては、小学校1種及び中学校2種又は中学校1種及び小学校2種のいずれかを、やまなし小学校教育コースについては、小学校1種に加え、特別支援学校1種又は中学校2種のいずれかを取得しなければならない。

（成績評価及び単位認定）

第22条 授業科目の成績評価は、原則として試験の結果による。

- 2 成績は、100点を満点とする点数により表示する。
- 3 成績が60点以上の授業科目について所定の単位を認定する。
- 4 成績を評語により表示する場合には、次のとおりとする。

- (1) S (95 ～ 100)
- (2) S⁻ (90 ～ 94)
- (3) A⁺ (87 ～ 89)
- (4) A (83 ～ 86)
- (5) A⁻ (80 ～ 82)
- (6) B⁺ (77 ～ 79)
- (7) B (73 ～ 76)
- (8) B⁻ (70 ～ 72)
- (9) C⁺ (66 ～ 69)
- (10) C (60 ～ 65)
- (11) F (0 ～ 59 及び未受験)

(試 験)

第 23 条 試験は、原則として各学期の終わりに行う。

2 試験は、それが行われる学期において、その授業科目の授業に 3 分の 2 以上出席していなければ受けることができない。

3 特別な理由により試験を受けることができなかった場合は、その追試験を願い出ることができる。

4 追試験に関する細則は、別に定める。

(卒業の要件)

第 24 条 卒業の要件は、本学に 4 年（学則第 19 条の規定に基づき在学すべき年数を別に定められた場合を除く。）以上在学し、全学共通教育科目から 32 単位以上と、専門科目からコース・系ごとに定められた各コース・系については、104 単位以上を含む、合計 136 単位以上を、やまなし小学校教育コースについては、113 単位以上を含む、合計 145 単位以上を修得していることとする。

(外国人留学生の授業科目及び履修方法に関する特例)

第 25 条 外国人留学生については、外国語科目群の外国語としては、母語以外の外国語を履修しなければならない。ただし、英語を母語とする者は、外国語科目群の中に開設する日本語を英語に代えることができる。

2 外国人留学生に対しては、外国語科目群の中に日本語に関する授業科目を開設する。

(雑 則)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第1表

コース・系列の専門科目及び卒業要件全体の修得単位数

課程・コース・系			専門科目									全学 共通 教育 科目	全体 合計	
			学部共通 科 目	教職基礎等 科 目	教科指導法 科 目	教科専門 科 目	コース専門 科 目	やまなし 小学校教育 専門科目	卒 業 論 文	自由選択 単 位	合計			
学 校 教 育 課 程	幼小発達教育コース	小1・幼2	6	38	20	10	24		4	2	104	32	136	
		幼1・小2	6	40	12	4	28		4	10	104	32	136	
	障害児教育コース	小1・特1	6	35	20	10	26		4	3	104	32	136	
		やま小	6	35	20	10	26	11	4	1	113	32	145	
	言語教育コース (国語教育系・英語教育系)	小1・中2	6	38	22	10	10		4	14	104	32	136	
		中1・小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136	
		やま小	6	38	22	10	10	11	4	12	113	32	145	
	生活社会教育コース (社会科教育系)	小1・中2	6	38	22	10	14		4	10	104	32	136	
		中1・小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136	
		やま小	6	38	22	10	14	11	4	8	113	32	145	
	生活社会教育コース (家政教育系)	小1・中2	6	38	22	10	10		4	14	104	32	136	
		中1・小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136	
		やま小	6	38	22	10	10	11	4	12	113	32	145	
	科学教育コース (数学教育系・技術教育系)	小1・中2	6	38	22	10	10		4	14	104	32	136	
		中1・小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136	
		やま小	6	38	22	10	10	11	4	12	113	32	145	
	科学教育コース (理科教育系)	小1・中2	6	38	22	10	16		4	8	104	32	136	
		中1・小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136	
		やま小	6	38	22	10	16	11	4	6	113	32	145	
	芸術身体教育コース (音楽教育系・美術教育系)	小1・中2	6	38	22	10	10		4	14	104	32	136	
		中1・小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136	
		やま小	6	38	22	10	10	11	4	12	113	32	145	
	芸術身体教育コース (保健体育系)	小1・中2	6	38	22	10	17		4	7	104	32	136	
		中1・小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136	
		やま小	6	38	22	10	17	11	4	5	113	32	145	
	やまなし小学校教育コース			小学校教員免許状と、取得しようとする免許状の種類（特別支援学校又は中学校の各教科）ごとに上記の該当するコース・系の「やま小」の指定する単位を修得しなければならない									113	32

(注) 1 系とは、取得しようとする中高の主たる教員免許状の履修科目の系統。

2 自由選択単位については、全学共通教育科目及び第2表から第16表までの各コースで定められた専門科目の中からコース・系ごとに指定された単位数を修得すること。

第2表

学部共通科目一覧

【学校教育課程】

コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考
					前 期	後 期			
全 コ ー ス	6	EEC101	学部入門ゼミ	2	2		◎	1	
		EEC104	ICT 活用入門	2	2		◎	1	
		EEC146	初等理科実験	2	4		◎	1	
		EEC145	社会参加実習Ⅰ	1	(1)			1	※1
		EEC237	社会参加実習Ⅱ	1	(1)			2	※1
		EEC321	社会参加実習Ⅲ	1	(1)			3	※1
		EEC422	社会参加実習Ⅳ	1	(1)			4	※1
		EEC239	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅰ	1	(1)			2	
		EEC240	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅱ	1	(1)			2	
		EEC322	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅲ	1	(1)			3	
		EEC323	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅳ	1	(1)			3	
		EEC423	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅴ	1	(1)			4	
		EEC424	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅵ	1	(1)			4	
		EEC224	キャリア形成活動（インターンシップを含む。）	1	(1)			2	

（注）履修年次は履修可能な最初の年次を記載。第3表以降も同様。

※1 社会参加実習では、教育ボランティア活動期間により単位を認定。単位修得には、前期及び後期のガイダンスへ必ず出席すること。詳細は教育ボランティアガイダンスブック（教職支援室で配布）を参照すること。

科目一覧の見方について

- 「要求単位数」とは、該当する科目群のうちから修得しなければならない最低の単位数を示す。
- 「科目番号」とは、科目名につけられた番号である。科目名が同一であっても科目番号が異なるものは、異なる科目を表す。したがって、履修単位の内容は科目番号によって区別され処理される。
- 科目名に第一、第二の付されている科目は、順序指定のある科目であることを示す。
- 毎週時数欄にカッコをつけた数字（1）、（2）などは、集中講義を示し（ ）内の数字は（1）を15時間とする。
集中講義を行う時期は、予め掲示等によって告知する。
- 必修科目には◎印を付けてある。
- 履修年次には、履修可能な最初の年次を示すが、科目によっては人員、設備等の関係で年次を限定することがある。
- 備考欄の、×2は同一学期に2クラス開講するものを、÷2は隔年に開講するものを、÷3は3年に一度開講するものを、÷4は4年に一度開講するものを示し、以下これに準ずる。

第3表-1

教職基礎等科目一覧

教育の基礎的理解に関する科目
 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
 教育実践に関する科目

【学校教育課程】

コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 週 時 数		必 選	履 修 年 次	備 考
					前 期	後 期			
幼小発達教育コース 小1種・幼2種	38	27	EEC117 教育学概論	2	(2)			1	÷ 2
			EEC142 教育の現在（教育原理を含む。）	4		4	◎	1	
			EEC141 現代教職論	2	2	2	◎	1	
			EEC421 学校制度・経営論	2	2		◎	4	
			EEC103 生涯発達教育心理学	2	2		◎	1	
			EEC143 児童期心理学	2		2	◎	1	
			EEC222 特別支援教育論	1	(1)		◎	2	
			EEC231 教育課程臨床論	2	2		◎	2	
			EEC147 道徳教育指導論	2	2	2	◎	1	
			EEC223 総合的な学習の時間の指導法	2		2	◎	2	
			EEC233 特別活動論	2	2	2	◎	2	
			EEC297 教育の方法及び技術（情報通信機器の活用含む）	2		2	◎	2	
			EEC234 学校臨床心理学（生徒指導・進路指導を含む。）	2		2	◎	2	
			EEC235 学校教育相談論	2	2		◎	2	
	9	EEC341 小学校教育実習	4			◎	3		
		EEC346 幼稚園教育実習	3			◎	3		
		EEC435 応用教育実習（幼稚園）	3				4		
		EEC433 応用教育実習（小学校）	3				4		
		EEC345 中・高等学校教育実習	3				4		
		EEC436 教育実習（特別支援学校） （事前・事後指導1単位含む。）	3				4		
		EEC282 授業設計論（事前指導）	1		1	◎	2		
	2	EEC347 授業実践論（事後指導）	1	(1)		◎	3		
		EEC439 教職実践演習（幼・小・中・高）	2		2	◎	4		

教職基礎等科目一覧

教育の基礎的理解に関する科目
 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
 教育実践に関する科目

【学校教育課程】

コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考
					前 期	後 期			
幼小発達教育コース 幼1種・小2種	40	29	EEC117 教育学概論	2	(2)		◎	1	÷ 2
			EEC142 教育の現在（教育原理を含む。）	4		4	◎	1	
			EEC141 現代教職論	2	2		◎	1	
			EEC421 学校制度・経営論	2	2		◎	4	
			EEC103 生涯発達教育心理学	2	2		◎	1	
			EEC143 児童期心理学	2		2	◎	1	
			EEC222 特別支援教育論	1	(1)		◎	2	
			EEC231 教育課程臨床論	2	2		◎	2	
			EEC147 道徳教育指導論	2	2		◎	1	
			EEC223 総合的な学習の時間の指導法	2		2	◎	2	
			EEC233 特別活動論	2	2		◎	2	
			EEC297 教育の方法及び技術（情報通信機器の活用含む）	2		2	◎	2	
			EEC234 学校臨床心理学（生徒指導・進路指導を含む。）	2		2	◎	2	
			EEC235 学校教育相談論	2	2		◎	2	
	9	EEC343 幼稚園教育実習	4			◎	3		
		EEC344 小学校教育実習	3			◎	3		
		EEC435 応用教育実習（幼稚園）	3				4		
		EEC433 応用教育実習（小学校）	3				4		
		EEC345 中・高等学校教育実習	3				4		
		EEC436 教育実習（特別支援学校） （事前・事後指導1単位含む。）	3				4		
		EEC282 授業設計論（事前指導）	1		1	◎	2		
	2	EEC347 授業実践論（事後指導）	1	(1)		◎	3		
		EEC439 教職実践演習（幼・小・中・高）	2		2	◎	4		

第4表

教職基礎等科目一覧

教育の基礎的理解に関する科目
 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
 教育実践に関する科目

【学校教育課程】

コース等	要 求 単位数		科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考
						前 期	後 期			
障害児教育コース 特支1種・小1種 やま小	35	27	EEC117	教育学概論	2	(2)			1	÷ 2
			EEC142	教育の現在（教育原理を含む。）	4		4	◎	1	
			EEC141	現代教職論	2	2	2	◎	1	
			EEC421	学校制度・経営論	2	2		◎	4	
			EEC103	生涯発達教育心理学	2	2		◎	1	
			EEC143	児童期心理学	2		2	◎	1	
			EEC222	特別支援教育論	1	(1)		◎	2	
			EEC231	教育課程臨床論	2	2		◎	2	
			EEC147	道徳教育指導論	2	2	2	◎	1	
			EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2		2	◎	2	
			EEC233	特別活動論	2	2	2	◎	2	
			EEC297	教育の方法及び技術（情報通信機器の活用含む）	2		2	◎	2	
			EEC234	学校臨床心理学（生徒指導・進路指導を含む。）	2		2	◎	2	
			EEC235	学校教育相談論	2	2		◎	2	
		6	EEC341	小学校教育実習	4			◎	3	
			EEC345	中・高等学校教育実習	3				4	
			EEC433	応用教育実習（小学校）	3				4	
			EEC346	幼稚園教育実習	3				4	
			EEC282	授業設計論（事前指導）	1		1	◎	2	
			EEC347	授業実践論（事後指導）	1	(1)		◎	3	
		2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2		2	◎	4	

第5表-1

教職基礎等科目一覧

教育の基礎的理解に関する科目
 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
 教育実践に関する科目

【学校教育課程】

コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考
					前 期	後 期			
言語教育コース 生活社会教育コース 科学教育コース 芸術身体教育コース 小1種・中2種 やま小	38	EEC117	教育学概論	2	(2)			1	÷ 2
		EEC142	教育の現在（教育原理を含む。）	4		4	◎	1	
		EEC141	現代教職論	2	2	2	◎	1	
		EEC421	学校制度・経営論	2	2		◎	4	
		EEC103	生涯発達教育心理学	2	2		◎	1	
		EEC143	児童期心理学	2		2	◎	1	
		EEC118	青年期心理学	2	2		◎	1	
		EEC222	特別支援教育論	1	(1)		◎	2	
		EEC231	教育課程臨床論	2	2		◎	2	
		EEC147	道徳教育指導論	2	2	2	◎	1	
		EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2		2	◎	2	
		EEC233	特別活動論	2	2	2	◎	2	
		EEC297	教育の方法及び技術(情報通信機器の活用含む)	2		2	◎	2	
		EEC234	学校臨床心理学(生徒指導・進路指導を含む。)	2		2	◎	2	
		EEC235	学校教育相談論	2	2		◎	2	
		EEC341	小学校教育実習	4			◎	3	
		EEC345	中・高等学校教育実習	3			◎	3	
		EEC433	応用教育実習(小学校)	3				4	
		EEC434	応用教育実習(中学校)	3				4	
		EEC436	教育実習(特別支援学校) (事前・事後指導1単位含む。)	3				4	
		EEC346	幼稚園教育実習	3				4	
		EEC282	授業設計論(事前指導)	1		1	◎	2	
		EEC347	授業実践論(事後指導)	1	(1)		◎	3	
		EEC439	教職実践演習(幼・小・中・高)	2		2	◎	4	

教職基礎等科目一覧

教育の基礎的理解に関する科目
 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
 教育実践に関する科目

【学校教育課程】

コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考
					前 期	後 期			
言語教育コース 生活社会教育コース 科学教育コース 芸術身体教育コース 中1種・小2種	40	EEC117	教育学概論	2	(2)			1	÷ 2
		EEC142	教育の現在（教育原理を含む。）	4		4	◎	1	
		EEC141	現代教職論	2	2	2	◎	1	
		EEC421	学校制度・経営論	2	2		◎	4	
		EEC103	生涯発達教育心理学	2	2		◎	1	
		EEC143	児童期心理学	2		2	◎	1	
		EEC118	青年期心理学	2	2		◎	1	
		EEC222	特別支援教育論	1	(1)		◎	2	
		EEC231	教育課程臨床論	2	2		◎	2	
		EEC147	道徳教育指導論	2	2	2	◎	1	
		EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2		2	◎	2	
		EEC233	特別活動論	2	2	2	◎	2	
		EEC297	教育の方法及び技術(情報通信機器の活用含む)	2		2	◎	2	
		EEC234	学校臨床心理学(生徒指導・進路指導を含む。)	2		2	◎	2	
		EEC235	学校教育相談論	2	2		◎	2	
	9	EEC342	中・高等学校教育実習	4			◎	3	
		EEC344	小学校教育実習	3			◎	3	
		EEC434	応用教育実習(中学校)	3				4	
		EEC433	応用教育実習(小学校)	3				4	
		EEC436	教育実習(特別支援学校) (事前・事後指導1単位含む。)	3				4	
		EEC346	幼稚園教育実習	3				4	
		EEC282	授業設計論(事前指導)	1		1	◎	2	
		EEC347	授業実践論(事後指導)	1	(1)		◎	3	
	2	EEC439	教職実践演習(幼・小・中・高)	2		2	◎	4	

第6表-1

教科指導法科目一覧（各教科の指導法に関する科目）

【学校教育課程】

区分 コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考
					前 期	後 期			
幼小発達教育コース 小1種・幼2種 障害児教育コース 特支1種・小1種 やま小	20	EEC151	初等国語科教育学（書写を含む。）	2	2	2	○	1	× 2 × 2 × 2 × 2
		EEC152	初等社会科教育学	2	2	2	○	1	
		EEC153	初等数学科教育学	2	2	2	○	1	
		EEC154	初等理科教育学	2	2	2	○	1	
		EEC155	初等音楽科教育学	2	2	2	○	1	
		EEC156	初等図画工作科教育学	2	2	2	○	1	
		EEC157	初等体育科教育学	2	2	2	○	1	
		EEC158	初等家庭科教育法	2	2	2	○	1	
		EEC159	初等生活科教育学	2	2	2	○	1	
		EEC150	初等外国語科教育学	2	2	2	○	1	

第6表-2

教科指導法科目一覧（各教科の指導法に関する科目）

【学校教育課程】

区分 コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考
					前 期	後 期			
幼小発達教育 コース 幼1種・小2種	12	EEC151	初等国語科教育学（書写を含む。）	2	2	2		1	音・図・体の2教科以上を 含み6以上の教科について それぞれ2単位以上、合 計12単位以上を選択履修 すること。 × 2 × 2 × 2 × 2
		EEC152	初等社会科教育学	2	2	2		1	
		EEC153	初等数学科教育学	2	2	2		1	
		EEC154	初等理科教育学	2	2	2		1	
		EEC155	初等音楽科教育学	2	2	2		1	
		EEC156	初等図画工作科教育学	2	2	2	○	1	
		EEC157	初等体育科教育学	2	2	2		1	
		EEC158	初等家庭科教育法	2	2	2		1	
		EEC159	初等生活科教育学	2	2	2		1	
		EEC150	初等外国語科教育学	2	2	2		1	

第7表-1

教科指導法科目一覧（各教科の指導法に関する科目）

【学校教育課程】

区 分 コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考
					前 期	後 期			
言語教育コース 生活社会教育コース 科学教育コース 芸術身体教育コース 小1種・中2種 やま小	20	EEC151	初等国語科教育学（書写を含む。）	2	2	2	◎	1	× 2 × 2
		EEC152	初等社会科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC153	初等数学科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC154	初等理科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC155	初等音楽科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC156	初等図画工作科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC157	初等体育科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC158	初等家庭科教育法	2	2	2	◎	1	
		EEC159	初等生活科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC150	初等外国語科教育学	2	2	2	◎	1	
	22	EEC241	中等英語科教育法	2	2	2	◎	2	÷ 2
		EEC287	英語教育の諸問題Ⅰ（評価法）	2	2	2		2	
		EEC243	英語教育教材・教具論	2	2	2		2	
		EEC288	英語授業実践演習	2	2	2		2	
		EEC245	中等国語科教育法Ⅰ	2	2	2	◎	2	当該教科の指定された科目を 2単位以上修得すること。
		EEC246	中等国語科教育法Ⅱ	2	2	2		2	
		EEC247	中等国語科教育法Ⅲ	2	2	2		2	
		EEC248	国語科実践史演習Ⅰ	2	2	2		2	
		EEC249	国語科実践史演習Ⅱ	2	2	2		2	
		EEC250	国語科授業開発演習Ⅰ	2	2	2		2	
		EEC251	国語科授業開発演習Ⅱ	2	2	2		2	
		EEC252	中等社会科教育法Ⅰ	2	2	2	◎	2	* * * 1科目選択必修
		EEC253	中等社会科教育法Ⅱ	2	2	2		2	
		EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2	2	2		2	
		EEC255	中等社会・公民教育法	2	2	2		2	
		EEC256	中等数学科教育法Ⅰ	2	2	2		2	* * * 1科目選択必修
		EEC257	中等数学科教育法Ⅱ	2	2	2		2	
		EEC258	中等数学科教育法Ⅲ	2	2	2		2	
		EEC331	数学教育学習論	2	2	2		3	
		EEC332	数学教育課程論	2	2	2		3	◎
		EEC259	中等理科教育法	2	2	2	◎	2	
		EEC289	理科教育教材分析論Ⅰ	2	2	2		2	
		EEC290	理科教育教材分析論Ⅱ	2	2	2		2	
		EEC431	理科教育学原論	2	2	2		4	
		EEC432	理科教育課程論	2	2	2		4	
		EEC333	理科教育学実験	1	3	2		2	
		EEC263	中等音楽科教育法Ⅰ	2	2	2	◎	2	◎
		EEC264	中等音楽科教育法Ⅱ	2	2	2		2	
		EEC291	音楽科教育演習Ⅰ	2	2	2		2	
		EEC292	音楽科教育演習Ⅱ	2	2	2		2	
		EEC283	中等美術科教育法Ⅰ	2	2	2	◎	2	◎
		EEC284	中等美術科教育法Ⅱ	2	2	2		2	
		EEC285	中等美術科教育法Ⅲ	2	2	2		2	
		EEC286	中等美術科教育法Ⅳ	2	2	2		2	

			EEC271	中等保健体育科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEC272	中等保健体育科教育法Ⅱ	2		2		2	
			EEC273	保健体育科教育法Ⅰ	2		2		2	
			EEC274	保健体育科教育法Ⅱ	2		2		2	
			EEC275	中等家庭科教育法第一	2	2		◎	2	
			EEC276	中等家庭科教育法第二	2		2		2	
			EEC293	中等家庭科授業演習Ⅰ	2		2		2	
			EEC349	中等家庭科授業演習Ⅱ	2	2			3	
			EEC335	家庭科教育学Ⅰ	2		2		3	
			EEC336	家庭科教育学Ⅱ	2		2		3	
									÷ 2	
									÷ 2	
			EEC278	中等技術科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEC279	中等技術科教育法Ⅱ	2		2		2	
			EEC337	中等技術科教育演習Ⅰ	2	2			3	
			EEC338	中等技術科教育演習Ⅱ	2	(2)			3	
			EEC280	書道科教育学Ⅰ	2	2			2	
			EEC281	書道科教育学Ⅱ	2		2		2	
									÷ 2	
									÷ 2	
			EEC339	地理歴史科教育法	2		2		3	
			EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2	2			2	
									高等学校(地理歴史)免許を 取得するのに必要な科目	
			EEC340	公民科教育法	2	2			3	
			EEC255	中等社会・公民教育法	2		2		2	
									高等学校(公民)免許を 取得するのに必要な科目	
			EEC296	工業科教育法Ⅰ	2		2		2	
			EEC350	工業科教育法Ⅱ	2		2		3	
									÷ 2	
									÷ 2	
			EEC298	情報科教育法Ⅰ	2	2			2	
			EEC299	情報科教育法Ⅱ	2		2		2	
									高等学校(情報)免許を 取得するのに必要な科目	

第7表-2

教科指導法科目一覧（各教科の指導法に関する科目）

【学校教育課程】

区 分 コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考
					前 期	後 期			
言語教育コース 生活社会教育コース 科学教育コース 芸術身体教育コース 中1種・小2種	12	EEC151	初等国語科教育学（書写を含む。）	2	2	2		1	小2種は、音・図・体のうち 2教科を含み6教科以上、 合計12単位以上修得すること。
		EEC152	初等社会科教育学	2	2	2		1	
		EEC153	初等数学科教育学	2	2	2		1	
		EEC154	初等理科教育学	2	2			1	
		EEC155	初等音楽科教育学	2	2	2		1	
		EEC156	初等図画工作科教育学	2	2	2		1	
		EEC157	初等体育科教育学	2	2	2		1	
		EEC158	初等家庭科教育法	2	2	2		1	
		EEC159	初等生活科教育学	2	2	2		1	
		EEC150	初等外国語科教育学	2	2	2		1	
	8	EEC241	中等英語科教育法	2	2		◎	2	÷ 2
		EEC287	英語教育の諸問題Ⅰ（評価法）	2	2		◎	2	
		EEC243	英語教育教材・教具論	2		2	◎	2	
		EEC288	英語授業実践演習	2		2	◎	2	
		EEC245	中等国語科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	当該教科の指定された科目を 8単位以上修得すること。
		EEC246	中等国語科教育法Ⅱ	2		2	◎	2	
		EEC247	中等国語科教育法Ⅲ	2	2		◎	2	
		EEC248	国語科実践史演習Ⅰ	2	2			2	
		EEC249	国語科実践史演習Ⅱ	2	2			2	
		EEC250	国語科授業開発演習Ⅰ	2		2		2	
		EEC251	国語科授業開発演習Ⅱ	2		2	◎	2	
		EEC252	中等社会科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
		EEC253	中等社会科教育法Ⅱ	2		2	◎	2	
		EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2	2		◎	2	
		EEC255	中等社会・公民教育法	2		2	◎	2	
		EEC256	中等数学科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
		EEC257	中等数学科教育法Ⅱ	2		2	◎	2	
		EEC258	中等数学科教育法Ⅲ	2		2	◎	2	
		EEC331	数学教育学習論	2	2		◎	3	
		EEC332	数学教育課程論	2		2		3	
		EEC259	中等理科教育法	2	2		◎	2	
		EEC289	理科教育教材分析論Ⅰ	2	2		◎	2	
		EEC290	理科教育教材分析論Ⅱ	2		2	◎	2	
		EEC431	理科教育学原論	2	2			4	
		EEC432	理科教育課程論	2		2	◎	4	
		EEC333	理科教育学実験	1		3		2	
		EEC263	中等音楽科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
		EEC264	中等音楽科教育法Ⅱ	2	2		◎	2	
		EEC291	音楽科教育演習Ⅰ	2	2		◎	2	
		EEC292	音楽科教育演習Ⅱ	2		2	◎	2	
		EEC283	中等美術科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
		EEC284	中等美術科教育法Ⅱ	2		2	◎	2	
		EEC285	中等美術科教育法Ⅲ	2	2		◎	2	
		EEC286	中等美術科教育法Ⅳ	2		2	◎	2	

		EEC271 中等保健体育科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
		EEC272 中等保健体育科教育法Ⅱ	2			◎	2	
		EEC273 保健体育科教育法Ⅰ	2			◎	2	
		EEC274 保健体育科教育法Ⅱ	2			◎	2	
		EEC275 中等家庭科教育法第一	2	2		◎	2	
		EEC276 中等家庭科教育法第二	2			◎	2	
		EEC293 中等家庭科授業演習Ⅰ	2			◎	2	
		EEC349 中等家庭科授業演習Ⅱ	2	2		◎	3	
		EEC335 家庭科教育学Ⅰ	2				3	÷ 2
		EEC336 家庭科教育学Ⅱ	2				3	÷ 2
		EEC278 中等技術科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	
		EEC279 中等技術科教育法Ⅱ	2			◎	2	
		EEC337 中等技術科教育演習Ⅰ	2	2		◎	3	
		EEC338 中等技術科教育演習Ⅱ	2	(2)		◎	3	
		EEC280 書道科教育学Ⅰ	2	2			2	÷ 2
		EEC281 書道科教育学Ⅱ	2				2	÷ 2
		EEC339 地理歴史科教育法	2				3	高等学校(地理歴史)免許を 取得するのに必要な科目
		EEC254 中等社会・地理歴史教育法	2	2			2	
		EEC340 公民科教育法	2	2			3	高等学校(公民)免許を 取得するのに必要な科目
		EEC255 中等社会・公民教育法	2				2	
		EEC296 工業科教育法Ⅰ	2				2	÷ 2 高等学校(工業)免許を 取得するのに必要な科目
		EEC350 工業科教育法Ⅱ	2				3	
		EEC298 情報科教育法Ⅰ	2	2			2	高等学校(情報)免許を 取得するのに必要な科目
		EEC299 情報科教育法Ⅱ	2				2	

第8表

教科専門科目一覧（小学校の教科に関する専門的事項）

【学校教育課程】

コース等	区 分 科 目	要求 単位数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考
						前 期	後 期			
全コース	国 語 科	小1種 は10 小2種 は4	EEC160	国語科内容論（書写1単位を含む。）	2	2	2		1	小1種・中2種、小1種・幼2種 は国・社・外から2単位、算・理 から2単位、音・体から2単位、 図・家・生から2単位、合計10 単位以上履修すること。 中1種・小2種、幼1種・小2種 は4単位以上履修すること。
	社 会 科		EEC161	社会科内容論	2	2			1	
	算 数 科		EEC162	算数科内容論	2	2	2		1	
	理 科		EEC163	理科内容論	2		2		2	
	音 楽 科		EEC164	音楽科内容論	2	2	2		1	
	体 育 科		EEC165	体育科内容論	2	2	2		1	
	図 画 工 作 科		EEC166	図画工作科内容論	2	2	2		1	
	家 庭 科		EEC167	家庭科内容論	2	2	2		1	
	生 活 科		EEC168	生活科内容論	2	2	2		1	
	外国語科		EEC169	外国語科内容論	2		2		1	

【学校教育課程・幼小発達教育コース】

コ ー ス 等	要 求 単 位 数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考
					前 期	後 期			
幼小発達教育コース	6	E E I 2 4 7	幼小発達教育基礎論	1		1	◎	2	* } 1科目選択必修
		E E I 3 0 1	現代の教育課題を考える	1		1	◎	3	
		E E D 3 0 1	学校論演習	2		2		3	
		E E D 3 1 4	教育思想演習	2		2		3	
		E E D 3 0 4	教育方法学演習	2		2		3	
		E E D 3 0 6	保育思想演習	2		2		3	
		E E D 3 1 3	比較教育学演習	2		2		3	* } 1科目選択必修
		E E D 3 1 1	発達心理学演習	2		2		3	
		E E D 4 0 1	学校論研究	2	2			4	
		E E D 4 0 2	教育思想研究	2	2			4	
		E E D 4 0 4	教育方法学研究	2	2			4	
		E E D 4 0 6	保育思想研究	2	2			4	
		E E D 4 1 3	比較教育学研究	2	2			4	
		E E D 4 1 1	発達心理学研究	2	2			4	
	2	E E D 2 2 1	継続観察実習	2		4	◎	2	
		E E D 3 2 3	保育者指導	2	2			3	
	6	E E I 1 3 1	保育・幼児教育制度論	2		2	◎	1	
		E E I 2 3 1	保育内容総論	2	2		◎	2	
		E E I 1 3 2	幼児の発達理解とカウンセリング・マインド	2	2		◎	1	
	10	E E I 2 4 1	保育内容（音楽表現）	2	2			1	÷ 2 * } 1科目 選択必修
		E E I 2 4 2	保育内容（絵画造形）	2		2		1	
		E E I 2 4 3	保育内容（ことば）	2		2		2	* } 1科目選択必修
		E E I 2 4 4	保育内容（人間関係）	2	2			2	
		E E I 2 4 5	保育内容（環境）	2	2			1	÷ 2
		E E I 2 4 6	保育内容（健康）	2		2		1	
		E E I 1 4 1	保育実践演習Ⅰ	1	(1)			1	÷ 2
		E E I 1 4 2	保育実践演習Ⅱ	1	(1)			1	
		E E I 1 4 3	保育実践演習Ⅲ	1	(1)			1	1
		E E I 1 4 4	保育実践演習Ⅳ	1	(1)			1	
卒 業 論 文	4	E E D 4 9 9	卒業論文（幼小発達教育）	4			◎	4	

第9表-2

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・幼小発達教育コース】

コ ー ス 等	要 求 単 位 数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考
					前 期	後 期			
幼小発達教育コース	幼1種・ 小2種 28	E E I 2 4 7	幼小発達教育基礎論	1		1	◎	2	1科目選択必修
		E E I 3 0 1	現代の教育課題を考える	1		1	◎	3	
		E E D 3 0 1	学校論演習	2		2		3	
		E E D 3 1 4	教育思想演習	2		2		3	
		E E D 3 0 4	教育方法学演習	2		2		3	
		E E D 3 0 6	保育思想演習	2		2		3	
		E E D 3 1 3	比較教育学演習	2		2		3	
		E E D 3 1 1	発達心理学演習	2		2		3	
		E E D 4 0 1	学校論研究	2	2			4	
		E E D 4 0 2	教育思想研究	2	2			4	
		E E D 4 0 4	教育方法学研究	2	2			4	1科目選択必修
		E E D 4 0 6	保育思想研究	2	2			4	
		E E D 4 1 3	比較教育学研究	2	2			4	
		E E D 4 1 1	発達心理学研究	2	2			4	
		E E D 2 2 1	継続観察実習	2		4	◎	2	
		E E D 3 2 3	保育者指導	2	2			3	
		E E I 1 3 1	保育・幼児教育制度論	2		2	◎	1	
		E E I 2 3 1	保育内容総論	2	2		◎	2	
		E E I 1 3 2	幼児の発達理解とカウンセリング・マインド	2	2		◎	1	
		E E I 2 4 1	保育内容（音楽表現）	2	2		◎	1	
		E E I 2 4 2	保育内容（絵画造形）	2		2	◎	1	
		E E I 2 4 3	保育内容（ことば）	2		2	◎	2	
		E E I 2 4 4	保育内容（人間関係）	2	2		◎	2	
		E E I 2 4 5	保育内容（環境）	2	2		◎	1	
		E E I 2 4 6	保育内容（健康）	2		2	◎	1	
		E E I 1 4 1	保育実践演習Ⅰ	1	(1)		◎	1	
		E E I 1 4 2	保育実践演習Ⅱ	1	(1)		◎	1	
		E E I 1 4 3	保育実践演習Ⅲ	1	(1)			1	
		E E I 1 4 4	保育実践演習Ⅳ	1	(1)			1	
卒 業 論 文	4	E E D 4 9 9	卒業論文（幼小発達教育）	4			◎	4	

第10表

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・障害児教育コース】

コ ー ス 等	要求単位数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 修	履 修 年 次	備 考
					前 期	後 期			
障害児教育コース	特支1種 小1種 26 やま小 26	2	EEH103 特別支援教育の基礎Ⅰ（歴史等） EEH104 特別支援教育の基礎Ⅱ（制度等） EEH105 特別支援教育総論	1 1 2	1 1	2	◎ ◎	1 1 1	
		8	EEH206 知的障害児心理学 EEH203 肢体不自由児心理学 EEH204 病弱児心理学 EEH207 障害児生理病理学 EEH301 障害児心理学演習Ⅰ EEH302 障害児心理学演習Ⅱ	2 2 2 2 2 2	2 2 2 (2)	2	◎ ◎ ◎ ◎	2 2 2 2 3 3	
		8	EEH216 知的障害児教育課程論 EEH213 肢体不自由児教育課程論 EEH217 病弱児教育課程論 EEH218 特別支援教育指導法 EEH311 障害児教育学演習Ⅰ EEH312 障害児教育学演習Ⅱ EEH313 障害児教育研究法	2 2 2 2 2 2 1	2 2 2 2 2 2 3	2	◎ ◎ ◎ ◎	2 2 2 2 3 3 3	
		5	EEH221 視覚障害児教育概論 EEH222 聴覚障害児教育概論 EEH224 重複障害児教育概論 EEH321 障害児教育教材研究 EEH226 発達障害児教育概論 EEH227 情緒障害児教育概論	1 1 1 1 2 2	(1) (1) 1	2 2 2	◎ ◎ ◎	2 2 2 3 2 2	
		3	EEH331 教育実習（特別支援学校） （事前・事後指導1単位含む。） EEH431 応用教育実習（特別支援学校）	3 3			◎	3 4	
卒 業 論 文	4	EEH499	卒業論文（障害児教育）	4			◎	4	

第11表

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・言語教育コース】

系	科目区分		要 求 単 位 数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 週 時 数		必 選	履 修 年 次	備 考		
							前 期	後 期					
国語教育系	コース専門科目	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	中1種 26 中2種 10 やま小 10	EEJ201	国語学概論 (音声言語及び文章表現を含む。)	2	2		◎	2			
				EEJ202	国語学演習Ⅰ	2		2		2			
				EEJ203	国語学演習Ⅱ	2		2		2			
				EEJ204	日本語史	2		2		2			
		EEJ211		日本文学概論 (国文学史を含む。)	2	2		◎	2				
		EEJ212		日本古典文学史	2	2			2				
		EEJ213		古典文学演習Ⅰ	2	2			2				
		EEJ214		古典文学演習Ⅱ	2		2		2				
		EEJ215		近代文学演習Ⅰ	2	2			2				
		EEJ216		近代文学演習Ⅱ	2		2		2				
		EEJ217		日本文学講読	2		2		2				
		EEJ221		漢文学概説	2	2		◎	2				
		EEJ222		漢文学講読Ⅰ	2	2			2				
		EEJ223		漢文学講読Ⅱ	2		2		2				
		EEJ224		漢文学演習Ⅰ	2	2			2				
		EEJ225		漢文学演習Ⅱ	2		2		2				
		EEJ231		書写演習Ⅰ	2	2		◎	2				
		EEJ232		書写演習Ⅱ	2		2		2				
		EEJ238		書法基礎	2		2		2				
		EEJ241	書道史	2	(2)			2	÷ 2 ※中学校教諭(国語)免許の科目としては使用できない ※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない				
		EEJ246	書論・鑑賞	2		2		2					
		国語教育学	EEJ341	国語学研究法Ⅰ	2	2			3	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない			
			EEJ342	国語学研究法Ⅱ	2		2		3				
			EEJ343	国語学研究法Ⅲ	2	2			3				
			EEJ344	国語学研究法Ⅳ	2		2		3				
			EEJ345	近代文学研究法Ⅰ	2	2			3				
			EEJ346	近代文学研究法Ⅱ	2		2		3				
			EEJ347	古典文学研究法Ⅰ	2	2			3				
			EEJ348	古典文学研究法Ⅱ	2		2		3				
			EEJ349	漢文学研究法Ⅰ	2	2			3				
			EEJ350	漢文学研究法Ⅱ	2		2		3				
			EEJ351	書写・書道研究法Ⅰ	2	2			3				
			EEJ352	書写・書道研究法Ⅱ	2		2		3				
			EEJ353	文学教育研究法Ⅰ	2	2			3				
			EEJ354	文学教育研究法Ⅱ	2		2		3				
			EEJ355	言語教育研究法Ⅰ	2	2			3				
			EEJ356	言語教育研究法Ⅱ	2		2		3				
		中国言語文化	EEJ251	中国語学研究Ⅰ	2	2			2	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない			
			EEJ252	中国語学研究Ⅱ	2		2		2				
		日本語教育学	EEJ261	社会言語学	2	2			2	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない			
			EEJ262	言語心理学	2		2		2				
			EEJ263	言語習得論	2		2		2				
			EEC113	日本語教育概論	2	2			1				
EEJ164	日本語教授法		2		2		1						
EEJ361	日本語教育実習Ⅰ		2	2			3						
EEJ362	日本語教育実習Ⅱ		2	2			3						
EEJ161	日本語の文法		2		2		1						
EEJ162	日本語の文字・表記・語彙		2		2		1						
EEJ163	日本語の音声・音韻		2		2		1						
卒業論文	4		EEJ499	卒業論文(国語教育)	4			◎	4				
英語教育系	コース専門科目		英語学	中1種 26 中2種 10 やま小 10	EEL201	言語学概論	2	2			◎	2	÷ 2
EEL301					英語学概論	2		2			3		
EEL203		英文法演習			2	2			2				
EEL204		英語発音法			2		2		2				
EEL205		英語学演習Ⅰ			2	2			2				

	英 語 文 学	EEL211	イギリス文学史	2		2		2	* } 1科目選択必修 *
		EEL212	アメリカ文学史	2	2			2	
		EEL213	英米文学演習Ⅰ	2		2		2	
		EEL311	英米文学演習Ⅱ	2	2			2	
		EEL214	英米文学講読Ⅰ	2		2		2	
		EEL215	英米文学講読Ⅱ	2	2			2	
	英語コミュニケーション	EEL221	英語ライティング演習	2		2	◎	2	
		EEL222	英語スピーチ演習	2		2		2	
		EEL223	英語会話	2	2		◎	2	
	異文化理解	EEL331	異文化理解Ⅰ	2		2		2	* } 1科目選択必修 * } ÷ 2
		EEL332	異文化理解Ⅱ	2	2			2	
		EEL334	異文化間コミュニケーション	2	2			3	
		EEL335	欧米の国際関係	2		2		2	
	英 語 教 育 学	EEL241	英語教育の諸問題Ⅱ	2	2			2	÷ 2 ※コース専門科目の要求単位数 ÷ 2 に含むことはできない
		EEL342	第2言語習得論	2		2		3	
		EEL343	英語学研究法Ⅰ	2	2			3	
		EEL344	英語学研究法Ⅱ	2		2		3	
		EEL345	アメリカ文学研究法Ⅰ	2	2			3	
		EEL346	アメリカ文学研究法Ⅱ	2		2		3	
		EEL347	イギリス文学研究法Ⅰ	2	2			3	
		EEL348	イギリス文学研究法Ⅱ	2		2		3	
		EEL349	初等英語教育学研究法Ⅰ	2	2			3	
		EEL350	初等英語教育学研究法Ⅱ	2		2		3	
		EEL351	中等英語教育学研究法Ⅰ	2	2			3	
		EEL352	中等英語教育学研究法Ⅱ	2		2		3	
	卒 業 論 文	4	EEL499 卒業論文（英語教育）	4			◎	4	

（注）日本語教員養成に必要な単位の修得方法は、「9 その他の取得可能な教育職員免許状及び資格」を参照のこと。

第12表

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・生活社会教育コース】

系	科目区分		要 求 単 位 数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 週 時 数		必 選	履 修 年 次	備 考
							前 期	後 期			
社会科教育系	日本史・外国史		EES201	日本史概説	2	2		◎	2		
			EES202	日本史	2	2			2		
			EES203	日本史特殊講義	2		2		2		
			EES204	日本史演習Ⅰ	2	2			2		
			EES205	日本史演習Ⅱ	2		2		2		
			EES206	外国史概説	2	2		◎	2		
			EES207	西洋史	2		2		2		
			EES301	西洋史特殊講義	2	2			3		
			EES208	西洋史演習	2		2		2		
			EES209	東洋史	2		2		2		
	EES402	歴史学特別演習	2		2		4				
	地理学 (地誌を含む。)		EES211	地理学概論 (地誌・自然地理を含む。)	2	2		◎	2		
			EES311	地理学演習	2	2			3		
			EES212	地誌学	2		2		2		
			EES214	自然環境学	2		2		2		
			EES313	地理学野外実習Ⅰ	2	(2)			2		
			EES412	地理学野外実習Ⅱ	2	(2)			2		
	「法学、政治学」	中1種 26 中2種 14 やま小 14	EES221	法学概説(国際法を含む。)	2	2		◎	2	÷ 2 ÷ 2 ÷ 2	
			EES222	政治学概説(国際政治を含む。)	2	2			2		
			EES223	法学講読Ⅰ	2		2		2		
			EES224	法学講読Ⅱ	2		2		2		
			EES321	法学演習Ⅰ	2		2		3		
			EES421	法学演習Ⅱ	2	2			4		
	「社会学、経済学」		EES231	社会学概論	2	(2)		◎	2		
			EES233	経済学概論(国際経済を含む。)	2	2		◎	2		
			EES234	経済学講読Ⅰ	2		2		2		
			EES331	経済学講読Ⅱ	2	2			3		
			EES332	経済学演習Ⅰ	2		2		3		
			EES333	経済学演習Ⅱ	2	2			3		
	「哲学、倫理学、 宗教学」		EES241	哲学概論	2	2			2	*] 1科目選択必修 *] ÷ 2	
			EES242	倫理学概論	2		2		2		
EES243			宗教学	2	(2)			2			
EES341			哲学倫理学演習Ⅰ	2		2		3			
EES342			哲学倫理学演習Ⅱ	2	2			3			
EES244			哲学倫理思想史	2		2		2			
社会科教育学		EES251	社会科教育学概論	2	2			3	※コース専門科目の要求 単位数に含むことはで きない ÷ 2 ÷ 2 ÷ 2 ÷ 2		
		EES252	社会科授業構成論	2	2			4			
		EES253	社会科課程論	2		2		3			
		EES351	社会科教育史	2	2			3			
		EES352	比較社会科教育論	2		2		3			
		EES353	社会科教育学研究法	2		2		4			
卒業論文	4	EES499	卒業論文(社会科教育)	4			◎	4			
家政教育系	家庭経営学 (家族関係学及び家庭 経済学を含む。)	中1種 26 中2種 10 やま小 10	E EK 201	家庭経営学概論 (家族関係学及び家庭経済学を含む。)	2	2		◎	2	中1種必修	
			E EK 202	生活学概論	2		2		2		
			E EK 203	家庭経済学	2		2		2		
			E EK 204	家族関係論	2	2			2		
	被服学 (被服実習を含む。)	中1種 26 中2種 10 やま小 10	E EK 211	衣生活論	2	2			2	中1種必修	
			E EK 311	被服科学	2	2			3		
			E EK 213	被服学概論(被服実習を含む。)	2	4		◎	2		
			E EK 312	被服科学実験	2	4			3		
			E EK 313	衣文化論	2	2			3		
	食 物 学 (栄養学、食品学及び 調理実習を含む。)	中1種 26 中2種 10 やま小 10	E EK 221	食物学概論 (栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	2	2		◎	2	中1種必修	
			E EK 222	食品栄養学	2		2		2		
			E EK 321	食生活論	2		2		3		
			E EK 223	調理学実習	2		4		2		
			E EK 322	食物学実験	2	4			3		

	住居学		EEK231	住居学概論	2	2	◎	2	中1種必修
			EEK232	住居設計・製図	2	(4)		3	
			EEK331	住環境論	2	2		2	
			EEK332	住生活論	2	2		2	
			EEK333	住居学演習	2	2		3	
	保育学		EEK242	保育学	2	2	◎	2	
			EEK341	子ども文化論	2	2	3		
	卒業論文	4	EEK499	卒業論文(家政教育)	4		◎	4	

第13表

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・科学教育コース】

系	科目区分	要 求 単 位 数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 週 時 数		必 選	履 修 年 次	備 考
						前 期	後 期			
数 学 教 育 系	代 数 学	中1種 26 中2種 10 やま小 10	EEM101	線形代数学Ⅰ	2	2		◎	1	
			EEM102	線形代数学Ⅱ	2		2		1	
			EEM201	群の構造	2		2		2	
			EEM301	代数的構造	2	2			3	
	幾 何 学		EEM211	集合と写像	2	2		◎	2	
			EEM212	立体の幾何学	2	2			2	
			EEM312	曲線の幾何学	2		2		3	
	解 析 学		EEM121	微分積分学Ⅰ	2	2			1	
			EEM122	微分積分学Ⅱ	2		2		1	
			EEM221	関数と数列	2	2		◎	2	
理 科 教 育 系			EEM222	微分方程式	2		2		2	
			EEM324	複素関数	2		2		3	
			EEM323	関数の空間	2	2			3	
	「確率論、統計学」		EEM231	確率論	2	2		◎	2	
			EEM232	数理統計学	2		2		2	
	コ ン ピ ュ ー タ		EEM241	コンピュータ	2		2	◎	2	
	数 学 教 育 学		EEM451	数学教育認識論	2	2			4	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない
			EEM452	数学教育認識論演習	2		2		4	
	数 学 セ ミ ナ ー		EEM351	数学セミナーⅠ	2	2			3	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない
			EEM352	数学セミナーⅡ	2		2		3	
理 科 教 育 系	卒 業 論 文	4	EEM499	卒業論文（数学教育）	4			◎	4	
	物 理 学	中1種 26 中2種 16 やま小 16	EEN201	物理学一般	2	2		◎	2	
			EEN101	物理数学	2		2		1	
			EEN202	力学	2		2		2	
			EEN203	電磁気学	2		2		2	
			EEN301	量子力学	2	2			3	* 中1種1科目 ÷ 2 * 選択必修
			EEN302	熱力学	2	2			3	÷ 2 *
			EEN303	物理学セミナーⅠ	2	2			3	* 1
			EEN304	物理学セミナーⅡ	2		2		3	*
	化 学		EEN211	化学一般	2	2		◎	2	
			EEN212	有機化学	2		2		2	* 中1種1科目
理 科 教 育 系			EEN213	無機化学	2		2		2	* 選択必修
			EEN311	化学セミナーⅠ	2	2			3	* 2
			EEN312	化学セミナーⅡ	2		2		3	*
	生 物 学		EEN121	生物学一般	2		2	◎	1	
			EEN221	多様性生物論	2		2		2	* 中1種1科目
			EEN222	植物学	2	2			2	* 選択必修
			EEN321	生物学セミナーⅠ	2	2			3	* 3
			EEN322	生物学セミナーⅡ	2		2		3	*
	地 学		EEN131	地学一般	2	2		◎	1	
			EEN231	地球環境史	2		2		2	* 中1種1科目
理 科 教 育 系			EEN232	地球変動学	2		2		2	* 選択必修
			EEN331	地学セミナーⅠ	2	2			3	* 4
			EEN332	地学セミナーⅡ	2		2		3	*
	物 理 学 実 験 ・ 化 学 実 験 ・ 生 物 学 実 験 ・ 地 学 実 験		EEN206	物理学実験Ⅰ	1	2		◎	2	
			EEN207	物理学実験Ⅱ	1	2			2	
			EEN135	化学実験Ⅰ	1		2	◎	1	
			EEN136	化学実験Ⅱ	1		2		1	
			EEN208	生物学実験Ⅰ	1	2		◎	2	
			EEN209	生物学実験Ⅱ	1	2			2	
			EEN224	野外生物学実習Ⅰ	1	(2)			1	÷ 2
理 科 教 育 系			EEN323	野外生物学実習Ⅱ	1	(2)			1	÷ 2
			EEN137	地学実験Ⅰ	1		2	◎	1	
			EEN138	地学実験Ⅱ	1		2		1	
			EEN134	野外地学実習Ⅰ	1	(2)			1	
			EEN233	野外地学実習Ⅱ	1	(2)			2	

		理 科 教 育 学		EEC333 理科教育学実験 EEN341 理科教育学セミナーⅠ EEN342 理科教育学セミナーⅡ	1 2 2	3 2 2		2 3 3	※コース専門科目の 要求単位数に含む ことはできない
		卒 業 論 文	4	EEN499 卒業論文（理科教育）	4		◎	4	
技術教育系	コース専門科目	材料加工 （実習を含む。）	中1種 26 中2種 10 やま小 10	EET101 木材工学 EET201 木材加工実習 EET204 製図 EET111 金属工学 EET112 材料加工学 EET214 金属加工実習	2 1 1 2 2 1	2 2 2 2 2 2		1 2 2 2 1 2	* * ÷2 * 1科目選択必修
		機械・電気 （実習を含む。）		EET221 機械工学Ⅰ EET222 機械工学Ⅱ EET223 機械基礎力学 EET227 機械設計製図 EET225 機械基礎実習Ⅰ EET226 機械基礎実習Ⅱ EET131 電磁気学 EET132 電気回路 EET231 電子工学概論 EET232 電気応用概論 EET233 電気基礎実習 EET331 電子工学実習	2 2 2 1 1 1 2 2 2 2 1 1	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	1 1 2 2 2 3 1 1 2 2 2 3	* ÷2 ÷2 ÷2 ÷2 ÷2 ÷2 ÷2 ÷2 ÷2 ÷2 ÷2 1科目選択必修
		生物育成		EET241 栽培学（実習を含む。）	2	2	◎	2	
		情報とコンピュータ		EET251 情報概論Ⅰ EET252 情報概論Ⅱ EET253 論理回路 EET254 計算機実習Ⅰ EET255 計算機実習Ⅱ EET256 論理回路実習	2 2 2 1 1 1	2 2 2 2 2 2	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	2 2 2 2 2 2	
		職 業 指 導		EET461 職業指導	2	2		4	高等学校（工業）の免許を取得する場合に必要な科目
		卒 業 論 文	4	EET499 卒業論文（技術教育）	4		◎	4	
数学・理科・技術教育系共通	コース専門科目	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理		EEZ201 情報社会（職業に関する内容を含む。） EEZ202 情報倫理	2 2	2 2		2 2	※コース専門科目の要求 単位数に含むことはできない
		コンピュータ・情報処理		EEZ211 プログラミング基礎と演習Ⅰ EEZ212 プログラミング基礎と演習Ⅱ	2 2	2 2		2 2	
		情報システム		EEZ321 情報システム EEZ322 情報システム演習	2 2	2 2		2 2	
		情報通信ネットワーク		EEZ331 情報ネットワーク EEZ332 情報ネットワーク演習	2 2	2 (2)		2 2	
		マルチメディア表現・マルチメディア技術		EEZ341 マルチメディア表現と技術 EEZ342 情報プレゼンテーション演習	2 2	2 2		2 2	

（注）理科教育系（やまなし小学校教育コースを除く）は、*1～*5のうち1分野2科目選択必修。

第14表

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・芸術身体教育コース】

系	科 目 区 分		要 求 単位数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考
							前 期	後 期			
音 楽 教 育 系	コ ー ス 専 門 科 目	ソ ル フ ェ ー ジ ュ	EEU101	ソルフェージュ基礎	2		2			1	
		EEU201	ソルフェージュ実習	1	2		◎	2			
		声 楽（合唱及び日本の 伝統的な歌唱を含む。）	EEU114	声楽演習Ⅰ	2	2			2		
			EEU115	声楽演習Ⅱ	2		2		2		
			EEU211	声楽実習Ⅰ（日本の伝統的な歌唱を含む。）	1	2		◎	1		
			EEU212	声楽実習Ⅱ	1		2		1		
			EEU213	合唱Ⅰ	1		2		1		
			EEU113	合唱Ⅱ	1	2			1		
			EEU312	声楽特講	2		2		3		
		器 楽（合奏及び伴奏 並びに和楽器を含む。）	EEU126	ピアノ演習Ⅰ	2	2				1	
			EEU127	ピアノ演習Ⅱ	2		2			1	
			EEU221	ピアノ実習Ⅰ	1	2		◎	2		
			EEU222	ピアノ実習Ⅱ	1		2		2		
			EEU321	ピアノアンサンブルⅠ	1	2			3		
			EEU322	ピアノアンサンブルⅡ	1		2		3		
			EEU223	邦楽器実習	1		2		◎	2	
			EEU224	合奏法（伴奏法を含む。）	1	2		◎	2		
			EEU123	管・弦・打楽器実習Ⅰ	1	(2)			1		
			EEU124	管・弦・打楽器実習Ⅱ	1	(2)			1	÷ 2	
		EEU125	管・弦・打楽器実習Ⅲ	1		2		1			
		EEU324	ピアノ特講	2		2		4			
		指 揮 法	EEU231	指揮法	1	(2)		◎	2		
		音 楽 理 論・作 曲 法（編 曲法を含む。）・音 楽 史（日本の伝統音楽 及び諸民族の音楽を 含む。）	EEU141	作曲基礎演習Ⅰ	2	2				1	
			EEU142	作曲基礎演習Ⅱ	2		2			1	
			EEU241	音楽理論Ⅰ（作曲法及び編曲法を含む。）	1	2		◎	2		
			EEU242	音楽理論Ⅱ	1		2		2		
EEU345	現代音楽演習		2	2			3				
EEU243	音楽史Ⅰ（日本の伝統音楽及び諸 民族の音楽を含む。）		2		2		◎	2			
EEU342	音楽史Ⅱ		2	2			3				
EEU246	日本伝統音楽演習		2		2		2	÷ 2			
EEU346	音楽学特講		2		2		3				
EEU347	作曲特講		2		2		3				
EEU245	楽曲分析		2		2		2				
音 楽 総 合	EEU151	音楽基礎研究	2	2				1	※コース専門科目の要求 単位数に含むことはで きない		
	EEU152	民族芸能論	2		2			1			
	EEU451	歌唱芸術研究	2	2			4				
	EEU351	音楽教育特別研究	2		2		3				
	EEU153	コンピュータ音楽研究	2		2		1				
	EEC221	レコーディングスタジオ概論	2	2			2				
	EEU251	鍵盤音楽演習	2		2		2				
卒 業 論 文	4	EEU499	卒業論文（音楽教育）	4			◎	4			
美 術 教 育 系	コ ー ス 専 門 科 目	絵 画（映像メディア 表現を含む。）	EEA201	ドローイング基礎	1	2			2		
			EEA202	造形計画演習（映像メディア表現 を含む。）	2	2		◎	2		
			EEA203	絵画表現	1	2			2		
			EEA204	版表現	1		2		2		
			EEA205	絵画理論	2		2		2		
		彫 刻	EEA211	彫塑	1	2		◎	2		
			EEA212	立体造形	1		2		2		
			EEA213	実材彫刻	1	2			2		
			EEA214	総合造形論	2		2		2		
			EEA215	彫刻理論	2		2		2		
		デ ザ イン（映像メディア 表現を含む。）	EEA221	視覚伝達デザイン（映像メディア 表現を含む。）	2		2		◎	2	
			EEA222	基礎構成	2	2			2	÷ 4	
			EEA223	図形科学	2	2			2	÷ 4	
			EEA224	プランニング	2	2			2	÷ 4	
			EEA226	生産デザイン	2	2			2	÷ 4	

				工	芸	EEA231	木材工芸	1	(2)	◎	2	÷ 3
				EEA232	金属工芸	1	(2)		2			
				EEA233	ガラス工芸	1	(2)		2			
EEA236	陶芸基礎演習	2	2		2	÷ 3						
EEA235	工芸文化論	2	2		2							
				美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	EEA241	美術理論	2	2	◎	2		
				EEA242	美術史Ⅰ（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	2	2	◎	2			
				EEA243	美術史Ⅱ	2	2		2			
				EEA245	芸術学演習	2	2		2			
				卒業論文	4	EEA499	卒業論文（美術教育）	4		◎		4
保健体育系	コース専門科目	体育実技		EEP101	体操	1	2	◎	1	2科目選択必修		
				EEP102	陸上	1	2	◎	1			
				EEP113	球技Ⅰ（ネット型ゲーム）	1	2		3			
				EEP114	球技Ⅱ（ゴール型ゲームA）	1	(2)		3			
				EEP115	球技Ⅲ（ゴール型ゲームB）	1	2		3			
				EEP116	球技Ⅳ（ベースボール型ゲーム）	1	2		3			
				EEP107	ダンス	1	(2)	◎	1			
				EEP117	武道・体づくり運動	1	2	◎	1			
				EEP112	水泳	1	(2)	◎	1			
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	中1種26 中2種17 やま小17	EEP211	体育原理	2	2		2	1科目選択必修		
				EEP212	体育経営管理学	2	2		2			
				EEP213	体育社会学	2	2		2			
				EEP214	体育心理学	2	2		2			
				EEP215	体育心理学演習	2	2		2			
				EEP216	運動学（運動方法学と体育心理学を含む。）	2	2	◎	2			
				EEP217	運動学演習	2	2		2			
		生理学（運動生理学を含む。）		EEP121	解剖・人体生理学Ⅰ	2	2		1			
EEP122	解剖・人体生理学Ⅱ			2	2		1					
EEP221	運動生理学			2	2	◎	2					
EEP222	運動生理学演習			2	2		2					
EEP223	栄養学			2	2		3					
衛生学・公衆衛生学		EEP231	衛生学（公衆衛生学を含む。）	2	2	◎	2	÷ 2				
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		EEP242	学校保健管理（小児保健・学校安全・精神保健・救急処置を含む。）	2	2	◎	2					
	EEC121	発育・発達	2	2		1						
プレリミナリー		EEP399	保健体育科研究法	2	2		3	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない				
	卒業論文	4	EEP499	卒業論文（保健体育）	4		◎	4				

第15表

やまなし小学校教育専門科目一覧

【やまなし小学校教育コース】

科目区分	要求 単位数	科目番号	科目名	単 位	毎時 週数		必修	履修 年次	備考
					前 期	後 期			
小学校教育の 地域実践課題 に関する科目	11	EEY401	小学校教師論	2	2			4	
		EEY402	子どもの育ちを支える校種間連携	2	(2)			1	
		EEY303	小学生のこころの発達	2	2		◎	3	
		EEY404	小学生の運動発達	2	(2)		◎	4	
		EEY205	デジタル教材の開発	2	2		◎	2	
		EEY306	学校外体験実習	1	(2)			1	
		EEY206	海外学校観察実習Ⅰ	1	(2)			2～4	
		EEY207	海外学校観察実習Ⅱ	1	(2)			2～4	
		EEY308	教育データの分析法	2	(2)			3	
		EEY411	山梨の教育事情	2	2			4	
		EEY312	地域素材の教材化	2	2			2	
		EEY113	教育フィールド体験Ⅰ（附属学校）	1	2		◎	1	
		EEY414	教育フィールド体験Ⅱ（公立学校）	1	2			4	
		EEY315	小学校における多文化共生	2	(2)			2	
		EEY316	地域教育課題とICT活用	2	(2)			3	
		EEY361	研究方法論	2	2		◎	3	
		EEY464	ゼミナール	2	2		◎	4	
卒業論文	4	EEY499	卒業論文（小学校教育）	4			◎	4	

第16表

資格に関する科目一覧

【学校教育課程】

コース等	科目区分	科目番号	科目名	単 位	毎時 週数		履修 年次	備考
					前 期	後 期		
全コース	学校図書館司書教諭 資格に関する科目	EEC351	学校経営と学校図書館	2	(2)		3	
		EEC352	学校図書館メディアの構成	2	(2)		3	
		EEC353	学習指導と学校図書館	2	2		3	
		EEC354	読書と豊かな人間性	2	2	2	3	
		EEC355	情報メディアの活用	2	2	2	3	
	社会教育士(養成課程) の資格に関する科目	EEC111	生涯学習論	2	2		1	
		EEC171	生涯学習演習	2	2	2	1	
		EEC172	生涯学習支援論Ⅰ	2	2		1	
		EEC173	生涯学習支援論Ⅱ	2	2		1	
		EEC174	社会教育経営論Ⅰ	2	2		1	
		EEC175	社会教育経営論Ⅱ	2	2		1	
		EEC216	博物館経営論	2	2		2	
		EEC220	博物館教育普及活動論	2	2		2	
		EK341	子ども文化論	2	2		3	
		EK204	家族関係論	2	2		2	
		EEC131	企画・マネジメント演習Ⅰ	2	(2)		1	
		EEC132	企画・マネジメント演習Ⅱ	2	(2)		1	
		EEC103	生涯発達教育心理学	2	2		1	
		EEP231	衛生学(公衆衛生学を含む。)	2	2		2	
		EEC222	特別支援教育論	1	(1)		2	
		EEC104	ICT活用入門	2	2		1	
		EK202	生活学概論	2	2		2	
		EEC356	社会教育実習	2	2		2	
		EEC294	社会教育課題研究	2	2		2	
		EEC295	社会教育演習	2	2		2	

(注) 各資格取得に必要な単位の修得方法は、「9 その他の取得可能な教育職員免許状及び資格」を参照のこと。

細則1 キャリア形成活動（インターンシップを含む。）に関する細則

制 定 平成 28 年 4 月 1 日

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日

（総 則）

第1条 本学部履修規程第16条に定めるキャリア形成活動（インターンシップを含む。）（以下、「キャリア形成活動」という）の履修、単位認定及びその他に関しては、この細則の定めるところによる。

（事前・事後指導）

第2条 キャリア形成活動を履修するためには、キャリア形成活動前に、キャリア形成活動オリエンテーション等の事前指導を受講しなければならない。

2 キャリア形成活動後に行われる事後指導を受けなければならない。

（申告日）

第3条 キャリア形成活動の履修申告日は、学部長が指定した日とする。

（皆勤の原則）

第4条 事前・事後指導及びキャリア形成活動については、予定されたすべての日程に出席しなければならない。

（単位の認定）

第5条 単位の認定は、キャリア形成活動受入先によるキャリア形成活動の評価等にもとづいて、教育学部が行う。

（その他）

第6条 キャリア形成活動の履修を申告する際には、申告者の所属する講座主任の承認を必要とする。

細則2 教育実習に関する細則

制 定 平成 28 年 4 月 1 日

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日

（総 則）

第1条 本学部履修規程第17条に定める教育実習の履修、単位認定及びその他に関しては、この細則の定めるところによる。

（履修要件）

第2条 教育実習を履修するためには、実習当該年次において下記の科目及び単位を修得もしくは受講見込みであることを原則とする。

2 受講見込みの科目がある者の教育実習の履修に際しては、申告者の所属するコース・系の承認を必要とする。

1 小学校教育実習（小学校教諭1種免許取得者）

第二欄	初等国語科教育学（書写を含む） 初等社会科教育学 初等数学科教育学 初等理科教育学 初等音楽科教育学 初等図画工作科教育学 初等体育科教育学 初等家庭科教育法 初等生活科教育学 初等外国語科教育学	6単位
第三欄	現代教職論	2単位
	生涯発達教育心理学 児童期心理学	2単位
	特別支援教育論	1単位
第四欄	教育の方法及び技術（情報通信機器の活用含む）	2単位

2 中学校教育実習（中学校教諭1種免許取得者）

第二欄	中等英語科教育法 英語教育の諸問題Ⅰ（評価法） 英語教育教材・教具論 英語授業実践演習	該当する教科の指導法を各6単位
	中等国語科教育法Ⅰ 中等国語科教育法Ⅱ 中等国語科教育法Ⅲ 国語科実践史演習Ⅰ 国語科実践史演習Ⅱ 国語科授業開発演習Ⅰ 国語科授業開発演習Ⅱ	
	中等社会科教育法Ⅰ 中等社会科教育法Ⅱ 中等社会・地理歴史教育法 中等社会・公民教育法	
	中等数学科教育法Ⅰ 中等数学科教育法Ⅱ 中等数学科教育法Ⅲ 数学教育学習論 数学教育課程論	
	中等理科教育法 理科教育教材分析論Ⅰ 理科教育教材分析論Ⅱ 理科教育学原論 理科教育課程論 理科教育学実験	
	中等音楽科教育法Ⅰ 中等音楽科教育法Ⅱ 音楽科教育演習Ⅰ 音楽科教育演習Ⅱ	
	中等美術科教育法Ⅰ 中等美術科教育法Ⅱ 中等美術科教育法Ⅲ 中等美術科教育法Ⅳ	
	中等保健体育科教育法Ⅰ 中等保健体育科教育法Ⅱ 保健体育科教育法Ⅰ 保健体育科教育法Ⅱ	
	中等家庭科教育法第一 中等家庭科教育法第二 中等家庭科授業演習Ⅰ 中等家庭科授業演習Ⅱ 家庭科教育学Ⅰ 家庭科教育学Ⅱ	
	中等技術科教育法Ⅰ 中等技術科教育法Ⅱ 中等技術科教育演習Ⅰ 中等技術科教育演習Ⅱ	
第三欄	現代教職論	2単位
	生涯発達教育心理学 青年期心理学	2単位
	特別支援教育論	1単位
第四欄	教育の方法及び技術（情報通信機器の活用含む）	2単位

3 特別支援学校教育実習（特別支援学校教諭1種免許取得者）

第一欄	特別支援教育の基礎Ⅰ（歴史等） 特別支援教育の基礎Ⅱ（制度等） 特別支援教育総論	2単位
第二欄	知的障害児心理学 肢体不自由児心理学 病弱児心理学 障害児生理病理学	4単位
	知的障害児教育課程論 肢体不自由児教育課程論 病弱児教育課程論 特別支援教育指導法	4単位
第三欄	視覚障害児教育概論 聴覚障害児教育概論 重複障害児教育概論 発達障害児教育概論	2単位

4 幼稚園教育実習（幼稚園教諭1種免許取得者）

第二欄	保育内容総論	2単位
	保育内容（音楽表現） 保育内容（絵画造形） 保育内容（ことば） 保育内容（環境） 保育内容（人間関係） 保育内容（健康）	4単位
第三欄	現代教職論	2単位
	生涯発達教育心理学 児童期心理学	2単位
	特別支援教育論	1単位

（事前・事後指導）

第3条 教育実習を履修するためには、教育実習前に、観察実習、教育実習履修ガイダンス、授業設計論等の事前指導のうち、指定されたものを受講しなければならない。

2 研究授業終了後の指導及び実習後に行われる授業実践論等の事後指導については、指定されたものを受講しなければならない。

（申告日）

第4条 教育実習の履修申告日は、学部長が指定した日とする。

（皆勤の原則）

第5条 事前・事後指導及び教育実習については、予定されたすべての日程に出席しなければならない。

（単位の認定）

第6条 単位の認定は、実習校による教育実習の評価等にもとづいて、本学部が行う。

（その他）

第7条 副免の教育実習の履修年次は原則として4年次とする。

2 教育実習の履修を申告する際には、申告者の所属するコース・系代表又は指導教員の承認を必要とする。

細則3 卒業論文等に関する細則

制 定 平成 28 年 4 月 1 日

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日

(総 則)

第1条 本学部履修規程第19条に定める卒業論文等の履修、その他に関しては、この細則の定めるところによる。

(履 修)

第2条 卒業論文の履修中に、学則第32条第1項及び第2項の規定により休学する者は、あらかじめ指導教員及び学部長の承認を経て期間を延長することができる。

2 その期間の延長は、翌年度の学期または学年の終わりまでとする。

(履修条件)

第3条 卒業論文等の履修申告をするためには履修規程第24条に要求する単位のうち80単位以上を修得していることを原則とする。

(指導教員)

第4条 卒業論文等の指導教員は原則として本学部教授・准教授・講師とする。

2 必要に応じて本学部の教員を複数指導教員として加えることができる。

3 特別な場合、前項に加えて、教授会の承認を経て、他学部等（保健管理センター等を含む。）の教員も複数指導教員として加えることができる。

(申告日)

第5条 卒業論文等の指導教員および研究題目の履修申告を毎年5月10日から5月12日に行うこととする。

2 期間中に休日がある場合は、その日数分申告日を延長する。

3 外国の大学へ留学中で、第5条の1項に定めた申告日に直接手続きができない者は、留学中論文指導を行う教員を通じて履修の手続きを行うことができる。

(申告変更)

第6条 卒業論文等の研究題目の変更の申告を毎年12月1日から12月2日に指導教員の指導のもとに行うことができる。

2 期間中に休日がある場合は、その日数分申告日を延長する。

3 外国の大学へ留学中で、第6条の1項に定めた変更日に直接手続きができない者は、留学中論文指導を行う教員を通じて研究題目の変更の手続きを行うことができる。

(提出期間及び提出方法)

第7条 卒業論文等の提出日は次のとおりとする。

(1) 前期提出の場合、毎年8月28日から8月31日。

(2) 後期提出の場合、毎年1月28日から1月31日。

2 卒業論文等の提出物は教務グループが、前項で定めた日に、指定された時間内に受理する。

3 期間中に休日がある場合は、その日数分提出期間を延長する。

4 卒業論文等の提出物は、指定された場所に原則として本人が提出する。

(その他)

第8条 卒業論文等の内容・評価等に関しては各課程・コースで定める。

細則4 履修申告に関する細則

制 定 平成 28 年 4 月 1 日
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日

- (総 則)
- 第 1 条 本学部履修規程第 20 条に定める履修申告に関しては、この細則の定めるところによる。
- (申告方法)
- 第 2 条 履修申告は、学期の始めの指定された期間に行うものとする。
- 第 3 条 集中講義による科目の履修は、前条の規定にかかわらず、その都度、「履修申告票」によって行うものとする。
- 第 4 条 履修規程第 5 条の開放科目及び履修規程第 12 条第 1 項の他学部の専門科目の履修以外に、「工学部の授業科目聴講願」により、工学部の専門科目を履修することができる。
- 2 教育実習と二重申告になる場合はこれを認めない。
- (申告の確認)
- 第 5 条 第 2 条により履修申告した者は「履修登録一覧表」を受理して、申告内容を確認するものとする。
- 2 前項の「履修登録一覧表」に登録されていない授業科目については、履修を認めない。
- (申告の修正)
- 第 6 条 履修申告の修正は、専門科目に限り申告に誤りがあった場合又は履修しようとする授業科目を変更したい場合に、指定された期間内に限り行うことができる。なお、全学共通教育科目については、特別な事情がある場合を除き修正は認めない。
- 2 履修人員の偏り、対象学年の相違等の理由により、授業担当教員から申告の修正を指示された者は、当該授業科目の履修申告を修正しなければならない。
- (申告の特別措置)
- 第 7 条 外国の大学に留学していたため、第 2 条の手続きができなかった者は、学部長の承認を受けて、留学前に履修申告した科目を、帰国後、引き続いて履修することができる。

細則5 追試験に関する細則

制 定 平成 28 年 4 月 1 日
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日

- (総 則)
- 第 1 条 本学部履修規程第 23 条に定める追試験に関しては、この細則の定めるところによる。
- (定 義)
- 第 2 条 追試験とは、卒業期にあって受験資格のある者が、定期試験を受験できなかった場合、その原因が不可抗力であることを認定されたときに限り、卒業に必要な科目について、特に受験の機会を与えることをいう。
- (取 扱)
- 第 3 条 追試験の評価は原則として 20%を減ずるものとする。

卒業要件の単位に含めることが可能な他学部の専門科目・履修方法 (教育学部履修規程第 14 条関係)

- 卒業要件の単位に含めることが可能な他学部の専門科目は、下表に決められた科目とする。
- 修得できる単位数は 8 単位以内とする。
- 修得した単位は、第 1 表に定められた自由選択単位に充てるものとする。
- 履修方法は、細則 4 履修申告に関する細則に準ずる。

卒業要件の単位に含めることが可能な他学部の専門科目一覧

課 程 名	科 目 番 号	科 目 名	単 位	毎 週 時 数		履 修 年 次	備 考
				前 期	後 期		
学 校 教 育 課 程		科学教育コース (技術教育系) においては、担当教員が認めた他学部の専門科目					

2 教育学部組織

課 程	コース
学 校 教 育 課 程	幼小発達教育コース
	障害児教育コース
	言語教育コース
	生活社会教育コース
	科学教育コース
	芸術身体教育コース
	やまなし小学校教育コース

3 卒業に要する最低修得単位数

学校教育課程における卒業に要する最低修得単位数は、次のとおりとする。

区 分			課 程		学 校 教 育 課 程							
					幼小発達教育 コース		障害児教育 コース		言語教育コース			生活社会教育コース
			国語教育系 英語教育系						社会科教育系			
			小1・ 幼2	幼1・ 小2	小1・ 特1	やま 小	小1・ 中2	中1・ 小2	やま 小	小1・ 中2	中1・ 小2	やま 小
全 学 共 通 教 育 科 目	ライフスキル科目群		4		4		4			4		
	外国語 科目群	英語	8		8		8			8		
		選択外国語	4		4		4			4		
	情報・数理科目群		2		2		2			2		
	学術科目群		8		8		8			8		
	創発 PBL 科目群		4		4		4			4		
	展開科目群（注）1		2		2		2			2		
小 計		32		32		32			32			
専 門 科 目	学部共通科目		6		6		6			6		
	教職基礎等科目		38	40	35		38	40	38	38	40	38
	教科指導法科目		20	12	20		22	20	22	22	20	22
	教科専門科目		10	4	10		10	4	10	10	4	10
	コース専門科目（注）2		24	28	26		10	26	10	14	26	14
	やまなし小学校教育専門科目					11			11			11
	卒業論文		4		4		4			4		
	小 計		102	94	101	112	90	100	101	94	100	105
自由選択単位（全学共通教育科目・専門科目）			2	10	3	1	14	4	12	10	4	8
総 単 位 数			136		136	145	136		145	136		145

（注）1 日本国憲法（2単位）は必修。

（注）2 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コースにおいては選択する「系」の専門に関する科目。

（注）3 全学共通教育科目の詳細については、「山梨大学全学共通教育科目等履修規定」を参照すること。

（注）4 専門科目の詳細については、教育学部履修規定の別表1表から第16表を参照すること。

（注）5 やまなし小学校教育コースの学生は、専門科目においては、小学校教員免許状と、取得をしようとする免許状の種類（特別支援学校又は中学校の各教科）毎に上記表の該当するコース・系の「やま小」の指定する単位を修得しなければならない。

区 分			課 程	学 校 教 育 課 程								
				生活社会教育コース			科学教育コース					
				家政教育系			数学教育系 技術教育系			理科教育系		
				小1・ 中2	中1・ 小2	やま 小	小1・ 中2	中1・ 小2	やま 小	小1・ 中2	中1・ 小2	やま 小
全学共通 教育科目	ライフスキル科目群		4			4			4			
	外国語 科目群	英語	8			8			8			
		選択外国語	4			4			4			
	情報・数理科目群		2			2			2			
	学術科目群		8			8			8			
	創発 PBL 科目群		4			4			4			
	展開科目群（注）1		2			2			2			
	小 計		32			32			32			
専門科目	学部共通科目		6			6			6			
	教職基礎等科目		38	40	38	38	40	38	38	40	38	
	教科指導法科目		22	20	22	22	20	22	22	20	22	
	教科専門科目		10	4	10	10	4	10	10	4	10	
	コース専門科目（注）2		10	26	10	10	26	10	16	26	16	
	やまなし小学校教育専門科目		11			11			11			
	卒業論文		4			4			4			
	小 計		90	100	101	90	100	101	96	100	107	
自由選択単位（全学共通教育科目・専門科目）			14	4	12	14	4	12	8	4	6	
総 単 位 数			136		145	136		145	136		145	

（注）1 日本国憲法（2単位）は必修。

（注）2 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コースにおいては選択する「系」の専門に関する科目。

（注）3 全学共通教育科目の詳細については、「山梨大学全学共通教育科目等履修規定」を参照すること。

（注）4 専門科目の詳細については、教育学部履修規定の別表1表から第16表を参照すること。

（注）5 やまなし小学校教育コースの学生は、専門科目においては、小学校教員免許状と、取得をしようとする免許状の種類（特別支援学校又は中学校の各教科）毎に上記表の該当するコース・系の「やま小」の指定する単位を修得しなければならない。

区 分			課 程		学 校 教 育 課 程					
			芸術身体教育コース						やまなし小学校 教育コース	
			音楽教育系 美術教育系			保健体育系				
			小１・ 中２	中１・ 小２	やま 小	小１・ 中２	中１・ 小２	やま 小		
全学共通 教育科目	ライフスキル科目群		4			4			4	
	外国語 科目群	英語	8			8			8	
		選択外国語	4			4			4	
	情報・数理科目群		2			2			2	
	学術科目群		8			8			8	
	創発 PBL 科目群		4			4			4	
	展開科目群（注）1		2			2			2	
	小 計		32			32			32	
専門科目	学部共通科目		6			6			専門科目においては、小学校教員免許状と、取得しようとする免許状の種類（特別支援学校又は中学校の各教科）ごとに該当するコース・系の「やま小」の指定する単位を修得しなければならない	
	教職基礎等科目		38	40	38	38	40	38		
	教科指導法科目		22	20	22	22	20	22		
	教科専門科目		10	4	10	10	4	10		
	コース専門科目（注）2		10	26	10	17	26	17		
	やまなし小学校教育専門科目		11			11				
	卒業論文		4			4				
	小 計		90	100	101	99	100	110		
自由選択単位（全学共通教育科目・専門科目）			14	4	12	7	4	5		
総 単 位 数			136		145	136		145	145	

（注）1 日本国憲法（2単位）は必修。

（注）2 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コースにおいては選択する「系」の専門に関する科目。

（注）3 全学共通教育科目の詳細については、「山梨大学全学共通教育科目等履修規定」を参照すること。

（注）4 専門科目の詳細については、教育学部履修規定の別表1表から第16表を参照すること。

（注）5 やまなし小学校教育コースの学生は、専門科目においては、小学校教員免許状と、取得をしようとする免許状の種類（特別支援学校又は中学校の各教科）毎に上記表の該当するコース・系の「やま小」の指定する単位を修得しなければならない。

4 取得できる学位及び教育職員免許状

卒業要件を充たした者は下記の学位及び教育職員免許状（主免）の取得資格を得ることができる。

課 程	コ ー ス	学 位	取 得 免 許 状
学校教育課程	幼小発達教育コース	学 士 (教育)	小学校教諭 1 種免許状及び幼稚園教諭 2 種免許状 又は 幼稚園教諭 1 種免許状及び小学校教諭 2 種免許状
	障害児教育コース		特別支援学校教諭 1 種免許状 及び 小学校教諭 1 種免許状
	言語教育コース 生活社会教育コース 科学教育コース 芸術身体教育コース		小学校教諭 1 種免許状及び中学校教諭 2 種免許状 又は 中学校教諭 1 種免許状及び小学校教諭 2 種免許状 (中学校教諭の免許状は、所属コースの 1 教科)
	やまなし小学校 教 育 コ ー ス		小学校教諭 1 種免許状及び特別支援学校教諭 1 種免許状 又は 小学校教諭 1 種免許状及び中学校教諭 2 種免許状 (中学校教諭の免許状は、所属コースの 1 教科)

5 履修規程と開講授業科目との関係

- 開講授業科目は、履修規程の科目一覧の中の科目より、年度毎に決められている。
- 開講授業科目及び時間割一覧の科目番号（時間割番号）の読み方は次のとおりである。
 - (1～6 桁の番号) 科目番号
 - (7 桁目の A B C) 同一番号の科目であっても期間によって講義内容を全く異にするものについては、これを別の単位として認める。
この場合の科目名及び科目番号の 7 桁目にアルファベットを付して明示する。
 - (8 桁目の A B C) 同一番号の科目が同じ年度内に 2 クラス以上開講される科目には、科目番号の 8 桁目にアルファベットを付して明示する。この場合これらは同一科目であるから、重複して単位を修得することはできない。

6 教育学部履修申告手続

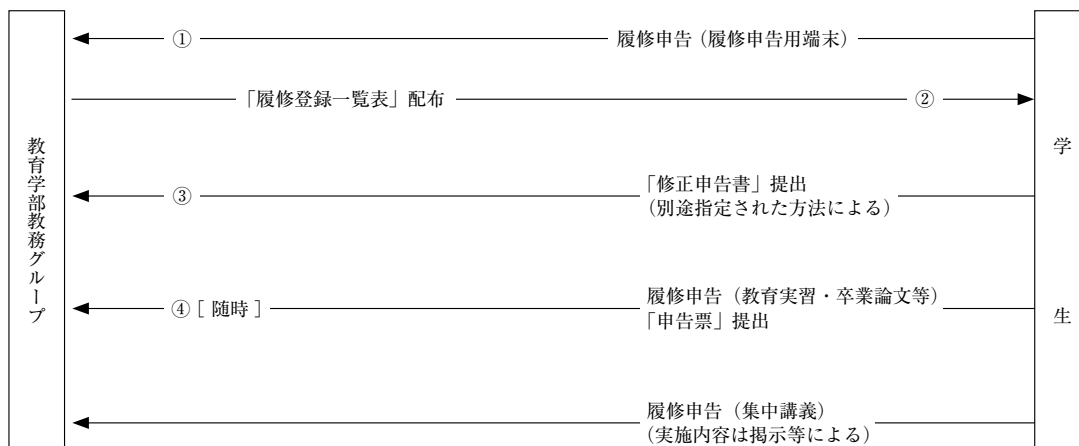
授業科目の履修方法については、教育学部履修規程及び履修申告に関する細則に定められているとおりであるが、その手続き等については、下記のとおりとする。

1 履修申告

履修申告とは、授業科目を履修し、単位を修得するために授業科目の登録を行うことをいう。

この手続きが正しく行われないと、授業及び試験等を受けても単位は与えられないので、十分注意すること。

2 履修申告の手続



3 履修申告上の注意事項

- (1) 上記①～③の期日については、学期のはじめにその都度掲示により指示する。
特別の事情がある場合を除き、指定された日以外には行わない。
- (2) ④の教育実習・卒業論文等の履修申告は随時掲示により指示する。
- (3) 集中講義の履修申告は、その都度各授業科目ごとに指定された期限内に教育学部教務グループ窓口にて受け付ける。

4 単位の修得方法

上記手続きにより、「履修登録一覧表」に記載された授業科目を受講し、試験等を受け、合格したものについて単位が与えられる。

5 試験の合否

履修申告した授業科目の試験の成績は、「修得単位通知書」により、次学期の履修申告日まで本人に通知するが、通知方法については、その都度掲示等により指示する。

なお、教育学部教務グループにおいては、学生個人に対する成績の発表は一切行わない。

7 教育学部教育職員免許状履修基準

学校教育課程の学生が小学校・中学校・高等学校・幼稚園・特別支援学校の教育職員免許状を取得する場合の履修方法は、次のとおりとする。

目 次

【小学校教諭普通免許状】	93
【中学校教諭普通免許状】	
（教科及び教職に関する科目）	
各教科共通	94
（内、教科及び教科の指導法に関する科目）	
国語	95
社会	96
数学	97
理科	98
音楽	99
美術	100
保健体育	101
技術	102
家庭	103
英語	103
【高等学校教諭普通免許状】	
（教科及び教職に関する科目）	
各教科共通	104
（内、教科及び教科の指導法に関する科目）	
国語	105
書道	105
地理歴史	106
公民	106
数学	107
理科	108
音楽	109
美術	110
保健体育	110
家庭	111
工業	111
英語	112
情報	112
【幼稚園教諭普通免許状】	113
【特別支援学校教諭1種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）】	114

【小学校教諭普通免許状】

教科及び教職に関する科目			要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教科に関する 専門的事項	国語(書写を含む。)	1 種 10	EEC160	国語科内容論 (書写 1 単位を含む。)	2		1 種は、国・社・外から 2 単位、算・理から 2 単位、音・体から 2 単位、生・図・家から 2 単位を修得すること。 2 種は、10 教科の中から 4 単位を修得すること。
		社会	2 種 4	EEC161	社会科内容論	2		
		算数		EEC162	算数科内容論	2		
		理科		EEC163	理科内容論	2		
		生活		EEC168	生活科内容論	2		
		音楽		EEC164	音楽科内容論	2		
		図画工作		EEC166	図画工作科内容論	2		
		家庭		EEC167	家庭科内容論	2		
		体育		EEC165	体育科内容論	2		
		外国語		EEC169	外国語科内容論	2		
	各教科の指導 法(情報通信 技術の活用を 含む。)	国語(書写を含む。)	1 種 20	EEC151	初等国語科教育学 (書写を含む。)	2	◎	1 種は必修の 10 科目を 修得すること。 2 種は音・図・体のうち、 2 教科を含み 6 教科以 上、合計 12 単位以上修 得すること。
		社会	2 種 12	EEC152	初等社会科教育学	2	◎	
		算数		EEC153	初等数学科教育学	2	◎	
		理科		EEC154	初等理科教育学	2	◎	
		生活		EEC159	初等生活科教育学	2	◎	
		音楽		EEC155	初等音楽科教育学	2	◎	
		図画工作		EEC156	初等図画工作科教育学	2	◎	
		家庭		EEC158	初等家庭科教育法	2	◎	
		体育		EEC157	初等体育科教育学	2	◎	
		外国語		EEC150	初等外国語科教育学	2	◎	
教育の基 礎的理 解に関 する 科目	教育の理念並びに教育に関する 歴史及び思想		1 種 13	EEC142 EEC117	教育の現在 (教育原理を含む。) 教育学概論	4 2		1 科目選択必修 学校教育課程学生は、 「教育の現在 (教育原 理を含む。)」を必修 とする。 1 種は必修
	教職の意義及び教員の役割・ 職務内容 (チーム学校運営へ の対応を含む。)		2 種 11	EEC141	現代教職論	2	◎	
	教育に関する社会的、制度的 又は経営的事項 (学校と地域 との連携及び学校安全への対 応を含む。)			EEC421	学校制度・経営論	2	◎	
	幼児、児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程			EEC103 EEC143	生涯発達教育心理学 児童期心理学	2 2	◎	
	特別の支援を必要とする幼児、 児童及び生徒に対する理解			EEC222	特別支援教育論	1	◎	
	教育課程の意義及び編成の方 法 (カリキュラム・マネジメ ントを含む。)			EEC231	教育課程臨床論	2	◎	
道 徳、 総 合 的 な 学 習 の 時 間 等 の 指 導 法 及 び 生 徒 指 導、 教育相談 等 に関 する 科目	道徳の理論及び指導法		12	EEC147	道徳教育指導論	2	◎	情報通信技術を活用した 教育の理論及び方法の 内容を含む。 進路指導及びキャリア教 育の理論及び方法の 内容を含む。
	総合的な学習の時間の指導法			EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2	◎	
	特別活動の指導法			EEC233	特別活動論	2	◎	
	教育の方法及び技術			EEC297	教育の方法及び技術 (情報通信機器の活用含む。)	2	◎	
	情報通信技術を活用した教育 の理論及び方法							
	生徒指導の理論及び方法			EEC234	学校臨床心理学 (生徒指導・進路指導を含む。)	2	◎	
	進路指導及びキャリア教育の 理論及び方法							
	教育相談 (カウンセリングに 関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			EEC235	学校教育相談論	2	◎	

教育実践 に関する 科目	教育実習	6	EEC341 EEC344 EEC433 EEC282 EEC347	小学校教育実習 小学校教育実習 応用教育実習（小学校） 授業設計論（事前指導） 授業実践論（事後指導）	4 3 3 1 1	 ◎ ◎	1 科目選択必修
	教職実践演習	2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2	◎	
	要求単位数を満たし、第1種は合計 59 単位以上、第2種は合計 37 単位以上修得すること。						

(注)「EEC344 小学校教育実習」の単位を修得した場合は、幼稚園または中学校の実習の単位を1単位振り替えて教育実習の単位に含むことができる。

【中学校教諭普通免許状】

教科及び教職に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教科に関する専門的事項	※教科毎の表を参照すること。 (p.95 ～ p.103)					
	各教科の指導法（情報通信技術の活用含む。）						
教育の基礎的 理解に 関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1 種 13	EEC142 EEC117	教育の現在（教育原理を含む。） 教育学概論	4 2		1 科目選択必修 学校教育課程学生は、「教育の現在（教育原理を含む。）」を必修とする。 1 種は必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2 種 11	EEC141	現代教職論	2	◎	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		EEC421	学校制度・経営論	2	◎	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		EEC103 EEC118	生涯発達教育心理学 青年期心理学	2 2	◎	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		EEC222	特別支援教育論	1	◎	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		EEC231	教育課程臨床論	2	◎	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	12	EEC147	道徳教育指導論	2	◎	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の内容を含む。 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の内容を含む。
	総合的な学習の時間の指導法		EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2	◎	
	特別活動の指導法		EEC233	特別活動論	2	◎	
	教育の方法及び技術		EEC297	教育の方法及び技術（情報通信機器の活用含む。）	2	◎	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	生徒指導の理論及び方法		EEC234	学校臨床心理学（生徒指導・進路指導を含む。）	2	◎	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		EEC235	学校教育相談論	2	◎	
教育実践に関する科目	教育実習	6	EEC342 EEC345 EEC434 EEC282 EEC347	中・高等学校教育実習 中・高等学校教育実習 応用教育実習（中学校） 授業設計論（事前指導） 授業実践論（事後指導）	4 3 3 1 1	◎ ◎	1 科目選択必修
	教職実践演習	2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2	◎	
要求単位数を満たし、第1種は合計 59 単位以上、第2種は合計 35 単位以上修得すること。							

(注)「EEC345 中・高等学校教育実習」の単位を修得した場合は、幼稚園又は小学校の実習の単位を1単位振り替えて教育実習の単位に含むことができる。

【中学校教諭普通免許状（国語）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教科に 関 する 専 門 的 事 項	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1 種 20	EEJ201	国語学概論 (音声言語及び文章表現を含む。)	2	◎	
			EEJ202	国語学演習Ⅰ	2		
			EEJ203	国語学演習Ⅱ	2		
			EEJ204	日本語史	2		
	国文学 (国文学史を含む。)	2 種 10	EEJ211	日本文学概論 (国文学史を含む。)	2	◎	
			EEJ212	日本古典文学史	2		
			EEJ213	古典文学演習Ⅰ	2		
			EEJ214	古典文学演習Ⅱ	2		
			EEJ215	近代文学演習Ⅰ	2		
			EEJ216	近代文学演習Ⅱ	2		
			EEJ217	日本文学講読	2		
			漢文学	EEJ221	漢文学概説		
	EEJ222			漢文学講読Ⅰ	2		
	EEJ223			漢文学講読Ⅱ	2		
	EEJ224			漢文学演習Ⅰ	2		
	EEJ225			漢文学演習Ⅱ	2		
	書道 (書写を中心とする。)		EEJ231	書写演習Ⅰ	2	◎	
			EEJ232	書写演習Ⅱ	2		
			EEJ238	書法基礎	2		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		1 種 8	EEC245	中等国語科教育法Ⅰ	2	
	EEC246	中等国語科教育法Ⅱ	2				
	EEC247	中等国語科教育法Ⅲ	2				
	2 種 2	EEC248	国語科実践史演習Ⅰ	2			
		EEC249	国語科実践史演習Ⅱ	2			
		EEC250	国語科授業開発演習Ⅰ	2			
		EEC251	国語科授業開発演習Ⅱ	2			
				2		1 種は、必修	

【中学校教諭普通免許状（社会）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教科に関する専門 的事項	日本史・外国史	1 種 20	EES201	日本史概説	2	◎	] 1 科目選択必修
			EES202	日本史	2		
		2 種 14	EES203	日本史特殊講義	2		
			EES204	日本史演習Ⅰ	2		
			EES205	日本史演習Ⅱ	2		
			EES206	外国史概説	2	◎	
			EES207	西洋史	2		
			EES301	西洋史特殊講義	2		
			EES208	西洋史演習	2		
			EES209	東洋史	2		
		EES402	歴史学特別演習	2			
		地理学 （地誌を含む。）	EES211	地理学概論（地誌・自然地理を含む。）	2	◎	
			EES311	地理学演習	2		
			EES212	地誌学	2		
	EES214		自然環境学	2			
	EES313		地理学野外実習Ⅰ	2			
	EES412		地理学野外実習Ⅱ	2			
	「法学、政治学」	EES221	法学概説（国際法を含む。）	2	◎		
		EES222	政治学概説（国際政治を含む。）	2			
		EES223	法学講読Ⅰ	2			
		EES224	法学講読Ⅱ	2			
		EES321	法学演習Ⅰ	2			
		EES421	法学演習Ⅱ	2			
	「社会学、経済学」	EES231	社会学概論	2	◎		
		EES233	経済学概論（国際経済を含む。）	2	◎		
		EES234	経済学講読Ⅰ	2			
		EES331	経済学講読Ⅱ	2			
		EES332	経済学演習Ⅰ	2			
		EES333	経済学演習Ⅱ	2			
	「哲学、倫理学、宗教学」	EES241	哲学概論	2		]	
		EES242	倫理学概論	2			
		EES243	宗教学	2			
		EES341	哲学倫理学演習Ⅰ	2			
		EES342	哲学倫理学演習Ⅱ	2			
		EES244	哲学倫理思想史	2			
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）		1 種 8	EEC252	中等社会科教育法Ⅰ	2	◎	1 種は、必修 1 種は、必修 1 種は、必修
	EEC253	中等社会科教育法Ⅱ	2				
2 種 2	EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2				
EEC255	中等社会・公民教育法	2					

【中学校教諭普通免許状（数学）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教 科 に 関 する 専 門 的 事 項	代数学	1 種 20	EEM101	線形代数学Ⅰ	2	◎	
			EEM102	線形代数学Ⅱ	2		
		2 種 10	EEM201	群の構造	2		
			EEM301	代数的構造	2		
	幾何学		EEM211	集合と写像	2	◎	
			EEM212	立体の幾何学	2		
			EEM312	曲線の幾何学	2		
	解析学		EEM121	微分積分学Ⅰ	2	◎	
			EEM122	微分積分学Ⅱ	2		
			EEM221	関数と数列	2		
			EEM222	微分方程式	2		
			EEM324	複素関数	2		
			EEM323	関数の空間	2		
	「確率論、統計学」		EEM231	確率論	2	◎	
EEM232			数理統計学	2			
コンピュータ		EEM241	コンピュータ	2	◎		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		1 種 8	EEC256	中等数学科教育法Ⅰ	2	} 1 種は、3 科目必修 2 種は、1 科目選択 必修 1 種は、必修	
			EEC257	中等数学科教育法Ⅱ	2		
			EEC258	中等数学科教育法Ⅲ	2		
		2 種 2	EEC331	数学教育学習論	2		
			EEC332	数学教育課程論	2		

【中学校教諭普通免許状（理科）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教 科 に 関 する 専 門 的 事 項	物理学	1 種 20	EEN201	物理学一般	2	◎	1 種は 1 科目選択必修
			EEN101	物理数学	2		
		2 種 12	EEN202	力学	2	]	
			EEN203	電磁気学	2		
			EEN301	量子力学	2		
			EEN302	熱力学	2		
			EEN303	物理学セミナーⅠ	2		
			EEN304	物理学セミナーⅡ	2		
	化学		EEN211	化学一般	2	◎	1 種は 1 科目選択必修
			EEN212	有機化学	2		
			EEN213	無機化学	2		
			EEN311	化学セミナーⅠ	2		
			EEN312	化学セミナーⅡ	2		
	生物学		EEN121	生物学一般	2	◎	1 種は 1 科目選択必修
			EEN221	多様性生物論	2		
			EEN222	植物学	2		
			EEN321	生物学セミナーⅠ	2		
			EEN322	生物学セミナーⅡ	2		
	地学		EEN131	地学一般	2	◎	1 種は 1 科目選択必修
			EEN231	地球環境史	2		
			EEN232	地球変動学	2		
			EEN331	地学セミナーⅠ	2		
			EEN332	地学セミナーⅡ	2		
	物理学実験・化学実験・ 生物学実験・地学実験		EEN206	物理学実験Ⅰ	1	◎	
			EEN207	物理学実験Ⅱ	1		
			EEN135	化学実験Ⅰ	1	◎	
			EEN136	化学実験Ⅱ	1		
			EEN208	生物学実験Ⅰ	1	◎	
EEN209			生物学実験Ⅱ	1			
EEN224			野外生物学実習Ⅰ	1	]		
EEN323			野外生物学実習Ⅱ	1			
EEN137			地学実験Ⅰ	1	◎		
EEN138			地学実験Ⅱ	1			
EEN134			野外地学実習Ⅰ	1			
EEN233			野外地学実習Ⅱ	1			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		1 種 8	EEC259	中等理科教育法	2	◎	1 種は、必修 1 種は、必修
			EEC289	理科教育教材分析論Ⅰ	2		
			EEC290	理科教育教材分析論Ⅱ	2		
		2 種 2	EEC431	理科教育学原論	2		1 種は、必修
			EEC432	理科教育課程論	2		
			EEC333	理科教育学実験	1		

【中学校教諭普通免許状（音楽）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考	
教 科 に 関 する 専 門 的 事 項	ソルフェージュ	1 種 20	EEU101 EEU201	ソルフェージュ基礎 ソルフェージュ実習	2 1	◎		
	声楽 (合唱及び日本の伝統的な歌唱 を含む。)	2 種 10	EEU114 EEU115 EEU211 EEU212 EEU213 EEU113 EEU312	声楽演習Ⅰ 声楽演習Ⅱ 声楽実習Ⅰ（日本の伝統的な歌唱を含む。) 声楽実習Ⅱ 合唱Ⅰ 合唱Ⅱ 声楽特講	2 2 1 1 1 1 2	◎ ◎ ◎		
	器楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を 含む。)		EEU126 EEU127 EEU221 EEU222 EEU321 EEU322 EEU223 EEU224 EEU123 EEU124 EEU125 EEU324	ピアノ演習Ⅰ ピアノ演習Ⅱ ピアノ実習Ⅰ ピアノ実習Ⅱ ピアノアンサンブルⅠ ピアノアンサンブルⅡ 邦楽器実習 合奏法（伴奏法を含む。) 管・弦・打楽器実習Ⅰ 管・弦・打楽器実習Ⅱ 管・弦・打楽器実習Ⅲ ピアノ特講	2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎		
	指揮法		EEU231	指揮法	1	◎		
	音楽理論・作曲法 (編曲法を含む。)・ 音楽史 (日本の伝統音楽及び諸民族の 音楽を含む。)		EEU141 EEU142 EEU241 EEU242 EEU345 EEU243 EEU342 EEU246 EEU346 EEU347 EEU245	作曲基礎演習Ⅰ 作曲基礎演習Ⅱ 音楽理論Ⅰ（作曲法及び編曲法を含む。) 音楽理論Ⅱ 現代音楽演習 音楽史Ⅰ (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。) 音楽史Ⅱ 日本伝統音楽演習 音楽学特講 作曲特講 楽曲分析	2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		1 種 8 2 種 2	EEC263 EEC264 EEC291 EEC292	中等音楽科教育法Ⅰ 中等音楽科教育法Ⅱ 音楽科教育演習Ⅰ 音楽科教育演習Ⅱ	2 2 2 2		◎

【中学校教諭普通免許状（美術）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教 科 に 関 する 専 門 的 事 項	絵画 (映像メディア表現を含む。)	1 種 20	EEA201	ドローイング基礎	1	◎	
			EEA202	造形計画演習 (映像メディア表現を含む。)	2		
			EEA203	絵画表現	1		
			EEA204	版表現	1		
			EEA205	絵画理論	2		
	彫刻		EEA211	彫塑	1	◎	
			EEA212	立体造形	1		
			EEA213	実材彫刻	1		
			EEA214	総合造形論	2		
			EEA215	彫刻理論	2		
	デザイン (映像メディア表現を含む。)		EEA221	視覚伝達デザイン (映像メディア表現を含む。)	2	◎	
			EEA222	基礎構成	2		
			EEA223	図形科学	2		
			EEA224	プランニング	2		
			EEA226	生産デザイン	2		
	工芸		EEA231	木材工芸	1	◎	
			EEA232	金属工芸	1		
			EEA233	ガラス工芸	1		
			EEA236	陶芸基礎演習	2		
			EEA235	工芸文化論	2		
	美術理論・美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及び アジアの美術を含む。)		EEA241	美術理論	2	◎ ◎	
			EEA242	美術史Ⅰ (鑑賞並びに日本の伝統美術及び アジアの美術を含む。)	2		
			EEA243	美術史Ⅱ	2		
			EEA245	芸術学演習	2		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		1 種 8	EEC283	中等美術科教育法Ⅰ	2	◎	1 種は、必修 1 種は、必修 1 種は、必修
2 種 2	EEC284	中等美術科教育法Ⅱ	2				
	EEC285	中等美術科教育法Ⅲ	2				
	EEC286	中等美術科教育法Ⅳ	2				

【中学校教諭普通免許状（保健体育）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考		
教 科 に 関 する 専 門 的 事 項	体育実技	1 種 20	EEP101	体操	1	◎	2 科目選択必修		
			EEP102	陸上	1	◎			
		2 種 17	EEP113	球技Ⅰ（ネット型ゲーム）	1				
			EEP114	球技Ⅱ（ゴール型ゲームA）	1				
			EEP115	球技Ⅲ（ゴール型ゲームB）	1				
			EEP116	球技Ⅳ（ベースボール型ゲーム）	1				
			EEP107	ダンス	1	◎			
			EEP117	武道・体づくり運動	1	◎			
			EEP112	水泳	1	◎			
			「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	EEP211	体育原理	2			1 科目選択必修
				EEP212	体育経営管理学	2			
	EEP213	体育社会学		2					
	EEP214	体育心理学		2					
	EEP216	運動学（運動方法学と体育心理学を含む。）		2	◎				
	生理学 （運動生理学を含む。）	EEP121	解剖・人体生理学Ⅰ	2		◎			
		EEP122	解剖・人体生理学Ⅱ	2					
		EEP221	運動生理学	2					
EEP223		栄養学	2						
衛生学・公衆衛生学	EEP231	衛生学（公衆衛生学を含む。）	2	◎					
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	EEP242	学校保健管理（小児保健・学校安全・精神保健・救急処置を含む。）	2	◎					
	EEC121	発育・発達	2						
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）		1 種 8	EEC271	中等保健体育科教育法Ⅰ	2	◎	1 種は、必修 1 種は、必修 1 種は、必修		
			EEC272	中等保健体育科教育法Ⅱ	2				
		2 種 2	EEC273	保健体育科教育法Ⅰ	2				
			EEC274	保健体育科教育法Ⅱ	2				

【中学校教諭普通免許状（技術）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教 科 に 関 する 専 門 的 事 項	材料加工（実習を含む。）	1 種 20	EET101	木材工学	2	*	1 科目選択必修
			EET201	木材加工実習	1		
		2 種 10	EET204	製図	1		
			EET111	金属工学	2		
			EET112	材料加工学	2		
			EET214	金属加工実習	1		
	機械・電気（実習を含む。）		EET221	機械工学Ⅰ	2	* ◎ *	1 科目選択必修
			EET222	機械工学Ⅱ	2		
			EET223	機械基礎力学	2		
			EET227	機械設計製図	1		
			EET225	機械基礎実習Ⅰ	1		
			EET226	機械基礎実習Ⅱ	1		
			EET131	電磁気学	2		
			EET132	電気回路	2		
			EET231	電子工学概論	2		
			EET232	電気応用概論	2		
			EET233	電気基礎実習	1		
			EET331	電子工学実習	1		
	生物育成		EET241	栽培学（実習を含む。）	2	◎	
	情報とコンピュータ		EET251	情報概論Ⅰ	2	◎	
			EET252	情報概論Ⅱ	2		
			EET253	論理回路	2		
			EET254	計算機実習Ⅰ	1	◎	
			EET255	計算機実習Ⅱ	1		
			EET256	論理回路実習	1		
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）		1 種 8 2 種 2	EEC278 EEC279 EEC337 EEC338	中等技術科教育法Ⅰ 中等技術科教育法Ⅱ 中等技術科教育演習Ⅰ 中等技術科教育演習Ⅱ	2 2 2 2	◎ <	

【中学校教諭普通免許状（家庭）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教科に関する専門的事項	家庭経営学 (家族関係学及び家庭経済学を含む。)	1 種 20 2 種 10	EEK201	家庭経営学概論 (家族関係学及び家庭経済学を含む。)	2	◎	1 種は、必修
			EEK202	生活学概論	2		
			EEK203	家庭経済学	2		
			EEK204	家族関係論	2		
	被服学 (被服実習を含む。)	EEK211	衣生活論	2	◎	1 種は、必修	
		EEK311	被服科学	2			
		EEK213	被服学概論 (被服実習を含む。)	2			
		EEK312	被服科学実験	2			
		EEK313	衣文化論	2			
	食物学 (栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	EEK221	食物学概論 (栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	2	◎	1 種は、必修	
		EEK222	食品栄養学	2			
		EEK321	食生活論	2			
		EEK223	調理学実習	2			
		EEK322	食物学実験	2			
	住居学	EEK231	住居学概論	2	◎	1 種は、必修	
		EEK232	住居設計・製図	2			
		EEK331	住環境論	2			
		EEK332	住生活論	2			
		EEK333	住居学演習	2			
	保育学	EEK242	保育学	2	◎		
		EEK341	子ども文化論	2			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		1 種 8	EEC275	中等家庭科教育法第一	2	◎	1 種は、必修 1 種は、必修 1 種は、必修
			EEC276	中等家庭科教育法第二	2		
			EEC293	中等家庭科授業演習Ⅰ	2		
		2 種 2	EEC349	中等家庭科授業演習Ⅱ	2		
			EEC335	家庭科教育学Ⅰ	2		
			EEK336	家庭科教育学Ⅱ	2		

【中学校教諭普通免許状（英語）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教科に関する専門的事項	英語学	1 種 20	EEL201	言語学概論	2	◎	1 科目選択必修
			EEL301	英語学概論	2		
			EEL203	英文法演習	2		
			EEL204	英語発音法	2		
			EEL205	英語学演習Ⅰ	2		
	英語文学	2 種 10	EEL211	イギリス文学史	2		
			EEL212	アメリカ文学史	2		
			EEL213	英米文学演習Ⅰ	2		
			EEL311	英米文学演習Ⅱ	2		
			EEL214	英米文学講読Ⅰ	2		
			EEL215	英米文学講読Ⅱ	2		
	英語コミュニケーション		EEL221	英語ライティング演習	2	◎	
			EEL222	英語スピーチ演習	2		
			EEL223	英語会話	2	◎	
	異文化理解		EEL331	異文化理解Ⅰ	2		
			EEL332	異文化理解Ⅱ	2		
			EEL334	異文化間コミュニケーション	2		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		1 種 8	EEC241	中等英語科教育法	2	◎	1 種は、必修 1 種は、必修 1 種は、必修
2 種 2	EEC287	英語教育の諸問題Ⅰ（評価法）	2				
	EEC243	英語教育教材・教具論	2				
	EEC288	英語授業実践演習	2				

【高等学校教諭普通免許状】

教科及び教職に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教科に関する専門事項	※教科毎の表を参照すること。 (p.105～p.112)					
	各教科の指導法（情報通信技術 の活用を含む。）						
教育の基 礎的理 解に関 する科 目	教育の理念並びに教育に関する 歴史及び思想	13	EEC142 EEC117	教育の現在（教育原理を含む。） 教育学概論	4 2		1 科目選択必修 学校教育課程学生は、 「教育の現在（教育原 理を含む。）」を必修 とする。
	教職の意義及び教員の役割・ 職務内容（チーム学校運営へ の対応を含む。）		EEC141	現代教職論	2	◎	
	教育に関する社会的、制度的 又は経営的事項（学校と地域 との連携及び学校安全への対 応を含む。）		EEC421	学校制度・経営論	2	◎	
	幼児、児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程		EEC103 EEC118	生涯発達教育心理学 青年期心理学	2 2	◎ ◎	
	特別の支援を必要とする幼児、 児童及び生徒に対する理解		EEC222	特別支援教育論	1	◎	
	教育課程の意義及び編成の方 法（カリキュラム・マネジメ ントを含む。）		EEC231	教育課程臨床論	2	◎	
道 徳、 総 合 的 な 学 習 の 時 間 等 の 指 導 法 及 び 生 徒 指 導、 教育相談 等に関 する科 目	総合的な探究の時間の指導法	10	EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2	◎	情報通信技術を活用した 教育の理論及び方法の 内容を含む。 進路指導及びキャリア教 育の理論及び方法の 内容を含む。
	特別活動の指導法		EEC233	特別活動論	2	◎	
	教育の方法及び技術		EEC297	教育の方法及び技術 （情報通信機器の活用含む。）	2	◎	
	情報通信技術を活用した教育 の理論及び方法						
	生徒指導の理論及び方法		EEC234	学校臨床心理学 （生徒指導・進路指導を含む。）	2	◎	
	進路指導及びキャリア教育の 理論及び方法						
	教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識を含む。） の理論及び方法		EEC235	学校教育相談論	2	◎	
教育実 践に関 する科 目	教育実習	4	EEC342 EEC345 EEC440 EEC282 EEC347	中・高等学校教育実習 中・高等学校教育実習 高等学校教育実習 授業設計論（事前指導） 授業実践論（事後指導）	4 3 2 1 1	◎ ◎	1 科目選択必修
	教職実践演習	2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2	◎	
大学が 独自に 設定 する科 目			EEC147	道徳教育指導論	2		
要求単位数を満たし、合計 59 単位以上修得すること。							

【高等学校教諭普通免許状（国語）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教 科 に 関 する 専 門 的 事 項	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	20	EEJ201	国語学概論（音声言語及び文章表現を含む。）	2	◎	
			EEJ202	国語学演習Ⅰ	2		
			EEJ203	国語学演習Ⅱ	2		
			EEJ204	日本語史	2		
	国文学 (国文学史を含む。)		EEJ211	日本文学概論（国文学史を含む。）	2	◎	
			EEJ212	日本古典文学史	2		
			EEJ213	古典文学演習Ⅰ	2		
			EEJ214	古典文学演習Ⅱ	2		
			EEJ215	近代文学演習Ⅰ	2		
			EEJ216	近代文学演習Ⅱ	2		
			EEJ217	日本文学講読	2		
	漢文学		EEJ221	漢文学概説	2	◎	
			EEJ222	漢文学講読Ⅰ	2		
			EEJ223	漢文学講読Ⅱ	2		
			EEJ224	漢文学演習Ⅰ	2		
			EEJ225	漢文学演習Ⅱ	2		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		4	EEC245	中等国語科教育法Ⅰ	2	◎	* * 印の科目から 1 科目選択必修
		EEC246	中等国語科教育法Ⅱ	2			
		EEC247	中等国語科教育法Ⅲ	2			
		EEC248	国語科実践史演習Ⅰ	2			
		EEC249	国語科実践史演習Ⅱ	2			
		EEC250	国語科授業開発演習Ⅰ	2			
		EEC251	国語科授業開発演習Ⅱ	2			
					*		

【高等学校教諭普通免許状（書道）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教 科 に 関 する 専 門 的 事 項	書道 (書写を含む。)	20	EEJ231	書写演習Ⅰ	2	◎	
			EEJ232	書写演習Ⅱ	2		
			EEJ238	書法基礎	2	◎	
	書道史		EEJ241	書道史	2	◎	
	「書論、鑑賞」		EEJ246	書論・鑑賞	2	◎	
	「国文学、漢文学」		EEJ211	日本文学概論（国文学史を含む。)	2	◎	
			EEJ212	日本古典文学史	2		
			EEJ213	古典文学演習Ⅰ	2		
			EEJ214	古典文学演習Ⅱ	2		
			EEJ215	近代文学演習Ⅰ	2		
			EEJ216	近代文学演習Ⅱ	2		
			EEJ217	日本文学講読	2		
			EEJ221	漢文学概説	2		
EEJ222		漢文学講読Ⅰ	2				
EEJ223		漢文学講読Ⅱ	2				
EEJ224	漢文学演習Ⅰ	2					
EEJ225	漢文学演習Ⅱ	2					
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		4	EEC280	書道科教育学Ⅰ	2	◎	
	EEC281	書道科教育学Ⅱ	2	◎			

【高等学校教諭普通免許状（地理歴史）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教科に 関 する 専 門 的 事 項	日本史	20	EES201	日本史概説	2	◎	
			EES202	日本史	2		
			EES203	日本史特殊講義	2		
			EES204	日本史演習Ⅰ	2		
			EES205	日本史演習Ⅱ	2		
	外国史		EES206	外国史概説	2	◎	
			EES207	西洋史	2		
			EES301	西洋史特殊講義	2		
			EES208	西洋史演習	2		
			EES209	東洋史	2		
			EES402	歴史学特別演習	2		
	人文地理学・ 自然地理学		EES211	地理学概論（地誌・自然地理を含む。）	2	◎	
			EES311	地理学演習	2		
			EES214	自然環境学	2		
			EES313	地理学野外実習Ⅰ	2		
			EES412	地理学野外実習Ⅱ	2		
	地誌		EES212	地誌学	2	◎	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		4	EEC339	地理歴史科教育法	2	◎	
			EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2	◎	

【高等学校教諭普通免許状（公民）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教科 に関 する 専門 的事項	「法律学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	20	EES221	法律学概説 (国際法を含む。)	2	◎	] 1科目選択必修
			EES222	政治学概説 (国際政治を含む。)	2		
			EES223	法律学講読Ⅰ	2		
			EES224	法律学講読Ⅱ	2		
			EES321	法律学演習Ⅰ	2		
			EES421	法律学演習Ⅱ	2		
	「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」		EES231	社会学概論	2	◎ ◎	
			EES233	経済学概論 (国際経済を含む。)	2		
			EES234	経済学講読Ⅰ	2		
			EES331	経済学講読Ⅱ	2		
			EES332	経済学演習Ⅰ	2		
			EES333	経済学演習Ⅱ	2		
	「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」		EES241	哲学概論	2	◎	
			EES242	倫理学概論	2		
			EES243	宗教学	2		
			EES341	哲学倫理学演習Ⅰ	2		
			EES342	哲学倫理学演習Ⅱ	2		
			EES244	哲学倫理思想史	2		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		4	EEC340	公民科教育法	2	◎	
			EEC255	中等社会・公民教育法	2	◎	

【高等学校教諭普通免許状（数学）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教 科 に 関 する 専 門 的 事 項	代数学	20	EEM101	線形代数学Ⅰ	2	◎	
			EEM102	線形代数学Ⅱ	2		
			EEM201	群の構造	2		
			EEM301	代数的構造	2		
	幾何学		EEM211	集合と写像	2	◎	
			EEM212	立体の幾何学	2		
			EEM312	曲線の幾何学	2		
	解析学		EEM121	微分積分学Ⅰ	2	◎	
			EEM122	微分積分学Ⅱ	2		
			EEM221	関数と数列	2		
			EEM222	微分方程式	2		
			EEM324	複素関数	2		
			EEM323	関数の空間	2		
	「確率論、統計学」		EEM231	確率論	2	◎	
			EEM232	数理統計学	2		
	コンピュータ		EEM241	コンピュータ	2	◎	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		4	EEC256	中等数学科教育法Ⅰ	2	◎	
			EEC257	中等数学科教育法Ⅱ	2	◎	
			EEC258	中等数学科教育法Ⅲ	2		
			EEC331	数学教育学習論	2		
			EEC332	数学教育課程論	2		

【高等学校教諭普通免許状（理科）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考			
教 科 に 関 する 専 門 的 事 項	物理学	20	EEN201	物理学一般	2	◎	1 科目選択必修			
			EEN101	物理数学	2					
			EEN202	力学	2					
			EEN203	電磁気学	2					
			EEN301	量子力学	2					
			EEN302	熱力学	2					
			EEN303	物理学セミナーⅠ	2					
			EEN304	物理学セミナーⅡ	2					
	化学		EEN211	化学一般	2	◎	1 科目選択必修			
			EEN212	有機化学	2					
			EEN213	無機化学	2					
			EEN311	化学セミナーⅠ	2					
			EEN312	化学セミナーⅡ	2					
	生物学		EEN121	生物学一般	2	◎	1 科目選択必修			
			EEN221	多様性生物論	2					
			EEN222	植物学	2					
			EEN321	生物学セミナーⅠ	2					
			EEN322	生物学セミナーⅡ	2					
	地学		EEN131	地学一般	2	◎	1 科目選択必修			
			EEN231	地球環境史	2					
			EEN232	地球変動学	2					
			EEN331	地学セミナーⅠ	2					
			EEN332	地学セミナーⅡ	2					
	「物理学実験、化学実験、 生物学実験、地学実験」		EEN206	物理学実験Ⅰ	1	◎				
			EEN207	物理学実験Ⅱ	1					
			EEN135	化学実験Ⅰ	1					
			EEN136	化学実験Ⅱ	1					
			EEN208	生物学実験Ⅰ	1					
EEN209		生物学実験Ⅱ	1							
EEN224		野外生物学実習Ⅰ	1							
EEN323		野外生物学実習Ⅱ	1							
EEN137		地学実験Ⅰ	1							
EEN138		地学実験Ⅱ	1							
EEN134		野外地学実習Ⅰ	1							
EEN233		野外地学実習Ⅱ	1							
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		4	EEC259	中等理科教育法	2			◎		
			EEC289	理科教育教材分析論Ⅰ	2			◎		
			EEC290	理科教育教材分析論Ⅱ	2					
			EEC431	理科教育学原論	2					
			EEC432	理科教育課程論	2					
			EEC333	理科教育学実験	1					

【高等学校教諭普通免許状（音楽）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教科に 関する専 門的事項	ソルフェージュ	20	EEU101 EEU201	ソルフェージュ基礎 ソルフェージュ実習	2 1	◎	
	声楽 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)		EEU114 EEU115 EEU211 EEU212 EEU213 EEU113 EEU312	声楽演習Ⅰ 声楽演習Ⅱ 声楽実習Ⅰ（日本の伝統的な歌唱を含む。) 声楽実習Ⅱ 合唱Ⅰ 合唱Ⅱ 声楽特講	2 2 1 1 1 1 2	◎ ◎	
	器楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)		EEU126 EEU127 EEU221 EEU222 EEU321 EEU322 EEU223 EEU224 EEU123 EEU124 EEU125 EEU324	ピアノ演習Ⅰ ピアノ演習Ⅱ ピアノ実習Ⅰ ピアノ実習Ⅱ ピアノアンサンブルⅠ ピアノアンサンブルⅡ 邦楽器実習 合奏法（伴奏法を含む。) 管・弦・打楽器実習Ⅰ 管・弦・打楽器実習Ⅱ 管・弦・打楽器実習Ⅲ ピアノ特講	2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	◎ ◎ ◎ ◎	
	指揮法		EEU231	指揮法	1	◎	
	音楽理論・作曲法 (編曲法を含む。) 音楽史 (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)		EEU141 EEU142 EEU241 EEU242 EEU345 EEU243 EEU342 EEU246 EEU346 EEU347 EEU245	作曲基礎演習Ⅰ 作曲基礎演習Ⅱ 音楽理論Ⅰ（作曲法及び編曲法を含む。) 音楽理論Ⅱ 現代音楽演習 音楽史Ⅰ (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。) 音楽史Ⅱ 日本伝統音楽演習 音楽学特講 作曲特講 楽曲分析	2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2	◎ ◎ ◎ ◎	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		4	EEC263 EEC264 EEC291 EEC292	中等音楽科教育法Ⅰ 中等音楽科教育法Ⅱ 音楽科教育演習Ⅰ 音楽科教育演習Ⅱ	2 2 2 2	◎ ◎	

【高等学校教諭普通免許状（美術）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教科に 関 する 専 門 的 事 項	絵画 (映像メディア表現を含む。)	20	EEA201	ドローイング基礎	1	◎	
			EEA202	造形計画演習 (映像メディア表現を含む。)	2		
			EEA203	絵画表現	1		
			EEA204	版表現	1		
			EEA205	絵画理論	2		
	彫刻		EEA211	彫塑	1	◎	
			EEA212	立体造形	1		
			EEA213	実材彫刻	1		
			EEA214	総合造形論	2		
			EEA215	彫刻理論	2		
	デザイン (映像メディア表現を含む。)		EEA221	視覚伝達デザイン (映像メディア表現を含む。)	2	◎	
			EEA222	基礎構成	2		
			EEA223	図形科学	2		
			EEA224	プランニング	2		
			EEA226	生産デザイン	2		
	美術理論・美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及 びアジアの美術を含む。)		EEA241	美術理論	2	◎ ◎	
			EEA242	美術史Ⅰ (鑑賞並びに日本の伝統美術及び アジアの美術を含む。)	2		
			EEA243	美術史Ⅱ	2		
			EEA245	芸術学演習	2		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		4	EEC283	中等美術科教育法Ⅰ	2	◎	
EEC284	中等美術科教育法Ⅱ	2	◎				
EEC285	中等美術科教育法Ⅲ	2					
EEC286	中等美術科教育法Ⅳ	2					

【高等学校教諭普通免許状（保健体育）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考	
教 科 に 関 する 専 門 的 事 項	体育実技	20	EEP101	体操	1	◎	2 科目選択必修	
			EEP102	陸上	1	◎		
			EEP113	球技Ⅰ（ネット型ゲーム）	1			
			EEP114	球技Ⅱ（ゴール型ゲームA）	1			
			EEP115	球技Ⅲ（ゴール型ゲームB）	1			
			EEP116	球技Ⅳ（ベースボール型ゲーム）	1			
			EEP107	ダンス	1	◎		
			EEP117	武道・体づくり運動	1	◎		
			EEP112	水泳	1	◎		
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）		EEP211	体育原理	2		1 科目選択必修	
			EEP212	体育経営管理学	2			
			EEP213	体育社会学	2			
			EEP214	体育心理学	2			
			EEP216	運動学（運動方法学と体育心理学を含む。）	2	◎		
	生理学（運動生理学を含む。）		EEP121	解剖・人体生理学Ⅰ	2		◎	
			EEP122	解剖・人体生理学Ⅱ	2			
			EEP221	運動生理学	2			
			EEP223	栄養学	2			
	衛生学・公衆衛生学		EEP231	衛生学（公衆衛生学を含む。）	2	◎		
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		EEP242	学校保健管理（小児保健・学校安全・精神保健・救急処置を含む。）	2	◎		
EEC121			発育・発達	2				
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）			4	EEC271	中等保健体育科教育法Ⅰ	2	◎	
				EEC272	中等保健体育科教育法Ⅱ	2	◎	
				EEC273	保健体育科教育法Ⅰ	2		
		EEC274		保健体育科教育法Ⅱ	2			

【高等学校教諭普通免許状（家庭）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教 科 に 関 する 専 門 的 事 項	家庭経営学 (家族関係学及び家庭経済学 を含む。)	22	EEK201	家庭経営学概論（家族関係学及び家庭経済学を含む。)	2	◎	
			EEK202	生活学概論	2		
			EEK203	家庭経済学	2	◎	
			EEK204	家族関係論	2		
	被服学 (被服実習を含む。)		EEK211	衣生活論	2	◎	
			EEK311	被服科学	2		
			EEK213	被服学概論（被服実習を含む。)	2	◎	
			EEK312	被服科学実験	2		
			EEK313	衣文化論	2		
	食物学 (栄養学、食品学及び調理実 習を含む。)		EEK221	食物学概論（栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	2	◎	
			EEK222	食品栄養学	2		
			EEK321	食生活論	2		
			EEK223	調理学実習	2	◎	
			EEK322	食物学実験	2		
	住居学		EEK231	住居学概論	2	◎	
			EEK232	住居設計・製図	2	◎	
			EEK331	住環境論	2		
			EEK332	住生活論	2		
			EEK333	住居学演習	2		
	保育学		EEK242	保育学	2	◎	
			EEK341	子ども文化論	2		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		4	EEC275	中等家庭科教育法第一	2	◎	1 科目選択必修
		EEC276	中等家庭科教育法第二	2			
		EEC293	中等家庭科授業演習Ⅰ	2			
		EEC349	中等家庭科授業演習Ⅱ	2			
		EEC335	家庭科教育学Ⅰ	2			
		EEC336	家庭科教育学Ⅱ	2			

【高等学校教諭普通免許状（工業）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	20	EET204	製図	1		1 科目選択必修
			EET111	金属工学	2		
			EET112	材料加工学	2		
			EET214	金属加工実習	1		
			EET221	機械工学Ⅰ	2		
			EET222	機械工学Ⅱ	2		
			EET223	機械基礎力学	2		
			EET227	機械設計製図	1		
			EET225	機械基礎実習Ⅰ	1	◎	
			EET226	機械基礎実習Ⅱ	1		
			EET131	電磁気学	2		
			EET132	電気回路	2		
			EET231	電子工学概論	2		
			EET232	電気応用概論	2		
			EET233	電気基礎実習	1	◎	
			EET331	電子工学実習	1		
			EET251	情報概論Ⅰ	2	◎	
			EET252	情報概論Ⅱ	2		
			EET253	論理回路	2		
			EET254	計算機実習Ⅰ	1	◎	
			EET255	計算機実習Ⅱ	1		
			EET256	論理回路実習	1		
	職業指導		EET461	職業指導	2	◎	
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）		4	EEC296	工業科教育法Ⅰ	2	◎	
			EEC350	工業科教育法Ⅱ	2	◎	

【高等学校教諭普通免許状（英語）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教科に関する専門的事項	英語学	20	EEL201	言語学概論	2	◎	1 科目選択必修
			EEL301	英語学概論	2		
			EEL203	英文法演習	2		
			EEL204	英語発音法	2		
			EEL205	英語学演習Ⅰ	2		
	英語文学		EEL211	イギリス文学史	2		
			EEL212	アメリカ文学史	2		
			EEL213	英米文学演習Ⅰ	2		
			EEL311	英米文学演習Ⅱ	2		
			EEL214	英米文学講読Ⅰ	2		
			EEL215	英米文学講読Ⅱ	2		
	英語コミュニケーション	EEL221	英語ライティング演習	2	◎	1 科目選択必修	
		EEL222	英語スピーチ演習	2			
		EEL223	英語会話	2	◎		
	異文化理解	EEL331	異文化理解Ⅰ	2		1 科目選択必修	
		EEL332	異文化理解Ⅱ	2			
		EEL334	異文化間コミュニケーション	2			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		4	EEC241	中等英語科教育法	2	◎	
		EEC287	英語教育の諸問題Ⅰ（評価法）	2	◎		
		EEC243	英語教育教材・教具論	2			
		EEC288	英語授業実践演習	2			

【高等学校教諭普通免許状（情報）】

教科及び教科の指導法に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
教 科 に 関 する 専 門 的 事 項	情報社会（職業に関する内容 を含む。）・情報倫理	20	EEZ201	情報社会（職業に関する内容を含む。）	2	◎	※工学部開設科目
			EEZ202	情報倫理	2	◎	
			EEC104	ICT 活用入門	2		
			UCS253	情報システムと社会	2		
	コンピュータ・情報処理		EEZ211	プログラミング基礎と演習Ⅰ	2	◎	
			EEZ212	プログラミング基礎と演習Ⅱ	2	◎	
			EEM241	コンピュータ	2		
			UPC119	離散数学	2		
	情報システム		EEZ321	情報システム	2	◎	
			EEZ322	情報システム演習	2	◎	
			UPC202	AI 基礎	2		
	情報通信ネットワーク		EEZ331	情報ネットワーク	2	◎	
			EEZ332	情報ネットワーク演習	2	◎	
	マルチメディア表現・ マルチメディア技術		EEZ341	マルチメディア表現と技術	2	◎	
EEZ342		情報プレゼンテーション演習	2	◎			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		4	EEC298	情報科教育法Ⅰ	2	◎	
			EEC299	情報科教育法Ⅱ	2	◎	

【幼稚園教諭普通免許状】

教科及び教職に関する科目			要求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考	
領域及び 保育内容の 指導法に 関する 科目	領域に関する 専門的事項	健康	1 種 16	EEI246	保育内容（健康）	2		1 種は必修	
		環境		EEI245	保育内容（環境）	2		1 種は必修	
		人間関係	2 種 12	EEI244	保育内容（人間関係）	2		1 種は2科目必修 2 種は1科目選択必修	
		言葉		EEI243	保育内容（ことば）	2			
		表現		EEI241 EEI242	保育内容（音楽表現） 保育内容（絵画造形）	2 2		1 科目選択必修	
	保育内容の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）			EEI231 EEI141 EEI142 EEI143 EEI144	保育内容総論 保育実践演習Ⅰ 保育実践演習Ⅱ 保育実践演習Ⅲ 保育実践演習Ⅳ	2 1 1 1 1	◎ ◎ ◎ ◎	1 種は必修 1 種は必修	
	教育の基 礎的理 解に 関する 科目	教育の理念並びに教育に関する 歴史及び思想	1 種 15 2 種 13	EEC142 EEC117	教育の現在（教育原理を含む。） 教育学概論	4 2		1 科目選択必修	学校教育課程学生は、 「教育の現在（教育原理を含む。）」を必修とする。
		教職の意義及び教員の役割・ 職務内容（チーム学校運営への 対応を含む。）		EEC141	現代教職論	2	◎		
		教育に関する社会的、制度的 又は経営的事項（学校と地域 との連携及び学校安全への対 応を含む。）		EEI131 EEC421	保育・幼児教育制度論 学校制度・経営論	2 2	◎ ◎		
		幼児、児童及び生徒の心身の 発達及び学習の過程		EEC103 EEC143	生涯発達教育心理学 児童期心理学	2 2	◎		
特別の支援を必要とする幼児、 児童及び生徒に対する理解		EEC222		特別支援教育論	1	◎			
教育課程の意義及び編成の方 法（カリキュラム・マネジメ ントを含む。）		EEC231		教育課程臨床論	2	◎			
道 徳、 総 合 的 な 学 習 の 時 間 等 の 指 導 法 及 び 生 徒 指 導、 教育相談 等に 関する 科目	教育の方法及び技術（情報機 器及び教材の活用を含む。）	6	EEC297	教育の方法及び技術（情報通信機器の活用 含む）	2	◎	教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方法 の内容を含む。		
	幼児理解の理論及び方法		EEI132	幼児の発達理解とカウンセリング・マインド	2	◎			
	教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識を含む。） の理論及び方法		EEC235	学校教育相談論	2	◎			
教育実践 に関する 科目	教育実習	6	EEC343 EEC346 EEC435 EEC282 EEC347	幼稚園教育実習 幼稚園教育実習 応用教育実習（幼稚園） 授業設計論（事前指導） 授業実践論（事後指導）	4 3 3 1 1	 ◎ ◎	1 科目選択必修		
	教職実践演習		2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2		◎	
大学が独 自に設定 する科目				EED306 EED221	保育思想演習 継続観察実習	2 2			
要求単位数を満たし、第1種は合計 51 単位以上、第2種は合計 31 単位以上修得すること。									

(注) 1 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）の科目のうち、下記の科目を振り替えて使用することができる。

・ EEC156 初等図画工作科教育学 → EEI143 保育実践演習Ⅲ 及び EEI144 保育実践演習Ⅳ

2 「EEC346 幼稚園教育実習」の単位を修得した場合は、小学校又は中学校の実習の単位を1単位振り替えて教育実習の単位に含むことができる。

【特別支援学校教諭1種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）】

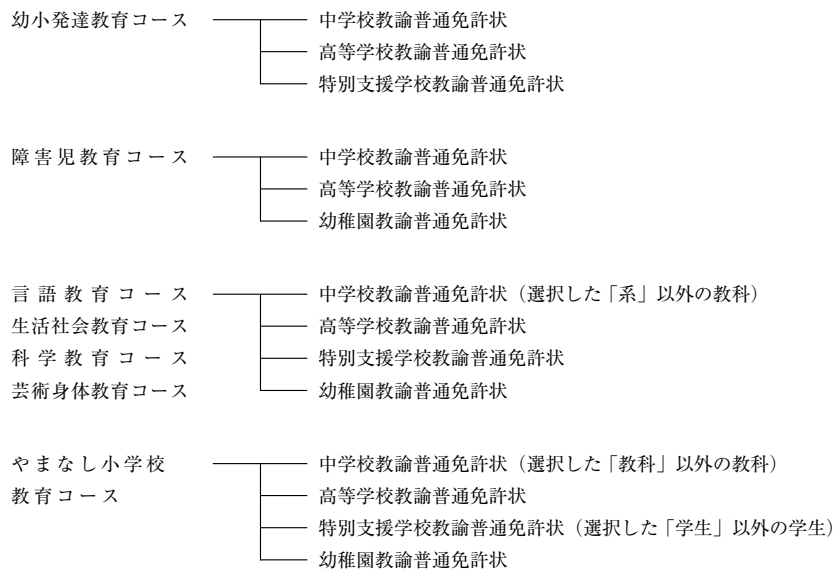
特別支援教育に関する科目		要 求 単位数	科目番号	授 業 科 目	単 位	必 選	備 考
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	EEH103 EEH104 EEH105	特別支援教育の基礎Ⅰ（歴史等） 特別支援教育の基礎Ⅱ（制度等） 特別支援教育総論	1 1 2	◎ ◎ ◎	
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	8	EEH206	知的障害児心理学	2	◎	
			EEH203	肢体不自由児心理学	2	◎	
			EEH204	病弱児心理学	2	◎	
			EEH207	障害児生理病理学	2	◎	
			EEH301	障害児心理学演習Ⅰ	2		
			EEH302	障害児心理学演習Ⅱ	2		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	8	EEH216	知的障害児教育課程論	2	◎	
			EEH213	肢体不自由児教育課程論	2	◎	
			EEH217	病弱児教育課程論	2	◎	
			EEH218	特別支援教育指導法	2	◎	
			EEH311	障害児教育学演習Ⅰ	2		
			EEH312	障害児教育学演習Ⅱ	2		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		EEH313	障害児教育研究法	1			
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		5	EEH221	視覚障害児教育概論	1	◎	
			EEH222	聴覚障害児教育概論	1	◎	
			EEH224	重複障害児教育概論	1	◎	
			EEH321	障害児教育教材研究	1		
			EEH226	発達障害児教育概論	2	◎	
			EEH227	情緒障害児教育概論	2		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	EEH331	教育実習（特別支援学校） （事前・事後指導1単位含む。）	3	1科目選択必修	
			EEC436	教育実習（特別支援学校） （事前・事後指導1単位含む。）	3		
			EEH431	応用教育実習（特別支援学校）	3		
要求単位数を満たし、合計 26 単位以上修得すること。							

8 その他の取得可能な教育職員免許状及び資格

(履修方法は92 頁～の免許状履修基準を参照)

(教育職員免許状)

学 校 教 育 課 程



(その他資格)

資格、受験資格の具体的な内容や取得方法などについては、所属コース・系に問い合わせること。

(1) 社会教育士（養成課程）の資格取得

社会教育法第9条の4第3号による大学において修得すべき社会教育に関する科目の単位と本学で開講されている対応する科目は次のとおりである。なお、必要な単位を修得した者は、「社会教育士（養成課程）」と称することができる。

社会教育法に定める社会教育に関する科目及び単位			本 学 開 講 科 目	単位
必修科目	生涯学習概論	4	生涯学習論	2
			生涯学習演習	2
	生涯学習支援論	4	生涯学習支援論Ⅰ	2
			生涯学習支援論Ⅱ	2
	社会教育経営論	4	社会教育経営論Ⅰ	2
			社会教育経営論Ⅱ	2
	社会教育特講	8	博物館経営論	2
			博物館教育普及活動論	2
			子ども文化論	2
			家族関係論	2
			企画・マネジメント演習Ⅰ	2
			企画・マネジメント演習Ⅱ	2
			生涯発達教育心理学	2
			衛生学（公衆衛生学を含む。）	2
			特別支援教育論	1
			ICT 活用入門	2
			生活学概論	2
	社会教育実習	1	社会教育実習	2
選択必修科目	社会教育演習、社会教育実習、社会教育課題研究のうち一以上の科目	3	社会教育課題研究	2
			社会教育演習	2

(2) 学校図書館司書教諭の資格取得

学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭のいずれかの免許状を取得しなければならない。また、下記の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

学校図書館司書教諭講習規程第3条に定める科目及び単位		本 学 開 講 科 目	単位
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2

（注）大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者が、上記科目を受講することができる。

(3) 日本語教員養成の資格

日本語教育に関する公的な免許制度はないが、本学の日本語教員養成の指定された科目の単位を修得すると、本人からの申請により、本学から修了証が発行される。

日本語教員養成科目

科目区分	要 単 位 数	科目番号	科目名	単 位	前 期	後 期	必 選	年 次	備 考
社会・文化・地域	28	2	EEJ211 日本文学概論（国文学史を含む。） EEJ212 日本古典文学史 EEJ231 書写演習Ⅰ EEL211 イギリス文学史 EEL212 アメリカ文学史 EES201 日本史概説 EES206 外国史概説 EES244 哲学倫理想史 EEC111 生涯学習論	2 2 2 2 2 2 2 2 2				2 2 2 2 2 2 2 2 1	
言語と社会		4	EEJ261 社会言語学 EES231 社会学概論 EEK341 子ども文化論 EEL334 異文化間コミュニケーション EEL331 異文化理解Ⅰ EEL332 異文化理解Ⅱ EEC117 教育学概論 EEC235 学校教育相談論	2 2 2 2 2 2 2 2			◎	2 2 3 3 3 3 1 2	
言語と心理		4	EEJ262 言語心理学 EEJ263 言語習得論 EEC143 児童期心理学 EEC287 英語教育の諸問題Ⅰ（評価法） EEL241 英語教育の諸問題Ⅱ EEC103 生涯発達教育心理学 EEC118 青年期心理学 EEC234 学校臨床心理学	2 2 2 2 2 2 2 2				2 2 1 2 2 1 1 2	* *] 1科目選択必修
言語と教育		6	EEC113 日本語教育概論 EEJ164 日本語教授法 EEJ361 日本語教育実習Ⅰ EEJ362 日本語教育実習Ⅱ EEC150 初等外国語科教育学 EEC104 ICT活用入門	2 2 2 2 2 2			◎ ◎	1 1 3 3 1 1	* *] 1科目選択必修
言語		6	EEJ161 日本語の文法 EEJ163 日本語の音声・音韻 EEJ162 日本語の文字・表記・語彙 EEJ204 日本語史 EEJ201 国語学概論 EEJ251 中国語学研究Ⅰ EEL301 英語学概論 EEL201 言語学概論 EEL223 英語会話	2 2 2 2 2 2 2 2 2				1 1 1 2 2 2 3 2 2	* * *] 2科目選択必修

（注）日本語教育実習Ⅰ又はⅡを履修するためには、日本語教育概論及び日本語教授法の単位を修得もしくは受講中であることを原則とする。

9 参 考 法 規

教育職員免許法（抄）

制 定 昭和 24 年 5 月 31 日法律第 147 号
最終改正 令和 4 年 5 月 18 日法律第 40 号

第 1 章 総 則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（定 義）

第 2 条 略

（免 許）

第 3 条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

3 特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第 1 項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4 義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第 1 項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

5 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第 1 項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

6 幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第 1 項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。

第 3 条の 2 略

第 2 章 免 許 状

（種 類）

第 4 条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあっては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。

3 特別免許状は、学校（幼稚園、義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校（義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

1. 中学校の教員にあっては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

2. 高等学校の教員にあっては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。

1. 小学校教諭にあっては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）

2. 中学校教諭にあっては、前項第 1 号に掲げる各教科及び第 16 条の 3 第 1 項の文部科学省令で定める教科

3. 高等学校教諭にあっては、前項第 2 号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第 16 条の 4 第 1 項の文部科学省令で定めるもの並びに第 16 条の 3 第 1 項の文部科学省令で定める教科

第 4 条の 2 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする。

2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第 2 項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

（授 与）

第 5 条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一 18 才未満の者

二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。

三 禁錮以上の刑に処せられた者

四 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

五 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

六 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2～5 略

6 免許状は、都道府県教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

（免許状の授与の手続等）

第5条の2 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目（次項において「特別支援教育科目」という。）の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、1又は2以上の特別支援教育領域を定めるものとする。

3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

第6条～第8条 略

（効力）

第9条 普通免許状は、すべての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあっては、国立学校又は公立学校の場合を除く。以下この条において同じ。）において効力を有する。

2～3 略

（2種免許状を有する者の1種免許状の取得に係る努力の義務）

第9条の2 略

第3章 免許状の失効及び取上げ

第10条～第14条 略

第4章 雑則

第15条～第20条 略

第5章 罰則

第21条～第23条 略

別表第一（第5条、第5条の2関係）

第 一 欄		第 二 欄	第 三 欄	
所要資格 免許状の種類		基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	75	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	51	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	31	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	35	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		16
備考				
1 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。 1の2 略				
2 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第6号及び第7号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。 2の2 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。 2の3 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。 3 略				
4 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。 5 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。 イ 文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの				
6 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。 7 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。 8 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。				

教育職員免許法施行規則（抄）

制 定 昭和 29 年 10 月 27 日 文部省令第 26 号
最終改正 令和 4 年 7 月 28 日 文部科学省令第 24 号

第 1 章 単位の修得方法等

第 1 条 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第 1 条の 2 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算法は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 21 条第 2 項及び第 3 項（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 33 号）第 14 条第 2 項及び第 3 項、大学通信教育設置基準（昭和 50 年文部省令第 33 号）第 5 条、短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 7 条第 2 項及び第 3 項、専門職短期大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 34 号）第 11 条第 2 項及び第 3 項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和 57 年文部省令第 3 号）第 5 条に定める基準によるものとする。

第 1 条の 3 免許法別表第一備考第 2 号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第 2 条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	16	12
			保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	4	4
			幼児理解の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
			教職実践演習	2	2	2
	第六欄	大学が独自に設定する科目		38	14	2

備考

- 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 38 条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち 1 以上の科目について修得するものとする。
- 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第 38 条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第 9 条の表備考第 7 号及び第 8 号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は 1 単位以上を修得するものとする（次条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 9 条及び第 10 条の表の場合においても同様とする。）。
- 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の表の場合においても同様とする。）。
- カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 9 条及び第 10 条の表の場合においても同様とする。）。

イ 幼児、児童及び生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。

ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。

ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

6 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第1項の表備考第5号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第1項の表備考第5号及び第4条第1項の表備考第7号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。

7 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校 以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。

8 教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項及び第9条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、「2単位」とあるのは「1単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）。

9 略

9の2 略

10 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。）。

11 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあっては8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては6単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあっては2単位まで、教育実習にあっては3単位まで、教職実践演習にあっては2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる（次条第1項及び第4条第1項の表の場合においても同様とする。）。

12 教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」という。）並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。附則第10項の表備考第2号イにおいて「教育の方法及び技術に関する科目」という。）の単位のうち、2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。

13 保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。）又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項、第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。）の単位をもってあてることができる。

14 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目又は第21条の2第1項の規定により文部科学大臣が指定した大学（以下「指定大学」という。）が加える科目について修得するものとする（次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）。

15 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る第2欄から第4欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができる（次条第1項、第4条第1項の表の場合においても同様とする。）。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第3条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	30	16
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	10	6
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
			教育実習	5	5	5
	第六欄	大学が独自に設定する科目	教職実践演習	2	2	2
				26	2	2

備考

- 1 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第1項及び第5条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第3号及び第11条の2の表備考第2号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。
- 2 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては、6以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち2以上を含む。）についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。
- 4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合は1単位以上修得するものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 4の2 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、1単位以上修得するものとする。（次条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 5 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子供のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第1項の表備考第7号及び第5条第1項の表備考第3号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。
- 6 各教科の指導法に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の単位にあっては2単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあっては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもってあてることができる。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第4条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	28	12
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	10 (6)	6 (3)
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10 (6)	10 (6)	6 (4)
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5 (3)	5 (3)	5 (3)
			教職実践演習	2	2	2
	第六欄	大学が独自に設定する科目		28	4	4

備考

1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。

- イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）、
- ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」
- ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
- ニ 理科 物理学、化学、生物学、地学、物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
- ホ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）、音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）、
- ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）、
- ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」、運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
- チ 保健 生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
- リ 技術 材料加工（実習を含む。）、機械・電気（実習を含む。）、生物育成、情報とコンピュータ
- ヌ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学
- ル 職業 産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
- ヲ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
- ワ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
- カ 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」

2 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。

3	英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
4	第1号中「」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うものとする（次条第1項、第9条、第15条第2項、第18条の2及び第64条第2項の表の場合においても同様とする。）。
5	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は学校教育法施行規則第74条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
6	各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上を修得するものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。この場合において、「8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上」とあるのは「4単位以上」と読み替えるものとする。）。
7	教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同様の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第1項の表備考第3号において同じ。）の教育を中心とするものとする。
8	略
8の2	略
9	音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあっては1単位以上、その他の科目にあっては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。
- 第5条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科に関する専門的事項	24	24
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		
	第三欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (4)	10 (4)
		教職の意義及び教員の役割・職務内容・チーム学校運営への対応を含む。）		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	第四欄	総合的な探究の時間の指導法	8 (5)	8 (5)
		特別活動の指導法		
		教育の方法及び技術		
		生徒指導の理論及び方法		
		教育相談・カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		

	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	3 (2)	3 (2)
			教職実践演習	2	2
	第六欄	大学が独自に設定する科目		36	12
備考					
1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。 イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学 ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌 ハ 公民「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」 ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」 ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。） ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。） チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。） リ 書道 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」 ス 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） ル 保健「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） ヲ 看護「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習 ワ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学 カ 情報 情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理、コンピュータ・情報処理、情報システム、情報通信ネットワーク、マルチメディア表現・マルチメディア技術 ヨ 農業 農業の関係科目、職業指導 タ 工業 工業の関係科目、職業指導 レ 商業 商業の関係科目、職業指導 ソ 水産 水産の関係科目、職業指導 ツ 福祉 社会福祉学（職業指導を含む。）、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解 ネ 商船 商船の関係科目、職業指導 ナ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理 ラ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解 ム 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」 2 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、総合的な探究の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。 3 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。 4 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあっては8単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあってはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。 5 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあっては1単位以上、その他の科目にあっては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。 6 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第一備考第7号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。 7 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目にあっては8単位まで、教育の基礎的理解に関する科目にあっては6単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあっては4単位まで、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができる。					

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第6条 削除

第7条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目		最低修得単位数					
		第一欄	第二欄		第三欄		第四欄
		特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
免許状の種類							
特別支援学校教諭	専修免許状	2	16		5		3
	一種免許状	2	16		5		3
	二種免許状	2	8		3		3

備考

1

第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

2

第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。第5号及び次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ

視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）

ロ

知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）

3

教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。

4

知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。

5

第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

6

略

7

略

- 2 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。
- 3～7 略
- 8 免許法別表第一備考第6号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第1項から第5項までに定める修得方法の例によるものとする。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

制 定 平成 9 年 6 月 18 日法律第 90 号

最終改正 令和 4 年 6 月 22 日法律第 77 号

(趣旨)

第 1 条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第 2 条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第 5 条第 1 項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（18 歳に達した後、7 日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が関係行政機関の長と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第 5 条第 1 項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第 1 項の規定は、適用しない。

(関係者の責務)

第 3 条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が関係行政機関の長と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第 4 条 小学校、中学校又は義務教育学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則

制 定 平成 9 年 11 月 26 日 文部省令第 40 号

最終改正 令和 5 年 2 月 28 日 文部科学省令第 6 号

(介護等の体験の期間)

第 1 条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 2 条第 1 項の文部科学省令で定める期間は、7 日間とする。

(介護等の体験を行う施設)

第 2 条 特例法第 2 条第 1 項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（このうち、同法第 81 条第 2 項若しくは第 3 項に規定する特別支援学級を置くもの又は学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 56 条若しくは第 56 条の 2（これらの規定を同令第 79 条、第 79 条の 6 又は第 108 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 86 条若しくは第 86 条の 2（これらの規定を同令第 108 条第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは第 140 条の規定による特別的教育課程を編成するものに限る。）
- 二 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設
- 三 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者福祉センター又は身体障害者生活訓練等事業を行う施設
- 四 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設、更生施設及び授産施設
- 五 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する授産施設
- 六 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム又は老人居宅生活支援事業（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業に限る。）を行う施設
- 七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）に規定する居宅生活支援事業又は養護事業を行う施設
- 八 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護老人保健施設、介護医療院又は居宅サービス（通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。）若しくは地域密着型サービス（複合型サービスに限る。）を行う施設
- 九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設
- 十一 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）に規定する国立ハンセン病療養所等
- 十二 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）に規定する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設
- 十三 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設

(介護等の体験を免除する者)

第 3 条 特例法第 2 条第 3 項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 7 条の規定により保健師の免許を受けている者
- 二 保健師助産師看護師法第 7 条の規定により助産師の免許を受けている者
- 三 保健師助産師看護師法第 7 条の規定により看護師の免許を受けている者
- 四 保健師助産師看護師法第 8 条の規定により准看護師の免許を受けている者
- 五 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者
- 六 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 3 条の規定により理学療法士の免許を受けている者
- 七 理学療法士及び作業療法士法第 3 条の規定により作業療法士の免許を受けている者
- 八 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 4 条の規定により社会福祉士の資格を有する者
- 九 社会福祉士及び介護福祉士法第 39 条の規定により介護福祉士の資格を有する者
- 十 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）第 3 条の規定により義肢装具士の免許を受けている者

2 特例法第 2 条第 3 項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者のうち、同法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が一級から六級である者として記載されている者とする。

(介護等の体験に関する証明書)

第 4 条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第 5 条の 2 第 1 項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。

2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があったときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。

3 証明書の様式は、別記様式のとおりにする。

証明書

本籍地

氏 名

(旧 姓)

(通称名)

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。

記

期 間	学校名又は施設名及び住所	体験の概要	学校又は施設の長の名及び印
年 月 日～ 年 月 日 (日間)			

備考1 「期間」の欄には、複数の期間にわたる場合には期間毎に記入すること。

2 「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「知的障害者の介護等」等の区分を記入すること。

VII 特別支援教育特別専攻科

特別支援教育特別専攻科履修規程

- 特別支援教育特別専攻科（障害児教育専攻）（以下、「専攻科」という。）の学生は、この規程に定められた単位を修得しなければならない。
- 専攻科の課程は、Aコース（特別支援学校教諭一種免許状取得コース）とBコース（特別支援学校教諭専修免許状取得コース）に分かれる。
- 履修すべき科目
Aコースの学生は、第1表（一）に示す開設授業科目のうちから35単位を修得するものとする。Bコースの学生は、第1表（二）に示す開設授業科目（「特別支援教育コーディネーター特論演習」を除く）のうちから30単位を修得するものとする。なお、その30単位に加えて「特別支援教育コーディネーター特論演習」を修得した場合、「特別支援教育コーディネーター養成プログラム認定証」が発行される。
- 研究論文の申告日
専攻科の研究論文の指導教員及び研究題目の履修申告を、Aコースについては毎年10月1日に、Bコースについては毎年5月12日に行うこととする。
また、研究論文の研究題目の変更の申告を毎年12月1日に指導教員の指導のもとに行うことができる。
なお、当日または期間中に休日がある場合は、その日数分申告日を延長する。
- 研究論文の提出について
専攻科の研究論文の提出は毎年2月10日とする。ただし、上記期日が休日の場合は、その日数分提出日を延長する。
- 授業科目番号について
専攻科の各授業科目には、次の範囲で科目番号がつけてある。
Aコース STS400～STS499
Bコース STS500～STS599
- 科目一覧の見方については、教育学部履修規程の「科目一覧の見方について（57頁）」を参照すること。

第1表（一） 特別支援教育特別専攻科Aコース科目一覧

科 目 群			要 求 単 位 数	科目番号	科 目 名	単 位	必 選	備 考	
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		31	2	STS402 STS403	特別支援教育の基礎Ⅰ（歴史等） 特別支援教育の基礎Ⅱ（制度等）	1 1	◎ ◎	
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		8	STS410 STS411 STS412 STS413 STS414 STS415	知的障害児心理学 肢体不自由児心理学 病弱児心理学 障害児病理学 障害児心理学演習Ⅰ 障害児心理学演習Ⅱ	2 2 2 2 2 2	◎ ◎ ◎ ◎	
				8	STS420 STS421 STS422 STS426 STS424 STS425	知的障害児教育課程論 肢体不自由児教育課程論 病弱児教育課程論 特別支援教育指導法 障害児教育学演習Ⅰ 障害児教育学演習Ⅱ	2 2 2 2 2 2	◎ ◎ ◎ ◎	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1	STS430	障害児教育研究法	1	◎	
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		5	STS440 STS441 STS442 STS443 STS445 STS446	視覚障害児教育概論 聴覚障害児教育概論 重複障害児教育概論 障害児教育教材研究 発達障害児教育概論 情緒障害児教育概論	1 1 1 1 2 2	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	STS450	教育実習（特別支援学校） （事前・事後指導1単位含む。）	3	◎		
研 究 論 文			4	STS499	研究論文	4	◎		
合 計			35						

第1表(二)

特別支援教育特別専攻科Bコース科目一覧

科 目 群	要 求 単 位 数	科目番号	科 目 名	単 位	必 選	備 考
特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目	26	STS500	障害児教育学研究Ⅰ	2	◎	
		STS501	障害児教育学研究Ⅱ	2	◎	
		STS502	障害児教育学特論Ⅰ	2		
		STS503	障害児教育学特論Ⅱ	2		
		STS504	障害児教育学特論Ⅲ	2	◎	
		STS505	障害児教育指導法特論Ⅰ	2		
		STS506	障害児教育指導法特論Ⅱ	2		
		STS507	障害児教育指導法特論Ⅲ	2		
		STS508	障害児心理学特論Ⅰ	2		
		STS509	障害児心理学特論Ⅱ	2		
		STS510	障害児生理学特論Ⅰ	2		
		STS511	障害児生理学特論Ⅱ	2		
		STS512	特別支援教育コーディネーター特論	2		
		STS513	病弱児教育学特論	2	◎	
		STS514	視覚障害児教育学特論	1		
		STS515	聴覚障害児教育学特論	1		
特 別 支 援 教 育 コ ー デ ィ ネ ー タ ー 養 成 プ ロ グ ラ ム		STS520	特別支援教育コーディネーター特論演習	2		*修了要件単位には含まれない。
研 究 論 文	4	STS599	研究論文	4	◎	
合 計	30					

VIII 医 学 部

1 医学部医学科授業科目履修規程

制 定 平成 16 年 4 月 1 日
最終改正 令和 7 年 1 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第 16 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 29 条及び第 38 条の規定に基づき、山梨大学医学部医学科の教育課程及び履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目区分)

第 2 条 授業科目は、全学共通教育科目及び専門教育科目に大別する。

2 全学共通教育科目は、ライフスキル科目群、外国語科目群、情報・数理科目群、学術科目群、創発 PBL 科目群及び展開科目群に区分して開設する。

3 専門教育科目は、基礎教育科目等、基礎医学系、臨床基礎医学系、社会医学系及び臨床医学系等に区分して開設する。

4 授業科目の区分、名称、単位数及び履修年次等は、別表第 1・第 3・第 4 のとおりとする。

(1 単位当たりの授業時間)

第 3 条 1 単位の授業科目は、45 時間の修学を必要とする内容をもって構成することを標準とし、各授業科目の授業時間数については、次のとおりとする。

(1) 専門教育科目の講義及び演習については、15 時間～30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 専門教育科目の実験、実習及び実技については、30 時間～45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 1 の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、算定した時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修申告)

第 4 条 履修申告しようとする授業科目は申告して、その授業科目担当教員の承認を受けなければならない。

2 開放科目以外の他学科（課程）の授業科目も申告して、その授業科目担当教員の承認を受けることにより、履修することができる。ただし、その修得単位を第 13 条にあげた単位に含めることはできない。

3 履修申告に関する細則は、別に定める。

(履修方法)

第 5 条 授業科目の各科目における履修方法は、次条以下に定めるとおりとする。

(全学共通教育科目)

第 6 条 全学共通教育科目においては、別表第 1 に示すとおり全学共通教育科目 34 単位以上を修得しなければならない。なお、全学共通教育科目の開設科目履修方法等の詳細については山梨大学全学共通教育科目等履修規程に定める。

(専門科目)

第 7 条 専門教育科目においては、別表第 3・第 4 に示すとおり必修科目の 174 単位を修得しなければならない。

(総括評価（試験等）)

第 8 条 総括評価（試験等）の方法は授業科目担当教員が決定するものとする。

2 総括評価（試験等）は、当該授業科目の授業に 3 分の 2 以上出席していなければ受験することができない。ただし、実験、実習及び実技は、全て出席することを原則とするものとする。

3 傷病その他やむを得ない事由により試験を受験することができなかった学生については、原則として追試験を実施するものとする。

4 追試験及び再試験に関し、必要な事項は別に定める。

(成績)

第 9 条 成績は、100 点をもって満点とし、60 点以上を合格とする。この場合において、成績評語は、次のとおりとする。

(1) S (95 点～100 点)

(2) S－ (90 点～94 点)

(3) A＋ (87 点～89 点)

(4) A (83 点～86 点)

(5) A－ (80 点～82 点)

(6) B＋ (77 点～79 点)

(7) B (73 点～76 点)

(8) B－ (70 点～72 点)

(9) C＋ (66 点～69 点)

(10) C (60 点～65 点)

(11) F (0 点～59 点及び未受験)

2 試験に合格した者には、当該授業科目の履修の認定を行なう。

3 授業科目の履修の認定は、当該授業科目担当教員が行なう。

(成績通知)

第 10 条 成績は、各学期末又は各学年末に学生に通知するものとする。

(入学前既修得単位の認定)

第 11 条 学則第 28 条に定める単位の認定は、全学共通教育科目について 30 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することがで

きる。

2 専門教育科目の基礎教育科目等にあつては 15 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

(進級に必要な単位及び履修条件)

第 12 条 1 年次生から 3 年次生の進級には、別表第 1・第 3・第 4 に定める授業科目区分に応じ、それぞれ別表第 5 に掲げる単位を修得していなければならない。

2 4 年次生で臨床実習 (BCC) を履修しようとする場合は、別表第 4 に定める授業科目の単位を修得し、共用試験 (CBT、臨床実習前 OSCE) に合格していなければならない。

3 5 年次生で臨床実習 (ACC) を履修しようとする場合は、別表第 4 に定める授業科目の単位を修得していなければならない。

(卒業に必要な単位)

第 13 条 卒業には、別表第 1・第 3・第 4 に定めるところにより、全学共通教育科目 34 単位及び専門教育科目 174 単位の合計 208 単位以上を修得していなければならない。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、医学部教授会の議を経て別に定める。

別表第1

医学科授業科目【全学共通教育科目】

区分	授 業 科 目 名	単 位 数				単位数	要修得単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次		
全学共通教育科目	ライフスキル科目群	4				4	34 単位以上
	外国語科目群	12				12	
	英語	12				12	
	選択外国語	4				4	
	情報・数理科目群	2				2	
	学術科目群	8				8	
	創発 PBL 科目群	4				4	
	展開科目群						
	上記の各部門から自由選択						
	合 計	34				34	

備考 単位数は全学共通教育科目各部門の必要単位数を示す。

英語は、1～2年次で12単位を修得する。(必修6単位は1年次に修得する。)

注 授業科目名及び履修方法等の詳細については、山梨大学全学共通教育科目等履修規程を参照すること。

別表第3

医学科授業科目【基礎教育科目等（必修）】

区 分	授 業 科 目 名		単 位 数						単位数
			1 年次		2 年次		3 年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専 門 教 育 科 目	基 礎 教 育 科 目 等	学部入門ゼミ	1						1
		物理学	2						2
		化学	2						2
		ヒトの体と病気	1						1
		生物	1						1
		生命科学		1					1
		生命科学実習			1				1
		地域医療学 1	2						2
		倫理学・プロフェッショナルリズム					1		1
		数学 1	1						1
		数学 2		1					1
		データサイエンス 1		1					1
		データサイエンス 2			1				1
		人類遺伝学		1					1
		社会の中の医療・医学	1						1
		医学研究				2			2
合 計		15		4		1		20	

別表第4

医学科授業科目【専門教育科目（必修）】

区分	授業科目名		年次	単位数						単位数 合計	備考
				1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次		
専門教育科目（必修）	基礎医学系	解剖学A(組織学講義・実習)			2					2	
		解剖学B(肉眼解剖学講義・実習)			4					4	
		生理学			3					3	
		生化学A	2							2	
		生化学B			2					2	
		実験医学・生命情報	1							1	
	臨床基礎医学系	神経科学			3					3	
		薬理学				2				2	
		病理学				2				2	
		微生物学				2				2	
		免疫・寄生虫学				1				1	
		感染免疫学総論			1					1	
	医学社会系	臨床薬理学・薬剤学				1				1	
		法医学					1			1	
		社会医学					2			2	
		疫学・環境医学					1			1	
		公衆衛生学実習							1	1	
		行動科学					1			1	
	臨床医学系	地域医療学2			1					1	
		統合臨床医学1				6				6	
		統合臨床医学2				5				5	
		統合臨床医学3				5				5	
		統合臨床医学4				6				6	
		統合臨床医学5				5				5	
		統合臨床医学6					6			6	
		統合臨床医学7					5			5	
		統合臨床医学8					5			5	
		感染制御学					1			1	
		臨床実習前演習					2			2	
		消化器内科	実習					1		1	
		循環器内科	実習					1		1	
		呼吸器内科	実習					1		1	
		糖尿病・内分泌内科	実習					1		1	
		腎臓内科	実習					1		1	
		リウマチ膠原病内科	実習					1		1	
		神経内科	実習					1		1	
		血液・腫瘍内科	実習					1		1	
		小児科	実習					1		1	
		精神科	実習					1		1	
		皮膚科	実習					1		1	
	臨床実習1(BCC)	形成外科	実習					1		1	
		第一外科	実習					1		1	
		第二外科	実習					1		1	
		整形外科	実習					1		1	
		脳神経外科	実習					1		1	
		麻酔科	実習					1		1	
		産婦人科	実習					1		1	
		泌尿器科	実習					1		1	
		眼科	実習					1		1	
		耳鼻咽喉科・頭頸部外科	実習					1		1	
		放射線治療科・診断科	実習					1		1	
		歯科口腔外科	実習					1		1	
		臨床検査医学・感染症学	実習					1		1	
		病理診断科	実習					1		1	
	臨床実習2(ACC)	内科	実習						6	6	
		外科	実習						3	3	
		産婦人科	実習						3	3	
		小児科	実習						3	3	
		精神科	実習						3	3	
		総合診療	実習						3	3	
		救急	実習						3	3	
		選択科1	実習						3	3	
		選択科2	実習						3	3	
		選択科3	実習						3	3	
		選択科4	実習						3	3	

		選択科 5	実 習					3	3
		選択科 6	実 習					3	3
		選択科 7	実 習					3	3
		選択科 8	実 習					3	3
		臨床研究と治験						1	1
		臨床医学概論						1	1
		合 計			3	15	36	24	25

別表第 5

2 年次から 4 年次までの進級に必要な単位

区 分	進級年次 授業科目区分	2 年次進級に必要な単位数	3 年次進級に必要な単位数	4 年次進級に必要な単位数
別表第 1	全学共通教育科目	必修科目を含め 26 単位以上 (実用英語 1 の単位を含まない)	必修科目を含め 34 単位以上 2 年次進級に必要な単位を含む	必修科目を含め 34 単位以上 3 年次進級に必要な単位を含む
別表第 3	専門教育科目 基礎教育科目等	必修科目の 15 単位	必修科目の 19 単位以上 2 年次進級に必要な単位を含む	必修科目の 20 単位以上 3 年次進級に必要な単位を含む
別表第 4	専門教育科目 基礎医学系	必修科目の 3 単位	必修科目の 17 単位 2 年次進級に必要な単位を含む	必修科目の 17 単位 3 年次進級に必要な単位を含む
	専門教育科目 臨床基礎医学系		必修科目の 1 単位	必修科目の 9 単位 3 年次進級に必要な単位を含む
	専門教育科目 臨床医学系			必修科目の 28 単位 3 年次進級に必要な単位を含む
進級に必要な単位数		44 単位以上	71 単位以上	108 単位以上

医学部医学科専門教育科目における追試験及び再試験に関する申合せ

最終改正 平成 31 年 1 月 9 日
医学部教授会決定

(追試験)

- 1 授業担当教員は、傷病その他やむを得ない理由により試験等を受けることができなかった学生に対し、追試験を実施しなければならない。
- 2 追試験を受けようとする学生は、速やかに欠席届及び前項の理由を証明できる書類を、授業担当教員に提出するものとする。
- 3 追試験の日程、実施方法等については授業担当教員が定めるものとする。
- 4 追試験の成績は、履修規程第 9 条の規程によるものとする。

(再試験)

- 5 授業担当教員は、試験等の結果が不合格になった学生に対し、1 回以上再試験を実施しなければならない。なお、再試験の回数については、授業担当教員が定めるものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、臨床実習、選択実習、診断学入門、臨床医学研究、C P C、新総合医学概論及び総合医学研究については、再試験を実施しないものとする。
- 7 再試験の日程、実施方法等は、授業担当教員が定めるものとする。
- 8 再試験の成績は 100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。ただし、再試験においては履修規程第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、60 点以上の得点は 60 点とする。
- 9 原則として、再試験に対する追試験は実施しないものとする。

2 医学部看護学科授業科目履修規程

制 定 平成 16 年 4 月 1 日
最終改正 令和 7 年 1 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第 16 条、第 22 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 29 条及び第 38 条の規定に基づき、山梨大学医学部看護学科の教育課程及び履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目区分)

第 2 条 授業科目は、全学共通教育科目、学部入門ゼミ、専門基礎分野及び専門分野に大別する。

2 全学共通教育科目は、ライフスキル科目群、外国語科目群、情報・数理科目群、学術科目群、創発 PBL 科目群及び展開科目群に区分して開設する。

3 専門基礎分野は、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進及び、健康支援と社会保障制度に区分して開設する。

4 専門分野は、必修科目と選択科目に区分して開設する。専門分野（必修科目）では、基礎看護学、地域・在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、看護の統合と実践及び臨地実習に区分して開設する。

5 授業科目の区分、名称、単位数及び履修年次等は、別表第 1 から第 4 のとおりとする。

(履修申告)

第 3 条 履修申告しようとする授業科目は申告して、その授業科目担当教員の承認を受けなければならない。

2 開放科目以外の他学科（課程）の授業科目も申告して、その授業科目担当教員の承認を受けることにより、履修することができる。ただし、その修得単位を第 13 条にあげた単位に含めることはできない。

3 履修申告に関する細則は、別に定める。

第 3 条の 2 別表第 4 に掲げる専門分野（選択科目）の保健師課程科目の履修は、希望者の中から成績、面接及び出願書類等により選考の上許可する。

第 3 条の 3 別表第 4 に掲げる専門分野（選択科目）の助産師課程科目の履修は、希望者の中から成績、面接及び出願書類等により選考の上許可する。

(履修方法)

第 4 条 授業科目の各科目における履修方法は、次条以下に定めるとおりとする。

(全学共通教育科目、学部入門ゼミ)

第 5 条 全学共通教育科目、学部入門ゼミにおいては、別表第 1 に示すとおり全学共通教育科目 30 単位及び別表第 2 に示すとおり学部入門ゼミ 2 単位の合計 32 単位以上を修得しなければならない。なお、全学共通教育科目の開設科目履修方法等の詳細については山梨大学全学共通教育科目等履修規程に定める。

(専門基礎分野)

第 6 条 専門基礎分野においては、別表第 3 に示すとおり必修科目の 22 単位を修得しなければならない。

(専門分野)

第 7 条 専門分野においては、別表第 4 に示すとおり必修科目の 67 単位及び選択科目の 3 単位を修得しなければならない。

(総括評価（試験等）)

第 8 条 総括評価（試験等）の方法は授業科目担当教員が決定するものとする。

2 総括評価（試験等）は、当該授業科目の授業に 3 分の 2 以上出席していなければ受験することができない。ただし、実験、実習及び実技は、全て出席することを原則とするものとする。

3 傷病その他やむを得ない事由により試験を受験することができなかった学生については、原則として追試験を実施するものとする。

4 試験に不合格となった学生については、当該授業担当教員が必要と認めた場合に、再試験を実施するものとする。

5 追試験及び再試験に関し、必要な事項は別に定める。

(成績)

第 9 条 成績は、100 点をもって満点とし、60 点以上を合格とする。この場合において、成績評語は、次のとおりとする。

- (1) S (95 点～ 100 点)
- (2) S - (90 点～ 94 点)
- (3) A + (87 点～ 89 点)
- (4) A (83 点～ 86 点)
- (5) A - (80 点～ 82 点)
- (6) B + (77 点～ 79 点)
- (7) B (73 点～ 76 点)
- (8) B - (70 点～ 72 点)
- (9) C + (66 点～ 69 点)
- (10) C (60 点～ 65 点)
- (11) F (0 点～ 59 点及び未受験)

2 試験に合格した者には、当該授業科目の履修の認定を行なう。

3 授業科目の履修の認定は、当該授業科目担当教員が行なう。

(成績通知)

第10条 成績は、各学期末又は各学年末に学生に通知するものとする。

(入学前既修得単位の認定)

第11条 学則第28条に定める単位の認定については、全学共通教育科目について、30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

2 専門基礎分野及び専門分野にあつては合わせて15単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

(進級に必要な単位)

第12条 各年次への進級には、別表第1から第4に定める授業科目区分に応じ、それぞれ別表第5に掲げる単位を修得していなければならない。

(卒業に必要な単位)

第13条 卒業には、別表第1から第4に定めるところにより、別表第5に掲げる単位を修得していなければならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、医学部教授会の議を経て別に定める。

別表第1

看護学科授業科目【全学共通教育科目】

区 分	授 業 科 目 名	単 位 数				単位数	要修得単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次		
全学共通教育科目	ライフスキル科目群	4				4	30 単位以上
	外国語科目群						
	英語	8				8	
	選択外国語						
	情報・数理科目群	2				2	
	学術科目群	8				8	
	創発 PBL 科目群	4				4	
	展開科目群	1				1	
	上記の各部門から自由選択	3				3	
合 計		30				30	

備考 単位数は全学共通教育科目各部門の必要単位数を示す。

英語は、1～2年次で8単位を修得する。(必修4単位は1年次に修得する。)

注 授業科目名及び履修方法等の詳細については、山梨大学全学共通教育科目等履修規程を参照すること。

別表第2

看護学科授業科目【学部入門ゼミ】

区分	授 業 科 目 名	単 位 数				単位数	要修得単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次		
学部入門ゼミ	DNA101 学部入門ゼミ	2				2	2 単位必修

別表第3

看護学科授業科目【専門基礎分野】

区分	授 業 科 目 名			単 位 数								単位 数	要修得 単位数	保健師 課程 科目
				1 年次		2 年次		3 年次		4 年次				
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
専 門 基 礎 分 野	人体 の 構 造 と 機 能	DNB106	組織形態・機能論	①(30)								①	22単位 必修	
		DNB107	器官形態・機能論	①(30)								①		
		DNB108	生体形態・機能論		①(30)							①		
		DNB206	ヒトの遺伝学			①(15)						①		
	疾病 の 成 り 立 ち 回 復 の 促 進	DNH101	病態・生理論		②(60)							②		
		DNH201	病態・薬理論			①(30)						①		
		DNH102	人間関係論		①(30)							①		
		DNH202	コミュニケーション論			①(15)						①		
		DNH203	疾病・治療論Ⅰ			②(30)						②		
		DNH204	疾病・治療論Ⅱ			②(30)						②		
		DNH205	疾病・治療論Ⅲ				②(30)					②		
		DNH401	先端医療								①(15)	①		
		健康 支 援 と 社 会 保 障 制 度	DNC204	社会福祉行政論			②(30)							②
	DNC205		疫学の基礎			①(15)						①		
	DNC402		看護統計論								①(30)	①		
	DNC206		保健学(環境・学校・産業)				②(30)					②		

備考 丸囲み数字は必修科目の単位数を示す。() 内は授業時間数を示す。

別表第4

看護学科授業科目【専門分野】

区分	授 業 科 目 名		単 位 数								単 位 数	要修得 単位数	保健師 課程 科目	助産師 課程 科目			
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次								
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期							
専 門 分 野 （ 必 修 科 目 ）	基礎看護学	DND104	看護学原論	②(30)								②	67単位 必修				
		DND105	基礎看護技術		②(60)									②			
		DND205	臨床看護技術			②(60)								②			
		DND206	看護過程演習			①(30)								①			
		DND207	看護理論			①(15)								①			
		DND208	フィジカルアセスメント			②(60)								②			
		DND209	看護倫理学				①(15)							①		○	
	地域・在宅看護論	DNF101	ヘルスプロモーション論		①(15)									①		○	
		DNF203	地域ケアシステム論			①(15)								①		○	
		DNF204	地域・在宅看護概論				②(30)							②		○	
		DNF306	地域・在宅看護実践の基礎					②(60)						②			
	成人看護学	DNE208	成人看護学概論			②(30)								②			
		DNE209	成人看護実践の基礎(急性期)				②(60)							②			
		DNE306	成人看護実践の基礎(慢性期)					②(60)						②			
	老年看護学	DNI201	高齢者看護学概論				②(30)							②			
		DNI301	高齢者看護実践の基礎					②(60)						②			
	小児看護学	DNJ201	小児看護学概論				②(30)							②			
		DNJ301	小児看護実践の基礎					②(60)						②			
	母性看護学	DNK201	母性看護学概論				②(30)							②			
		DNK301	母性看護実践の基礎					②(60)						②		○	
	精神看護学	DNL201	精神看護学概論				②(30)							②			
		DNL301	精神看護実践の基礎					②(60)						②			
	看護の統合と実践	DNM201	看護管理学				①(15)							①			
		DNM301	医療チームの中の看護					①(15)						①		○	○
		DNM202	健康危機への看護実践				①(15)							①		○	
		DNM401	看護研究方法論								②(30)			②			
	臨地実習	DNN101	基礎看護学実習		①(45)									①			
		DNN201	看護過程展開実習				②(90)							②			
		DNN301	地域・在宅看護実習						③(135)					③			
		DNN302	成人・高齢者看護学実習(急性～回復期)						③(135)					③			
		DNN303	成人・高齢者看護学実習(慢性期)						③(135)					③			
		DNN304	子ども保健看護学実習						③(135)					③			
		DNN305	母性看護学実習						②(90)					②			
		DNN306	地域精神保健看護学実習						③(135)					③			
		DNN401	地域包括・移行期ケア実習								③(135)			③		○	

専 門 分 野 （ 選 択 科 目 ）	DNO404	看護研究の実践							2 (60)	2	選 択 科 目 の 3 単 位 以 上			
	DNO405	家族看護学							1 (15)	1				
	DNO406	臨床判断・推論							2 (30)	2				
	DNG415	ウイメンズヘルス論(※助産開放科目)							1 (15)	1				
	DNO407	がん看護援助論							1 (15)	1				
	DNO408	精神保健医療福祉の探究							1 (15)	1				
	DNO201	疫学			1 (15)					1			○	
	DNO301	保健統計論					1 (15)			1			○	
	DNO202	保健医療行政論				2 (30)				2			○	
	DNO203	健康教育論				1 (15)				1			○	
	DNO204	公衆衛生看護活動展開の基礎				2 (30)				2			○	
	DNO302	公衆衛生看護活動展開論					2 (30)			2			○	○
	DNO303	公衆衛生看護活動展開演習					2 (60)			2			○	
	DNO401	健康科学								1 (15)		1	○	
	DNO304	公衆衛生看護マネジメント論						1 (15)		1			○	
	DNO402	公衆衛生看護マネジメント演習							1 (30)	1			○	
	DNO305	公衆衛生看護基礎実習					2 (90)			2			○	
	DNO403	公衆衛生看護展開・管理実習							3 (135)	3			○	
	DNG304	助産学概論					1 (15)			1				○
	DNG305	リプロダクティブヘルス論					1 (15)			1				○
	DNG306	ウイメンズヘルス論					1 (15)			1				○
	DNG409	周産期疾病論							1 (15)	1				○
	DNG307	妊娠期 助産診断技術学						2 (30)		2				○
	DNG410	分娩期 助産診断技術学							2 (30)	2				○
	DNG308	産褥・新生児 助産診断技術学						1 (15)		1				○
	DNG309	妊娠・産褥期 助産診断技術学演習						1 (30)		1				○
	DNG411	分娩期 助産診断技術学演習							2 (60)	2				○
	DNG412	助産業務管理論							2 (30)	2				○
	DNG413	分娩介助・新生児受け実習							7 (315)	7				○
	DNG414	周産期ハイリスク実習							2 (90)	2				○
合 計 （ 卒 業 要 件 ）			全学共通教育科目30単位、学部入門ゼミ 2 単位、専門基礎分野22単位、専門分野(必修科目)67単位及び専門分野(選択科目) 3 単位を含む合計124単位以上											

備考 丸囲み数字は必修科目の単位数を示す。() 内は授業時間数を示す。

別表第5

進級及び卒業に必要な単位

区 分	進級年次		2 年次進級に必要な単位数	3 年次進級に必要な単位数	4 年次進級に必要な単位数
	授業科目区分				
別表第 1	全学共通教育科目		必修科目を含め 20 単位以上 (実用英語 1 の単位を含まない)	必修科目を含め 30 単位以上 2 年次進級に必要な単位を含む	必修科目を含め 30 単位以上 2 年次進級に必要な単位を含む
別表第 2	学部入門ゼミ		必修科目の 2 単位	必修科目の 2 単位 2 年次進級に必要な単位を含む	必修科目の 2 単位 2 年次進級に必要な単位を含む
別表第 3	専門基礎分野		必修科目の 6 単位	必修科目の 20 単位 2 年次進級に必要な単位を含む	必修科目の 20 単位 2 年次進級に必要な単位を含む
別表第 4	専門分野		必修科目の 6 単位	必修科目の 32 単位 2 年次進級に必要な単位を含む	必修科目の 62 単位 3 年次進級に必要な単位を含む
進級に必要な単位数			34 単位以上	84 単位以上	114 単位以上
卒業に必要な単位数			全学共通教育科目 30 単位、学部入門ゼミ 2 単位、専門基礎分野 22 単位及び専門分野(必修科目)67 単位及び専門分野(選択科目) 3 単位を含む合計 124 単位以上		

看護学科における追試験及び再試験に関する申合せ

平成 25 年 10 月 9 日
第 149 回医学部教授会承認

(追試験)

- 1 授業担当教員は、傷病その他やむを得ない理由により試験等を受けることができなかった学生に、追試験を実施するものとする。
- 2 追試験を受けようとする学生は、授業担当教員に追試験願（様式 1）に前項の理由を証明する書類を添えて願出するものとする。
- 3 追試験の実施方法は、授業担当教員が定める。
- 4 追試験の評価は、医学部看護学科授業科目履修規程（成績）第 9 条の規定を準用する。

(再試験)

- 1 授業担当教員は、試験等の結果が不合格になった学生に再試験を実施することができる。
- 2 再試験は、原則として 1 回とする。
- 3 再試験を受けようとする学生は、授業担当教員に再試験願（様式 2）によって願出するものとする。
- 4 再試験の実施方法は、授業担当教員が定める。
- 5 再試験の評価は、100 点満点法により評価し、60 点以上の得点を 60 点とする。

(様式 1)

(様式 1)
追 試 験 願
年 月 日
看護学科授業担当教員 殿
学籍番号 _____
氏 名 _____ 印
下記の理由で、定期試験を受験できませんでしたので、追試験の実施についてよろしく 願ひ致します。
記
・授 業 科 目 名 : _____
・担 当 教 員 : _____
・定期試験実施日 : 年 月 日 曜日 () 時限
・欠 席 理 由 : _____ _____ _____ _____
※欠席理由を証明する書類を添付すること。 (医師の診断書、会葬礼状、被災証明書、事故証明書等)

(様式 2)

(様式 2)
再 試 験 願
年 月 日
看護学科授業担当教員 殿
学籍番号 _____
氏 名 _____ 印
下記の授業科目が不合格のため、再試験の実施についてよろしく願ひ致します。
記
授 業 科 目 名 : _____
担 当 教 員 : _____
定期試験実施日 : 年 月 日 曜日 () 時限

3 医学部専門科目における欠席等の取扱いに関する申合せ

制定 平成 31 年 1 月 9 日

改訂 令和 2 年 3 月 4 日

改訂 令和 4 年 4 月 27 日

改訂 令和 4 年 6 月 22 日

改訂 令和 7 年 2 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この申合せは、医学部医学科専門教育科目並びに医学部看護学科学部入門ゼミ、看護基礎科目及び看護専門科目（以下「専門科目」という。）における欠席及び遅刻等の取扱いについて定めるものである。

(公欠の定義)

第 2 条 この申合せにおける公欠とは、医学部が認める一定の事由によりやむを得ず専門科目を欠席した場合に、出席したものとみなす取扱いをいう。

(公欠事由及び公欠届の提出)

第 3 条 公欠事由は次のとおりとし、当該事由によりやむを得ず専門科目を欠席する場合は、別表 1 のとおり事前に公欠届を提出するものとする。ただし、事前に公欠届を提出できない場合は、事後速やかに提出しなければならない。

- (1) 感染症（学校保健安全法第 19 条による出席停止の措置が必要な感染症）に罹患したことによる出席停止
- (2) 2 親等以内の親族の死亡
- (3) 大学から依頼のあった行事への参加
- (4) 災害又は公共交通機関の途絶
- (5) 国又は地方公共団体等からの依頼によるスポーツ大会等への参加
- (6) その他、医学部教育委員会が公欠を承認した場合

(公欠の判断)

第 4 条 前条第 1 号から第 5 号の事由による欠席については、原則として当該授業担当教員の判断によるものとする。ただし、判断が困難な場合は、医学部教育委員会が判断する。

(公欠とされた学生への配慮)

第 5 条 公欠とされた学生に対し、授業担当教員は当該授業に相当する学習を課す等の学修の補充支援を行うなど、可能な限り履修上不利とならないよう配慮するものとする。ただし、欠席期間が長期に渡り当該授業の履修が不可能と医学部教育委員会が判断した場合は、この限りではないものとする。

(公欠以外の傷病等による欠席)

第 6 条 公欠以外の病気、けが又は就職試験等（以下「傷病等」という。）によりやむを得ず専門科目を欠席する場合は、別表 2 のとおり事前に欠席届を提出するものとする。ただし、事前に欠席届を提出できない場合は、事後速やかに提出しなければならない。

2 欠席事由が適切であるか判断が必要な場合にあっては、医学部教育委員会が判断する。

(傷病等により欠席した学生への配慮)

第 7 条 前条によりやむを得ず欠席する場合は、第 5 条を準用する。

(欠席回数の制限)

第 8 条 公欠以外の欠席回数は、講義及び演習にあっては当該授業科目及び当該診療科目実習の総授業回数の 3 分の 1、実験、実習及び実技にあっては当該授業科目の総授業回数の 5 分の 1 を超えることができないものとする。

(遅刻の取扱い)

第 9 条 遅刻した場合は原則として出席を認めない。

(授業途中の無断退室の取扱い)

第 10 条 授業途中の無断退室は、原則として認めないこととし、無断退室が発覚した場合、当該授業は欠席として扱う。

別表 1

公欠事由	所定の手続き
感染症（学校保健安全法第 19 条による出席停止の措置が必要な感染症）	その旨を学務課教務グループ（授業担当教員）に連絡し、出席停止期間終了後は所定の公欠席届に感染症への罹患が確認できる書類を添付し、学務課教務グループへ提出。（詳細については、保健管理センター HP を確認すること。）
親族（父母、兄弟姉妹、祖父母、配偶者、子）の忌引き	所定の公欠席届に訃報のコピー等を添付し、学務課教務グループへ提出。
大学の行事（大学から依頼があったものに限る。ライフサイエンスコース在籍者が発表のために学会等に出席する場合も含む。）	所定の公欠席届に当該事由に係る依頼文書等を添付し、学務課教務グループへ提出。
災害又は公共交通機関の途絶	所定の公欠席届に災害等の状況を確認できる書類（駅発行の遅延証明書、新聞のコピー等）を添付し、学務課教務グループへ提出。
国又は地方公共団体等からの依頼によるスポーツ大会等への参加（オリンピック、国民体育大会等）	所定の公欠席届に国又は地方公共団体等からの依頼文書を添付し、学務課教務グループへ提出。
その他（裁判員（候補者を含む）等として、裁判所等へ出頭する場合や骨髄移植のために骨髄液等の提供を行う場合など。）	所定の公欠席届に当該事由と概要が確認できる書類を添付し、学務課教務グループへ提出。

別表 2

欠席事由	所定の手続き
病気又はけが	所定の欠席届に医師の診断書（療養期間が明記されたもの。コピーでも可。）若しくは診療明細書等を添付し、学務課教務グループへ提出。（代理提出可）
就職試験又は国外の医師免許試験（病院見学は含まない）	所定の欠席届に試験に係る書類（日程等が明記されたもの。コピーでも可。）を添付し、学務課教務グループへ提出。

4 参 考 法 規 等

保健師免許取得に伴う養護教諭二種免許について

保健師免許を有する者が、各都道府県教育委員会に「養護教諭二種免許」を申請する場合には、「日本国憲法 2単位」「体育 2単位」「外国語コミュニケーション 2単位」「情報機器の操作 2単位」の合計、4科目8単位の修得が必要となります（教育職員免許法施行規則66条の6）。

本学看護学科は、この資格を取得することを目的としていません。また、授業内容等もこの科目と合致していません。養護教諭二種免許の取得を希望している場合は、免許申請予定の都道府県教育委員会にお問合せください。

※令和5年度より、保健師養成課程は履修希望者のみの選考方式

本学で指定された科目に類似する授業科目をあげると以下のとおりです。

- ・「日本国憲法 2単位」：全学共通教育科目の展開科目群の「日本国憲法2単位」選択科目
- ・「体育 2単位」：全学共通教育科目のライフスキル科目群の「心身ウェルネス」必修科目
- ・「外国語コミュニケーション 2単位」：全学共通教育科目の外国語科目群の「英語」必修科目、「英語オーラルコミュニケーション 2単位」選択科目及び「選択外国語」必修科目等
- ・「数理、データ活用及び人工知能に関する科目 2単位 又は情報機器の操作 2単位」：「データサイエンス入門 2単位」、「学部入門ゼミ 2単位」、専門基礎分野（健康支援と社会保障制度）「看護統計論 1単位」必修科目

上記科目の判断については、各都道府県教育委員会の判断によります。

（参考法規）

教育職員免許法施行規則（抄）

第66条の6 免許法 別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目二単位又は情報機器の操作二単位とする。

医 師 法（抄）

第1章 総 則

（医師の任務）

第1条 医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

第2章 免 許

（免許）

第2条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

（免許の絶対的欠格事由）

第3条 未成年者には、免許を与えない。

（免許の相対的欠格事由）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

1. 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
2. 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
3. 罰金以上の刑に処せられた者
4. 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

（免許の取消・業務停止及び再免許）

第7条 医師が第4条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

1. 戒告
2. 3年以内の医業の停止
3. 免許の取消し

2 前項の規定による取消処分を受けた者（第4条第3号若しくは第4号に該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあった者として同項の規定による取消処分を受けた者にあっては、その処分の日から起算して5年を経過しない者を除く。）であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第6条第1項及び第2項の規定を準用する。

第3章 試 験

(試験の内容)

第9条 医師国家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

(試験の実施)

第10条 医師国家試験及び医師国家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生労働大臣が、これを行う。

(医師国家試験の受験資格)

第11条 医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

1. 大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者
2. 医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後1年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの
3. 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

(不正受給者の措置)

第15条 医師国家試験又は医師国家試験予備試験に関して不正の行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第4章 第1節 臨床研修

(臨床研修)

第16条の2 診療に従事しようとする医師は、2年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

第5章 業 務

(医師でない者の医業の禁止)

第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

第17条の2 大学において医学を専攻する学生であって、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第17条の3 前条第一項の規定により医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により医業をする者でなくなった後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第18条 医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(応招義務等)

第19条 診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

保健師助産師看護師法（抄）

第1章 総 則

（法律の目的）

第1条 この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もって医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。

（保健師の定義）

第2条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

（助産師の定義）

第3条 この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

（看護師の定義）

第5条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第2章 免 許

（保健師・助産師・看護師の免許）

第7条 保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

2 助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

3 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

（絶対的欠格事由）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、前2条の規定による免許（以下「免許」という。）を与えないことがある。

1. 罰金以上の刑に処せられた者
2. 前号に該当する者を除くほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者
3. 心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
4. 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

（保健師籍・助産師籍・看護師籍）

第10条 厚生労働省に、保健師籍、助産師籍及び看護師籍を備え、登録年月日、第14条第1項の規定による処分に関する事項その他の保健師免許、助産師免許及び看護師免許に関する事項を登録する。

（免許の付与及び免許証の交付）

第12条 保健師免許は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により保健師籍に登録することによって行う。

2 助産師免許は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、助産師籍に登録することによって行う。

3 看護師免許は、看護師国家試験に合格した者の申請により、看護師籍に登録することによって行う。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、免許を与えたときは、それぞれ保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証又は准看護師免許証を交付する。

（免許の取消等）

第14条 保健師、助産師若しくは看護師が第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

1. 戒告
2. 3年以内の業務の停止
3. 免許の取消し

3 前2項の規定による取消処分を受けた者（第9条第1号若しくは第2号に該当し、又は保健師、助産師、看護師若しくは准看護師としての品位を損するような行為のあった者として前2項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して5年を経過しない者を除く。）であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第12条の規定を準用する。

第3章 試 験

（試験の内容）

第17条 保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師国家試験は、それぞれ保健師、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能について、これを行う。

（試験の実施）

第18条 保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験は、厚生労働大臣が、准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも1回これを行う。

（保健師国家試験の受験資格）

第19条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

1. 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において1年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者
2. 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した保健師養成所を卒業した者
3. 外国の第2条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(助産師国家試験の受験資格)

第20条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることはできない。

1. 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において1年以上助産に関する学科を修めた者
2. 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した助産師養成所を卒業した者
3. 外国の第3条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(看護師国家試験の受験資格)

第21条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることはできない。

1. 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。第4号において同じ。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者
2. 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
3. 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者
4. 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前3号に規定する大学、学校又は養成所において2年以上修業したもの
5. 外国の第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5 その他

研究医養成プログラムの概要

【理念】

今日、医学科卒業生の中で研究者を志すものが基礎、臨床を問わず減少していることが医学界において大きな問題になっています。この状況が続くと明日の医学を創造してゆく力が削がれ、我が国の医学が長期凋落傾向となり、同時に現場の医療レベルも低下する危険性が内在するからです。そこで、全国各地の医学部、医科大学で続々と研究医の道を選択する学生を増やす取り組みがなされる様になりました。

この様な中、山梨大学では早くも平成 18 年（2006）より、医学生が研究を行いやすい環境を整備してきました。このシステムでは基礎、臨床を問わず研究医養成に興味を持っている医学科講座と、その理念に共感を覚えた学生との間で共同体的つながりを持って、自由闊達な雰囲気の中、近視眼的な促成栽培にならない様、長期的な視点で研究医を育てようとするのが出発点にあります。

本来研究者というものは個人の自由な発想によって活動を行うものですから、制度としての研究医養成というものには一種の逆説性が内在します。一方で、その様な陥穽にとらわれることなく、学生の意見も反映した自由度の高いシステムを形成していくことが、私達の目標です。例えば、本学では研究医養成プログラムの運営委員会に学生も参加しており、これは本システムの特徴の一つであるといえましょう。

学生の興味や進路への志向性には様々なものがあります。それを尊重しながら将来どの様な環境におかれても自律的に研究が出来る様な、堅牢な基礎能力を持った学生を育てることを本プログラムの理念としています。

【沿革と実績】

「研究医養成プログラム」は、医学生に研究の面白さを伝えたいという意欲をもった基礎医学系教授有志が中心となって平成 18 年 9 月に創設されました。当初は山梨大学の学内資金（戦略的教育プロジェクト）により継続的な支援を受けつつ体制を整備し、実績を挙げながら次第に医学科内で認知されるようになりました。現在は基礎医学系のみならず臨床医学系講座も参画する形で拡大し、参加講座は 20 を数えるに至っています。また、参加学生の研究意欲を高め、相互の交流を図る目的で、各種イベントが企画されています。

研究医養成プログラムはこれまでに医学科学生が筆頭著者として英文論文を発表したり、国内外の学会で発表するなど、着実な成果をあげています。また、マスメディアにも研究医養成のモデルケースの一つとして度々取り上げられており、医学教育における新しい試みとして社会からも評価されつつあります。平成 25 年 3 月に開催された文部科学省主催「第 2 回サイエンス・インカレ」では本学学生 2 名が、インカレ全体の一等賞である「文部科学大臣表彰」と、ポスター部門の最高賞である「科学技術振興機構理事長賞」を同時受賞しました。このような環境で育った本学医学科学生が 10 年、20 年後には様々な分野で活躍することが期待されます。

【概要】

- 1) **募集**：医学科 1 年次生全員を対象に募集を行ない、翌年の 2 月頃までに複数の志望する研究室に一定期間在籍してもらい（ラボ体験）、研究への興味、相性を見極め、翌年の 3 月に学生と研究室の希望をマッチングして採用を決定します。2 年次生以上は、年度途中でも研究室訪問を行い、配属について相談することができます。
- 2) **研究室配属**：希望する研究室に配属された学生は原則として各講座の方針に従って研究活動を開始します。ここで生命科学研究の基礎を学び、個別テーマに関して複数の教員より研究指導を受けることができます。
- 3) **活動内容**：研究活動は学生と教員が話し合って放課後、休日や学期間の長期休暇を利用して行ないます。また教育カリキュラムへの参加や大学院講義の聴講をすることもできます。
- 4) **成果発表**：個別の研究テーマに基づいて、筆頭著者として研究成果を論文にまとめるのが理想的ですが、学会発表や学内での発表で終わる学生もいます。これらの活動を通じて研究のプロセスを主体的に体験することが重要です。
- 5) **大学院との連携**：大学院修了の標準在学必要年限は本学の場合、3 年〔博士（生命医科学）〕または 4 年〔博士（医学）〕です。しかし、本プログラムで所定の課程を修め、一定の要件を満たした場合には医学科卒業後最短で 1 年〔博士（生命医科学）〕、または 3 年〔博士（医学）〕で博士号取得が可能となる道も用意されています。
- 6) **経済的援助**：研究医養成プログラムの運営費を用いて、年間数名に学会出張費を援助します。さらに、大学院に進学した場合、大学院学術奨励金の選考において優先権が与えられ、経済的支援を受けることができます。

【イベント、その他】

1) 研究成果発表会

研究者にとって、自らの研究成果を発信する力を身につけることは必須の要件です。「研究成果発表会」では、プログラム所属の学生が自らの研究成果を発表します。また、指導教員のみならず他の講座の教員や大学院生と議論することで、専門領域以外への視野を広げることができます。

2) セミナー合宿（冬季リトリート）

「研究医養成プログラムセミナー合宿（冬季リトリート）」は、プログラム指導教員及び学生が一同に会し、泊まりがけで自らの研究の発表を行ったり、外部講師を招いての特別講演を聴講したりします。また、教員と個人的に話をすることもできるので、互いの親睦を深め、縦横の繋がり（学生間、学生－教員間）を強める絶好の機会となっています。

3) 特別教育セミナー

「特別教育セミナー」は、活発に研究を行っている学外の研究者を講師として招くイベントです。講師との懇親会もあり、交流を深めることができます。

4) 東日本研究医養成コンソーシアム：夏のリトリート

平成 22 年より東京大学、群馬大学、千葉大学等 計 11 大学で開催している「東日本研究医養成コンソーシアム：夏のリトリート」は、他大学の学生と交流する場を提供し、プログラム所属の学生にとって大きな刺激となっています。

5) 特別カリキュラム

1～2 年次に、研究リテラシー等に関する特別カリキュラムを受講することができます。

6) 大学院講義の受講許可

4～6 年次には大学院博士課程の夜間講義を受講し、卒後の博士取得のための単位とすることができます。

7) 研究医養成プログラム HP (https://www.med.yamanashi.ac.jp/l_ls)

研究医養成プログラムの詳細は、上記サイトをご覧ください。この HP を通じ、プログラムの取組みと成果を広く学外に発信するとともに、教員と学生の情報交換の場となることを目指しています。

IX 工 学 部

1 工学部履修規程

制 定 平成 16 年 4 月 1 日
最終改正 令和 6 年 12 月 5 日

(総 則)

第 1 条 本学部の授業科目及び履修の方法については、この規程の定めるところによる。

(授業科目)

第 2 条 授業科目は、全学共通教育科目及び専門科目に大別する。

2 全学共通教育科目は、ライフスキル科目群、外国語科目群、情報・数理科目群、学術科目群、創発 PBL 科目群、展開科目群に区分して開設する。

3 専門科目は、工学基礎科目部門、工学応用科目部門、工学特殊科目部門、他学部科目に区分して開設する。

4 開設する授業科目、単位数及び標準的な履修年次・毎週時間数は、別表のとおりとする。

5 山梨大学学則第 25 条の規定に基づき、他の学部の授業科目を履修することができる。

6 前項に定める授業科目のほか、山梨大学学則第 26 条及び第 27 条の規定に基づき、他の大学（外国の大学を含む。）等の授業科目を履修することができる。

(授業時間数)

第 3 条 各授業科目の 1 単位あたりの授業時間数等については、次のとおりとする。

- (1) 講義・演習による授業科目については、15 時間又は 30 時間
- (2) 実験・実技・実習等による授業科目については、30 時間又は 45 時間
- (3) 卒業研究については、60 時間
- (4) 他の科目については、別表のとおり

(履修方法)

第 4 条 授業科目の各部門における履修方法は、次条以下に定めるところとする。

第 5 条 ライフスキル科目群、外国語科目群、情報・数理科目群、学術科目群、創発 PBL 科目群、展開科目群においては、山梨大学全学共通教育科目等履修規程の定めるところにより、次に示す単位を修得しなければならない。

- (1) ライフスキル科目群から 4 単位以上
- (2) 外国語科目群から 10 単位以上
- (3) 情報・数理科目群から 2 単位以上
- (4) 学術科目群から 8 単位以上
- (5) 創発 PBL 科目群から 4 単位以上
- (6) 展開科目群から 2 単位以上

2 別表 1 の規定により、特定科目を必修科目にすることができる。

第 6 条 工学基礎科目部門、工学応用科目部門、工学特殊科目部門においては、別表 1 から別表 2 に示す開設授業科目より、次に示す単位数を修得しなければならない。

- (1) 工学基礎科目部門から 24 単位以上
- (2) 工学応用科目部門、工学特殊科目部門及び他学部科目から 60 単位以上
- (3) 工学基礎科目部門、工学応用科目部門、工学特殊科目部門及び他学部科目から 92 単位以上

2 前項に定めるほか、履修上の必要事項については、別表 1 から別表 2 とその説明書きに示す。

(履修申告)

第 7 条 履修しようとする授業科目は申告して、その授業科目担当教員の承認を受けなければならない。

2 履修申告に関する細則は、別に定める。

(成績評価及び単位認定)

第 8 条 授業科目の成績評価は原則として総括評価（試験等）の結果による。

2 成績は 100 点を満点とする点数により表示する。

3 成績が 60 点以上の授業科目について所定の単位を認定する。

4 成績を評語により表示する場合は、次のとおりとする。

- (1) S (95 ～ 100)
- (2) S - (90 ～ 94)
- (3) A + (87 ～ 89)
- (4) A (83 ～ 86)
- (5) A - (80 ～ 82)
- (6) B + (77 ～ 79)
- (7) B (73 ～ 76)
- (8) B - (70 ～ 72)
- (9) C + (66 ～ 69)
- (10) C (60 ～ 65)
- (11) F (0 ～ 59 及び未受験)

(総括評価(試験等)の受験資格)

第8条の2 総括評価(試験等)は、その授業科目の授業に3分の2以上出席していなければ、受けることができない。

(試験)

第9条 試験は中間試験及び修了試験とする。中間試験は随時行い、修了試験は学期の終わりに行う。

2 修了試験については、教員の指示があった場合、その再試験または特別試験を願い出ることができる。

3 再試験と特別試験に関する細則は、別に定める。

(成績不振者に対する修学指導)

第9条の2 病気その他やむを得ない事情が無いにもかかわらず、修学状況が著しく不良で、取得単位数等が別表3に定める基準に達しない者には、成績不振注意あるいは退学勧告の修学指導措置を行うことがある。

2 退学勧告を連続して2回以上受けたにもかかわらず、修学状況に改善が見られず、成業の見込みのない者には山梨大学学則第36条第2項により退学命令を行うことがある。

3 第1項の規定により退学勧告を受けて退学した者で、1年以上経過した後、再入学の意志をもつ者は、山梨大学学則第11条により再入学を認めることがある。

4 その他修学指導措置に関しては、別に定める。

(卒業研究及び工学科研修)

第10条 卒業研究及び工学科研修は、次に示す要件を満たさなければ、履修することができない。

(1) 本学部にて3年以上在学していること。(休学や停学の期間を除く)

(2) 全学共通教育科目等履修規程に定める要件を満たしていること。

(3) 第5条第1項第1号から第6号に定める単位数を30単位以上修得していること。

(4) 第6条第1項第1号に定める全単位数、及び第2号に定める単位数の7割以上を修得していること。

2 卒業研究の履修に関する細則は、別に定める。

(卒業の要件)

第11条 卒業の要件は、次のとおりとする。

(1) 卒業研究を履修できる要件を満たしたのち、1年以上在学していること。(休学や停学の期間を除く)

(2) 卒業研究等必須科目の単位を修得していること。

(3) 全学共通教育科目等履修規程に定める要件を満たしていること。

(4) 第5条第1項第1号から第6号に定める単位数を含め、全学共通教育科目を32単位以上修得していること。

(5) 第6条に定める単位数を修得していること。

(6) 合計124単位以上を修得していること。

2 第2条第6項の規定により他の大学(外国の大学を含む。)等で修得した単位は、教授会の議に基づき、60単位を越えない範囲で前項に定める124単位に含ませることができる。

(教育職員免許状の取得)

第12条 高等学校教諭一種免許状を取得する場合は、別表Aから別表Fに示す開設授業科目により、教育職員免許法に定める関係科目の単位数を修得しなければならない。

(教育実習の履修)

第12条の2 教育実習の履修に関する細則は、別に定める。

(編入学生の単位認定及び履修方法に関する特例)

第13条 本学部にて編入学した者(以下「編入生」という。)の入学前に履修した授業科目及びその修得単位数については、審査の上、その一部を本学に開設する授業科目及びその修得単位数として、次のとおり認定する。

(1) 大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目及びその修得単位については、全学共通教育科目のライフスキル科目群を4単位、外国語科目群のうち英語の必修科目を8単位、情報・数理科目群を2単位、学術科目群を8単位計22単位までと専門科目の基礎ゼミ2単位までを一括認定する。審査の上、外国語科目群の選択外国語は2単位まで、専門科目は55単位までを認定する。

(2) 大学、短期大学又は高等専門学校以外の教育施設等において履修した授業科目及びその修得単位については、審査の上、外国語科目群の選択外国語を除く全学共通教育科目は22単位まで、外国語科目群の選択外国語は2単位まで、専門科目の基礎ゼミは2単位、基礎ゼミを除く専門科目は55単位までを認定する。

2 編入生については、編入された年次の学部学生に該当する履修規程を適用する。

3 編入生については、別表に示す順序指定授業科目の履修順序を適用しない。

4 編入生が卒業研究を履修できる要件は、第10条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) その学科に1年以上在学していること。

(2) 第10条第1項第4号の要件を満たしていること。

(外国人留学生の授業科目及び履修方法に関する特例)

第14条 外国人留学生については、外国語科目群の外国語としては、母語以外の外国語を履修しなければならない。ただし、英語を母語とする者は、外国語科目群の中に開設する日本語を英語に代えることができる。

2 外国人留学生に対しては、外国語科目群の中に日本語科目に関する授業科目を開設する。

また、学術科目群の中に日本事情に関する授業科目を開設する。

(その他の事項)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

1年次のクラス専門科目

別表1

部門	区分	授業科目 番号	授 業 科 目 名	単位	毎週時間数		必 選	教職 免許	備 考
					前	後			
工学 基礎 科目	工学部 共通	UPC101	微分積分学Ⅰ	2	2		●		◆
		UPC102	微分積分学Ⅱ	2		2			
		UPC103	線形代数学Ⅰ	2	2		●		
		UPC104	線形代数学Ⅱ	2		2			
		UPC105	微分方程式	2		2			
		UPC106	基礎物理学(力学)	2	2		②	☆	
		UPC107	基礎物理学(波動・光・熱)	2		2	②		
		UPC108	基礎物理学(電磁気学)	2		2	②		
		UPC109	基礎化学	2	2		②		
		UPC110	基礎無機化学	2		2		☆	
		UPC111	基礎有機化学	2		2		☆	
		UPC112	基礎生物学	2	2			☆	
		UPC113	実践ものづくり実習	1	2	2			
		UPC114	化学安全と衛生	2	2		④	☆	
		UPC115	基礎分析化学	2		2	④	☆	
		UPC116	土木環境工学概論	2	2		④		
		UPC117	環境化学	2		2	④		
		UPC118	プログラミング基礎	2	2		④	★	
		UPC119	離散数学	2		2	④		
		UPC120	デザイン基礎	2	2		④		
		UPC121	Python プログラミング	2	2		④		
		UPC122	統計処理入門	2		2	④		
		UPC123	基礎ゼミ	2	2		●		
	ク ラ ス 共 通	UPC150	基礎物理化学	2	2		▲	☆	化学系クラス
		UPC151	化学熱力学Ⅰ	2		2	▲	☆	化学系クラス
		UPC152	自然科学実験	2		4	▲	☆	化学系クラス
		UPC153	土木環境デザイン	2	2		▲	★	土木環境系クラス
UPC154		数値計算および実習	2		2	▲		土木環境系クラス	
UPC155		応用物理学	2		2	▲		土木環境系クラス	
UPC156		社会と科学技術	2	2		▲		総合工学クラス	
UPC157		情報処理及びプログラミング基礎演習	2	4		▲	★	情報系クラス	
UPC158		プログラミング応用及び演習Ⅰ	2		2	▲	★	情報系クラス 4学期制(前半)	
UPC159		プログラミング応用及び演習Ⅱ	2		2	▲	★	情報系クラス 4学期制(後半)	
UPC160		機械工学概論	2	2		▲	★	機械電気系クラス	
UPC161		電気の基礎	2		2	▲		機械電気系クラス	
UPC162		C言語プログラミング	2		2	▲		機械電気系クラス	
他 学 部		LPC100	共生科学入門	2	2				生命環境学部(工学部学生はBクラス)

●は必修科目 ▲は選択必修科目(所属するクラスが指定する科目(備考欄参照)から6単位(総合工学クラスの学生は2単位)を含む6単位以上を必修とする)

○に数字は選択必修科目(数字は取得する単位数・例:④と記載している科目の中から4単位を修得する必要がある)

備考欄

☆:教職免許(理科)の関連科目 ★:教職免許(工業)の関連科目

ただし、別表1以外に履修が必要な科目があるので、工学部免許状履修基準を確認すること。

◆:前期と後期に開講するが通年ではない科目

別表1に記載している他学部科目は、卒業要件に含むことができる。

2 年次以降のコース専門科目

別表 2

部 門	授業科目 番号	授 業 科 目 名	単 位	標準履修年次・毎週時間数						コース毎の履修分類								教 職 免 許	備 考
				2 年		3 年		4 年											
				前	後	前	後	前	後	CL	AC	CE	CS	ME	JM	EE			
工 学 応 用 科 目	UCL201	無機化学	2	2						●	●							☆	
	UCL202	材料化学	2	2						●								☆	
	UCL203	化学反応速度論	2	2						△	△							★	
	UCL204	入門化学実験	2	4						●								☆	
	UCL205	電子回路実験	1	2						●								★	
	UCL206	機械加工及び実習	1	2						△	△							★	
	UAC201	有機化学Ⅰ	2	2						●	●							☆	
	UAC202	化学熱力学Ⅱ	2	2						●	●							☆	
	UAC203	基礎化学実験	2	4							●							★	
	UCE201	建設材料及び演習	3	4								●						★	(2コマ)
	UCE202	構造力学及び演習第一	3	4								●						★	(2コマ)
	UCE203	水理学及び演習第一	3	4								●						★	(2コマ)
	UCE204	計画学基礎及び演習	3	4								●						★	(2コマ)
	UCE205	防災工学Ⅰ	2	2								●						★	
	UCE206	環境生態学	2	2								⑧							
	UCS201	基礎電気理論	2	2									⑫					★	
	UCS202	データサイエンス応用及び演習	2	2									⑫						
	UCS203	計算機アーキテクチャⅠ	2	2									●					★	
	UCS204	計算機アーキテクチャⅠ演習	1	2									●					★	
	UCS205	データベース及び演習	2	2									●					★	
	UCS206	アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	2	2									●					★	
	UCS207	アルゴリズムとデータ構造Ⅰ演習	1	2									●					★	
	UCS208	画像処理及び演習	2	2									●					★	
	UME201	機械工学デザインⅠ	1	3										●				★	
	UME202	ものづくり実習Ⅰ	1	3										●				★	
	UME203	材料力学Ⅰ	2	2										●				★	
	UME204	材料の科学Ⅰ	2	2										●				★	
	UME205	機械力学	2	2										●				★	
	UME206	熱力学	2	2										●				★	
	UME207	応用数学	2	2										△					
	UJM201	メカトロニクス製図	2	4											●			★	(全分野)
	UJM202	物理学実験	2	4											●			★	(全分野)
	UJM203	メカトロニクス実習（機械）	2	4											●			★	(全分野)（機械）
UJM204	材料と力学Ⅰ	2	2											●			★	(機械)	
UJM205	機械加工学	2	2											●			★	(機械)	
UJM206	計測とセンサ	2	2											●			★	(電気)	
UJM207	デジタル回路Ⅰ	2	2											●			★	(電気)	
UJM208	組込みプログラミングⅠ	2	2											●			★	(情報)	
UJM209	組込みプログラミングⅠ演習	2	2											●			★	(情報)	
UJM210	解析学	2	2											△					
UJM211	基礎情報理論	2	2											△					
UEE201	電気電子工学実験Ⅰ	2	4												●		★		
UEE202	電磁気学Ⅰ	2	2												●		★		
UEE203	電磁気学Ⅰ演習	1	2												△				
UEE204	電気回路Ⅰ	2	2												●		★		
UEE205	電気回路Ⅰ演習	1	2												△				
UEE206	電子物性基礎及び実習	3	3												●		★		
UEE207	エネルギー工学概論	2	2												●		★		
UEE208	計測センシング	2	3												●		★		
UEE209	組込みプログラミング及び実習	3	3												△		★		
UEE210	信号とシステム及び実習	3	3												△				
UEE211	電気系数学Ⅰ	2	2												●				
UCL251	固体分析化学	2		2						●								☆	
UCL252	有機化学Ⅱ	2		2						●	●							☆	
UCL253	基礎電気化学	2		2						●	△							☆	
UCL254	結晶化学	2		2						△								☆	
UCL255	固体物性化学	2		2						△								★	
UCL256	環境エネルギー工学	2		2						△								★	
UCL257	触媒化学	2		2						△								★	
UCL258	無機分析化学実験	2		4						●								☆	
UAC251	量子化学	2		2						△								☆	
UAC252	高分子合成	2		2						●	△	△						☆	
UAC253	分析化学	2		2							●	●						☆	
UAC254	機能性材料科学	2		2							●	●						★	
UAC255	発展化学実験	2		4							●	●						☆	
UCE251	測量学	2		2								●						★	
UCE252	土質力学及び演習	3		4								●						★	(2コマ)

部門	授業科目 番号	授 業 科 目 名	単位	標準履修年次・毎週時間数						コース毎の履修分類							教職 免許	備 考								
				2 年		3 年		4 年																		
				前	後	前	後	前	後	CL	AC	CE	CS	ME	JM	EE										
工 学 応 用 科 目	UCE253	衛生工学及び演習	3		4												●						★	（2 コマ）		
	UCE254	コンクリート構造学第一	2		2												⑧						★			
	UCE255	構造力学第二	2		2												⑧						★			
	UCE256	水理学第二	2		2												⑧						★			
	UCE257	都市計画	2		2													⑧						★		
	UCE258	構造動力学	2		2													△						★		
	UCE259	土木環境科学実験	1		4													●						★	（2 コマ）	
	UCE260	交通計画・設計	2		2													△						★		
	UCS251	情報理論	2		2																			★		
	UCS252	アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2		2																			★		
	UCS253	情報システムと社会	2		2																				★	
	UCS254	オペレーティングシステム	2		2																				★	
	UCS255	オペレーティングシステム演習	1		2																				★	
	UCS256	ソフトウェア工学及び演習Ⅰ	2		2																				★	
	UCS257	コンピュータネットワーク	2		2																				★	
	UCS258	コンピュータネットワーク実習	2		4																				★	
	UME251	機械工学デザインⅡ	1		3																				★	
	UME252	ものづくり実習Ⅱ	1		3																				★	
	UME253	流体力学Ⅰ	2		2																				★	
	UME254	材料力学Ⅱ	2		2																				★	
	UME255	材料の科学Ⅱ	2		2																				★	
	UME256	制御工学Ⅰ	2		2																				★	
	UME257	伝熱工学	2		2																				★	
	UME258	機械要素設計	2		2																				★	
	UME259	加工学Ⅰ	2		2																				★	
	UJM251	メカトロニクス実習(電気)	2		4																				★	(全分野)(電気)
	UJM252	材料と力学Ⅱ	2		2																				★	(機械)
	UJM253	機械要素Ⅰ	2		2																				★	(機械)
	UJM254	デジタル回路Ⅱ	2		2																				★	(電気)
	UJM255	アナログ回路Ⅰ	2		2																				★	(電気)
	UJM256	組込みハードウェア設計演習	1		2																				★	(情報)
	UJM257	組込みプログラミングⅡ	2		2																				★	(情報)
	UJM258	コミュニケーション	2		2																				★	
	UEE251	電気電子工学実験Ⅱ	2		4																				★	
	UEE252	電子回路Ⅰ及び実習	3		3																				★	
	UEE253	電子回路Ⅱ及び実習	3		3																				★	
	UEE254	電子物性工学及び実習	3		3																				★	
	UEE255	電気エネルギー変換工学	2		2																				★	
	UEE256	量子力学	2		2																				★	
	UEE257	電子デバイス基礎	2		2																				★	
	UEE258	情報通信Ⅰ及び実習	3		3																				★	
	UEE259	電磁気学Ⅱ	2		2																				★	
	UEE260	電気系数学Ⅱ	2		2																					
	UEE261	電気系数学Ⅲ	2		2																					
	UEE262	量子力学演習	1		2																					
	UEE263	電気系エンジニアのための英語リテラシ	2		2																					
	UCL301	物理化学実験	3			6					●													☆		
	UCL302	電気化学実験	3			6					●													☆		
	UCL303	電気化学	2			2					●													☆		
	UCL304	物理化学実践演習	1		2						●													☆		
	UCL305	有機化学実践演習	1		2						●													☆		
	UCL306	無機合成化学	2		2						△													★		
	UCL307	化学技術英語	2		2						△	△												★		
	UCL308	表面工学	2		2						△													★		
	UCL309	クリーンエネルギー工学	2		2						△													★		
	UCL310	光電気化学	2		2						△													★		
	UCL311	エネルギー材料化学	2		2						△													★		
	UAC301	無機材料プロセッシング	2		2							△												★		
	UAC302	物理化学演習	1		2							●												★		
	UAC303	界面化学	2		2							△												★		
	UAC304	高分子物性	2		2							△												★		
	UAC305	有機機器分析	2		2							●												★		
	UAC306	無機機器分析	2		2							●												★		
	UAC307	分析化学実験	2		6							●												☆		
	UAC308	無機・物理化学実験	2		6							●												☆		
	UCE301	測量学実習第一	1		2									●											★	
	UCE302	測量学実習第二	1		2									●											★	
	UCE303	建設工学実験Ⅰ	1		4									●											★	(2 コマ)
	UCE304	建設工学実験Ⅱ	1		4									●											★	(2 コマ)
	UCE305	地盤工学	2		2									⑧											★	
	UCE306	コンクリート構造学第二	2		2									△											★	

部門	授業科目 番号	授 業 科 目 名	単位	標準履修年次・毎週時間数						コース毎の履修分類							教職 免許	備 考
				2 年		3 年		4 年		CL	AC	CE	CS	ME	JM	EE		
				前	後	前	後	前	後									
工 学 応 用 科 目	UCE307	水文学	2			2					△						★	(2コマ)
	UCE308	景観工学	2			2					△						★	
	UCE309	水処理工学	2			2					△						★	
	UCE310	環境工学実験	1			4					●							
	UCE311	防災工学Ⅱ	2			2					⑧						★	
	UCE312	構造解析学	2			2					△							
	UCE313	土木環境行政法	1			2					△							
	UCS301	ハードウェア基礎及び実験	3			4						⑫					★	
	UCS302	プログラミング言語論	2			2						●					★	
	UCS303	ソフトウェア工学及び演習Ⅱ	2			2						⑫					★	
	UCS304	ヒューマンコンピュータインタラクション	2			2						●					★	
	UCS305	数値計算基礎	2			2						⑫					★	
	UCS306	知的システムⅠ	2			2						●					★	
	UCS307	計算機アーキテクチャⅡ	2			2						⑫						
	UCS308	数理と論理に基づく情報処理	2			2						⑫					★	
	UCS309	ソフトウェア開発プロジェクト実習Ⅰ	2			2						●					★	
	UME301	流体力学Ⅱ	2			2							△				★	
	UME302	構造解析	2			2							△				★	
	UME303	バイオメカニクス	2			2							△				★	
	UME304	制御工学Ⅱ	2			2							△				★	
	UME305	熱エネルギー変換工学	2			2							△				★	
	UME306	ナノ・マイクロ工学	2			2							△				★	
	UME307	加工工学Ⅱ	2			2							△				★	
	UME308	数値解析	2			3							△					
	UME309	エンジニアリングコミュニケーション	2			2							△					
	UME310	機械工学実験Ⅰ	1			3						●						
	UME311	モビリティ工学演習	1			2							△					
	UME312	バイオメカニクス演習	1			2							△				特別教育プログラム科目	
	UJM301	メカトロニクス実験Ⅰ	2			4								●			★ (全分野)	
	UJM302	メカトロニクス実習(情報)	2			4								●			★ (全分野)(情報)	
	UJM303	マルチメディア工学	2			2								⑫			★ (全分野)	
	UJM304	システム制御工学	2			2								●			★ (全分野)	
	UJM305	システム制御工学演習	1			2								●			★ (機械)	
	UJM306	運動の力学Ⅰ	2			2								●			★ (機械)	
	UJM307	運動の力学Ⅰ 演習	1			2								●			★ (機械)	
	UJM308	機械要素Ⅱ	2			2								●			★ (電気)	
	UJM309	アナログ回路Ⅱ	2			2								●			★ (電気)	
UJM310	システム設計	2			2								●			★ (情報)		
UJM311	組込みソフトウェア構成法	2			2								●			★ (情報)		
UJM312	組込み設計	2			2								●			★ 特別教育プログラム科目		
UJM313	メカトロニクス演習Ⅰ	1			2								⑫					
UEE301	電気電子工学実験Ⅲ	2			4										●	★		
UEE302	光物性工学	2			2										△	★		
UEE303	電子デバイス工学Ⅰ及び実習	3			3										△	★		
UEE304	電子回路Ⅱ	2			2										△	★		
UEE305	デジタル電子回路	2			2										△	★		
UEE306	情報通信Ⅱ	2			2										△	★		
UEE307	先端計測理工学	2			2										△			
UCL351	クリーンエネルギー化学実験	3			6				●							☆		
UCL352	無機化学実践演習	1			2				△							☆		
UCL353	化学工学	2			2				△	△						★		
UCL354	化学工学実践演習	1			2				△	△						★		
UCL355	分析化学実践演習	1			2				△	△						★		
UCL356	水素エネルギー特別講義	1			□				△	△								
UCL357	電池特別講義	1			□				△	△								
UCL358	太陽エネルギー特別講義	1			□				△	△								
UAC351	固体物性	2			2					△						★		
UAC352	無機化学演習	1			2					●						★		
UAC353	分析化学演習	1			2					●						★		
UAC354	有機化学演習	1			2					●						★		
UAC355	生化学	2			2					△						☆		
UAC356	有機・高分子化学実験	2			6					●						☆		
UAC357	研究室実践実習	2			6					●								
UCE351	エンジニアリングデザイン	1			4						●					★		
UCE352	総合河川学	2			2							△				★		
UCE353	資源循環工学	2			2							△						
UCS351	科学技術英語	2			2								●					
UCS352	形式言語とコンパイラ	2			2								⑫			★		
UCS353	コンピュータグラフィックス及び演習	2			2								⑫			★		
UCS354	ソフトウェア開発プロジェクト実習Ⅱ	3			4								●			★		
UCS355	感性情報工学及び演習	2			2								⑫			★		

部門	授業科目 番号	授 業 科 目 名	単位	標準履修年次・毎週時間数						コース毎の履修分類								教職 免許	備 考
				2 年		3 年		4 年											
				前	後	前	後	前	後	CL	AC	CE	CS	ME	JM	EE			
工学 応用科目	UCS356	知的システムⅡ	2				2											★	(全分野)
	UCS357	知的システム演習	1				2											★	
	UCS358	IoT・AIシステム	2				2											★	
	UCS359	IoT・AIシステム演習	1				2											★	
	UME351	応用流体工学	2				2											★	
	UME352	数値シミュレーション	2				2						△	△				★	
	UME353	航空宇宙工学	2				2						△	△				★	
	UME354	機構動力学	2				2						△	△				★	
	UME355	動力エネルギーシステム	2				2						△	△				★	
	UME356	自動車工学	2				2						△	△				★	
	UME357	機械工学演習	1				2						△	△				★	
	UME358	技術英語	2				2						△	△				★	
	UME359	複素関数論	2				2						△	△				★	
	UME360	機械工学実験Ⅱ	1				3						●					★	
	UJM351	メカトロニクス実験Ⅱ	2				4							●				★	
	UJM352	デバイス工学	2				2							⑫				★	
	UJM353	メカトロニクス演習Ⅱ	1				2							△				★	
	UJM354	数値計算	2				2							⑫				★	
	UJM355	運動の力学Ⅱ	2				2							⑫				★	
	UJM356	流れの科学	2				2							●				★	
	UJM357	信号とシステム	2				2							●				★	
	UJM358	信号とシステム演習	1				2							●				★	
	UJM359	コンピュータ制御	2				2							●				★	
	UJM360	組込みアーキテクチャ	2				2							●				★	
	UEE351	電気電子工学実験Ⅳ	2				4									●		★	
	UEE352	電子デバイス工学Ⅱ	2				2									△		★	
	UEE353	パワーエレクトロニクス	2				2									△		★	
	UEE354	マイクロ波工学	2				2									△		★	
	UEE355	光波動工学	2				2									△		★	
	UEE356	高電圧工学	2				2									△		★	
	UEE357	電力発生工学	2				2									△		★	
	UEE358	電機制御工学	2				2									△		★	
	UEE359	未来創造エレクトロニクス研修	1				2									△		★	
			特別教育プログラム科目																
		UCL401	クリーンエネルギー化学特別講義	1					2			△							
	UCL402	クリーンエネルギー実装実習	1					2			△								
	UAC401	無機化学特別講義	1						□	□		△							
	UAC402	有機化学特別講義	1						□	□		△							
	UAC403	物理化学特別講義	1						□	□		△							
	UAC404	分析化学特別講義	1						□	□		△							
	UCE401	土木環境特別講義	1						□	□			●						
	UCS401	コンピュータ理工学特別講義	1	□	□	□	□		□	□									
	UEE401	電気応用実験	1					2								△	★		
	UEE402	電力伝送工学	2					2								△	★		
	UEE403	通信法規	1					1								△			
	UEE404	電気法規及び電気施設管理	1					1								△			
	UEE405	電気設計製図	2					2								△			
工学 特殊科目	UPC201	データエンジニアリング基礎	2	2		2		2			●	●	●	●	●	●	●	★	
	UPC202	AI基礎	2		2		2		2		●	●	●	●	●	●	●	下記説明を参照すること 下記説明を参照すること	
	UPC251	技術者倫理	2		2		2		2		●	●	●	●	●	●	●		
	UPC252	工学科特別講義	1		2		2		2										
	UPC301	インターンシップⅠ	1			□	□	□	□										
	UPC302	インターンシップⅡ	2			□	□	□	□										
	UPC303	地域リーダー養成特別演習Ⅰ	1	2		2													
	UPC352	地域リーダー養成特別演習Ⅱ	1		2		2												
	UPC304	キャリア形成実習Ⅲ	1			□													
	UPC353	キャリア形成実習Ⅳ	1				□												
	UPC307	ベンチャービジネス論	1	□															
	UPC308	PBLものづくり実践ゼミⅠ	2			2										⑫			
	UPC351	PBLものづくり実践ゼミⅡ	2				2									●			
	UPC401	工学科研修Ⅰ	1					2	2	●	●	●	●	●	●	●	●	工学科研修Ⅰ・Ⅱの順序で履修すること (卒業研究と同時履修) 工学科卒業研究Ⅰ・Ⅱの順序で履修すること (工学科研修と同時履修)	
	UPC402	工学科研修Ⅱ	1					2	2	●	●	●	●	●	●	●	●		
	UPC403	工学科卒業研究Ⅰ	3					12	12	●	●	●	●	●	●	●	●		
	UPC404	工学科卒業研究Ⅱ	3					12	12	●	●	●	●	●	●	●	●		
	UPC405	品質管理概論	2					2											★
他学部	LPC105	食物科学入門	2		2													生命環境学部(工学部学生はBクラス) 生命環境学部(工学部学生はBクラス) 生命環境学部(工学部学生はBクラス)	
	LPC109	生物学概論	2			2													
	LPC107	生命研究倫理学	1					1											
その他	UPC203	キャリア形成実習Ⅰ	1	□														※	
	UPC204	キャリア形成実習Ⅱ	1		□													※	

部門	授業科目 番号	授 業 科 目 名	単位	標準履修年次・毎週時間数						コース毎の履修分類							教職 免許	備 考
				2 年		3 年		4 年		CL	AC	CE	CS	ME	JM	EE		
				前	後	前	後	前	後									
そ の 他	UPC305	地域リーダー養成特別実習 1	1	☐	☐	☐	☐											※
	UPC306	地域リーダー養成特別実習 2	1	☐	☐	☐	☐											※
	UPC406	機器分析特別講義Ⅰ A	1					☐	☐									※
	UPC407	機器分析特別講義Ⅰ B	1					☐	☐									※
	UPC408	機器分析特別講義Ⅰ C	1					☐	☐									※
	UPC409	機器分析特別講義Ⅰ D	1					☐	☐									※
	UPC410	機器分析特別講義Ⅰ E	1					☐	☐									※
	UPC411	機器分析特別講義Ⅰ F	1					☐	☐									※
	UPC412	機器分析特別講義Ⅰ G	1					☐	☐									※
	UPC413	機器分析特別講義Ⅱ A	1					☐	☐									※
	UPC414	機器分析特別講義Ⅱ C	1					☐	☐									※
	UPC415	機器分析特別講義Ⅲ A	1					☐	☐									※
	UPC416	機器分析特別講義Ⅲ B	1					☐	☐									※
	UPC417	機器分析特別講義Ⅲ C	1					☐	☐									※
	UPC418	機器分析特別講義Ⅲ D	1					☐	☐									※
	UPC419	機器分析特別講義Ⅲ E	1					☐	☐									※
	UPT301	職業指導第一	2			☐	☐										★	※
	UPT302	職業指導第二	2			☐	☐										★	※

●は必修科目（ただしメカトロニクスコースは備考欄に示す分野ごとの科目を修得する） ○に数字は選択必修科目（数字は取得する単位数・

例：⑧と記載している科目の中から8単位を取得する必要がある）

△はコース選択科目 □は集中講義

履修分類の略号

CL：クリーンエネルギー化学コース、AC：応用化学コース、CE：土木環境工学コース、CS：コンピュータ理工学コース

ME：機械工学コース、JM：メカトロニクスコース、EE：電気電子工学コース

備考欄

☆：教職免許（理科）の関連科目 ★：教職免許（工業）の関連科目

ただし、教職免許関連では別表2以外に履修が必要な科目があるので、工学部教育職員免許状履修基準を確認すること。

※：卒業要件外科目

（全分野）（機械）（電気）（情報）はメカトロニクスコース内の分野を示す。

インターンシップⅠは5日間以上、インターンシップⅡは2週間以上で、企業就業体験を伴う内容を実施する場合に履修できる（企業に一定の条件あり）。

3～4年次生を対象とし、夏季休業等の長期休業期間中に実施する。

別表2に記載している他学部科目は、卒業要件に含むことができる。

工学部修学指導制度総取得単位数等基準

別表3

年 次	学 期	成績不振注意	退学勧告
1 年次	前 期	20 単位未満	—
	後 期	35 単位未満	—
2 年次	前 期	55 単位未満	30 単位未満
	後 期	70 単位未満	40 単位未満
3 年次	前 期	85 単位未満	45 単位未満
	後 期	卒研履修要件未修	55 単位未満
4 年次	前 期	卒研履修要件未修	70 単位未満
	後 期	卒研履修要件未修	修学状況不良
5～6 年次	前 期	卒研履修要件未修	
	後 期	卒研履修要件未修	
7 年次	前 期	卒研履修要件未修	
	後 期	修学状況不良	

工学部教育職員免許状履修基準

別表A

教育職員免許状の種類・教科

免許状の種類	教科	学 科 名 等
高等学校教諭一種免許状	理 科	工学科（クリーンエネルギー化学コース及び応用化学コース推奨）
	工 業	工学科（土木環境工学コース、コンピュータ理工学コース、機械工学コース、メカトロニクスコース、電気電子工学コース推奨）

別表B

教育職員免許状取得に必要な科目の単位数

免許状の種類	所 要 資 格	
	基 礎 資 格	最低修得単位数（注）
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること。	59

（注）この他に、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の単位を修得すること。（別表 F 参照）

別表C

教科及び教職に関する科目

科 目 区 分 等			最低修得単位数
教科及び教科の指導法に関する科目（別表D参照）			24
教諭の教育の 基礎的理解に 関する科目等 （別表E参照）	教育の基礎的理解に関する科目		10
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		8
	教育実践に関する科目	教育実習	3
		教職実践演習	2
大学が独自に設定する科目			12
合 計			59

（注） 1 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、最低修得単位を超えて履修した教科及び教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について、併せて 12 単位以上を修得すること。
 2 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。（教育職員免許法施行規則第 5 条第 1 項表備考第 6 号）

別表D

教科及び教科の指導法に関する科目

高等学校教諭一種免許状（理科）

科目区分等		要 求 単位数	科目番号	授業科目名等	単位	必 選	備 考	
教科に関する専門的事項	物理学	2 単位 以上	UPC106 UAC251	基礎物理学（力学） 量子化学	2 2	●		
	化学	8 単位 以上	UPC110 UPC111 UPC114 UPC115 UPC150 UPC151 UCL201 UCL202 UAC201 UAC202 UCL251 UCL252 UCL253 UAC252 UAC253 UCL303 UCL304 UCL305 UCL352	基礎無機化学 基礎有機化学 化学安全と衛生 基礎分析化学 基礎物理化学 化学熱力学Ⅰ 無機化学 材料化学 有機化学Ⅰ 化学熱力学Ⅱ 固体分析化学 有機化学Ⅱ 基礎電気化学 高分子合成 分析化学 電気化学 物理化学実践演習 有機化学実践演習 無機化学実践演習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1	● ●		
	生物学	2 単位 以上	UPC112 UAC355	基礎生物学 生化学	2 2	●		
	地学	2 単位 以上	LEV110 UCL254	地球科学 結晶化学	2 2	●	□	
	「物理学実験、化学実験、 生物学実験、地学実験」	8 単位 以上	UPC152 UCL204 UCL258 UAC255 UCL301 UCL302 UAC307 UAC308 UCL351 UAC356	自然科学実験 入門化学実験 無機分析化学実験 発展化学実験 物理化学実験 電気化学実験 分析化学実験 無機・物理化学実験 クリーンエネルギー化学実験 有機・高分子化学実験	2 2 2 2 3 3 2 2 3 2	●		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		4 単位	UPT303	中等理科教育法	2	●	
				UPT304	中等理科教育法Ⅱ	2	●	

(注) 1 ●印は、必修科目を示す。

2 備考欄の□印の付された科目は、生命環境学部の開設科目を示す。

3 各教科の指導法及び他学部科目で取得した単位は、工学部の卒業要件に含むことができない。

高等学校教諭一種免許状（工業）

科目区分等		要 求 単位数	科目番号	授業科目名等	単位	必 選	備 考
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	16 単位 以上		工学部履修規程別表 1 及び別表 2 において★印を付した授業科目 ただし、次の 2 科目は必修			
			UPC201 UPC405	データエンジニアリング基礎 品質管理概論	2 2	● ●	
	職業指導	4 単位	UPT301	職業指導第一	2	●	
			UPT302	職業指導第二	2	●	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		4 単位	UPT305	工業科教育法Ⅰ	2	●	
			UPT306	工業科教育法Ⅱ	2	●	

(注) ●印は、必修科目を示す。ただし、各教科の指導法に関する科目の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目(★)について修得することができる。また、職業指導第一・第二を除く。職業指導及び各教科の指導法の科目で取得した単位は、工学部の卒業要件に含むことができない。

別表E

教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

高等学校教諭一種免許状（理科、工業）

科目区分等		要 求 単位数	授業科目 番 号	授業科目名	単 位	必 選	備 考
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10単位	UPT101	教育学概論	2	●	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		UPT102	現代教職論	2	●	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		UPT401	学校制度・経営論	2	●	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		UPT103 UPT104	生涯発達教育心理学 青年期心理学	2 2	●	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		UPT201	特別支援教育論	1	●	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		UPT202	教育課程論	2	●	
生徒指導、総合的な学習の時間等の指導法及び 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び 教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8 単位	UPT203	総合的な学習の時間の指導法	2	●	
	特別活動の指導法		UPT204	特別活動論	2	●	
	教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		UPT205	情報通信技術を活用した教育の方法と技術	2	●	
	生徒指導の理論及び方法		UPT206	生徒指導論（進路指導を含む。）	2	●	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		UPT207	学校教育相談論	2	●	
教育実践に関する科目	教育実習	3 単位	UPT402	高等学校教育実習（事前・事後指導 1 単位を含む。）	3	●	
	教職実践演習	2 単位	UPT403	教職実践演習（高）	2	●	

(注) 1 ●印は、必修科目を示す。

2 教育実習 3 単位は、実習校での「教育実習」と「事前・事後指導」との二つの履修から構成されている。教育実習を行うためには、「事前指導」を受講しなければならない。

3 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等で取得した単位は、工学部の卒業要件に含むことができない。

別表F

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

科目区分	開 設 授 業 科 目			備 考
	授業科目名	単位数		
		必修	選択	
日本国憲法	日本国憲法	2		
体育	心身ウェルネスⅠ 心身ウェルネスⅡ	1 1		
外国語コミュニケーション	英語A初級 英語A中級 英語A上級	2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目	データサイエンス入門	2		

(注) 1 上記の授業科目は、全学共通教育科目の開設科目を示す。

卒業等要件表

授業科目区分			必修単位数		卒業研究履修に必要な単位数		卒業に必要な単位数	
全学共通教育科目	ライフスキル科目群		4		30 ^a	96	32	124
	外国語科目群	英語	8	10				
		選択外国語	2					
	情報・数理科目群		2					
	学術科目群	人間と文化	1	8				
		環境と人間	1					
		産業と社会	1					
		平等と公正	1					
	創発 PBL 科目群		4					
展開科目群		2						
専門科目	工学基礎科目部門		18		24	24		
	工学応用科目部門		最大 38 (コースにより異なる)		42 ^b	60	92 ^c	
	工学特殊科目部門		—					
	他学部科目*		—					
	その他（要件外）		—		—	—		

*：履修科目のうち指定された科目（工学部履修規程別表1及び別表2）の単位数を7単位まで算入可

^a：3年次編入生は適用外とする

^b：32単位以上は所属するコースの必修または選択科目の単位から修得すること

^c：所属するコースの必修単位は全て修得すること

細則 1 履修申告に関する細則（工学部）

制 定 平成 16 年 4 月 1 日
最終改正 令和 6 年 12 月 5 日

（総 則）

第 1 条 工学部履修規程第 7 条に定める履修申告に関しては、この細則の規定に定めるところによる。

（申告方法）

第 2 条 履修申告は、学期の始めの指定された期間に、本細則第 11 条「工学部履修申告手続」等によって行うものとする。

第 3 条 集中講義による授業科目の履修申告は、前条の規定にかかわらず、その都度、各授業科目ごとに別に定める「工学部履修申告手続」によって行うものとする。

第 4 条 本学部開設以外の授業科目を履修申告する場合は、次に定めるところによる。

- (1) 他学部の専門科目（工学部履修規程別表 1、2 に記載している授業科目を除く）については、本細則第 11 条に定める「工学部履修申告手続」により、あらかじめ許可を受けなければならない。
- (2) 他の大学（外国の大学を含む。）等の授業科目については、山梨大学学生交流細則の定めるところによりあらかじめ許可を受けなければならない。

（申告の確認）

第 5 条 第 2 条により履修申告した者は Y I N S - C N S 等により、登録内容を確認するものとする。

2 履修登録されていない授業科目については、単位修得を認めない。

（申告の修正）

第 6 条 履修申告の修正は、申告に誤りがあった場合又は履修しようとする授業科目を変更したい場合に、指定された期間内に限り行うことができる。

2 履修人員の偏り、対象学年又はその他の理由により、授業担当教員から申告の修正を指示された者は、当該授業科目の履修申告を修正しなければならない。

（申告の特別措置）

第 7 条 山梨大学学生交流細則により、学年の始期が異なる外国の大学に留学するため、第 2 条の手続きができない者は、留学前に次により手続きを行うことができる。

- (1) 留学前に履修申告した授業科目は、「継続履修願」により授業担当教員及び所属学科（コース）の承認を受けて、帰国後、引き続いて履修することができる。
- (2) 留学後、卒業に必要な卒業論文等の授業科目を履修申告したい場合は、学科（コース）が特に必要と認める場合に限り、「履修申告願」により授業担当教員及び学科（コース）の承認を受けて、帰国後、履修することができる。
- (3) この細則に定めるもののほか、運用を厳格にするために必要な事項は、別に定める。

（二重申告の禁止）

第 8 条 二重申告（授業時間割表において同一時間に並列して開設されている授業科目を、同時に 2 科目以上履修申告することをいう。）は、これを認めない。ただし、集中講義が通常の授業科目と重なる場合、または卒業に必要な授業科目が卒業論文の履修と重なる場合、その他特別な場合で、「二重申告許可願」により許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書によらない二重申告があった場合は、二重申告したすべての授業科目の単位修得を認めない。

（重複申告の禁止）

第 9 条 重複申告（すでに単位を修得している授業科目を、再び履修申告することをいう。）は、これを認めない。

（雑 則）

第 10 条 この細則に定めのない事項については、「成績の通知」等によるものとする。

（工学部履修申告手続）

第 11 条

学生は、専門科目について次のとおり履修申告等を行う。

- ①他学部聴講（ただし工学部履修規程別表 1 及び別表 2 の科目は除く）、二重申告、細則 2 第 3 条（3）に定める再試験許可取消しが必要な場合は、指定の様式により工学域支援課教務担当へ申し出る。（＊ 1）
- ②指定の方法により、指定の期間に履修申告を行う。
- ③履修申告の登録内容を各自確認する。（Y I N S - C N S 等）
- ④修正が必要な場合は、指定の方法により、指定の期間に修正申告を行う。
- ⑤履修の取消が必要な場合は、指定の方法により、指定の期間に履修取消を行う。
- ⑥集中講義の履修申告は、その都度授業科目ごと指定期限内に指定の方法により行う。

○内の数字は、手続きの順序を示す。

①～⑤の実施期日及び方法は、掲示等によって周知される。

また、共通科目の履修申告については、別途指示に従うこと。

（＊ 1）他学部聴講、二重申告、細則 2 第 3 条（3）に定める再試験許可を取消す場合は、指定の様式に基づき、あらかじめ授業担当教員および教育主任等の許可を得なければならない。

成績の通知

履修申告した授業科目の成績は、各学期はじめのガイダンスにおいて、修得単位通知書により本人に通知する。
なお、工学域支援課教務担当窓口においては、学生及び保護者からの成績に関する問い合わせには応じない。

細則2 再試験に関する細則（工学部）

制 定 平成16年 4月1日
最終改正 令和 6年12月5日

（総 則）

第1条 工学部履修規程第9条に定める再試験に関しては、この細則の定めるところによる。

（定 義）

第2条 再試験とは、受験資格のある者が、事故により修了試験を受験できなかった場合、又は修了試験の成績が60点に達しなかった場合、次年度の修了試験の際に再びその者に、受験の機会を与えることをいう。

（再試験の取扱）

第3条 再試験の取り扱いについては、次のとおりとする。

- （1） 本学部の専門科目に属する授業科目については、当該授業科目を担当した教員が許可を与えた場合、1回に限り再試験を認める。この場合には、新規履修申告は不要である。
- （2） 再試験は、その許可を与えた当該授業科目担当教員の指示に従って、同一の授業科目を受験することとする。
なお、再試験の許可を与えた教員の指示が得られない場合については、工学域教育委員会の指示に従うものとする。
- （3） 再試験の許可を取り消し、同一の授業科目を履修申告する場合については、細則1の第11条に定める手続きを行うものとする。

細則3 卒業研究に関する細則（工学部）

制 定 平成16年 4月1日
最終改正 令和 5年12月7日

（総 則）

第1条 工学部履修規程第10条に定める卒業研究の履修その他に関しては、この細則の定めるところによる。

（題 目）

第2条 卒業研究の題目は、所属コースの専門科目に関係の深いものでなければならない。

（申告方法）

第3条 卒業研究の履修申告は、履修申告に関する細則第2条によるものとする。

- 2 前項の履修申告は、あらかじめ指導教員の承認を受けなければならない。
- 3 この細則に定めるもののほか、申告の特別措置については、別に定める。

（指導教員）

第4条 指導教員は、本学部の教授、准教授、講師又は助教でなければならない。ただし、特別な場合、学部長の許可を経て他学部の教授、准教授、講師又は助教を指導教員とすることができる。

（履 修）

第5条 卒業研究の履修は、本学部が定める期間内に終了するものとする。

（審 査）

第6条 卒業研究の審査は、本学部が定める期間の終わりに行う。

細則4 再入学に関する細則（工学部）

制 定 平成16年 4月1日
最終改正 令和 5年12月7日

（趣 旨）

第1条 この細則は、山梨大学学則第11条及び工学部履修規程第9条の2に定める再入学に関し、工学部における取り扱いについて必要な事項を定める。

（再入学の条件）

第2条 再入学の条件については、次のとおりとする。

- (1) 再入学の時期は、学期の始めとする。
- (2) 退学勧告により退学した者については退学後1年以上経たる者を対象とする。
- (3) 再入学するクラスやコース及び学年は、在学時の所属や既修得単位の状況を勘案して決定する。
- (4) 再入学した際は、再入学年次の学生便覧の規程を適用し、既修得単位は審査の上、認める。
- (5) 在学年限については、再入学年次の学生と同じ扱いとする

（再入学の手続及び選考等）

第3条 再入学の手続き及び選考等については、次のとおりとする。

- (1) 再入学を希望する者は、再入学希望日の2カ月前までに工学部教務担当窓口において「再入学願及び理由書」を提出しなければならない。
- (2) 再入学の選考は、教授会が行う。
- (3) 再入学を許可された者には「再入学許可書」を発行する。

（検定料等）

第4条 検定料、入学科及び授業料の額並びに納入に関する事項については、別に定める。

細則5 特別試験に関する細則（工学部）

制 定 平成23年 4月1日
最終改正 令和 6年12月5日

（総 則）

第1条 工学部履修規程第9条に定める特別試験に関しては、この細則の定めるところによる。

（定 義）

第2条 特別試験とは、当該学期内に再度試験の機会を与えることをいう。

（特別試験の取扱）

第3条 特別試験の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 本学部の専門科目に属する授業科目に限り、当該授業科目を担当した教員が指示を与えた場合に限り、特別試験の受験を認める。
- (2) 特別試験を受験するためには、当該授業科目の補講の受講または一定時間以上の自主学習が必要である。補講、自主学習、受験の各詳細は、担当教員もしくは教育主任の指示によるものとする。
- (3) 特別試験の合格者の評価方法は工学域教育委員会で定める。
- (4) 特別試験は本学部が定めた特別試験期間中に実施する。

細則6 教育実習に関する細則

制定 平成30年12月6日

改正 令和5年12月7日

(総 則)

第1条 工学部履修規程第12条の2に定める教育実習の履修、単位認定及びその他に関しては、この細則の定めるところによる。

(履修要件)

第2条 教育実習を履修するためには、実習当該年次において下記の科目及び単位を修得もしくは履修中であることを原則とする。

高等学校教育実習（高等学校教諭一種免許状取得者）

第二欄	各教科教育法	4単位
第三欄	教育学概論	2単位
	現代教職論	2単位
	学校制度・経営論	2単位
	生涯発達教育心理学	2単位
	特別支援教育論	1単位
	教育課程論	2単位
第四欄	情報通信技術を活用した教育の方法と技術	2単位
	生徒指導論（進路指導を含む。）	2単位

(教育実習の内容)

第3条 教育実習は、実習校での実習及び事前・事後指導から成る。

(皆勤の原則)

第4条 教育実習については、前条に定めるすべての日程に出席しなければならない。

(申告日)

第5条 教育実習の履修申告日は、学部長が指定した日とする。

(単位の認定)

第6条 単位の認定は、実習校による教育実習の評価等にもとづいて、本学部が行う。

(その他)

第7条 教育実習の履修を申告する際には、申告者の所属する学科長又は指導教員の承認を必要とする。

地域産業リーダー養成教育プログラム

地域産業リーダー養成教育プログラムは、工学部2,3年次生を対象にして、山梨県内企業の協力のもと高度な専門知識とリーダーシップを有し、地域産業の活性化に向けた一役を担うことができる人材を養成するプログラムです。

1. 目的

山梨県の工業・経済が、地域の福祉と環境に配慮しつつ、将来にわたってさらなる発展をとげるためには、高度な研究・技術開発能力を持って知識基盤社会を支えるとともに、地域の文化、歴史、社会構造、経済問題等を熟知した上で、世界全体を俯瞰的に見てリードできる人材を育てることが最大の課題です。そのために、将来地域の産業界のリーダーとして活躍しようという強い意欲と資質を持つ学生を対象にして、大学・山梨県・産業界が協力した特別科目によって、山梨県の将来を託しうる「地域の中核、世界の人材」を養成します。

2. カリキュラム

地域産業リーダー養成教育プログラムに選定された学生は、高度専門技術者養成のために各コースで用意されているカリキュラムを通して、人間力、専門分野の問題発見・解決能力、プレゼンテーション力、コミュニケーション力を修得するとともに、産学官の協力で用意した別表1に示す特別授業によって企画力、交渉力、異分野・異文化共鳴力を養います。

3. 認定証の授与

以下の条件をすべて満たした者には、卒業時に地域産業リーダー認定証が授与されます。

1. 所属学科の卒業に必要な単位をすべて修得する。
2. 別表1に定める科目をすべて修得する。
3. 「インターンシップⅠ」または「インターンシップⅡ」、あるいはその両方を修得する。

別表1

科 目	内 容	単 位	備 考
地域リーダー養成特別演習1	県内企業の経営者等による会社説明及び懇談を通して県内企業の調査研究を行い、また講義・演習では企画、交渉、コミュニケーション、ビジョン作成のスキルを学び、情報発信の実習を行う。	1	全15回
地域リーダー養成特別演習2	山梨県産業界の経営層、各分野のスペシャリスト、卒業生等を講師に招く講義の企画により、交渉、プレゼンテーション、ネゴシエーションのスキルを学ぶ。	1	全8回
地域リーダー養成特別実習1	県内企業等を見学し、幅広く情報収集し、山梨県内のものづくり産業について理解を深める。	1	企業見学会3日間10社程度 修得した単位は卒業要件外
地域リーダー養成特別実習2	国内外企業等での研修を通じ、幅広い交流、積極的な発言や調査などを行う。	1	修得した単位は卒業要件外
工学科特別講義	複数の実務経験に関する授業を通じて、工学の社会に対する貢献を理解し、工学技術者に課せられた社会に対する使命と責任を洞察する。	1	全8回

工学の社会実践プログラム

このプログラムは、工学科の各コースに所属して専門の基幹科目や応用科目を履修しながら、社会の様々な課題を解決し生活をより良くするためにどのように専門を役立てるか（「工学の社会実践」）について学びます。

1. 目的

社会的課題を総合的見地から自由に思考し続け、社会的課題の解決のため工学をどのように社会実践すればよいのかを考えられる人材を養成します。

2. カリキュラム

他学部や他大学と連携している文科系科目を履修し、県内企業・自治体など外部の有識者の協力も得ながら大学や専門を越えた学びを通じて社会を理解し問題を認識する目を養います。自身の専門性を社会課題にどのように活かすことができるか、実習や研究を通じて探究を重ね、解決に向けて社会に提案します。

3. 修了証の授与

以下の条件をすべて満たした者には、プログラム修了証を発行します。

- (1) 工学科の卒業に必要な単位をすべて修得する。
- (2) プログラム授業科目（別表1）をすべて修得する。

別表1

科 目	内 容	単 位
連携開設科目・他学部科目	連携大学で開講されている科目または工学部履修規程別表1及び別表2の他学部科目	4
PBL 科目	主体性協調性などを養い、社会の課題について自身で考え、実際の工学的課題に取り組むための科目群 キャリア形成実習1 キャリア形成実習2 キャリア形成実習3 キャリア形成実習4 地域リーダー養成特別演習1 地域リーダー養成特別演習2 地域リーダー養成特別実習1 地域リーダー養成特別実習2 工学科特別講義	9

特別教育プログラム

特別教育プログラムは、専門コースの学びに加え、より深化した専門知識の習得が可能となるように設定されたプログラムです。自身が所属するコースに設置されたプログラムに参加することができます。なお、参加要件も含めた内容の詳細についてはプログラムごとに異なりますので、各プログラム担当者へ問い合わせてください。

1. 目的

専門分野を修めるだけでなく、工学系分野の最先端で社会に貢献できる能力を養うためには、さらなる発展的な学修や積極的な活動が効果的です。工学科の各コースに設置された特別教育プログラムでは、興味や意欲を感化する複数の科目の配置や、大学院の一部の専門科目の先取り履修等の制度によって、各専門分野の最先端をけん引しうる人材を養成します。

2. カリキュラム

特別教育プログラムに所属する学生は、プログラムごとに決められた活動の参加や、別表1に示される特定の科目や専門コース毎の修士課程の大学院科目を先取りした履修が可能となります。早期に大学院科目を履修することにより、専門科目への知識や理解が一層深まります。また、大学院進学後は研究活動に集中できるようになり、研究内容をより深化させることや、長期インターンシップへの参加や海外留学等の多様な学びを享受することができるようになります。先取り履修可能な大学院コース専門科目や単位数上限は別表1の通りとなります。（先取り履修による修得科目は大学院進学後に単位認定され、大学院の修了要件に含むことができるようになります。）

3. 特別教育プログラム認定証の授与

以下の条件を全て満たした者には、工学部より特別教育プログラム認定証が授与されます。

1. 4単位以上の大学院専門科目の先取り履修を行い、修得する。
2. 以下a～cのうち一つ以上に該当する活動を行う。
 - a. 卒業研究以外のPBL系の活動への参加（プログラムに設定されている場合）
 - b. 講演会や学会への参加と成果発表への関与
 - c. 論文の投稿（査読の有無および著者順番は問わない。）

別表1

コース名称	プログラム名称	サブプログラム	先取り履修可能な大学院のコース専門科目	開始時期	単位数上限
クリーンエネルギー化学	エネルギー創生化学特別教育プログラム	なし	全ての専門科目	3年後期	なし
応用化学	化学探究特別教育プログラム	なし	全ての専門科目	3年前期	4単位
土木環境工学	土木環境工学特別教育プログラム	地域防災 マネジメント	・土木エンジニアのための力学 ・社会基盤維持管理工学 ・環境保全工学 ・まちづくり工学	3年後期	8単位
		流域環境科学	・地理情報システム ・水文水資源学特論 ・陸水水質評価特論 ・環境浄化技術特論	3年後期	8単位
コンピュータ理工学	AI・データサイエンス 応用特別教育プログラム	なし	全ての専門科目	3年前期	4単位
機械工学	モビリティ工学 特別教育プログラム	なし	・全ての専門科目 ・機械工学特別講義	3年前期	7単位
	バイオメカニクス 特別教育プログラム	なし	・全ての専門科目 ・機械工学特別講義	3年前期	7単位
メカトロニクス	ロボティクス 特別教育プログラム	AIロボティクス	全ての専門科目	3年前期	4単位
		スマート社会	全ての専門科目	3年前期	4単位
		精密工学	全ての専門科目	3年前期	4単位
電気電子工学	未来創造エレクトロニクス 特別教育プログラム	なし	全ての専門科目	3年後期	なし

X 生命環境学部

1 生命環境学部履修規程

制 定 平成 24 年 4 月 1 日
最終改正 令和 7 年 2 月 20 日

(総 則)

第1条 本学部の授業科目及び履修の方法については、この規程の定めるところによる。

(授業科目)

第2条 授業科目は、全学共通教育科目及び専門科目に大別する。

2 全学共通教育科目は、ライフスキル科目群、外国語科目群、情報・数理科目群、学術科目群、創発 PBL 科目群及び展開科目群に区分して開設する。

3 専門科目は、専門基礎科目部門、専門発展科目部門及び専門特別科目部門に区分して開設する。

4 開設する授業科目、単位数及び標準的な履修年次・毎週時間数は、別表のとおりとする。

5 山梨大学学則第 25 条の規定に基づき、他の学部の授業科目を履修することができる。

6 前項に定める授業科目のほか、山梨大学学則第 26 条及び第 27 条の規定に基づき、他の大学（外国の大学を含む。）の授業科目を履修することができる。

(授業時間数)

第3条 各授業科目の 1 単位あたりの授業時間数等については、次のとおりとする。

- (1) 講義・演習による授業科目については、15 時間又は 30 時間
- (2) 実験・実技・実習等による授業科目については、30 時間又は 45 時間
- (3) 卒業論文については、60 時間
- (4) インターンシップについては、1 週間以上（40 時間以上）

(履修方法)

第4条 授業科目の各群及び部門における履修方法は、次条以下に定めるところとする。

(全学共通教育科目の各群における履修)

第5条 全学共通教育科目の各群においては、山梨大学全学共通教育科目等履修規程の定めるところにより、次のとおり履修するものとする。

- (1) ライフスキル科目群から、4 単位以上を修得しなければならない。
- (2) 外国語科目群から、12 単位以上を修得しなければならない。
- (3) 情報・数理科目群から、2 単位を修得しなければならない。
- (4) 学術科目群から、8 単位以上を修得しなければならない。
- (5) 創発 PBL 科目群から、4 単位以上を修得しなければならない。
- (6) 展開科目群を修得すれば全学共通教育科目の単位に含めることができる。

(専門科目の各部門における履修)

第6条 専門基礎科目部門においては、次のとおり履修するものとする。

- (1) 生命工学科においては、別表 1 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 14 単位以上を修得しなければならない。
- (2) 地域食物科学科及びワイン科学特別コースにおいては、別表 2 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 19 単位以上を修得しなければならない。
- (3) 環境科学科においては、別表 3 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 21 単位以上を修得しなければならない。
- (4) 地域社会システム学科及び観光政策科学特別コースにおいては、別表 4 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 9 単位以上を修得しなければならない。

第7条 専門発展科目部門においては、次のとおり履修するものとする。

- (1) 生命工学科においては、別表 1 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 44 単位以上を修得しなければならない。
- (2) 地域食物科学科においては、別表 2 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 27 単位以上を、ワイン科学特別コースにおいては、別表 2 に示す開設授業科目より必修単位を含めた 42 単位以上を、修得しなければならない。
- (3) 環境科学科においては、別表 3 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 15 単位以上を修得しなければならない。
- (4) 地域社会システム学科及び観光政策科学特別コースにおいては、別表 4 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 56 単位以上を修得しなければならない。

第8条 専門特別科目部門においては、次のとおり履修するものとする。

- (1) 生命工学科においては、別表 1 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 10 単位以上を修得しなければならない。
- (2) 地域食物科学科及びワイン科学特別コースにおいては、別表 2 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 11 単位以上を修得しなければならない。
- (3) 環境科学科においては、別表 3 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 14 単位以上を修得しなければならない。
- (4) 地域社会システム学科においては、別表 4 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 10 単位以上を、観光政策科学特別コースにおいては、別表 4 に示す開設授業科目より、必修単位を含めた 12 単位以上を修得しなければならない。

(履修申告)

第9条 履修しようとする授業科目は申告して、その授業科目担当教員の承認を受けなければならない。

2 他学科の授業科目を申告して、その授業科目担当教員の承認を受けることにより、履修することができる。ただし、その修得単位を第 6 条から第 8 条に挙げた単位に含めることはできない。

3 履修申告に関する細則は、別に定める。

(成績評価及び単位認定)

第10条 授業科目の成績評価は、原則として試験等の結果による。

2 成績は100点を満点とする点数により表示する。

3 成績が60点以上の授業科目について所定の単位を認定する。

4 成績を評語により表示する場合には、次のとおりとする。

- (1) S (95 ～ 100)
- (2) S - (90 ～ 94)
- (3) A + (87 ～ 89)
- (4) A (83 ～ 86)
- (5) A - (80 ～ 82)
- (6) B + (77 ～ 79)
- (7) B (73 ～ 76)
- (8) B - (70 ～ 72)
- (9) C + (66 ～ 69)
- (10) C (60 ～ 65)
- (11) F (0 ～ 59 及び未受験)

(総括評価(試験等))

第11条 総括評価(試験等)は、原則として前期・後期の各学期の最終週に実施する。

2 試験等は、それが行われる学期において、その授業科目の授業に3分の2以上出席していなければ、受けることができない。

3 試験等については、特別の理由がある場合、その追試験を願い出ることができる。

4 追試験に関する細則は、別に定める。

(卒業論文等)

第12条 卒業論文等は、4年次以降に履修することとする。

2 卒業論文等の履修に関する細則は、別に定める。

(卒業の要件)

第13条 卒業の要件は、本学に4年(学則第19条の規定に基づき、在学すべき年数を別に定められた場合を除く。)以上在籍し、第5条第1項第1号から第5号に定める単位数を含め、全学共通教育科目を32単位以上、第6条から第8条に定める専門科目を92単位以上、合計124単位以上を修得していることとする。

2 第2条第6項の規定により他の大学(外国の大学を含む。)で修得した単位は、教授会の議に基づき、60単位を越えない範囲で前項に定める124単位に含ませることができる。

(外国人留学生の授業科目及び履修方法に関する特例)

第14条 外国人留学生については、外国語科目群の外国語としては、母語以外の外国語を履修しなければならない。ただし、英語を母語とする者は、外国語科目群の中に開設する日本語を英語に代えることができる。

2 外国人留学生に対しては、外国語科目群の中に日本語科目に関する授業科目を開設する。

また、学術科目群の中に日本事情に関する授業科目を開設する。

(その他の事項)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

生命工学科専門科目

別表1

科目 区分	授業科目 番号	授業科目の名称	単 位	毎週時間数（前期・後期）				備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	
専門基礎科目	学部 共通 科目	LPC100 共生科学入門	2	2 0				●
		LPC108 社会科学入門	2	2 0				
		LPC109 生物学概論	2	2 0				●
		LPC107 生命研究倫理学	1	0 1				●
		LPC117 生物資源実習	1	2				● 集中
		LPC105 食物科学入門	2	0 2				
		LPC110 環境科学概論	2	0 2				
		LPC211 生物資源論	2		2 0			
		LPC212 基礎統計学	2		2 0			
		LPC213 基礎統計学演習	2		2 0			
	理系 共通 科目	LSC100 基礎数学	2	2 0				●
		LSC101 基礎数学演習	2	2 0				●
		LSC103 基礎環境化学	2	2 0				
		LSC108 基礎解析学	2	0 2				●
		LSC109 基礎有機化学	2	0 2				●
		LSC213 基礎物理学	2		2 0			
専門発展科目		LBT101 基礎生化学	2	0 2				●
		LBT102 生物分析化学	2	0 2				●
		LBT103 基礎微生物学	2	0 2				●
		LBT104 創薬概論	1	0 1				●
		LBT105 生命工学オリエンテーション	2	2 0				●
		LBT204 生物有機化学	2		0 2			○ BT
		LBT214 動物解剖生理学	2		2 0			● DS
		LBT207 細胞生理学	2		2 0			●
		LBT202 発生工学	2		0 2			●
		LBT209 応用微生物学Ⅰ	2		2 0			● BT
		LBT210 応用微生物学Ⅱ	2		0 2			○ BT
		LBT211 生化学Ⅰ	2		2 0			● BT
		LFS226 生化学Ⅱ	2		0 2			● BT
		LBT215 分子生物学Ⅰ	2		2 0			●
		LBT216 分子生物学Ⅱ	2		0 2			●
		LBT318 構造生物学	2		0 2			○ BT
		LBT217 生命科学・医学のデータ解析基礎	2		2 0			○ BT ● DS
		LDS331 生命工学データサイエンス	2			2 0		● DS*
		LBT315 バイオインフォマティクス	2			0 2		○ BT ● DS
		LBT301 技術英語	2			2 0		○ BT
		LBT332 分子発生・幹細胞生物学	2			0 2		○ BT
		LBT203 化学実験	2			4 0		●
		LBT325 生化学実験	2			4 0		●
		LBT326 微生物学実験	2			4 0		●
		LBT327 分子生物学実験	2			4 0		●
		LBT328 細胞生物学実験	2			0 4		●
		LBT329 発生工学実験	2			0 4		●
		LBT330 生命工学研究室実習	1			0 2		●
		LBT218 基礎免疫学	1		1 0			○ DS
		LBT219 基礎薬理学	1		0 1			○ DS
		LBT220 基礎神経生化学	1		1 0			○ DS
		LBT221 基礎神経生理学	1		0 1			○ DS
		LBT222 基礎人体生理学	1		0 1			○ DS
		LBT334 ヒトゲノム科学	2			0 2		○ DS
		LBT223 生命統計情報学	2	0 2				●
		LBT333 大規模生命情報解析学	1			0 1		● DS*
		LBT335 基礎産婦人科学	1			1 0		○ DS
		LDS443 実践バイオ・メディカルデータサイエンス	2			2		● DS*
		LFS120 日本の酒学序論	1	0 1				集中
		LFS211 食品成分分析学	2		2 0			
		LFS212 食品製造学	2		2 0			
		LFS227 基礎栄養学	2		0 2			
		LFS311 機能成分学	2			2 0		
		LFS313 栽培植物育種法	2			2 0		
		LFS312 発酵工業学	2			2 0		
		LFS325 食品微生物学	2			2 0		
		LFS317 農作物生理学	2			2 0		
		LFS318 応用栄養学	2			2 0		
		LFS323 農作物病理学	2			0 2		
		LFS326 食品衛生学	2			0 2		
		LEV110 地球科学	2	0 2				
		LSS103 経営学概論	2				0 2	
		LSS104 法律学概論	2				0 2	

専 門 特 別 科 目	UPC252	工学科特別講義	1		0 2			
	LPCK01	キャリアデザイン実践	2			2		集中
	LBT443	科学英語演習Ⅰ	2				2 0	●
	LBT444	科学英語演習Ⅱ	2				0 2	●
	LBT445	特別講義Ⅰ	1			1		集中
	LBT446	特別講義Ⅱ	1			1	1	集中、隔年開講
	LBT447	特別講義Ⅲ	1			1		集中
	LBT341	インターンシップⅠ	1			★		
	LBT342	インターンシップⅡ	1			★		
	LBT449	生命工学卒業論文	6				8 16	●

(必修科目)

バイオ・メディカルデータサイエンス特別コース以外は、●印と●BT 印が必修科目でその全ての単位を修得しなければならない。

バイオ・メディカルデータサイエンス特別コースは、●印、●DS 印、●DS* 印が必修科目でその全ての単位を修得しなければならない。

バイオ・メディカルデータサイエンス特別コースは、○DS から3 単位以上を修得しなければならない。

バイオ・メディカルデータサイエンス特別コース以外は、○BT から8 単位以上を修得しなければならない。

(卒業論文履修要件)

「生命工学卒業論文」を履修するためには、全学共通教育科目と専門科目から合計103 単位以上を修得しなければならない。

さらに、「化学実験」「生化学実験」「微生物学実験」「分子生物学実験」「細胞生物学実験」「発生工学実験」「生命工学研究室実習」を全て修得しなければならない。

(その他)

*印はバイオ・メディカルデータサイエンス特別コースのみ履修できる科目である。

★「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」は、企業就業体験を伴う内容に参加する場合に履修できる。(企業に一定の条件あり)

3 年次を対象とし、夏季休業等の長期休業期間中に参加すること。

集中は集中講義である。

「基礎数学」と「基礎数学演習」は、同時に履修すること。

地域食物科学科専門科目

別表2

科目 区分	授業科目 番号	授業科目の名称	単 位	毎週時間数（前期・後期）				備 考
				1 年	2 年	3 年	4 年	
専門 基礎 科目	学部 共通 科目	LPC100 共生科学入門	2	2 0				●
		LPC108 社会科学入門	2	2 0				
		LPC109 生物学概論	2	2 0				
		LPC107 生命研究倫理学	1	0 1				
		LPC117 生物資源実習	1	2				● 集中
		LPC105 食物科学入門	2	0 2				●
		LPC110 環境科学概論	2	0 2				●
		LPC211 生物資源論	2		2 0			●
		LPC212 基礎統計学	2		2 0			●
		LPC213 基礎統計学演習	2		2 0			●
	理 系 共 通 科 目	LSC100 基礎数学	2	2 0				●
		LSC101 基礎数学演習	2	2 0				●
		LSC103 基礎環境化学	2	2 0				
		LSC108 基礎解析学	2	0 2				○ 1
		LSC109 基礎有機化学	2	0 2				●
		LSC213 基礎物理学	2		2 0			○ 1
専門 発 展 科 目		LBT101 基礎生化学	2	0 2				●
		LBT211 生化学Ⅰ	2		2 0			●
		LFS101 地域食物科学基礎ゼミ	2	2 0				●
		LFS226 生化学Ⅱ	2		0 2			●
		LFS228 基礎生化学実験	2		0 4			●
		LFS222 農作物栽培学	2		0 2			○ 2
		LFS224 農作物生産学	2		0 2			○ 2
		LFS323 農作物病理学	2		0 2			○ 2
		LFS316 ブドウ栽培学	2			2 0		●ワ○ 2
		LFS317 農作物生理学	2			2 0		○ 2
		LFS313 栽培植物育種法	2			2 0		○ 2
		LFS221 ワイン微生物学	2		2 0			●ワ○ 3
		LFS312 発酵工業学	2			2 0		○ 3
		LFS314 食品保蔵学	2			2 0		○ 3
		LFS325 食品微生物学	2			2 0		○ 3
		LFS211 食品成分分析学	2		2 0			○ 4
		LFS212 食品製造学	2		2 0			○ 4
		LFS322 ワイン品質評価学	2			0 2		●ワ○ 4
		LFS227 基礎栄養学	2		0 2			○ 5
		LFS311 機能成分学	2			2 0		○ 5
		LFS318 応用栄養学	2			2 0		○ 5
		LBT214 動物解剖生理学	2		2 0			○ 5
		LFS120 日本の酒学序論	1	0 1				●ワ 集中
		LEV110 地球科学	2	0 2				
		LBT209 応用微生物学Ⅰ	2		2 0			
		LBT202 発生工学	2		0 2			
		LBT204 生物有機化学	2		0 2			
		LSS103 経営学概論	2		0 2			
		LSS228 マーケティングと消費者行動	2			0 2		
		LFS326 食品衛生学	2			0 2		○ 5
		LBT215 分子生物学Ⅰ	2		2 0			
		LBT216 分子生物学Ⅱ	2		0 2			
		LBT315 バイオインフォマティクス	2			0 2		
		LBT318 構造生物学	2			0 2		
		LEV111 生態学	2		0 2			
		LSS222 経営組織論	2		0 2			
		LST107 観光政策科学概論 A	2			2 0		
		LFS371 ワイン製造科学実習	2			0 4		●ワ 集中
		LFW377 ブドウ栽培学実習	2			0 4		●ワ 集中☆
		LFS338 地域食物科学実験Ⅰ	3			6 0		●
		LFS339 地域食物科学実験Ⅱ	3			6 0		●
		LFS344 地域食物科学実験Ⅲ	3			0 6		●
		LFW174 ワイン科学	2	0 2				●ワ☆
		LFW276 ワイン醸造学	1		1 0			●ワ☆
		LFW277 ワイン分析学	1		0 1			●ワ☆
専門 特 別 科 目	UPC252 工学科特別講義	1			0 2			
	LPCK01 キャリアデザイン実践	2				2		集中
	LFS453 科学英語演習Ⅰ	2					2 0	●
	LFS454 科学英語演習Ⅱ	2					0 2	●
	LFS351 インターンシップⅠ	1				★		
	LFS352 インターンシップⅡ	1				★		
	LFS345 地域食物科学ゼミ	1				0 2		● 集中
	LFS455 地域食物科学卒業論文	6					8 16	●

(必修科目)

●印は必修科目でその全ての単位を修得しなければならない。

ワイン科学特別コースは、●印と●ワ印が必修科目でその全ての単位を修得しなければならない。

☆印はワイン科学特別コースのみ履修できる科目である。

○1、○2、○3、○4、○5は、選択必修科目で、それぞれから2単位以上を修得しなければならない。

(卒業論文履修要件)

「地域食物科学卒業論文」を履修するためには、「基礎生化学実験」「地域食物科学実験Ⅰ」「地域食物科学実験Ⅱ」「地域食物科学実験Ⅲ」「地域食物科学ゼミ」を全て修得しなければならない。

(その他)

★「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」は、企業就業体験を伴う内容に参加する場合に履修できる。(企業に一定の条件あり)

3年次を対象とし、夏季休業等の長期休業期間中に参加すること。

集中は集中講義である。

「基礎数学」と「基礎数学演習」は、同時に履修すること。

環境科学科専門科目

別表 3

科目 区分	授業科目 番号	授業科目の名称	単 位	毎週時間数（前期・後期）				備考
				1 年	2 年	3 年	4 年	
専門 基礎 科目	学部 共通 科目	LPC100 共生科学入門	2	2 0				●
		LPC108 社会科学入門	2	2 0				
		LPC109 生物学概論	2	2 0				●
		LPC107 生命研究倫理学	1	0 1				
		LPC117 生物資源実習	1	2				● 集中
		LPC105 食物科学入門	2	0 2				
		LPC110 環境科学概論	2	0 2				●
		LPC211 生物資源論	2		2 0			●
		LPC212 基礎統計学	2		2 0			●
		LPC213 基礎統計学演習	2		2 0			●
	理 系 共 通 科 目	LSC100 基礎数学	2	2 0				●
		LSC101 基礎数学演習	2	2 0				●
		LSC103 基礎環境化学	2	2 0				●
		LSC108 基礎解析学	2	0 2				●
		LSC109 基礎有機化学	2	0 2				
		LSC213 基礎物理学	2		2 0			●
専門 発 展 科 目		LEV102 環境科学基礎ゼミⅠ	2	2 0				●
		LEV103 環境科学基礎ゼミⅡ	2	0 2				●
		LEV110 地球科学	2	0 2				●
		LEV111 生態学	2	0 2				
		LBT102 生物分析化学	2	0 2				
		LBT103 基礎微生物学	2	0 2				
		LSS103 経営学概論	2	0 2				
		LEV220 気象学	2		2 0			
		LEV223 水循環学	2		2 0			
		LEV225 環境科学基礎実験	2		4 0			●
		LEV226 環境情報学及び演習	2		2 0			●
		LEV227 森林環境学	1		1 0			
		LEV228 森林生態学実習	1		2 0			○1 集中
		LEV240 環境科学地域 PBL 実習Ⅰ	1		2 0			環境科学 P
		LEV241 環境科学地域 PBL 実習Ⅱ	1		2 0			環境科学 P
		LEV242 環境科学地域 PBL 実習Ⅲ	1		2 0			環境科学 P
		LBT215 分子生物学Ⅰ	2		2 0			
		LFS211 食品成分分析学	2		2 0			
		LEV230 水圏科学	2		0 2			
		LEV232 大気環境科学	2		0 2			
		LEV237 土壌学実習	1		0 2			○1
		LEV238 植物環境学	2		0 2			
		LEV239 環境毒性科学	2		0 2			
		LEV246 化学物質リスク学	1		0 1			
		LEV247 自然科学と環境	2		0 2			●
		LEV243 環境科学地域 PBL 実習Ⅳ	1		0 2			環境科学 P
		LEV244 環境科学地域 PBL 実習Ⅴ	1		0 2			環境科学 P
		LEV245 環境科学地域 PBL 実習Ⅵ	1		0 2			環境科学 P
		LBT216 分子生物学Ⅱ	2		0 2			
		LFS224 農作物生産学	2		0 2			
		LSS227 エネルギーマネジメント	2		0 2			
		LSS230 環境政治論	2		0 2			
		LSS232 地域計画学	2		0 2			
		LSS240 データサイエンス及び演習	2		0 2			
		LEV347 大気科学実習	1			2 0		○2
		LEV348 環境生物学実習	1			2 0		○2
		LEV360 河川実習	1			2 0		○2
		LEV361 生物多様性科学	1			1 0		
		LEV362 自然保護学	1			1 0		
		LEV369 農地環境化学	1			1 0		
		LEV389 環境科学地域 PBL 演習Ⅰ	2			2 0		環境科学 P
		LEV390 環境科学地域 PBL 演習Ⅱ	2			2 0		環境科学 P
		LFS312 発酵工業学	2			2 0		
		LSS217 行政学	2			2 0		
		LEV363 大気環境保全学	1			0 1		
		LEV365 水処理微生物学および実習	1			0 2		○3
		LEV366 流域管理学および実習	1			0 2		○3
		LEV367 環境データ解析実習	1			0 2		○3
		LEV368 環境アセスメント学および実習	1			0 2		○3
		LEV371 環境科学地域 PBL 演習Ⅲ	2			0 2		環境科学 P

専門 特別 科目	UPC252	工学科特別講義	1		0	2				
	LPCK01	キャリアデザイン実践	2				2		集中	
	LEV288	インターンシップⅠ	1				★			
	LEV289	インターンシップⅡ	1				★			
	LEV388	環境科学特別講義	2				0	2	●	
	LEV383	環境科学演習Ⅰ	2				0	2	●	
	LEV480	環境科学演習Ⅱ	2					2	0	●
	LEV481	環境科学演習Ⅲ	2					0	2	●
	LEV490	環境科学卒業論文	6					8	16	●

(必修科目)

●印は必修科目でその全ての単位を修得しなければならない。

○1、○2、○3印は選択必修科目で、それぞれから1科目以上を修得しなければならない。

(卒業論文履修要件)

「環境科学卒業論文」を履修するためには、専門基礎科目の必修科目と専門発展科目の必修科目を修得しなければならない。

(その他)

★「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」は、企業就業体験を伴う内容に参加する場合に履修できる。(企業に一定の条件あり)

3年次を対象とし、夏季休業等の長期休業期間中に参加すること。

集中は集中講義である。

「基礎数学」と「基礎数学演習」は、同時に履修すること。

(環境科学の社会実践プログラム特別授業科目)

「環境科学P」と記した科目は、環境科学の社会実践プログラムのための特別授業科目であり、プログラム受講者のみ履修することができる。

地域社会システム学科専門科目

別表 4

科目 区分	授業科目 番号	授業科目の名称	単 位	毎週時間数（前期・後期）				備考
				1 年	2 年	3 年	4 年	
専 門 基 礎 科 目	学 部 共 通 科 目	LPC100 共生科学入門	2	2 0				●
		LPC108 社会科学入門	2	2 0				●
		LPC109 生物学概論	2	2 0				
		LPC107 生命研究倫理学	1	0 1				
		LPC117 生物資源実習	1	2				● 集中
		LPC105 食物科学入門	2	0 2				
		LPC110 環境科学概論	2	0 2				
		LPC211 生物資源論	2		2 0			●
		LPC212 基礎統計学	2		2 0			●
		LPC213 基礎統計学演習	2		2 0			
専 門 発 展 科 目		LSS103 経営学概論	2	0 2				●
		LSS214 経営戦略論	2		2 0			○
		LSS222 経営組織論	2		0 2			
		LSS227 エネルギーマネジメント	2		0 2			
		LSS228 マーケティングと消費者行動	2		0 2	0 2	0 2	○
		LSS314 数理計画法	2			2 0		
		LSS332 経営管理論	2			2 0		
		LSS247 マネジメント論	2		2 0	2 0	2 0	
		LSS232 地域計画学	2		0 2			○
		LSS102 経済・経営数学	2	0 2				○
		LSS101 経済学概論	2	0 2				●
		LSS211 マクロ経済学	2		0 2			○
		LSS212 ミクロ経済学	2		2 0			○
		LSS226 経済地理学	2		0 2			
		LSS354 経済分析入門及び演習Ⅰ	2		0 2	0 2	0 2	
		LSS355 経済分析入門及び演習Ⅱ	2		0 2	0 2	0 2	
		LSS213 財政学	2		2 0			○
		LSS224 地方財政学	2		0 2			
		LSS216 政治学概論	2		2 0			●
		LSS217 行政学	2		2 0			○
		LSS229 地方自治論	2		0 2	0 2	0 2	
		LSS230 環境政治論	2		0 2			
		LSS316 政策過程論	2			2 0	2 0	
		LSS233 国際関係論Ⅰ	2		0 2			○
		LSS311 国際関係論Ⅱ	2			2 0		
		LSS104 法律学概論	2	0 2				●
		LSS219 行政法Ⅰ	2		2 0	2 0	2 0	
		LSS235 行政法Ⅱ	2		0 2	0 2	0 2	
		LSS245 民法学Ⅰ	2		2 0	2 0	2 0	○
		LSS246 民法学Ⅱ	2		0 2	0 2	0 2	
		LSS248 憲法Ⅰ	2		2 0	2 0	2 0	○
		LSS333 憲法Ⅱ	2			0 2	0 2	
		LSC100 基礎数学	2	2 0				
		LSC101 基礎数学演習	2	2 0				
		LSS240 データサイエンス及び演習	2		0 2			
		LSS320 社会調査法	2			2 0		○
		LSS261 地域課題解決実践特別講義	2		2 0			地域解決 P
		LSS262 地域課題探究Ⅰ	2		2 0			地域解決 P
		LSS263 地域課題探究Ⅱ	2		2 0			地域解決 P 集中
		LSS264 地域 PBL 演習Ⅰ	2		0 2			地域解決 P
		LSS265 地域 PBL 演習Ⅱ	2		0 2			地域解決 P
		LSS266 地域 PBL 演習Ⅲ	2		0 2			地域解決 P 集中
		LSS357 地域 PBL 演習Ⅳ	2			2 0		地域解決 P
		LST107 観光政策科学概論 A	2	2 0				●観光
		LST108 観光政策科学概論 B	2	2				●観光 集中
		LST211 観光経営論Ⅰ	2		2 0			
		LST212 観光経営論Ⅱ	2		0 2			●観光
		LST223 観光政策論	2		2 0			●観光
		LST213 観光資源保全・活用論	2		0 2			
		LST311 観光地経営論及び実習	2			3		集中
		LFS222 農作物栽培学	2			0 2		
		LFS212 食品製造学	2			2 0		
		LEV110 地球科学	2			0 2		
		LEV111 生態学	2			0 2		
		LEV238 植物環境学	2			0 2		
		LEV239 環境毒性科学	2			0 2		
		LFS120 日本の酒学序論	1	0 1				集中

専 門 特 別 科 目	UPC252	工学科特別講義	1		0	2		
	LPC01	キャリアデザイン実践	2				2	集中
	LSS301	地域社会システム学セミナーⅠ	2				2	●
	LSS352	地域社会システム学セミナーⅡ	2				2	●
	LSS302	地域社会システム学演習	2				0	●
	LST151	観光政策科学基礎実習	1	1				○観光 集中
	LST156	観光政策科学実習 AⅠ	1	1	1		1	○観光 集中／隔年開講
	LST157	観光政策科学実習 AⅡ	1	1	1		1	○観光 集中／隔年開講
	LST158	観光政策科学実習 BⅠ	1	1	1		1	○観光 集中／隔年開講
	LST159	観光政策科学実習 BⅡ	1	1	1		1	○観光 集中／隔年開講
	LST351	観光政策科学特別講義	1		1			集中
	LSS251	インターンシップⅠ	1				★	
	LSS252	インターンシップⅡ	1				★	
	LSS400	地域社会システム学卒業論文	6					●

(必修科目)

●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

観光政策科学特別コースは、●印と●観光印が必修科目でその全ての単位を修得しなければならない。

○印は選択必修科目で、12 単位以上を修得しなければならない。

観光政策科学特別コースは、○印と○観光印が選択必修科目で、○印から 12 単位以上、○観光印から 2 単位以上を修得しなければならない。

(卒業論文履修要件)

「地域社会システム学卒業論文」を履修するためには、「地域社会システム学セミナーⅠ」及び「地域社会システム学演習」を修得しなければならない。

(その他)

★「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」は、企業就業体験を伴う内容に参加する場合に履修できる。(企業に一定の条件あり)

3 年次を対象とし、夏季休業等の長期休業期間中に参加すること。

集中は集中講義である。

「経済分析入門及び演習Ⅰ」と「経済分析入門及び演習Ⅱ」は、同時に履修すること。

「基礎数学」と「基礎数学演習」は、同時に履修すること。

(地域課題解決実践プログラム特別授業科目)

「地域解決 P」と記した科目は、地域課題解決実践プログラムのための特別授業科目であり、プログラム受講者のみ履修することができる。

細則1 履修申告に関する細則

制 定 平成 24 年 4 月 1 日
最終改正 平成 30 年 12 月 13 日

(総 則)

第1条 履修規程第9条に定める履修申告に関しては、この細則の規定に定めるところによる。

(申告方法)

第2条 履修申告は、学期の始めの指定された期間に、別に定める「生命環境学部履修申告手続」によって行うものとする。

第3条 集中講義による授業科目の履修申告は、前条の規定にかかわらず、その都度、授業科目ごとに別に定める「生命環境学部履修申告手続」によって行うものとする。

第4条 本学部開設以外の授業科目を履修申告する場合は、次に定めるところによる。

- (1) 他学部の専門科目については、別に定める「生命環境学部履修申告手続」により、あらかじめ許可を受けなければならない。
- (2) 他の大学（外国の大学を含む。）の授業科目については、山梨大学学生交流細則の定めるところによりあらかじめ許可を受けなければならない。

(申告の確認)

第5条 第2条により履修申告した者は「履修申告確認表」を受理して、申告内容を確認するものとする。

2 前項の「履修申告確認表」に登録されていない授業科目については、単位修得を認めない。

(申告の修正)

第6条 履修申告の修正は、申告に誤りがあった場合又は履修しようとする授業科目を変更したい場合に、指定された期間内に限り行うことができる。

2 履修人員の偏り、対象学年及び対象学科等の相違又はその他の理由により、授業担当教員から申告の修正を指示された者は、当該授業科目の履修申告を修正しなければならない。

(申告の特別措置)

第7条 山梨大学学生交流細則により、学年の始期が異なる外国の大学に留学するため、第2条の手続きができない者は、留学前に次により手続きを行うことができる。

- (1) 留学前に履修申告した授業科目は、「継続履修願」により授業担当教員及び所属学科の承認を受けて、帰国後、引き続き履修することができる。
- (2) 留学後、卒業に必要な卒業論文等の授業科目を履修申告したい場合は、所属学科が特に必要と認める場合に限り、「履修申告願」により授業担当教員及び所属学科の承認を受けて、帰国後、履修することができる。
- (3) この細則に定めるもののほか、運用を厳格にするために必要な事項は、別に定める。

(二重申告の禁止)

第8条 二重申告（授業時間割表において同一時間に並列して開設されている授業科目を、同時に2科目以上履修申告することをいう。）は、これを認めない。ただし、集中講義が通常の授業科目と重なる場合、または卒業に必要な授業科目が卒業論文の履修と重なる場合、その他特別な場合で、「二重申告許可願」により許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書によらない二重申告があった場合は、二重申告したすべての授業科目の単位修得を認めない。

(重複申告の禁止)

第9条 重複申告（すでに単位を修得している授業科目を、再び履修申告することをいう。）は、これを認めない。

(雑 則)

第10条 この細則に定めのない事項については、別に定める「生命環境学部履修申告手続」、及び「成績の通知」によるものとする。

細則2 追試験に関する細則

制定 平成 24 年 4 月 1 日

(総 則)

第1条 履修規程第11条に定める追試験に関しては、この細則の定めるところによる。

(定 義)

第2条 追試験とは、受験資格のある者が、病気、事故、その他やむを得ない理由により試験等を受験できなかった場合等に、受験の機会を与えることをいう。

(追試験の取扱)

第3条 追試験の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 追試験を受けようとする者は、その事由の発生後速やかに、その理由を付した追試験願を、当該授業科目担当教員に提出しなければならない。
- (2) 追試験は、当該授業科目担当教員の指示に従って、受験することとする。

細則3 卒業論文に関する細則

制定 平成 24 年 4 月 1 日

(総 則)

第1条 履修規程第12条に定める卒業論文の履修その他に関しては、この細則の定めるところによる。

(題 目)

第2条 卒業論文の題目は、所属学科の専門科目に関係の深いものでなければならない。

(申告方法)

第3条 卒業論文の履修申告は、履修申告に関する細則第2条によるものとする。

2 前項の履修申告は、あらかじめ指導教員の承認を受けなければならない。

(指導教員)

第4条 指導教員は、本学部の教授、准教授、講師又は助教でなければならない。ただし、特別な場合には、学部長の許可を経て他学部の教授、准教授、講師又は助教を指導教員とすることができる。

(履 修)

第5条 卒業論文の履修は、本学部が定める期間内に終了するものとする。ただし、特別な場合、学部長の許可を経てその期間を延長することができる。

2 前項ただし書による期間の延長は、翌年度の学期または学年の終わりまでとする。

(審 査)

第6条 卒業論文の審査は、学年の終わりに行う。ただし、前条第1項ただし書により、期間の延長を認められた場合は、その期間の終了時に行う。

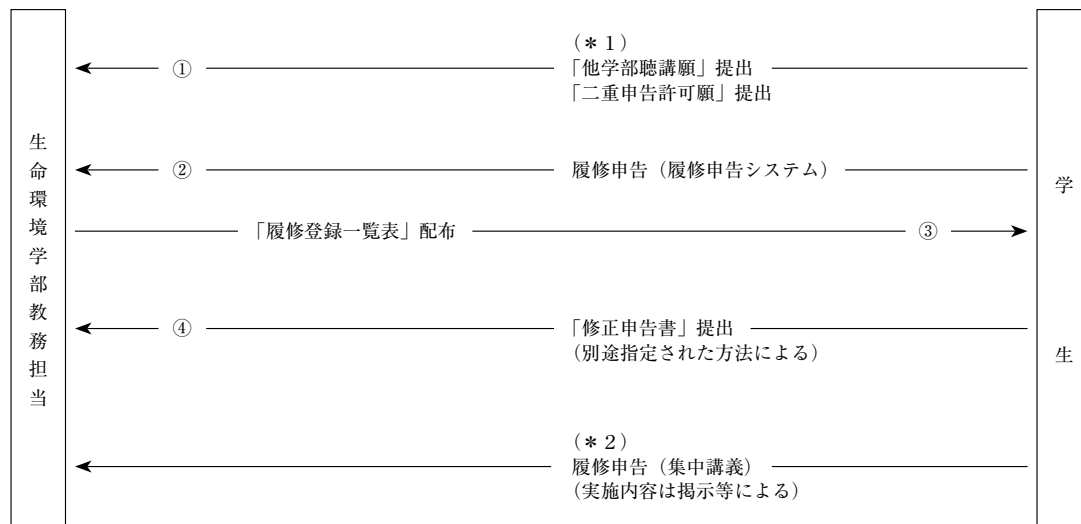
生命環境学部履修申告手続

授業科目の履修方法については、履修規程及び履修申告に関する細則に定められているとおりであるが、その手続については、下記のとおりとする。

1 履修申告

履修申告とは、授業科目を履修し、単位を修得するために授業科目の登録を行うことをいう。この手続が正しく行われないと、授業及び試験等を受けても単位は与えられないので、十分注意すること。

2 履修申告の手続



備考：○内の数字は、手続の順序を示す。

①～④の実施期日は、C N Sなどの掲示によって行われる。

(* 1) 他学部聴講及び二重申告については、指定の様式に基づき、あらかじめ許可を得なければならない。

(* 2) 集中講義の履修申告は、その都度各授業科目ごとに指定された期限内に生命環境学部教務担当窓口にて受け付ける。

成績の通知

履修申告した授業科目の試験等の成績は、前期又は後期授業科目履修申告日前に設定されたガイダンス等において、修得単位通知書により本人に通知する。

なお、生命環境学部教務担当窓口においては、学生からの成績に関する問合せには応じない。

生命環境学部履修規程解説表

数字は単位数

学科区分 授業科目区分			生命工学科			地域食物科学科			環境科学科			地域社会システム学科		
			必修 単位	計	要件 合計	必修 単位	計	要件 合計	必修 単位	計	要件 合計	必修 単位	計	要件 合計
全学 共通 教育 科目	ライフスキル科目群		4	4	32	4	4	32	4	4	32	4	4	32
	外国語 科目群	英語	8	4 〔同一言語〕		8	12		8	12		8	12	
		ドイツ語	4 〔同一言語〕			12			4 〔同一言語〕			12		
		フランス語												
		中国語												
		スペイン語												
		日本語※												
	情報・数理科目群		2	2		2	2		2	2		2	2	
	学術 科目群	人間と文化 (B)	1	8		1	8		1	8		1	8	
		環境と人間 (A)	1			1			1					
		産業と社会 (A)	1			1			1					
		平等と公正 (B)	1			1			1					
	創発 PBL 科目群		4	4		4	4		4	4		4	4	
展開科目群														
選択科目		2	2	2	2	2	2	2	2					
専門 科目	専門基礎 科目部門	学部共通科目	6	92	11	19	92	11	21	92	9	9	92	
		理系共通科目	8		8			10						
	専門発展科目部門		44		44	27(42)		27(42)	15		15	20(28)		56
	専門特別科目部門		10		10	11(11)		11(11)	14		14	10(12)		10(12)

※外国人留学生対象科目

学術科目群については、各テーマから1単位以上、全体として8単位以上を修得すること

テーマ(A)は第1・第3クォーター、テーマ(B)は第2・第4クォーターで開講する授業を履修する

選択科目は、全学共通教育科目の各科目群のいずれかから単位数を修得すること

() は、地域食物科学科においてはワイン科学特別コース、地域社会システム学科においては観光政策科学特別コース

環境科学の社会実践プログラム

このプログラムは、環境科学科に所属して専門の基幹科目や応用科目を履修しながら、社会の様々な課題を解決し生活をより良くするためにどのように専門を役立てるか（「環境科学の社会実践」）について学びます。

目的

自然と社会は地域スケールでも世界スケールでも相互に影響し合っています。自他の地域の多様性とながりの連関事例を経験から学び、思考を深め、環境破壊や自然災害による恩恵の喪失を減らしつつ、風土に根ざした持続的な農林水産業の提案や居住空間の創出など、自然と社会の価値を再発見、再構築、あるいは新たに創造する人を育成します。

カリキュラム

実践を通して身体経験と思考を重ね、主体的かつ対話的に学びを繰り返します。同時に、外部の協力者を交えて大学や専門を越えた学びを進展させ、自然と社会、世界と地域の多様性と関係性を受けとめながら課題解決と自己実現へ向かう動機を育みます。

修了証の授与

以下の条件をすべて満たした者には、プログラム修了証を発行します。

1. 環境科学科の卒業に必要な単位をすべて修得した者
2. プログラム授業科目（別表1）をすべて修得した者

別表1

科 目	内 容	単 位
PBL 科目	現場と大学の往復により、主体的、越境的、かつ対話的に社会課題の解決と自己実現へ向かう動機を育む科目群 環境科学地域 PBL 実習Ⅰ 環境科学地域 PBL 実習Ⅱ 環境科学地域 PBL 実習Ⅲ 環境科学地域 PBL 実習Ⅳ 環境科学地域 PBL 実習Ⅴ 環境科学地域 PBL 実習Ⅵ 環境科学地域 PBL 演習Ⅰ 環境科学地域 PBL 演習Ⅱ 環境科学地域 PBL 演習Ⅲ	12

（注）「環境科学地域 PBL 実習Ⅰ～Ⅲ」は、同時に履修すること。

「環境科学地域 PBL 実習Ⅳ～Ⅵ」は、同時に履修すること。

「環境科学地域 PBL 演習Ⅰ・Ⅱ」は、同時に履修すること。

PBL 科目は、「環境科学地域 PBL 実習Ⅰ～Ⅲ」、「環境科学地域 PBL 実習Ⅳ～Ⅵ」、「環境科学地域 PBL 演習Ⅰ・Ⅱ」、「環境科学地域 PBL 演習Ⅲ」の順で修得すること。

地域課題解決実践プログラム

このプログラムは、地域社会システム学科に所属して、専門の基幹科目や応用科目を履修しながら、地域社会のさまざまな課題を解決し生活をより良くするためにどのように専門を役立てるか（「地域課題解決実践」）について学びます。

目的

VUCA 時代と呼ばれる先の見通しにくい社会環境においても、地域の社会的な課題について考えをめぐらし、思考と対話と実践の往復運動のなかから、新時代にふさわしい価値創造の担い手となり得る人を育成します。

カリキュラム

自由な思考を可能とする教養と社会に対する確かな理解を土台に、地域づくりやソーシャルビジネスなどさまざまな現場での学びを積み重ねることとで、地方創生の新たな姿を探っていきます。

修了証の授与

以下の条件をすべて満たした者には、プログラム修了証を発行します。

1. 地域社会システム学科の卒業に必要な単位をすべて修得した者
2. プログラム授業科目（別表1）をすべて修得した者

別表1

科 目	内 容	単 位
PBL 科目	主体性協調性などを養い、社会について自身で考え、実際の社会科学的課題に取り組むための科目群 地域課題解決実践特別講義 地域課題探究Ⅰ 地域課題探究Ⅱ 地域 PBL 演習Ⅰ 地域 PBL 演習Ⅱ 地域 PBL 演習Ⅲ 地域 PBL 演習Ⅳ	14

（注）「地域課題解決実践特別講義」「地域課題探究Ⅰ～Ⅱ」は、同時に履修すること。

「地域 PBL 演習Ⅰ～Ⅲ」は、同時に履修すること。

PBL 科目は、「地域課題解決実践特別講義」「地域課題探究Ⅰ～Ⅱ」、「地域 PBL 演習Ⅰ～Ⅲ」、「地域 PBL 演習Ⅳ」の順で修得すること。

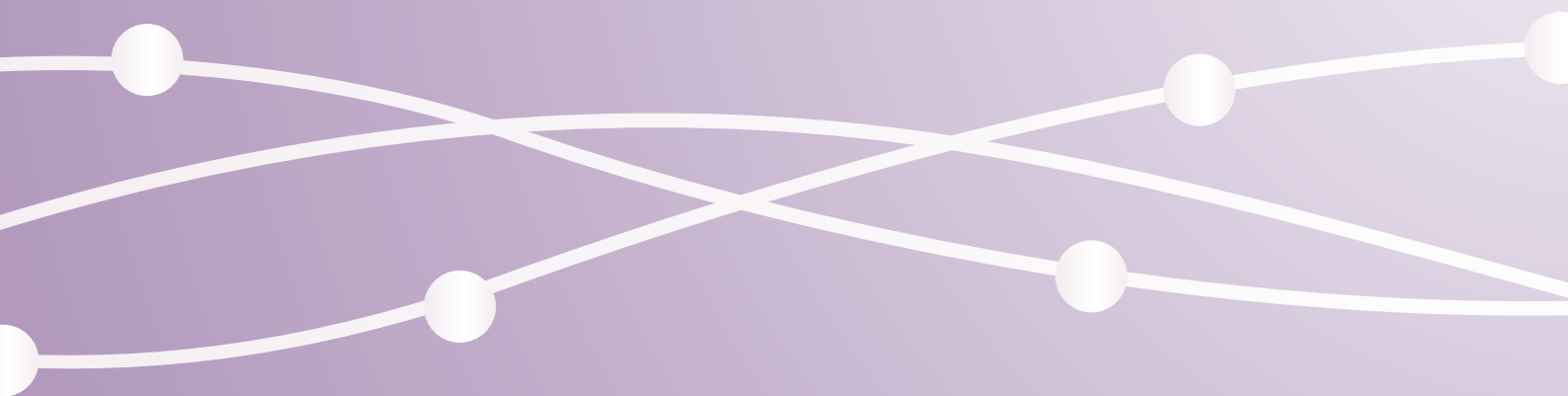
令和7年3月25日 印刷
令和7年4月1日 発行

山 梨 大 学

教学支援部教務企画課

甲府市武田4丁目4-37

電話 055-220-8043



2025

令和7年度 学生便覧

山梨大学